

発刊登録番号
12-B552783-000027-10

2019年国家知識財産委員会年次報告書

(仮訳)

2020年3月

国家知識財産委員会

知識財産戦略企画団

Presidential Council on Intellectual Property

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2019年国家知識財産委員会年次報告書(2020年3月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(http://www.ipkorea.go.kr/information/report_list.do)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2019年度の知的財産主要政策の成果

国家知識財産委員会は国の知的財産施行計画の点検・評価及び財源配分方向の実効性を高め、課題体系とIP財政事業体系との連携を強化するため、国家知的財産施行計画の課題体系を改編した。これにより5大戦略及び21の重点課題に対する各部処別・自治体の政策成果を点検し評価を行った。

1 市場ニーズを反映した強いIP戦略の資産化

優秀な知的財産(Intellectual Property、IP)の創出を促進するため、特許庁、科学技術情報通信部等の関係部処はIP-R&D事業を遂行した。課題発掘の段階からイノベーション成長動力分野¹における政府R&D戦略の策定及び優秀特許の確保戦略を支援する政府R&D特許戦略支援事業を拡大した。また、事業化有望技術に対する追加R&D支援により技術移転又は直接事業化を促進した。

さらに、IP取引及び金融活性化のため、既存の一回性の特許ポートフォリオ構築支援事業一部を投資一回収一再投資方式の持続可能な特許ギャップファンドに転換し、IP担保融資銀行の回収リスクを軽減するため、銀行が保有した特許を購入する回収支援事業の運営のための根拠法令を制定した。また、優秀特許技術を保有した中小・ベンチャー企業を対象にマザーファンドを通じた資金を投資してイノベーション成長及び雇用創出を促進した。

一方、新技術分野において企業の標準特許創出を支援し、海外市場の確保を促進させるため、課題発掘の段階で標準特許を確保して有望技術を導出し、研究遂行段階で標準特許戦略の策定を提示する等、課題の段階別における標準特許の確保戦略を支援した。また、ICT分野における公式国際標準化機構の主導権確保及び対応を支援するため、情報通信放送標準開発支援事業を運営し、国際標準化機構の議席数265席を確保した。

この他にも、共同研究機関のIP経営戦略を高度化にし、保有特許の資産管理を強化するため、各々政府出資研究機関の特性に合うIP経営戦略コンサルティング及び技術移転専担組織(TLO)の能力強化、未活用特許管理等を支援した。

2 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化

予備創業者の「知的財産を基盤とする創業」コンサルティング及びIP礎プログラムを通じて知的財産基盤の予備創業者を育成し、IP創業Zoneを世宗市に新規で設置した。また、「IPナレプログラム」を通じてIP技術・経営・融合複合コンサルティングを支援し、創業企業460社において計569件の知的財産権が創出された。また、スタートアップ特許バウチャー事業を通じて中小・ベンチャー企業の国内及び海外IPサービス費用を支援し、特許共済事

¹ ①AR/VR、②カスタマイズ型ヘルスケア、③無人機、④ビッグデータ、⑤スマートシティ、⑥再生可能なエネルギー、⑦人口知能、⑧自律走行車、⑨知能型ロボット、⑩知能型半導体、⑪次世代通信、⑫尖端素材、⑬革新新薬

業を推進して中小企業の海外特許出願及び国内外の特許紛争等、知的財産費用負担を分散・緩和し、経営安定基盤を提供できるようにした。商品発売以降 1,000 以上の企業が加入(2019 年 11 月基準)し、知的財産権訴訟保険対比 9 倍以上の安全網を提供する効果を収めることができる」と期待される。

これとともに、中小企業技術革新開発事業を実施して R&D 段階ごとに IP 戦略を策定、権利化、IP 活用等 3 段階の支援及び全周期における管理を支援した。また、創業企業の技術革新能力向上のための R&D 支援と技術保護及び事業化への成功率を高めるための IP 戦略等、パッケージ支援を通じて創業企業の先制的 R&D 能力の確保及び技術保護戦略の構築により、優秀技術を有する創業企業の流入及び事業化を促進した。

最後に、中小企業の IP 及び技術保護の強化に向けた法的基盤を設けるため、知的財産法律及び関連法令の改正を推進した。特許法、不正競争防止法の改定により、故意的な特許侵害及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入した。また、産業技術保護法の改正により国家中核技術及び産業技術流出に対する処罰を強化し、故意的な産業技術侵害に対する懲罰的損害賠償を強化した。この他にも技術資料の提供・流用行為に関する審査指針を改正し、技術資料の第三者「流出」行為を明示的に禁止して技術資料の成立要件としての秘密管理性の要件を緩和した。

3 国内知的財産のグローバル進出支援の強化

国内における知的財産のグローバル進出を支援するために海外知財権保護活動を支援し、国際協力を強化する等の様々な政策が実施された。関税庁の知財権告示²改正により税関の知財権保護申告提出書類及び有効期間関連の規制を緩和する等、税関における知財権保護のための手続きを改善し、日中韓の関税庁長会議及び実務者会議を行い、3 国間の知財権侵害摘発情報を交換して合同取締りを実施した。また、海外知的財産センター(IP-DESK)を新規に開所して 15 の IP-DESK で相談、出願支援、紛争対応等を提供し、未設置地域である東南アジア、北米等の国で知財権教育を実施した。

企業の知的財産創出促進によりグローバル知的財産能力を強化するため、グローバル IP スター企業の育成事業を通じて地域の特化・戦略産業群中心の輸出有望中小企業をグローバル IP スター企業に選定・支援し、海外権利化、カスタマイズ型 IP マップの作製等、海外権利の確保を支援した。

さらに、韓流コンテンツの海外進出拡散のためにタイ、ドバイで韓流博覧会を開催し、K-コンテンツエキスポ開催地域を拡大した。世界知的財産所有権機関(WIPO)の信託基金支援事業を通じて著作権保護人材ワークショップ及び著作権小地域会議を開催し、アジア出版人のメンタリング事業等を推進することによって、韓国の著作権体系に対する認識を向上した。

一方、サウジアラビア、イラン等へ韓国企業の進出が拡大する新興国を対象に、情報システムの開発、現地審査官の能力開発産業を推進し、韓国の IP 行政サービスを普及した。また、審査品質の向上及び国家間の重複業務を防ぐため、ユーラシア特許庁、ペルー、ベトナム、サウジアラビア等の国と特許審査ハイウェイ(PPH)を施行し、英国と特許協働審査プログラ

² 知的財産権の保護のために輸出入通関事務処理に関する告示[関税庁告示第 2019-1 号、2019.1.14.、一部改正]

ム(CSP)の手続きに合意して細部手続き及び情報共有方式等について意見交換を続けている。

この他にも生物遺伝資源の確保及び生物資源の利用・管理基盤を構築するために国家生物種目録1,801種を追加で構築し、「国家生物種目録集」を発刊した。また、関係部処合同による法律支援団を発足し、中小企業を中心にカスタマイズ型ABSコンサルティング、実務対応能力の育成プログラム等を実施することにより、国内企業の名古屋議定書対応力と認識を高めた。さらに、獣医遺伝資源の活用のための管理システム(KVCC)の運営、遺伝資源情報及び管理標準マニュアルの普及を通じて品質管理標準化の促進、養殖水産物の戦略品目育成事業及びGolden Seedプロジェクト等を行い、品種保護戦略種子の開発及び種子自給率の向上を図った。

4 デジタル環境の創作に対する公正共存エコシステムの造成

デジタル著作権侵害から創作者を効果的に保護するため、著作権分野別の調整部及びソウル中央地方法院等法院連携の調停を運営し、ソウル西部地方法院と法院連携調停のMOUを締結して著作権調停制度の利用活性化及び迅速な解決を支援した。また、著作権の未来戦略協議体を運営して新しいネットワーク環境と人工知能、ブロックチェーン等の分野別著作権の争点を導出して法制度の改善方策を模索した。これに加え、教科用図書の補償金基準告示改正を行って、補償金を対2016年比40%引き上げて創作者の収益拡大を推進した。

便利な著作物の流通環境を構築し、共有・公共著作物の利用活性化を図るため、信託管理団体を中心に支援してきた取引所のシステムを代理仲介業界にまで拡大し、民間が活用可能な形態の自由利用著作物をさらに拡大した。教育機関における著作権法廷紛争の共同対応及び支援を通じて教育機関(ソウル教育庁)がフォント訴訟において初めて勝訴する成果を達成した。

また、文化コンテンツの投資拡大のためにコンテンツの価値評価適用対象を既存の5分野(ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル)から7分野(音楽、e-ラーニングを新規に追加)に拡大して107件内外のコンテンツ価値評価サービスを提供し、コンテンツ価値評価連携ファンドの結成を通じて総額で300億ウォン規模の投資財源を確保した。

最後に、正当な補償文化を定着させるために職務発明制度の拡散を推進した。発明振興法の改正を通じて非公務員の職務発明補償の根拠を設け、研究機関における放棄特許の死蔵防止等を明示し、所得税法令の改正を通じて職務発明補償金に対する非課税の優遇を拡大した。また、「2019年度公企業・準政府機関の予算編成指針」の改正を通じて公共機関の全体人件費において、人件費の引き下げなしで職務発明補償金を拡大できるようにしたことによって、公共機関が職務発明補償を拡大することができる基盤を設けた。

5 人と文化中心の知的財産基盤構築

第一に、実務及び創業連携の知的財産専門人材育成のための教育プログラムを実施した。全国3地域(大田、江原、釜山)の9大学で知的財産講座を開設するとともに、17大学をIP教育先導大学に選定し、知的財産の正規教科目の開設を通じて知的財産専門人材を育成した。

また、創業保育センター入居企業を対象にカスタマイズ型の知的財産教育を試験的に実施し、中小・中堅企業等を対象に協会団体協力型の IP 教育を実施して国内外の出願戦略、紛争事例の提示等、技術分野別のカスタマイズ型の教育を提供した。

第二に、発明、特許の素養教育を強化するとともに、著作権尊重文化の拡散のために発明教育事業を拡大して施行し、圏域別の著作権教育とコンサルティングを提供した。発明教育センター(201 ヲ所)を拠点に小中高校性を対象に創意発明教育を提供し、追加で発明教育センター5 ヲ所を新規に設置した。また、知的財産基盤の次世代英才企業である育成事業を通じて発明英才特化教育を提供し、職業系高校の発明教育のために発明・特許特性化高校6校を運営及び IP マイスタープログラム教育を運営した。また、産業従事者及び予備創業者を対象にインターネット、放送、ゲーム等の第四次産業革命関連の新技术分野における著作権教育課程を運営し、中小企業を対象に著作権産業現場サービスを通じて著作権教育及び相談を拡大して運営した。

第三に、第四次産業革命の到来による産業構造の変化に能動的に対応するため、特許審査インフラを整備して専門能力を高めた。審査品質の改善に向けて特許審査官を56名増員して融合複合技術審査専担組織を新設した。また、先行技術調査機関の登録制度の導入により、専門機関数が2017年の3機関から2019年の10機関に増加し、合理的な評価・物量割り当て方式の策定を通じて調査の品質向上と安定的な調査事業の基盤を整えた。

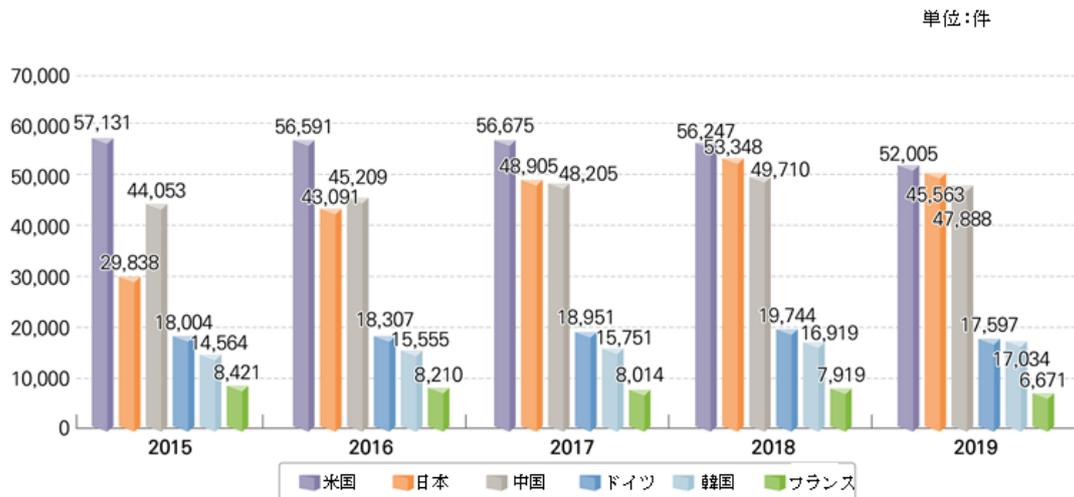
統計から見る知的財産

直近 5 年間の産業財産権出願現況



※出所：韓国特許庁 IPSS 知的財産統計サービス、知的財産統計日報(2019年12月号)
 ※商標は、2010年7月28日の商標法施行令発効以前までは更新登録出願を含む。
 ※2015年から国際出願(PCT、マドリッド、ハーグ)を含む。2014年まではPCTのみ含む。

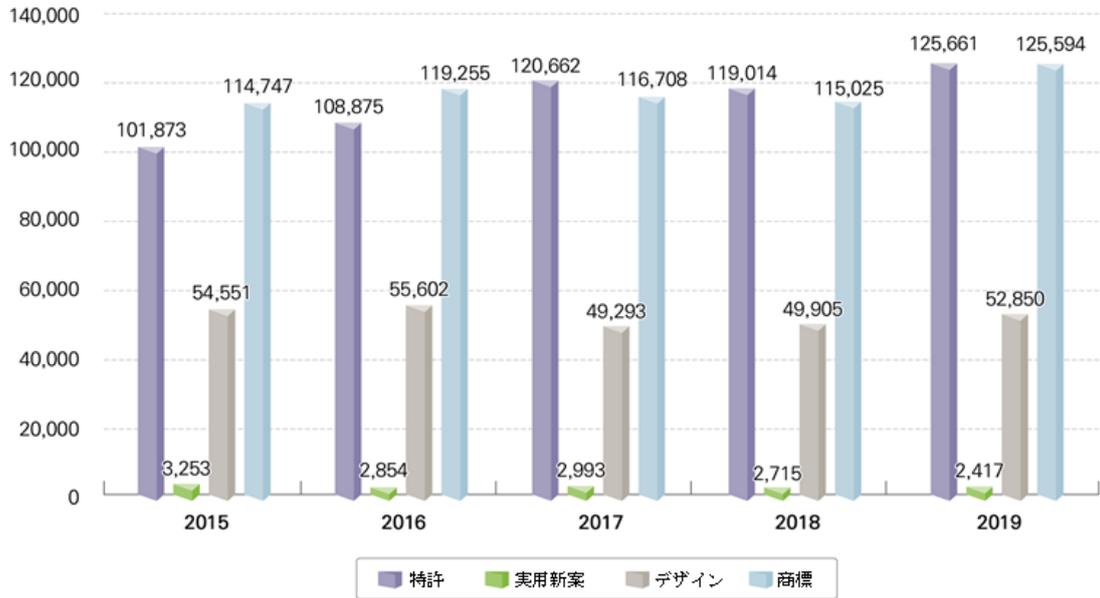
海外特許出願：主要国の PCT 出願現況



※ 出所：WIPO statistics database(2019. 2)

 直近5年間の産業財産権登録現況

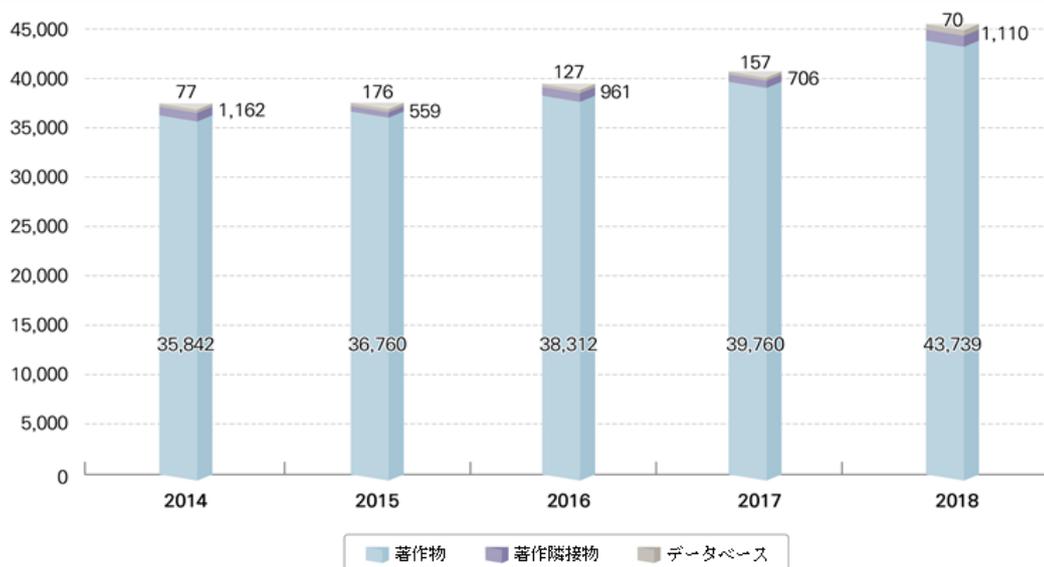
単位：件



※ 出所：韓国特許庁のIPSS知的財産統計サービス、知的財産統計月報(2019年12月号)

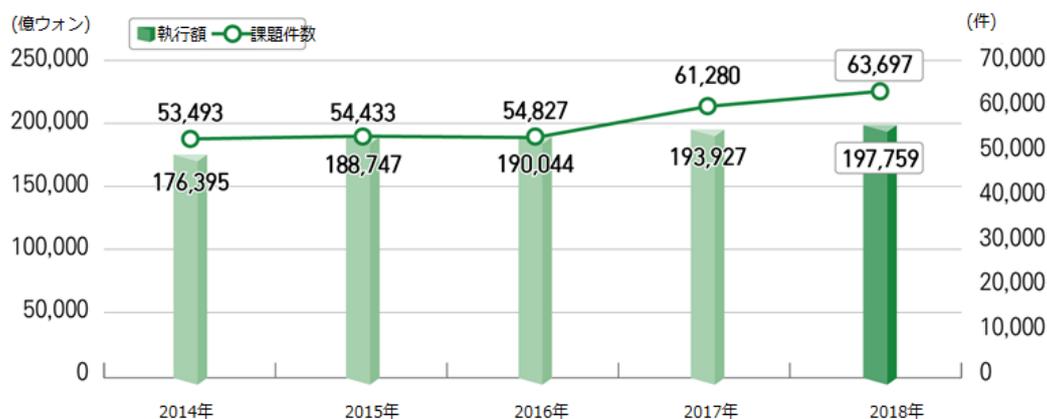
 直近5年間の著作権登録状況

単位：件



※ 出所：韓国著作権委員会

国家研究開発事業の執行額と細部課題件数の変化推移



※ 出所：KISTEP、2018年度国家研究開発事業の調査分析報告書

主要国別の研究開発費(R&D)比較

(単位：百万ドル、%)

区分	米国	中国	日本	ドイツ	韓国	フランス	英国	カナダ
研究開発費	543,249	260,494	156,128	112,186	77,896	56,523	43,889	26,592
GDP 対比の割合	2.79	2.15	3.21	3.04	4.81	2.19	1.66	1.55

※出所：科学情報通信部・KISTEP、2018年度研究開発活動調査報告書

※韓国及びカナダは2018年基準、その他の国は2017年基準(OECD)

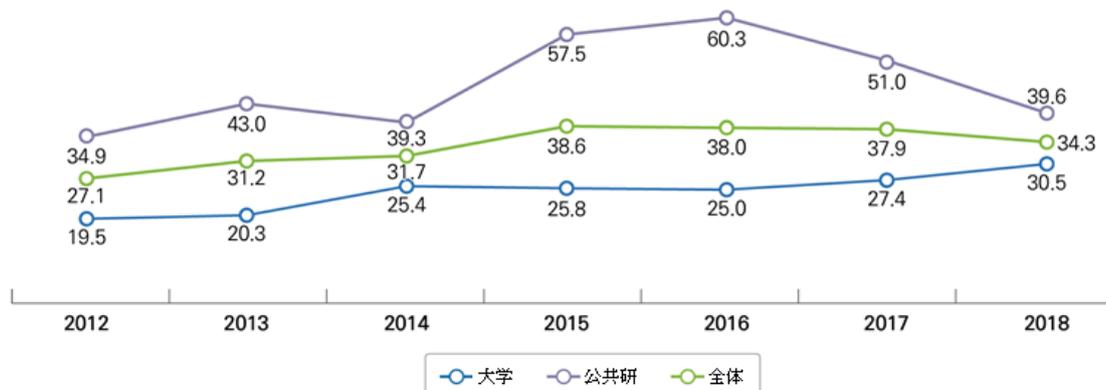
※韓国を除外した OECD 国の統計は2016年基準

大学・公共(研)の技術移転率

(単位：%)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
公共研究所	34.9	43.0	39.3	57.5	60.3	51.0	39.6
大学	19.5	20.3	25.4	25.8	25.0	27.4	30.5
全体	27.1	31.2	31.7	38.6	38.0	37.9	34.3

※出所：産業通商資源部・韓国産業技術振興院・韓国知識財産研究院、2019年技術移転・事業化の実態調査報告書



著作権特別司法警察のソフトウェア取締り現況

区分	年度						
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
取締り機関数	480	431	271	195	300	333	
摘発	機関数	374	350	190	169	256	275
	立件	370	338	190	169	256	275
ソフトウェア設置数	57,662	30,975	10,279	5,135	3,293	2,886	
コピー数量	12,446	9,372	3,050	3,024	2,436	2,156	
違法コピー率	21.58	30.26	29.67	58.89	73.98	74.71	

※出所：文化体育観光部著作権保護課

コンテンツ輸出額：コンテンツ産業輸出額の年度別現況

(単位：千ドル)

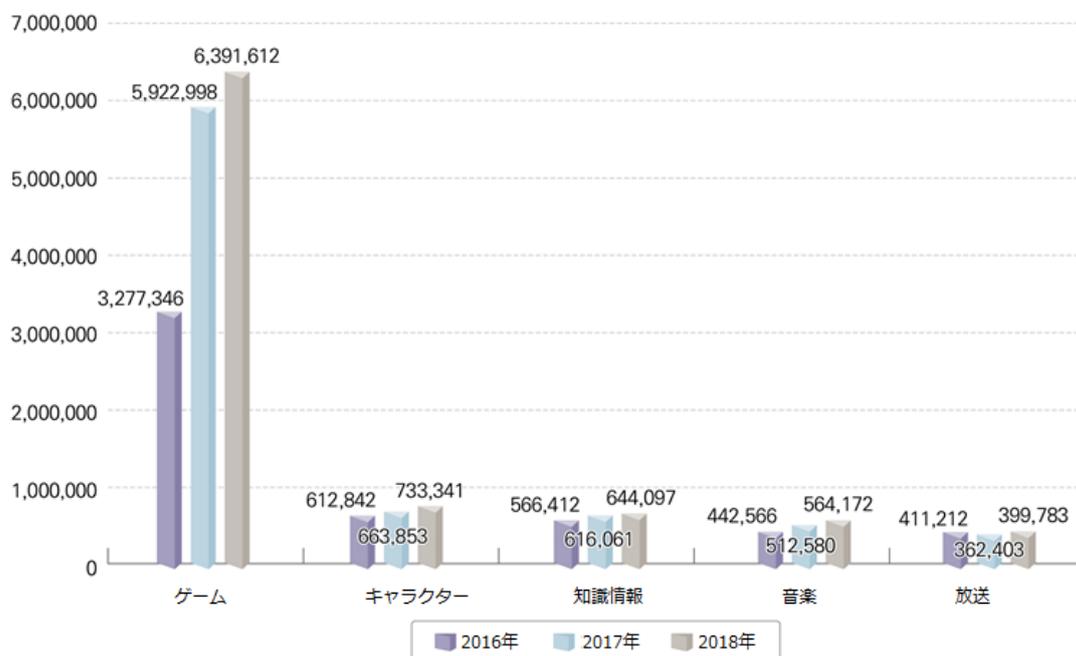
区分	年度					
	2015年	2016年	2017年	2018年 上半期	2018年 下半期	2019年 上半期
出版	222,736	187,388	220,951	99,607	149,384	101,290
漫画	29,354	32,482	35,262	20,097	20,248	22,678
音楽	381,023	442,566	512,580	229,790	334,382	260,700
ゲーム	3,214,627	3,277,346	5,922,998	3,250,051	3,141,561	3,330,327
映画	29,374	43,894	40,726	27,424	14,183	28,027
アニメーション	126,570	135,622	144,870	49,670	123,407	61,817
放送	320,434	411,212	362,403	142,782	257,001	170,558
広告	94,508	109,804	93,230	35,157	63,766	37,514
キャラクター	551,456	612,842	663,853	297,717	435,624	381,171
知識情報	515,703	566,412	616,061	273,754	370,343	320,602

コンテンツソリューション	175,583	188,495	201,508	96,206	118,625	98,809
合計	5,661,368	6,008,063	8,814,441	4,522,255	5,028,524	4,813,493

※出所：文化体育観光部、2018年コンテンツ産業の統計調査：韓国コンテンツ振興院、2019年上半期コンテンツ産業の動向分析

※2017年の輸出額は国内企業の海外売上高を含んでいるため、以前の年度と単純比較はできない。

※参考：輸出額上位5分野



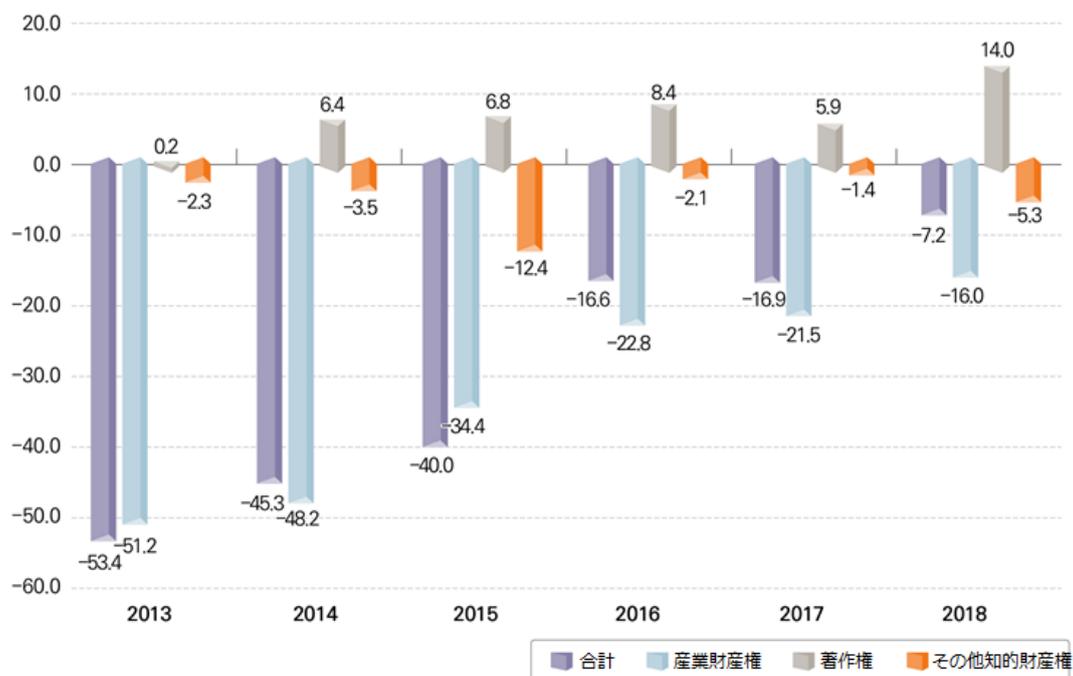
知的財産権の類型別貿易収支推移

(単位：億ドル)

区分	2015	2016	2017	2018p	2017		2018p		2019
					上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
合計	-40.0	-16.6	-16.9	-7.2	-8.3	-8.6	-5.3	-1.9	-8.8
産業財産権	-34.4	-22.8	-21.5	-16.0	-9.2	-12.2	-9.7	-6.3	-14.3
特許及び実用新案権	-25.8	-19.9	-12.0	-16.5	-4.5	-7.5	-9.4	-7.1	-13.4
デザイン権	-4.3	0.1	-1.5	-1.8	-0.7	-0.8	-1.0	-0.9	-0.8
商標及びフランチャイズ権	-4.3	-3.1	-7.9	2.3	-4.1	-3.9	0.7	1.6	-0.1
著作権	6.8	8.4	5.9	14.0	1.7	4.3	6.9	7.2	7.4
文化芸術著作権	-2.9	-2.7	-4.1	-3.5	-1.5	-2.6	-1.7	-1.7	-0.9
研究開発及びソフトウ	9.6	11.1	10.0	17.5	3.1	6.9	8.6	8.9	8.2

エア著作権									
その他知的財産権	-12.4	-2.1	-1.4	-5.3	-0.7	-0.6	-2.5	-2.8	-1.8

※出所：韓国銀行



スイス国際経営開発院 (IMD) : 韓国の知的財産権保護指標

区分		順位		順位の変化
		2018年	2019年	
科学インフラ		7	3	↑4
全体の研究開発投資	定量	5	5	-
GDP 対比全体研究開発投資費の割合	定量	2	1	↑1
国民1人当たり研究開発投資	補助*	14	9	↑5
企業研究開発費の支出	定量	5	5	-
GDP 対比企業研究開発費の割合	定量	2	2	-
全体の研究開発人材	定量	6	6	-
人口千人当たりの研究開発人材	定量	8	5	↑3
企業の全体研究開発人材	補助	6	6	-
人口千人当たりの企業研究開発人材	補助	5	3	↑2
人口千人当たりのR&D研究者数	定量	3	2	↑1
出願人国籍別の特許出願数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人国籍別特許出願数	定量	3	3	-
出願人国籍別の特許登録数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの国籍別権利有効	定量	3	4	↓1

特許権数				
知的財産権の保護程度	アンケート	39	37	↑2

※出所：韓国科学技術企画評価院、2019IMD 世界競争力分析

*補助指標は実際部門別の順位評価には使用されず参考資料のみ活用

 世界経済フォーラム(WEF)：韓国の知的財産権保護指標

評価指標	項目別の順位	
	2018	2019
知的財産権の保護順位	47	50
国家競争力の総合順位(順位/全体)	15/140	13/141

※出所：WEF, The Global Competitiveness Report 2019; The Global Competitiveness Report 2018

 世界革新政策センター(GIPC)：韓国の国際知的財産指数

評価 範囲	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		
	点数/指標数	指標数	順位								
①特許、関連権利及び制限	5.6	6*	5.25	6*	6.25	7*	7.5	8	7.5	8	2
②著作権、関連権利及び制限	4.99	6	4.74	6	4.99	6	5.99	7	5.99	7	6
③商標、関連権利及び制限	4.75	5	4.75	5	6.55	7	5.55	6	5.55	6	3
④営業秘密及び関連権利	2.1	3*	1.85	3*	2.6	4*	1.35	2	1.85	3	17
⑤IP資産の事業化							1.75	3	3.41	6	29
⑥執行	4.49	6	4.73	6	4.92	7	5.01	7	5.01	7	13
⑦システム効率性	-	-	-	-	-	-	3.0	3	3.75	4	2
⑧国際条約加入及び批准	2.0	4	2.0	4	3.0	4	3.0	4	3.0	4	16
総合点数	23.33	30	23.32	30	28.31	35	33.15	40	36.06	45	13
換算点数 (100点満点)	77.77		77.73		80.89		82.87		80.13		

※出所：韓国知的財産研究院、米国の世界革新政策センター(GIPC)国際知的財産指数

2019:韓国の評価結果分析及び示唆点、深層分析報告書第2019-3号(2019.3.28)

※既存の①の特許指標であった「医薬品資料の保護期間」は2018年以降、④の営業秘密指標へ移動したので、韓国知識財産研究院においてこれに合わせて2015年～2017年の細部指標及び結果を再構成した。

第 I 章 知的財産をめぐる政策環境 3

第 1 節 グローバル経済環境と知的財産.....	3
1. グローバル経済環境.....	3
2. グローバル知的財産イシュー.....	6
第 2 節 海外の知的財産政策動向.....	12
1. 米国	12
2. 日本	16
3. 中国	24
4. 欧州	27
第 3 節 国内における知的財産現況.....	30
1. 知的財産創出分野.....	30
2. 知的財産保護分野.....	33
3. 知的財産活用分野.....	35
4. 知的財産基盤分野.....	36
5. 新知的財産分野.....	39

第 II 章 国内における知的財産の政策概観 42

第 1 節 知的財産政策の推進体系.....	42
1. 国家知識財産委員会.....	42
2. 知的財産関連法律.....	43
第 2 節 国家知識財産委員会の主な活動及び成果.....	45
1. 国家知識財産委員会活動の内訳.....	45
2. 国家知識財産委員会の主な案件.....	52
3. 5つの専門委員会の活動及び2020年知的財産政策イシューの発掘	80
4. 特別専門委員会の運営.....	90
5. 国家知的財産ネットワーク (KIPnet) の強化.....	91
6. 政策現場の支援及び広報活動.....	95
第 3 節 各部処の主な活動及び成果.....	99
1. 科学技術情報通信部.....	99
2. 文化体育観光部.....	99
3. 産業通商資源部.....	101
4. 農林畜産食品部、環境部、海洋水産部.....	102
5. 中小ベンチャー企業部.....	103
6. 公正取引委員会.....	103

7. 特許庁	104
第Ⅲ章 国家知的財産戦略	106
第1節 知的財産戦略体系	106
1. 知識財産基本法	106
2. 国家知的財産基本計画及び施行計画	108
第2節 2019年国家知的財産施行計画	110
1. 推進体系	110
2. 2019年度重点方向別の推進課題	111
3. 国家知的財産施行計画の課題体系改編	125
第Ⅳ章 2019年度国家知的財産施行計画の主要成果	128
第1節 施行計画の点検・評価体系	128
1. 概要	128
2. 評価対象	129
3. 評価体系	133
第2節 5大戦略、21大主要課題別の主な推進成果	135
1. 市場需要を反映した強いIP戦略の資産化（戦略1）	135
2. 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化（戦略2）	143
3. 韓国における知的財産グローバル進出支援の強化（戦略3）	154
4. デジタル環境の創作に対する公正共存エコシステムの造成（戦略4）	167
5. 人と文化中心の知的財産基盤構築（戦略5）	174
第3節 今後の政策方向	187
1. 市場ニーズに反映した強いIP戦略の資産化	187
2. 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化	188
3. 国内知的財産のグローバル進出支援の強化	188
4. デジタル環境の創作に対する公正共存エコシステムの造成	189
5. 人と文化中心の知的財産基盤構築	190
第Ⅴ章 2019年度知的財産に関わる主要統計・指標	191
第1節 産業財産権分野	191
1. 出願状況	191
2. 登録状況	196
3. 審査処理状況	197
4. 審判状況	198

5. 政府 R&D の成果.....	199
6. 侵害及び紛争の状況.....	201
7. 特許技術の活用状況.....	202
8. 知的財産インフラ.....	205
第2節 著作権分野	206
1. 著作権登録状況.....	206
2. 著作権の制作及び流通.....	207
3. 著作権の侵害状況.....	209
4. 著作権産業	212
5. その他の著作権.....	215
第3節 その他の知的財産分野.....	221
1. 植物新品種	221
2. 知的財産権の貿易収支.....	223
3. 国際知的財産権保護指標.....	228

第 I 章 知的財産をめぐる政策環境

第 1 節 グローバル経済環境と知的財産

1 グローバル経済環境

グローバル経済成長は昨年に比べその勢いが衰えていることが分かった。生産性部門での増加は史上最低値を記録し、経済的不確実性も相当高い状況である。³国際通貨基金(IMF)によると、世界経済は各国において、成長が同時減速を続けており、2019年の成長率は再び下方修正され、世界金融危機以降で最も低い3.0%と予測されている。各国の景気拡大が同時に行われた2017年の3.8%と比べると深刻な落ち込みといえる。この景気低迷は、高まる貿易障壁、貿易紛争、地政学的な情勢等、継続する経済的・政策的不透明感から起因するといえる。また、2020年における世界経済成長率は3.4%へとやや改善する見込みだが、2020年の成長回復は裾野が狭いのがその特徴である。先進国の成長率は2019年と2020年ともに1.7%に低下する一方、新興市場と開発途上国の成長率は2019年の3.9%から2020年4.6%に上向く見通しである。⁴

主要先進国の場合、2019年に続き成長率の鈍化趨勢が続く見通しである。米国は、米・中貿易紛争関連の不透明感、通貨政策・財政政策の景気浮揚効果の減少等の下向要因が作用しつつ、2019年対比0.3%低い2.0%の成長率が見込まれる。ドイツの景気鈍化の長期化、欧州中央銀行(ECB)通貨政策関連の不透明性、英国のBrexit関連の不透明性等の要因の作用により、欧州地域と英国は2019年並みか、多少鈍化した1.1%と1.0%の成長率が見込まれる。日本の場合は消費税率の引き上げ、世界経済成長の鈍化等により2019年対比0.3%低い0.4%の成長率が見込まれる。中国は政府の構造調整と景気浮揚策にもかかわらず米・中の貿易協定関連の不透明性、中国企業のデフォルトの増加、香港デモの長期化等の下向要因が作用し、2019年対比0.2%低い6.0%の成長率が見込まれる。⁵

表 I-1 <世界の経済成長率展望値>

(単位：%)

年度	世界	先進国				新興国		
			米国	欧州地域	日本		中国	インド
2018年	3.6	2.3	2.9	1.9	0.8	4.5	6.6	6.8
2019年 (予測)	3.0	1.7	2.4	1.2	0.9	3.9	6.1	6.1
2020年 (予測)	3.4	1.7	2.1	1.4	0.5	4.6	5.8	7.0

³ WIPO, 2019 Global Innovation index, July 2019, p xvii (https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_gii_2019.pdf, 2020.1.22. 最終アクセス).

⁴ IMF, World Economic Outlook Update, January 2019 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/01/11/weo-update-january-2019>, 2020.1.22. 最終アクセス)

⁵ 対外経済政策研究院、「2020年世界経済の見通し」、KIEPの本日の世界経済 Vol.19 No.23, 2019.11.11. 3-4面

米国の場合はトランプ政府の執権以降、従前と異なる貿易政策を繰り広げている米国の交易構造に変化があるものとみられる。トランプ大統領は2017年1月に就任して以来、環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership、TPP)の脱退⁶をスタートに、スペシャル 301 条⁷に基づいた中国の知的財産権の侵害調査、企業取引遮断目録(Bureau of Entity List)の登載⁸による技術移転及びライセンス等の取引制限等、貿易関連法令に基づいた一方主義的関税/クォーター等を賦課し、保護主義性向の貿易政策を繰り広げている。本格的に関税を賦課し始めた2018年までは大きな変化がなかったように見えるが、2019年から国別交易量に大きな変化が感知されている。特に、米国が通商紛争の主要ターゲットにしている中国の場合、米国との交易量が目に見えて減少した。⁹

中国の場合、2017年8月に米国がスペシャル 301 条に基づき、中国の知的財産権侵害調査に着手してから、中国産の輸出品に対する関税賦課及び中国の TRIPs 協定違反等を主張した。これにより国際的な紛争となり、現在まで米国と中国間の関税、企業制裁、知的財産権、金融措置等をめぐる紛争に対する協議と協議延期、報復措置の発表¹⁰等の対立状況が続いている。

米国と中国は、知的財産権保護と中国進出の米国企業に対する技術移転の要求禁止、国有企業に対する政府補助金の禁止等の重点イシューに対し立場の違いを依然として見せており、両国の交渉長期化も予想されている。また、米国は両国の1段階の合意を通じて中国製品に対する5%の追加関税の賦課を保留したが、当該合意事項に対する文書化及び最終合意の導出までには不透明な状態が続くという憂慮も提起されている中、貿易緊張局面の持続は不透明感を高め、中国における景気の下向リスクへと作用する可能性が依然として存在すると分析された。¹¹

日本の場合、主要交易国である中国経済の成長鈍化と米国、欧州等の景気鈍化等の要因により、輸出等が多少減少するものと見込まれ、去る2019年10月に発生した台風、地震等のさまざまな自然災害の被害復旧のための共同投資が拡大されると見込まれる。よって、2020年にはグローバル景気の下向及び消費・投資の萎縮のような対内外的な要因によ

⁶ 米国は2008年2月にTPP交渉を開始し、2016年2月に同協定に署名したが、トランプ大統領の就任直後である2017年1月23日に脱退を決めた。

⁷ 1974年に制定された米国通商法(U.S. Trade Act) 301条は、1995年世界貿易機関(WTO)創設以降ほとんど使用されなかったが、米国産業を保護するために米国大統領が単独で課税や他の貿易制裁を加えることができるように許容している。

⁸ 企業リストに対する追加事項は、米国商務部、国防及びエネルギー部管理者で構成されたエンドユーザー検討委員会(End-User Review Committee)により決定され、輸出慣例規定第7444.11条(b)により米国の国家安保や外交政策の利益に反する活動に関与し、又は関与したと認める妥当な事由がある個人、又は団体等が企業リストに追加されることがある。また、同目録に含まれる企業は、今後米国の技術移転、技術契約の場合にライセンスが必ず必要となり、米国の国家安保及び外交政策に害を及ぼすおそれがある場合には、ライセンスの発給が拒絶されることがある。

⁹ 対外経済政策研究院、「2020年世界経済の展望」、KIEPの今日の世界経済 Vol.19 No.23, 2019. 11. 11. 32-33頁

¹⁰ 2018年12月に両国首脳会談において90日間の条件付き貿易戦争の休戦に合意したが、去る2019年6月に中国政府は今回の貿易戦争により国家的な損失が伴い、これに対する責任は全的に米国政府にあると主張する白書を発表した。これに対し米国政府は、非常に失望したという立場を表明し、このような紛争の原因は中国の不公正貿易慣行によるものと指摘し、中国に対する強硬な立場を維持した。

¹¹ 対外経済政策研究院、「2020年世界経済の展望」、KIEPの今日の世界経済 Vol.19 No.23, 2019. 11. 11. 57-58頁

り、2019年対比+0.4%の成長に留まるものと予想される。¹²一方、日本は2019年9月に、米国と自由貿易協定(FTA)の締結に向けた交渉1年目に、新しい米・日デジタル貿易協定(U.S.-Japan Digital Trade Agreement)に最終合意した。同協定はこれまで交渉されたデジタル貿易の障壁の中で最も包括的でレベルの高い貿易協定であって、米国-メキシコ-カナダ協定(USMCA)に似たレベルを維持している。これにより同協定を通じて経済の繁栄と公正かつ均衡の取れた貿易を促し、両国がイノベーション分野において、世界をリードする主要分野の事業を支援するための共通規則を保障する上で役立つものと両国は見通している。¹³

欧州の場合、去る2019年10月に米国貿易代表部(USTR)は、エアバスに対するEUの補助金支給を理由に、世界貿易機関(WHO)から報復関税の承認を受けてEU製品に対する高率関税を賦課する方針を発表¹⁴しつつ、米国は中国に続き欧州連合(EU)に対する通商攻勢を加え始めた。米国とEU間の貿易戦争は不透明性による景気鈍化と結局景気低迷に落ち込む悪影響を及ぼすという憂慮が提起されている。¹⁵このような米国とEUの貿易対立の問題とともに、当初10月31日に予定していたブレグジット(Brexit)の期限が2020年1月31日に延長され、これらと関連した不透明性が持続する中で、2020年の欧州経済成長率は1%に留まるものと予測されている。

現在の経済数値は、昨年の世界知的所有権機構(WIPO)が発表した2018グローバルイノベーション指数(Global Innovation Index)から観測された楽観論とは対照的で不透明性を見せている。グローバル経済成長は昨年及び当初の予想とは異なりモメンタムを失いつつある。¹⁶依然としてイノベーションの重要な動力となる世界投資や生産性の成長は、去る2009年の金融危機と比較してみても確実に不振な状態であり、昨年は全世界における外国人直接投資(FDI)も減少した。労働生産性の増加率は2017年の一時的な回復にもかかわらず、十数年間の沈滞期以降に史上最低を記録した。¹⁷しかし、このようなグローバル経済環境の悲観的な見通しにもかかわらず、全世界的に先進国と開発途上国において研究開発(R&D)及び特許活動等のイノベーションを図ることによって多様な形態のイノベーションが行われている。具体的には、イノベーションは先端技術企業及び技術分野においてのみ行われるのではなく、国の全分野において発生するという認識が高まっており、その結

¹² 対外経済政策研究院、「2020年世界経済の展望」、KIEPの今日の世界経済 Vol.19 No.23, 2019. 11. 11. 51頁

¹³ 米国貿易代表部(USTR) 2019年10月7日報道資料参照(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2019/october/fact-sheet-us-japan-digital-trade-agreement>, 2020.1.22. 最終アクセス)

¹⁴ 米国貿易代表部(USTR) 2019年10月2日報道資料参照(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/october/us-wins-75-billion-award-airbus>, 2020.1.22. 最終アクセス)

¹⁵ 聯合ニュース、ITC総長の「米国戦争時には直ちにグローバル景気が沈滞する」2019年10月17日付け報道記事を参照

¹⁶ IMF, World Economic Outlook: Global Prospects and Policies. World Economic Outlook (WEO): Growth Slowdown, Precarious Recovery. Washington, DC: IMF. 2019; OECD, Interim Economic Outlook: Global Growth Weakening as Some Risks Materialise. OECD Publishing, Paris. Retrieved from <https://www.oecd.org/economy/outlook/global-growth-weakening-as-some-risks-materialise-ECD-interim-economic-outlook-handout-march-2019.pdf>(2019); World Bank, Global Outlook: Darkening Skies. Global Economic Prospects: Darkening Skies. Washington, DC: World Bank. (2019).

¹⁷ Van Ark, 2018; OECD, 2018; Conference Board, 2019. (WIPO, 2019 Global Innovation index, July 2019, pp.2-3(https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_gii_2019.pdf, 2020.1.22. 最終アクセス)から再引用)

果、各国では健全で力動的なイノベーションエコシステム及びネットワークの創造と維持に確実に焦点を合わせている。このような延長線上において過去数年間、開発のレベルと関係なく、国の平均投資と測定されるイノベーション投資が全世界的に増加した。2017年と2018年には知的財産(IP)の使用も最高値を記録した。グローバル R&D 支出も 1996年と2016年の間に2倍以上増加し、世界経済よりも早く成長してきた。2017年には企業 R&D 支出(BERD)が6.7%成長したのに対し、世界政府 R&D 支出(GERD)は5%程度成長した。これは、2011年以降最も大幅な増加率である。このように経済的不透明性にもかかわらず、イノベーション支出は増加してきており、現在の経済循環観点でも大きな変動はないようにみえる。¹⁸

一方、2019年にグローバル経済成長が委縮する中、世界主要国はこのようなグローバル景気低迷から脱皮する解決策として、高付加価値製造業、特に第四次産業革命と関連した先端技術の確保及び保護に対する知的財産政策を策定しており、知的財産を自国の経済成長及び競争力強化のための主要原動力とみている。よって、デジタル技術、自動車、データ処理、人工知能(AI)と関連した画期的なイノベーションが急増しているが、一部ではこのようなイノベーションが中短期的生産性増加に及ぼす影響がそれほど大きくない可能性に対する憂慮が存在する。従って、今後これらイノベーション活動による経済反騰等の効果に対する事項は、持続的に世界動向を観察すべき必要性がある。

2 グローバル知的財産 이슈

1) 産業技術、営業秘密、データ等の強力な保護

米国は最近増加しているネットワーク犯罪に対応し、情報通信技術やサービス供給網を保護するために多様な政策を行っている。2018年9月にトランプ大統領は米国サイバー保安戦略(National Cyber Strategy)を発表した。これは、最近悪意的な国と犯罪者等が米国の知的財産と個人情報等を奪取し、基盤施設を損傷させ、国家的被害を招いていることに対し、サイバー空間で米国の国民を保護するための戦略であり、2003年以来15年目の米国のためのサイバー保安戦略を策定したものである。この戦略は、①米国人、国土、生活の保護、②米国の繁栄、③強力な力を通じた平和維持、④米国の影響力向上という4つの部分で構成され、これを通じて強力に均衡の取れた知的財産権保護システムの構成を目標にしている。また、2019年11月に商務部(DOC)は、情報通信技術及びサービス(Information and Communications Technology and Services, ICTS)供給網(Supply Chain)の保護に向け、行政命令(Executive Order) 13873¹⁹を履行するための規定も提案した。

技術確保の側面で米国国防総省(DOD)は2019年8月に、国防授權法によって中国のような悪意的な行為者に立ち向かって軍事技術を確保し、武器開発の保護に向けた新しいプロジェクトの「知的財産中核グループ(IP Cadre)」を設置し運営する予定であると発表している。IP Cadreは知的財産を獲得して支援する戦略を開発し、技術に対する相手方の契約者と直接会って戦略を実行するとともに、知的財産の価値評価や交渉を支援する役割を遂行する。また、データ権利やデータ保護に対する憂慮を解消するための政府の努力の一環として国防総省の政策を開発する役割を遂行する予定であることを明らかにした。

¹⁸ WIPO, 2019 Global Innovation index, July 2019, p xvii (https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_gii_2019.pdf, 2020.1.22. 最後のアクセス).

¹⁹ この行政命令は、米国の情報通信技術及びサービスに対する脅威に関する「国家非常事態」を宣言し、米国の国家安保や米国民の安全と安保において、許容できない危険が含まれた一連の取引について禁止できる権限を米国商務部長官に委任する内容が含まれている。

中国は自国のデータセキュリティのために2019年5月に、中国国内の企業に対する情報管理基準を強化する内容の「データ保安管理方法(草案)」を発表した。国家安保と社会管理、経済統制等に向け、インターネット運営企業・機関で保有中のデータ提供を要求する場合、企業はデータを提供できるようにすることが目的である。また、中国政府がインターネット運営企業が「重要データ」を発表・共有・取引又は国外に提供する前に必ず保安危険の評価を行い監督管理機関に報告し、承認を受けるようにするためである。²⁰

営業秘密と関連して中国全国人民代表大会は2019年4月に、反不正競争法を改正して営業秘密の定義を修正し、営業秘密の侵害と見做す規定を新設、懲罰的損害賠償制度の導入、営業秘密侵害訴訟における証明責任転換等の規定を新たに導入し、中国内の営業秘密保護を強化した。

日本経済産業省は第四次産業革命時代にデータを安心して安全に活用できるビジネス環境作りに向けて、2018年8月に不正競争防止法を改正した。具体的な改正内容は不正競争行為の類型に限定提供データ²¹の不正取得・使用等の行為を新設、限定提供データの不正取得・使用等に対する民事的救済措置を新設し、既存の不正競争行為類型の中で技術的制限手段の効果を阻害する行為に対する規律を強化した。

欧州でのデータや情報保護の 이슈は2014年3月に、欧州連合(EU)議会がEUの1995年の情報保護指針(95/46/EC)を全面的に改正する規定案を承認した以降から非常に重要視されてきた。これを受けて、EU執行委員会は、欧州のデジタル経済を増進させ、個人の権利を強化するため、一般個人情報保護法(General Data Protection Regulation, GDPR)を2018年5月から施行し、EUに事業場を運営する企業、事業場がなくてもインターネットウェブサイトを通じてEUに居住する住民に物品やサービスを提供する企業等は、同法の適用を受け、法令違反時には課徴金等の行政処分が賦課できるようにする等、強いレベルのデータ保護を図っている。

2) バイオイノベーション

バイオ産業は技術の発展に伴い関連技術との融合を通じ、新しいイノベーションとして脚光を浴びており、主要国は第四次産業革命の延長線としてバイオ産業の発展促進を通じ、国家競争力の強化等を模索している。

米国商工会議所(U.S. Chamber of Commerce, USCC)傘下のグローバル革新政策センター(GIPC)は、最近トランプ大統領が最終署名した米国-メキシコ-カナダ貿易協定(U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement, USMCA)を通じたバイオ医薬品(Biologic Medicines)の革新力強化を提唱しつつ、とりわけ、バイオ医薬品と関連してUSMCA上の医薬品保護機関延長を通じ、革新家が将来の治療剤として開発できるように支援すると強調している。一方、米国食品医薬局(Food and Drug Administration, FDA)はバイオシミラー²²活性化政策を盛

²⁰ 保安ニュース、「中国、『データ保安管理方法』の制定…下半期になる予定」、2019年5月30日報道記事(<https://www.boannews.com/media/view.asp?idx=80013>、2019年12月10日最終アクセス)

²¹ 限定提供データとは、業として営む特定の者に提供した情報の電子的方法(電子的方式、磁気的方式、その他人の自覚によっては認識できない方式で作られる記録であり、電子計算機による情報処理の利用に提供することをいう。)により、相当の量が蓄積管理されている技術上や営業上の情報(秘密として管理されているものは除く。)として規定(改正法第2条第7項)

²² バイオシミラーとは、オリジナルバイオ医薬品の特許期間が終了した後、これを真似て作った類似効能のジェネリック医薬品を意味する。

り込んだ「バイオシミラーアクションプラン(Biosimilars Action Plan, BAP)²³を公表し、バイオシミラー市場参入を阻害する規制改正案等主な4戦略と具体的な11アクションプランを提示した。

中国の場合は、国務院は患者の高い臨床ニーズにより、ジェネリック医薬品の研究開発、生産、流通、使用前の過程と全領域の政策を革新し、ジェネリック供給保障能力を高め、「健康な中国」建設の推進に向け、2018年4月にジェネリック医薬品の供給保障や使用政策革新の完備に関する意見を公表しており、この意見は、ジェネリック医薬品研究開発の促進、ジェネリック医薬品の品質や効果向上、支援政策の完備等で構成されている。一方、先に言及したように、中国はバイオ産業を戦略性振興産業として指定するとともに、知的財産権重点支援産業の目録に含めて関連産業の育成を図っている。

日本はグローバル3位の製薬市場規模を造成している中、日本政府は健康・医療分野を戦略産業として育成すると宣言している。そのためにバイオ医療 R&D 司令塔である国立研究開発法人の日本医療研究開発機関(Japan Agency for Medical Research and Development, AMED)を設立し、再生医療実用化の促進や医薬品承認の加速化等の支援体系の整備を行う予定である。²⁴一方、日本特許庁(JPO)は環太平洋パートナーシップ協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership, TPP)に関する法律²⁵に伴い、特許法第67条等を改正し、特許権の設定登録まで、出願又は審査請求において一定の期間が必要な場合、権利期間を補償して特許権存続期間の延長制度を追加するようにした。同制度には医薬品等の特許存続期間延長の内容が含まれており、医薬品の特許権保護を強化した。

欧州連合は、医薬品の追加的保護証明(Supplementary Protection Certificate, SPC)制度を積極的に改正し、関連産業の保護を強化した。同制度は医薬品の許可等の手続きによって特許を受ける発明の実施ができない場合、その期間だけ最大5年の期間内で特許権存続期間を延長してあげる制度を意味する。欧州議会(European Parliament)は2019年4月に、本会議でSPC制度に製造免除(manufacturing waiver)²⁶を導入するSPC規則改正案を最終的に採択した。

3) 保護貿易等の措置

2019年度の国際知的財産環境は、保護貿易主義の強化と2017年の英国のEU脱退(Brexit)宣言や米国と中国の貿易摩擦等、国際通商環境の不安定な状況が続いている中、これらを克服するために主要国は多角的な方策を模索した。

自国の保護貿易主義及び知的財産権保護と関連して、2019年の最も大きな 이슈は、2018年に引き続き米国と中国の貿易戦争といえる。2017年のトランプ行政府が通商法(U.S.

²³ FDA, 「BIOSIMILARS ACTION PLAN : Balancing Innovation and Competition」, July 2018(<https://www.fda.gov/downloads/Drugs/DevelopmentApprovalProcess/HowDrugsareDevelopedandApproved/ApprovalApplications/TherapeuticBiologicApplications/Biosimilars/UCM613761.pdf>, 2020.1.22. 最終アクセス)

²⁴ 生命工学政策研究センター「日本バイオ・製薬技術及び産業現況 BioINwatch(BioIN+Issue+Watch) : 19-57, 2019. 8. 20.

²⁵ 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

²⁶ 製造免除はSPC期間中に医薬品の製造又は貯蔵行為が特許権侵害にならないことを意味し、SPC規則(Regulation (EC) 469/2009 on SPCs)改正は、欧州連合(EU)の議会、執行委員会、理事会など3機関がすべて関心を持って協力してきた事案である。

Trade Act) 301 条²⁷に基づき中国の知的財産権侵害調査に着手し、2018 年 3 月に中国産の鉄鋼及びアルミニウム等を含む 500 億ドル相当の中国産輸入品(1,102 件)について関税を賦課するようにした。また、これとともに、米国側が中国の技術ライセンス条件が TRIPs 協定を違反したものであると主張したことにより、国際的な紛争が引き起こった。また、米国は第 301 条だけでなく、「中国の経済及び知的財産権戦略報告書(How China's Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World)²⁸を発刊し、中国の知的財産権侵害様相が米国経済とグローバルシステム全体を脅かしていることについて言及した。2018 年 12 月には両国の首脳会談において 90 日間の条件付き貿易戦争の休戦に合意したが、2019 年 6 月に中国政府は、今回の貿易戦争により国家的な損失が発生し、これに対する責任は全的に米国政府にあると主張した白書を発表した。これに対し米国政府は、非常に失望であるという立場を表明し、このような紛争の原因は中国の長い不正貿易慣行にあるという点を指摘した。²⁹一方、米国と中国の一段階の貿易交渉は、2019 年 12 月 12 日基準で両国は貿易合意に署名した中、合意事実に対し相当な進展であると評価される反面、中国の産業スパイ行為と技術移転強要問題等、米中貿易摩擦に対する構造的な問題と民間事案等が今後行われる二段階交渉において取り扱われる予定³⁰であるため、その帰趨が注目されている。

最近日本政府の韓国に対する輸出管理厳格化措置は、半導体・ディスプレイ等の生産に必須的な品目の韓国輸出規定を強化する措置であり、2019 年 7 月に施行され、さらに、8 月に日本政府は「韓国に対する輸出の厳格な管理」を掲げて半導体工程に使われる中核素材 3 種類に対する輸出を統制したのに加え、戦略物資輸出時の手続きを簡素化できるホワイト国から韓国を除外することに決定した。これは、今回の規制対象に関する主な特許と技術を日本企業が先取りしている背景下で行われたもので、韓国政府は対日依存度を画期的に減らし、経済体質を根本的に強化するための恒久的対策として、素材・部品・設備産業の競争力を強化することに最優先的に力を入れる等の対処方策を模索して実施している。これと関連して、大韓弁理士会は「素材部品基盤技術の国産化に向けた基盤特許対策の特別委員会」を発足し、日本企業が保有する基盤特許に対する対策がなければ、当該技術の国産化過程において特許紛争は不可避である。また、特許確保も難航すると判断し、国内企業のための支援を実施する計画であると明らかにする等、民間レベルでも知的財産に関する専門性を活用して、短期的な対策だけでなく長期的な研究開発の戦略策定支援を計画している。³¹

英国のブレグジット(Brexit)と関連して、2016 年 6 月に国民投票を通じて EU 脱退を決定して以来、当初 2019 年 3 月に予定していた脱退は数回延期となり、現時点では脱退日が 2020

²⁷ 1972 年に制定された米国通商法(U.S. Trade Act) 301 条は、1995 年の世界貿易機関(WTO)創設以降からほとんど使用されてなかったが、米国産業を保護するために米国大統領が単独で、課税や他の貿易制裁を加えることができるよう許容している。

²⁸ この報告書は中国の強制技術移転、サイバーハッキングから外国企業の原材料のアクセス封鎖等、中国の不当な貿易慣行について説明している。(https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/06/FINAL-China-Technology-Report-6.18.18-PDF.pdf, 2020.1.22. 最終アクセス)

²⁹ 米国貿易代表部 2019 年 6 月 3 日付け報道資料(https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/june/us-trade-representative-and-us, 2019.12.10. 最終アクセス)

³⁰ ライトハイザー「一段階貿易協議により米国の中国に対する輸出が 2 倍増加する見通し」朝鮮日報 2019 年 12 月 16 日報道記事参
(http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2019/12/16/2019121601213.html)

³¹ 大韓弁理士会 2019 年 8 月 26 日報道資料
(https://www.kpaa.or.kr/kpaa/notification/press/readPressInfo.do?actFG=R&selectedId=43&selectedAddIndex=0&clickPage=45&firstIndex=0&pageIndex=1, 2020.1.22. 最終アクセス)

年 1 月に予定されている中、ブレグジット手続きを公式に行う前の状況において、EU 知的財産制度がブレグジット以降にどのように適用されるかに関する関心が高まっている。

英国政府は 2018 年 2 月にブレグジットに関する協議文素案を通じ、EU の知的財産権を英国内において保護する方策等について発表した。これに続き、英国知的財産庁 (UKIPO) は、2018 年 3 月に「知的財産とブレグジット (IP and Brexit)」を発表し、英国政府の統合特許法院協定に関する意思を確認した。また、同年 7 月には「英国と EU の未来関係」という白書を通じ、特許、デザイン、商標に関する政府決定を公式に発表している。このような英国側の発表により、ある程度の法的不透明性を解消したという評価がある反面、未だ解決されない事項に関する論争は、今後も持続する見通しである。

欧州レベルでは、欧州議会 (European Parliament) は 2019 年 11 月に、欧州司法裁判所 (CJEU) の法理が EU 会員国でない国の欧州統合特許法院協定 (Unified Patent Court Agreement、UPCA) 参画可能性を排除しないという内容の報告書である「欧州連合特許とブレグジット (EU Patent and Brexit)」を発刊した。これは、欧州統合特許法院 (UPC) システム主要国の中の一つである英国が、EU を脱退する場合を備えた EU レベルの対応方案を講じる必要がある状況において、欧州議会司法委員会 (Committee on Legal Affairs) でこの問題に対する研究を要請したものである。この報告書は、英国の EU 脱退協定締結有無にかかわらず、英国が EU を脱退することによって、EU 法及び国際法上の幾つかの知的財産権条項と関連して起こり得るシナリオが含まれており、結論的に、CJEU 法理そのものは英国が EU 脱退後も UPCA 会員国として残る可能性を排除しないが、UPC が EU 法を適用する国際法院であるため、英国が UPCA 会員国として残るためには、英国が先に革新的な法制改革を行う必要があるということを示している。

一方、ドイツ連邦裁判所は 2019 年 3 月に統合特許法院協約批准の違憲可否について年内に決定する予定であると明らかにしている中、UPC 協定に対する憲法訴願審判³²を 2020 年第一四半期に決定する予定であると発表した。

4) 国際協力の強化

知的財産権分野において世界特許出願の約 80% を処理している韓国、米国、日本、中国、欧州特許庁の協力体である IP5 は、毎年未来協力体系を構築するために庁長官会を開催している。2019 年 6 月第 12 回 IP5 長官会合では、世界 5 大特許庁が人工知能 (AI) 等の第四次産業革命新技術がもたらす変化に対応し、グローバル特許システムを共に改善していくという内容の「共同宣言文」を採択した。とりわけ、IP5 が技術革新トレンドを反映して第四次産業革命に関する技術分野において構築した分類改正案が、国際特許分類 (IPC) 体系に初めて反映された成果³³も長官会合で確認された。AI 等の革新特許に対する新たな分類体系国際標準 (IPC) の反映は、審査の効率性を高め、使用者の特許情報アクセシビリティを高めることができると見込まれる。³⁴

主要国の多国間協力は、最近メキシコ上院が 3 カ国の中で最初に批准した米国 (2020-メキシコ・カナダ貿易協定 (U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement、USMCA) がある。これは、既

³² 2017 年 3 月末ドイツで提起された違憲審判により、本質的に欧州統合特許法院が民主主義の権利 (基本法第 38 条 (1) の第 1 項) から派生した主権を制限して違法であると主張した事件である。

³³ (2020 年 1 月施行) 3D プリンティング、モノのインターネット、自律走行車 (敬 3 分野) → (2021 年 ~) AI、ビッグデータ、知能型ロボット、ブロックチェーンなど軽 7 分野

³⁴ 特許庁の 2019 年 6 月 13 日報道資料参照

存の北米自由協定 (NAFTA) の代わりに協定であり、2018 年 11 月に米国が最終署名して合意に至った。この協定は、米国・メキシコ・カナダが貿易活性化に向けて貿易の大部分において無関税を維持し、北米全域の税関手続きを標準化にして管理することに合意した事項が含まれており、また、高いレベルの知的財産保護に関する事項も含まれている。特に米国国際貿易委員会で発表した報告書によると、USMCA が米国の実質的 GDP と雇用に肯定的な影響を及ぼすと予想している中、知的財産権の場合、この協定は営業秘密、データ保護、特許、商標、著作権及び民事刑事、行政執行のような主な知的財産範囲における保護を強化することにより、知的財産権に関する規定の完全な履行と執行が、知的財産権保護に依存する産業に役立つと評価している。³⁵

主要二カ国間の国際協力は、最近日本が承認した米国と日本の貿易協定及びデジタル貿易協定 (U.S.-Japan Trade Agreement and the U.S.-Japan Digital Trade Agreement) がある。両国はグローバルデジタル先頭国として、技術革新に向けてすべての経済分野における供給者をデジタル方式で支援できるよう、規則を制定し基準を設けることに共通の関心を持っている中、2019 年 9 月に両国がこの協定に署名した。協定はこれまで交渉されたデジタル貿易障壁の中で最も包括的でレベルの高い貿易協定であって、USMCA と類似なレベルになると予想される。両国は米・日貿易協定及び米・日デジタル貿易協定が 2020 年 1 月 1 日から発効できるよう準備をしている状況であり、既存のトランプ大統領と安倍総理の合意どおりに両国の政府は来年の初めに関連の追加交渉を始める予定である。

中国は 2019 年 4 月に欧州連合 (EU) と知的財産権協力等に関する共同声明を採択し、EU との協力を図っている。中国は、中国と EU の包括的戦略同盟関係を強固にすることを確認し、両地域の平和と安保、発展及び人権のための UN 憲章と国際法の遵守に合意するために「中・EU 共同声明 (EU-China Summit Joint statement)」を採択した。この共同声明には、公正競争、市場開放、多国主義等に関する双方の努力と知的財産権分野の協力に関する内容等が含まれている。また、中国商務部は 2019 年 11 月に、欧州執行委員会 (EU Commission) と高いレベルの地理的表示保護を規定する「中国・欧州地理的表示協定」を締結して計 275 の地理的表示保護目録を交換した。これについて、中国商務部は、今回締結した地理的表示保護協定は中国と欧州の深化した経済、貿易協力の成果であると明らかにし、中国が推進する全方位的かつ全領域にわたる高レベルの対外貿易開放及び知的財産権保護に関する意思を見せるものであると強調している。

この他にも主要国は、中東国及び開発途上国間の協力を合意し、自国企業の知的財産権が当該国において迅速で円滑に確保でき、適切な保護が行われるよう環境整備を図っている。このような国際協力は、結局自国企業の海外進出の基盤構築と円滑な知的財産確保を保障するとともに、自国企業の知的財産権について強力な保護と執行を支援することができる環境を保障するための方策として活用されている。

³⁵ 米国国際貿易委員会の 2019 年 4 月 18 日報道資料参照

第2節 海外の知的財産政策動向

1 米国

1) 知的財産に関する主な政策

(1) 知的財産専担機関の知的財産に関する戦略計画の発表及び実施

米国特許商標庁(USPTO)は2018年11月に、米国の革新競争力向上と雇用促進に向けて信頼できる高品質の知的財産権を創出し、審査や検討手続きを適切に遂行するための知的財産権政策戦略である「2018-2022 戦略計画(Strategic Plan)」を発表した。この戦略計画は8通りの戦略計画の主要考慮事項を基に、4通りの戦略・経営目標を遂行するための細部事項を盛り込んでいる。また、USPTOは確実に適時性のあるIP商品とサービスに対する国内外の要求に応じるためのフレームワーク拡張に努力していることを明らかにした。

2018-2022 戦略目標の主な考慮事項

1. 信頼できる知的財産権の創出
2. 特許・商標の審査量と業務量の効率的分配
3. 情報技術の現代化
4. 顧客経験(customer experience)の向上
5. ミッション施行的・良質の職員文化促進
6. 海外における知的財産権の保護
7. 持続可能な基金モデルの開発
8. 知的財産権の政策開発

表 I-2 <2018-2022 戦略・経営目標>

区分	計画
特許の品質及び適時性の向上	「特許審査期間の短縮」、「信頼できる特許創出」、「業務の効率性を通じた創出促進」、「特許審判院(IPTAB)運営効率性の増進」を通じて特許品質を高め、革新を活性化させて新規雇用創出を保障
商標の品質及び適時性の向上	「商標審査期間の短縮」、「信頼できる商標創出」、「業務効率性の増大」、「商標審判院(TTAB)運営効率性の増進」を通じて商標と関連する人材、プロセス等が必要に合わせて持続的に調整できるように措置
知的財産政策・保護及び国際的執行改善に向けた国内外リーダーシップの発揮	「米国の知的財産権政策及び認識に関するリーダーシップ教育の提供」、「海外の知的財産権政策及び認識に関するリーダーシップ教育の提供」等を通じて米国貿易代表部(USTR)及びその他政府機関に知的財産権に関する支援を実施
組織的卓越性の達成	「人的資源管理の強化及び職員の参加促進」、「情報技術の提供速度、品質、費用の最適化を通じてビジネスの価値実現」、「効果的なUSPTO運営を促進するための持続可能な財政支援の確保」、「USPTOの内外部の利害関係者及び国民との相互作業の強化

(2) 米国著作権庁の戦略計画 2019-2023 の発表

米国著作権庁(US Copyright Office, USCO)は2019年4月に、現代のデジタル社会が求める要求をより充足させるため、USCOを改善できる方法について国内外の意見交換に積極的に参加しつつ、サービスの効率性を簡素化し、向上させるために今後5年間の著作権庁の戦略計画を発表した。情報技術の現代化、ビジネスプロセスの最適化、組織変化の管理、教育及び参加、著作権法及び政策に対する公平な専門知識及び成功の測定等、次のような6つの主な分野におけるUSCOの使命を完遂する目標を設定した。

表 I-3 <米国の戦略計画 2019-2023 の主な内容>

区分	計画
情報技術の現代化	<ul style="list-style-type: none"> 著作権コミュニティの現在と未来の要求に対応する強力で柔軟なシステムの開発 内外部使用者環境の改善、効率性の向上、運営持続可能性のための設計
ビジネスプロセスの最適化	<ul style="list-style-type: none"> 著作権庁関連の手続き、慣例、政策の合理化を図り、調整してサービスの適時性や信頼性を促進 品質に影響を及ぼさない一貫したサービスの提供
組織変化の管理	<ul style="list-style-type: none"> 組織の戦略的な再編成及び職員の発展と成長に投資し、優秀文化の促進 職員の生産性向上及びサービス対応能力の向上
教育及び参加	<ul style="list-style-type: none"> 大衆向け広報及び教育プログラムの拡張を通じ、著作権体系に対する理解増進と参加拡大
著作権法及び政策に対する公正な専門知識	<ul style="list-style-type: none"> 議会、法院及び執行・行政機関等に対する国内外の著作権法及び政策について、公正な専門家としての助言及び支援提供 著作権法施行に必要な規定の制定
成果の測定	<ul style="list-style-type: none"> 組織性能の向上及び使用者の環境改善等のため、すべての公共サービス、投資、成果などのデータ分析

2) 知的財産の主な法制度の改正事項

(1) 外国人の商標出願及び登録等に対する新しい商標規則の施行

米国特許商標庁(USPTO)は2019年7月2日に、すべての外国人による商標出願、登録及び商標審判手続きについて、米国において法律行為ができるように許可したことにより、代理人(U.S.-licensed attorney)によってできるようにした新しい規則を発表し、2019年8月3日から施行された。

すなわち、米国商標法及び商標規則に対するUSPTO顧客の手続きを向上させ、商標出願書等の提出に対する正確性の増大、商標登録に関する整合性を保護する目的で商標規則を改正した。この商標規則は、米国以外の地域に常住(permanent legal residence)するか、又は主要事業場(principal place of business)があるすべての出願人、商標権者及び利害当事者に適用され、すべての商標問題において米国免許を所持する代理人が彼らを代理することを要求している。また、商標問題において米国内免許を所持する代理人は、自分が資格を備えた者であることを確認できるようにしなければならず、また、代理人情報(bar membership information)を提供すべきであると規定した。

(2) 連邦商標法第2(a)条に対する審査ガイドの変更

米国特許商標庁(USPTO)は 2019 年 6 月に、連邦大法院が商標法上不道德な商標の登録拒絶条項が、修正した憲法第 1 条に違背すると判示³⁶したことによって、2019 年 7 月 3 日にこれに対する審査ガイド(Examination Guide)を変更して発表した。

USPTO が発表した審査ガイドでは、今回の大法院の判決に従って USPTO が商標出願を審査する方法について説明を行っており、詳細な内容は次のとおりである。

第一に、変更された審査ガイドには、標章が不道德的又は低俗な表現で構成された場合、これ以上登録の拒絶や、登録の取り消しが可能な有効な根拠ではないことを明確にした。

第二に、不道德的又は低俗な表現の標章について、具体的な審査内容である商標審査手続き指針 (Trademark Manual of Examining Procedure、TMEP) 第 1203 条を適用しないことにした。従って、同条項により審査拒絶を受けた出願や審査が中断された出願は審査が進行される予定であり、既存の出願が同条項により既に拒絶決定となった場合には新しく出願することが可能になった。

(3) 著作権少額賠償請求のための法案である CASE 法 (Copyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act) の発議

米国上院及び下院は 2019 年 5 月 1 日に、著作権少額賠償請求のための法案である CASE 法 (Copyright Alternative in Small-Claims Enforcement Act) を発議した。

米国における現行著作権法体系の問題は、著作権侵害の大部分が相対的に低い価額である反面、侵害に対応する多数の弁護士は、相対的に大きい補償金事件(30,000 ドル以上)の担当を希望しており、そのため著作権者は訴訟を提起し難い側面があった。このような金銭的な格差による侵害救済の問題を解消するため、米国議会は小規模の侵害行為に対する賠償を請求するための著作権少額賠償請求制度を確立するため、2017 年から CASE 法案を発議したが、同法案は通過されず廃棄された。

今回の法案は、2017 年度に発議された方案を修正し、下院の Hakeem Jeffries 及び Doug Collins 議員とともに、上院の John Kennedy、Thom Tillis 議員等が上程した。同法案は 30,000 ドル未満の損害賠償を取り扱う少額著作権侵害事件において、著作権者の少額損害賠償請求を迅速に処理できるように規定した。具体的には米国著作権庁(USCO)内の 3 人の判事で構成される少額賠償請求委員会を設立し、著作権侵害事件に対する判決を下すようにした規定を含み、損害賠償額を著作物当たり 15,000 ドルに、請求当たり最大 30,000 ドルの事件に制限した。

一方、今回の法案について米国商工会議所傘下のグローバル革新政策センター(GIPC)は、CASE 法案を通じて金銭的問題により訴訟を提起できなかった侵害当事者である中小企業と創作者に対し、自発的な紛争解決手段を提供するとし、同法案の支持を表明した。

³⁶ 米国連邦大法院(Supreme Court)は Iancu v. Brunetti の判決で連邦商標法である Lanham Act 第 2(a) 条(15 U.S.C. § 1052(a))において、不道德(immoral) 又は 低俗な(scandalous) 商標の登録を制限することは、修正された憲法第 1 条表現の自由を制限すると判示している。すなわち、大法院は USPTO が出願された商標が「不道德的」または「低俗的」という曖昧な定義に属するか否かを定めるために「観点差別 (viewpoint discrimination) を行い、政府機関として第 1 条の権利を侵害するため、同条項は違憲であると明らかにした。一方、USPTO は大法院の判決の前に、Brunetti 訴訟が終結されるまでに低俗な(scandalous) 標章に対する商標登録拒絶決定条項にかかる商標出願の審査を中断した。

3) 国際協力

(1) 米国－メキシコ－カナダの貿易協定(U. S. -Mexico-Canada Trade Agreement、USMCA)の修正案

2019年12月に米国民民主党(Democrats Party)下院(House of Representatives)は、米国－メキシコ－カナダの貿易協定(U. S. -Mexico-Canada Trade Agreement、USMCA)修正案について、トランプ行政府と合意したことがある。2018年11月にトランプ大統領は、既存の北米自由協定(NAFTA)に代わるUSMCAに最終署名している。同協定には、米国・メキシコ・カナダは貿易の活性化に向け、貿易の大部分において無関税を維持し、北米全域の税関手続きを標準化して管理することに合意する事項が含まれている。また、強力な知的財産権保護について合意し、特に、新規バイオ医薬品と関連して10年間データを保護するとともに、著作物に対しては「著作者死後、最低70年の著作権」を保障することにした。同協定の3カ国の中で、メキシコが2019年6月に上院議員で賛成し、初の批准国となった。

一方、USMCA修正案について、民主党のNancy Pelosi米下院議長は、同協定は米国労働者のための勝利であると強調した。すなわち、民主党は労働組合の支援下でUSMCAの環境・労働規則の改正を要求してきており、これを受けて米国政府が自動車分野と労働規則等において民主党の要求事項を反映したUSMCA修正案を作ったからである。

同合意に対し米商務部(DOC) Wilbur Ross長官は、USMCAが米国民の繁栄をますます増進させ、多くの米国民の雇用が創出されて、大陸全域の地域社会において経済成長を促進させることができると強調した。また、米国貿易代表部(USTR)のRobert Lighthizer代表は、同協定が米国共和党と民主党、その他利害当事者とともに米国の労働者にメリットのある取引を創造し、今後、米国貿易取引のモデルになると意見を述べた。

(2) 米国と日本の貿易協定及びデジタル貿易協定(U. S. -Japan Trade Agreement and the U. S. -Japan Digital Trade Agreement)

米国と日本はグローバルデジタル先頭国として技術革新に向け、すべての経済分野において供給者をデジタル方式で支援できるように規則を制定し、基準を立てることに共通の関心をもって、2019年9月に両国は、米国と日本のデジタル貿易協定(U. S. -Japan Digital Trade Agreement)に署名した。

同協定は経済繁栄を促進させ、公正かつ均衡の取れた貿易を促し、両国がイノベーション分野において、世界を導く主要分野の事業を支援する共通規則を保障することを目的とする。同協定はこれまで交渉されたデジタル貿易の障壁の中で最も包括的であり、レベルの高い貿易協定であって米国－メキシコ－カナダ協定(USMCA)と類似している。同協定の主な合意事項は、次の規則を含めている。

米国と日本の貿易協定及びデジタル貿易協定の主な内容

- ・電子ブック、ビデオ、音楽、ソフトウェア、ゲーム等、電子的に配布できるデジタル製品について関税適用を禁止
- ・デジタル製品に対する差別のない取扱を保障(税金対策を含む。)
- ・金融サービス供給会社を含むすべての供給会社が、データを国境を越えて伝送できるよう保障
- ・電子認証及び電子署名使用を許可し、消費者と企業の機密情報を保護して執行可能な消費者保護がデジタル市場に適用されるよう保障することによって、デジタル取引を促進
- ・グローバルデジタルエコシステムの強化及び保護に向け、データの保存や処理できる場所を制限するデータ位置化措置の禁止及び金融規制機関が規制・監督権限を履行するにあたり必要なデータにアクセスできる状況において、このような規則を金融サービス供給者にまで拡大
- ・サイバー保安課題の解決に向け、政府間の協力及び供給業者の共通原則遵守を促進
- ・独占的なコンピュータ ソースコード及びアルゴリズムの強制公開まで保護
- ・政府が生成した公共データに対する公開アクセスを促進
- ・使用者との相互作用に依存するインターネットプラットフォームの第3者コンテンツに関する民事責任規則の認識
- ・アジア太平洋経済協力体(APEC)国境間のプライバシー規則システム(CBPR)のような執行体制の相互運営性を促進するため、個人情報保護及び希望しない疎通を含む、執行可能な消費者の保護を保障
- ・企業暗号化技術の有効な活用を保障し、暗号化を使用する商用製品に対するイノベーションを保護して、当該法律に準ずるようにした。

一方、2019年12月4日に米国貿易代表部(U.S. Trade Representative、USTR)は、同協定に日本の承認と関連した声明を発表した。同協定についてUSTRのRobert Lighthizer代表は、世界1、3位の経済大国である両国が、このような重要な貿易協定を承認するための日本の措置を歓迎し、数日以内にトランプ大統領が米国の履行宣言文に署名することを期待すると表明した。また、トランプ大統領と安倍総理の強力なリーダーシップなしでは、米国と日本の合意により得られる肯定的な結果は導出されなかったはずだと強調しつつ、同協定を通じて米国は日本市場に対するアクセシビリティが大きく向上されるとともに、成長するデジタル経済において、米国はすべての米国民の利益のために継続して繁栄すると述べた。そこで、米国は同協定が2020年1月1日から発効できるよう準備を行っており、トランプ大統領と安倍総理が合意した通りに、両国の政府は来年の初めに追加交渉を始める予定である。

2 日本

(1) クールジャパン(Cool Japan)戦略

日本知的財産戦略本部は総理官邸において会議を開催し、2019年9月に「クールジャパン戦略」³⁷を決定した。すなわち、クールジャパンを取り巻く環境変化に対応し、持続性を確

³⁷ 「クールジャパン」は漫画、歌謡、映画、ファッション、料理、観光などの日本文化を事業化し、海外へ輸出する企業及び創作者を支援するための事業である。2010年6月に日本経済産業省に「クールジャパン室」を設置し着実に関連事業を進めている。知的財産本部が発刊した「知的財産推進計画2019」でも「国際社会からの共感を軸にしてクールジャパン戦略を再構築し、「クールジャパン戦略を持続的に強化」することを強調する等、日本政府はクールジャパン戦略を重要視している。クールジャパンに対する

保するために「世界の視点で」、「外国人を含む多様な人材と協働しながら」、「柔軟な思考で」、「日本の魅力を学び発見し、磨いて伝える」という一連の過程を定着させ、常に進化しつつ持続的に世界の共感を得られる環境を整備するために「クールジャパン戦略」を決定した。

表 I-4 <クールジャパン戦略の概要>

区分	主な内容
新しい戦略において克服すべき問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・クールジャパンの発見や共同の価値創出を通じ、日本文化が世界に伸びていく日本のソフトパワー及びブランド認知度が強化されることが、企業や日本全体に肯定的な効果をもたらすという本質的な意義に対する認識が完全に浸透されていない。 ・クールジャパンに対する外国人の共感を得て、その戦略の成果を高めるためには、歴史、文化、宗教、風習、言語等の差による日本人と異なる世界人の感覚を理解、日本を接する機会の増加に伴う外国人の質的变化に対する認識、日本国内外に居住する外国人と協働するという認識等、世界の視点を基盤にした戦略策定及び推進が重要である。 ・クールジャパンは世界において高く評価される日本の魅力を意味するため、クールジャパンを判断する主体が日本人ではなく世界であることを認識し、その戦略を策定、推進することが重要である。これまでは日本人が優秀であると考えたアニメーション文化等のコンテンツを世界に広めるプロダクトアウト(product out)活動が主を成していた。 ・日本の魅力を伝えるときには、歴史、伝統、文化等を基盤にしたストーリーを活用すること、デジタル時代に合う伝達方法を構築することが重要である。
新しい戦略の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・クールジャパンの目標明確化と共有、関係機関の連携体制の整備等を通じ、国全体の整合性を図る体系を構築し、当該体制が実効的に機能するようにする。 ・知的財産等の個別分野が有する魅力や日本各地に存在する魅力は、クールジャパン戦略を推進する基礎となるので、これらを積極的に育成し、分野間、地域内、地域間の連携を推進する。 ・クールジャパンに関する明確な意欲と目的意識を持つ専門家、個人、大学、企業、外国人、地方政府、マスコミ、政府機関等が自発的に参画し、具体的なプロジェクトや事業を実現させる幅広いネットワークを形成し、このようなネットワークを実効的に機能させる専担組織を設置することによって幅広い連携強化を図る。 ・関心分野が異なり、共感の深さが異なる外国人の要求を正確に把握し、多様な人が希望する情報を簡単に手に入れられる環境を整備することによって、日本のファンを効果的に増やす体系を構築する。 ・音楽や映像等の著作権を含む知的財産を適切に保護しないと経済的損失を超え、その質が低下されて権利者の事業基盤やコンテンツそのものの価値が棄損されることを認識し、知的財産の効果的な活用を支援する体系を構築する。

※出所：クールジャパン戦略中の一部のみ要約・整理した。

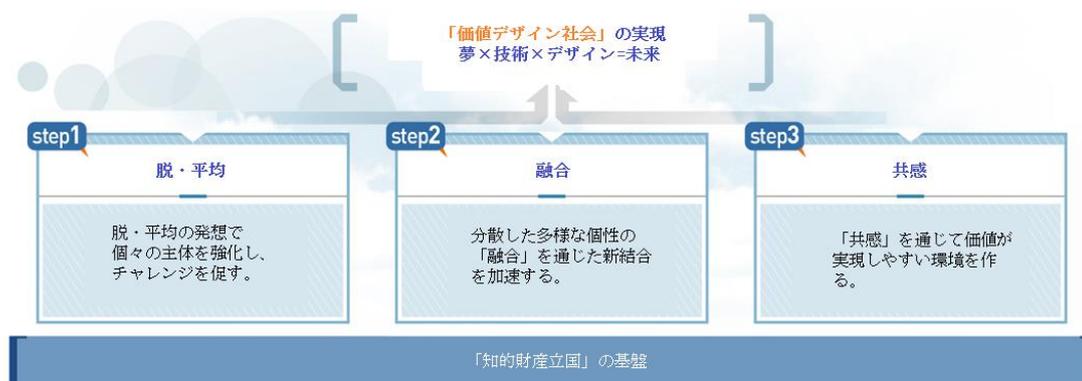
安倍総理は「クールジャパン」は、経済成長だけでなく日本のソフトパワー強化に貢献する戦略であり、国際社会において日本のステータスを継続的に維持するための重要な政策で

あると強調した。また、安倍総理はクールジャパン戦略担当長官を中心に、同会合で決定された戦略に基づく対応を関係省庁に進行させ、省庁間の従属関係を排除し、政府が団結してこれを推進することをお願いした。

(2) 知的財産推進計画 2019

知的財産戦略本部は毎年、知的財産政策ビジョンに伴う 1 年間の知的財産推進計画を策定している。2019 年には「価値デザイン社会」の実現に向けて 3 つの軸を基本に計画を策定・推進した。

図 I - 1 <知的財産立国を基盤に価値デザイン社会の実現>



※出所：知的財産戦略本部、「知的財産推進計画2019」、2019.6.21、3頁

① 脱・平均の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

第一に、創造性の涵養、特別な人材が活躍できる次のような環境を作る。まず、知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、これらを活用して小・中・高校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みを導入する(短期、中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)。また、学校と地域が協働し、家庭の経済状況によらず、文化芸術等の優秀な才能を発掘する等、地域における持続可能な活動のための環境整備を行う(短期、中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)。特に、地域では知財創造教育を当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取り組みを行う(短期、中期)(内閣府)。

第二に、スタートアップ、ベンチャー企業を支援するために次のような環境を造成する。まず、スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセレレーション(acceleration)機能、研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する(短期、中期)(内閣府)。また、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知的財産専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数又は応募期間等を拡大する等、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知的財産戦略の構築等を一層支援する(短期、中期)(経済産業省)。最後に、ベンチャー企業向けの知的財産ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル、アクセレレーション・インキュベータ

一等)と知財の関係者(弁理士、弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステムの活性化を促進する(短期、中期)(経済産業省)。

第三に、地方・中小企業の知的財産戦略強化に向けて次のような環境を支援する。まず、中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシート³⁸を活用できるよう支援する(短期、中期)(内閣府、経済産業省、金融庁)。また、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動により、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する(短期、中期)(経済産業省)。

第四に、新時代の知的財産創出、保護基盤の強化に向けて次のような環境を作る。まず、日本企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続きにも一貫して代理できるための措置等を迅速に講じる(短期、中期)(法務省)。また、日本企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する(短期、中期)(法務省)。

第五に、模倣品・海賊版に対する民間対策を支援しつつ、政府においても次のような環境を作る。越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を装って輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに(短期)(財務省、経済産業省)、2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及・広報等、効果的な普及啓発を実施する(短期、中期)(文部科学省)。

②分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

第一に、オープンイノベーションの促進である。オープンイノベーションの必要性の認識は高まり、それに対する対応も増えているが、より質の高い、成果へとつながるオープンイノベーションが円滑に行われるよう、これまでの施策の強化、新たな施策へ挑戦を行う。よって、オープンイノベーションの促進に向け、次のような環境を作る。まず、官民が協調して有望なシーズ(seeds)の研究を発掘し、これに取組む若手研究者を育成する取組みを検討する(短期、中期)(経済産業省)。また、大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTL0、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する(短期、中期)(文部科学省)。

第二に、知的財産推進計画2018に基づいて、持続可能な発展目標(Sustainable Development Goals、SDGs)、または、コンテンツに係るプラットフォームの検討が行われている。したがって、知的財産プラットフォームの構築に向けて次のような環境を作る。すなわち、SDGs等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する(短期、中期)(内閣府、経済産業省、外務省)。

第三に、データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルールを作る。データが産業競争力の源泉となる中、データの利活用を進めつつ、データに関連する競争環境を確保する

³⁸ 経営デザインシートとは、自社の存在意義やこれまでのビジネス姿を把握した後、今後提供しようとする価値とその価値を作り上げる方式を見ることが出来るツールを意味する、詳細な内容は日本首相官邸ウェブサイトを参照) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/, 2019.12.2. 最終アクセス)

ことがますます重要になってきている。従って、データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルールを作るため、次のような環境を作る。すなわち、国内外のデータの利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの普及、法令改正に即した内容のアップデート、セミナー等を通じた普及啓発活動を行う(短期、中期)(経済産業省)。また、2019年1月に公表したAI関連技術に関する特許審査事例について、説明会又は国際会議等を通じて、国内外での普及を図る(短期、中期)(経済産業省)。最後にデータ利活用の実態を踏まえつつ、公正かつ自由な競争環境の確保・イノベーション促進の観点から、データ利活用に関連する争点論について所要の検討を実施し、整理の結果を周知させる(短期、中期)(公正取引委員会)。

第四に、デジタルアーカイブ社会の実現に向けて次のような環境を作る。まず、デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う(短期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)。また、関係府省と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保障の在り方、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチの本格公開後の運営体制等の検討を行う(短期、中期)(内閣府、国立国会図書館、関係府省)。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、多言語化を含む利活用に資する取組みを推進する(短期)(文部科学省、関係府省)。

③「共感」を通じた価値実現しやすい環境を作る

第一に、価値デザインの推進に向け、個々の主体は次のような環境を作る。まず、経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、経営デザインシートの作成が、民間における取組として定着できる検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する(短期、中期)(内閣府)。また、知財総合支援窓口利用者のニーズに応じて、経営デザインシートの紹介やその考え方を紹介し、将来の企業価値向上の機会を与える(短期、中期)(経済産業省)。最後に、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングを通じ、企業の経営でデザインを推進する(短期、中期)(経済産業省)。

第二に、クリエイション・エコシステムの構築に向け、次のような環境を作る。まず、始めに、放送コンテンツの海外展開促進機構(BEAI)、放送局、地方自治団体、産業界等の連合により、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局と共同に製作し、海外に放送する方策を支援することによって、地域産業の海外伝達促進と地方創生を図る(短期、中期)(総務省)。また、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向け、文化プログラム等を各地で開催することによって地域の活性化を図るとともに、ポータルサイトを通じて文化プログラムの情報等を国内外に伝える(短期、中期)(文部科学省)。

第三に、国内外における撮影環境の改善を通じ、映像作品の支援環境を作る。まず、映画撮影の促進と創作活動の活性化を図るため、ロケーション撮影に関する認許可手続きの共有又は日本各地のロケーション地域情報を集約し、各地域のフィルムコミッション(film commission)を紹介するとともに、国内外の伝達を一層強化する(短期、中期)(文部科学省)。また、文化的・経済的インバウンドを持つ外国映画のロケーションの誘致に関する実証調査を行い、ロケーション撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘致、地域コミュニティ形成等、地域経済振興に対する効果検証を行う(短期)(内閣府)。

第四に、クールジャパン戦略を持続的に強化するため、次のような環境を作る。まず、クールジャパンの本質を周知させるための対策、多様な人材が共同でできるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組みを作る(短期、中期)(内閣府、関係省庁)。また、「クールジャパン人材育成検討会の最終とりまとめ」(2018年3月)及び「外国人材の受入・共存のための総合的対応策」により、地域の魅力を発掘・練磨・海外に伝達できる人材の育成、外国人材の活用・集積のための制度的側面からの対策又は協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に役立つ専門大学生を運営する(短期、中期)(内閣府、関係省庁)。

表 I-5 <日本の知的財産推進計画 2018>

軸	主な政策	細部内容
脱平均	創造性の涵養、 特別人材の活躍	知財創造教育に活用できる教材を集めて実証授業を実施
		学校と地域が協働して文化・芸術等の優秀才能を発掘
		知財創造教育に向けて地域コンソーシアムの構築方策を設定
	ベンチャー支援 の枠組	スタートアップ・エコシステム構築に向けて拠点都市形成のための集中支援
		創業期のベンチャー企業向け知的財産戦略の構築支援
		ベンチャー企業のための知的財産ポータルサイトを活用したエコシステムの活性化
	地方・中小企業 における知的財 産戦略の強化	中小企業や中小企業支援金融機関の経営デザインシート活用支援
		日本企業の営業秘密管理体制の整備支援
		知的財産権関連の下請け法違反行為に厳正に対処
	知的財産創出、 保護基盤の強化	特許審査体制の整備
		外国弁護士による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充
		海外主要国の法改正に直ちに対応する迅速な翻訳体制の整備
	模倣品・海賊版 の対策強化	インターネット海賊版の被害拡大防止のために総合対策を設定
模倣品・海賊版に対する持続的厳正の取締り		
著作権教育教材の開発・普及・広報		
融合	オープンイノベ ーションの促進	有望なシーズ(seeds)研究の発掘及び青年研究者の育成
		TLO、産業界、大学のネットワーク強化
	知的財産プラッ トフォーム	国内外参加者の連帯・協働の促進及びSDGs達成に向けた革新創出の促進
		データ・AI等 に関する規定の 制定
	デジタルアーカ イブ社会の実現	AI・データ契約ガイドラインの普及
		AI関連技術に関する特許審査事例の普及
		データ利用・活用関連の追加意見交換を実施
		デジタルアーカイブの構築・利用・活用推進
各主体の価値デ ザインの推進	デジタルアーカイブの利用・活用モデル検討	
	文化資源、国宝・重要文化財のほか、地域文化資源のデータ集約	
	漫画、アニメーション、ゲームとデジタルアーカイブジャパンと連携	
共感	経営デザインシートの普及・定着に向けた担当者の組織化	
	知財総合支援窓口を活用した経営デザインシートの拡散	
	ビジネスデザイン人材と中小企業とのマッチングを通じた企業経営デザインの推進	
	海外放送局と地域の連携を通じた地方創生を図る	
	地域文化プログラムを2020東京オリンピックで紹介	

	クリエイション・エコシステムの構築	私的録音録画補償金制度の再検討
		デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入
国内外の撮影環境改善を通じて映像作品を支援		映画を通じた国際文化交流の推進
		ロケーション撮影認許可手続きの共有又は各地のロケーション地域情報の集約
		ロケーション撮影の地域経済効果の検証を実施
クールジャパン戦略の持続的な強化		クールジャパンの本質を周知させるための対策を設定
		クールジャパン人材育成に役立つ専門大学制度の運営

※出所：知的財産推進計画 2019 の政策方向の中の一部のみ要約・整理した。

2) 知的財産にかかる主な法制度の改正事項

(1) 特許侵害訴訟における査証制度の導入

実効性のある権利保護に向け、知的財産権紛争システム改善を検討した結果、特許侵害訴訟において、新しい証拠収集制度として、技術専門家を工場等に派遣して調査を行う査証制度を導入し、既存より実効的な損害賠償額を明確にする趣旨の改正特許法が、2019年5月17日に公布された。

このような日本の新しい証拠収集制度はドイツの査証制度を参考にしつつ、日本の状況に合わせて導入した、いわゆる日本式査証制度と言える。この査証制度は、中立性を持つ技術専門家が査証人として侵害者の工場・事務所等に立ち入り、侵害立証のために必要な調査を行い、証拠収集をする制度である。特に、侵害立証のための証拠を特許権者が入手することが難しい場合に査証制度を利用することができるが、製造方法の特許に対し侵害者が実施する侵害事実を立証することが難しい場合、市場で入手することが難しい「BtoB」製品を入手しようとする場合、ソフトウェア特許に対する侵害行為を現場システム作動下で判断しなければならない場合等が例として提示されている。

査証を受ける当事者(侵害者)は、査証に必要な協力をしなければならず、万が一査証人による工場立ち入り要求等を正当な理由なしで拒否する場合、裁判所は査証申請者(特許権者)の主張が真実であると認めることができる。

裁判所は特許侵害訴訟(専用実施権侵害の場合を含む。)において、当事者(特許権者)の申立てにより査証命令を出すか否かを判断するが、その査証命令の要件は以下の通りである。

- ① 相手方が書類等を所持・管理していること
- ② 立証のため証拠収集が必要であること(必要性)
- ③ 侵害したことを疑うに足る相当な理由があること(蓋然性)
- ④ 他の手段では証拠収集ができないと見込まれること(補充性)
- ⑤ 事情により相当でない(証拠収集の時間、当事者負担等が相当でない)とは認められないこと(相当性)

このように、査証が認められるためには、証拠収集の必要性、侵害行為の蓋然性だけでなく、補充性、相当性等の厳格な要件を充足させなければならない。査証制度は多くの部分において侵害立証が行われた後に、決定的な証拠を収集する際に運営することが望ましく、査証制度の乱用を防止するためのものと理解されている。申立人による査証申立て後の査証手続

きは、以下の通りである。すなわち、当事者(特許権者)が査証を申立てると、裁判所は相手方の意見を聞き、査証人に対し査証命令を行うことができる。この際に裁判所は技術専門家を査証人に指定する。査証人は査証を実施する場合、査証対象になる書類等が所在する当事者の工場等に立ち入るか、当事者に質問又は書類等の提示を要請でき、その他に装置作動、計測、実験、その他措置として裁判所の許可を受けた措置が可能である。査証の結果は査証報告書に記載し裁判所に提出する。

日本の改正特許法には、査証人は裁判所が指定するだけで規定されているが、査証制度の導入趣旨に照らしてみると、中立性のある技術専門家が指定される方式で運営されると見える。また、当事者は査証人に対し誠実に査証を行う上で妨害となる事情がある場合、その査証人に対し忌避申立てができる。一方、査証命令の対象となる当事者は、査証報告書に自分の営業秘密等が記載されている場合、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないように依頼することができる。しかし、当事者以外の者は、査証報告書の閲覧、コピー等一切ができないようになっている。査証人が秘密を漏洩した場合には刑事処罰を受けることがある。

(2) 公益有名標章の商標権に対する通常使用権の許諾

日本は商標法の改正により 2019 年 5 月 27 日から国及び地方の公共団体、大学等の公益団体を表示する著名な公益有名標章の商標権に対し、通常使用権の許諾が可能となった。

改正前の商標法では、公益有名標章は当該公益法人等の自分が出願した場合に限って商標登録が受けられ、公益有名標章の商標権に対する通常使用権の付与は認めていなかった。しかし、最近地域ブランド広報活動の一環として、地方自治団体及び大学等で関連商品の販売や研究機関が開発に参加した製品を企業で販売する事例が増加している。特に、大学で自主財源の確保、産学協力による研究成果の周知及び大学におけるブランド認知度の向上等を目的に公益有名標章の商標権に対する通常使用権を事業者が付与し、積極的にブランドを活用しようとする要求が高まっている。

このような要求に応じて、2018 年 3 月 1 日に決定された「特許法等の一部を改正する法律案」が 2019 年 5 月 10 日に可決・成立され、この法律により 2019 年 5 月 17 日に公布された改正商標法が 5 月 27 日から施行された。改正商標法は、公益有名標章の商標権に対し通常使用権の許諾を制限した商標法第 31 条第 1 項のただし書き³⁹を削除した。今回の改正により公益有名標章の商標権に対し通常使用権の許諾が可能となったことによって、公益団体等による登録商標を活用できる幅が広くなると予想される。

3) 国際協力

(1) WIPO 総会で知的財産分野における国際協力の強化

日本国経済産業省は 2019 年 9 月 30 日からスイスジュネーブで開催された第 59 回世界知的財産所有権機構(WIPO) 会員国の総会⁴⁰に日本国特許庁(JPO)関係者が参加し、総会冒頭で一

³⁹ 日本商標法第 31 条(通常使用権)①商標権者はその商標権に対し他人に通常使用権を許諾できる。ただし、第 4 条第 2 項(公益団体等の商標登録出願)に規定する商標登録出願に関する商標権についてはその限りではない。

⁴⁰ WIPO の第 59 回総会は 2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日までの日程でスイスジュネーブにある WIPO 本部で開催された。

般演説を行い、世界各国と知的財産権分野における国際協力を強化した。
総会冒頭で日本代表の JPO の松永長官が持続可能な開発目標 (SDGs) の実現等をテーマに演説を行い、知的財産分野における日本の国際対応について紹介した。すなわち、JPO は 30 以上の国・地域の特許庁関係者と会合及び多国間会議を開催し、今後持続的な協力関係を維持することを確認し、特に、マレーシア及び欧州と知的財産分野における協力に合意した。まず、マレーシアの知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia) と知的財産分野の協力に関する MOU に署名し、今後先端技術分野における特許及び実用審査基準の策定・改正に対する情報交換等を実施することにした。また、JPO は欧州特許庁 (EPO) と知的財産分野の協力に関する MOU に署名した。このように JPO はこれからも日本の知的財産制度の利用者が世界各国で特許等の権利を円滑に取得できるよう、知的財産分野における国際協力を推進すると明らかにした。

(2) 「日-ASEAN 知財共同声明」を採択

日本特許庁 (JPO) は 2019 年 8 月 6 日に東京で第 9 回 ASEAN 特許長官会合を開催し、本会議において「日-ASEAN 知財共同声明 2019」を採択した。

ASEAN は ASEAN Working Group on IP Cooperation (AWGPIC)⁴¹において、「ASEAN IPR Action Plan 2016-2025」を策定する等、知的財産環境を改善するための努力を行っている。特に、2012 年以降、JPO と ASEAN 各国の知的財産庁は、日-ASEAN 特許庁長官会議を定期的に開催し、緊密な協力関係を構築している。

今回の共同声明には、「日-ASEAN 知財 Action Plan 2019-2020」を採択し、次のように協力計画に合意した。

- ① 特許出願書類の翻訳により発生する問題について特許庁間で共有
- ② 先端技術分野において各国の特許審査制度に対する調査研究を実施
- ③ 国際出願制度 (マドリッドプロトコール、ハーグ協定等) 関連の運営に協力
- ④ 人材育成、審査業務管理等に関する協力
- ⑤ 知的財産権の事業化及び普及に関する協力

3 中国

1) 知的財産における主な政策

(1) 2019 年国家知的財産権戦略の推進計画

中国の知的財産政策は、2008 年に発表した「国家知的財産権の戦略綱要」を基盤に推進される。国務院は国家知的財産権の戦略綱要を基盤に、毎年国家知的財産戦略推進計画を策定し、知的財産関係部処が当該年度に推進すべき目標と業務を提示する。

2019 年 6 月に国務院は、「2019 年国家知的財産権戦略の重点実施及び知的財産権強国の建設加速化推進計画 (以下、「2019 年知的財産推進計画」) を発表した。2019 年知的財産推進計画は、知的財産の改革を重点的に行い、知的財産の創出・活用・保護等において全般的に能

⁴¹ ASEAN Working Group on IP Cooperation は ASEAN 地域の知的財産関連 이슈 を扱う実務協議グループであり、ASEAN 会員国間の知的財産権協力強化と技術移転、イノベーション向上のために努力している。

力を強化することを目指し、①知的財産権改革の重点実施、②知的財産権保護レベルの強化、③知的財産権創出及び活用の促進、④知的財産権国際交流協力の強化、⑤組織実施及び保障強化の4大重点任务に対する106個の業務措置を提示した。

知的財産改革と関連して、地理的表示の統一的な認定制度の策定、知的財産権(特許)集約型産業の統計分類国家標準の制定、「新しい状況下における国防知的財産権業務強化に関する意見」発表等が推進計画に含まれている。知的財産権保護の面では、特許法、特許法実施細則、商標法、著作権法、植物新品種保護条例等の法令改正を推進し、生物遺伝資源のアクセスと利益共有管理条例等の立法を含み、商標権及び特許権の侵害判断基準を確立することを明示した。また、電子商取引企業がビッグデータを権利保護に活用するよう奨励し、紛争仲裁及び優先審査、集中審査、特許審査ハイウェイ等審査モデルの多変化を通じ、審査品質及び効率を高め、知的財産権の担保融資活性化政策の設定、工業情報化部付属の高等教育機関、研究機関等の技術移転機構の設立等、知的財産権移転促進等を提示した。知的財産権分野の国際交流協力の面では、世界知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機構(WTO)体制下の知的財産関連規定制定に対する積極的な参加と一帯一路国家間知的財産権の協力、中国-欧州、日中韓等多国間協力を強化し、海外における中国企業の知的財産権保護のための中国企業の知的財産権サービスステーション、海外知的財産権の紛争対応支援センター等を設立することを主な業務として含めた。

表 I-6 <中国における2019年知的財産推進計画の主な内容>

重点任务	業務措置
知的財産権分野の改革深化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権管理体制の改革推進 ・知的財産権主要政策の改革 ・知的財産権「放管服」の改革深化
知的財産権保護レベルの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・法規・規定の完備 ・長期的に効果のある保護体制策定の強化 ・知的財産行政保護の強化 ・知的財産司法保護の強化
知的財産権の創出及び促進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権審査品質及び効率向上 ・高品質知的財産権創出の強化 ・知的財産権総合活用の強化 ・知的財産権の移転及び転換の促進 ・知的財産権情報サービスの完備
知的財産権国際交流協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権国際協力レベルの向上 ・海外危険管理の強化
組織の実施及び保障強化	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権戦略の策定及び実施の強化 ・知的財産権事業発展インフラの構築 ・知的財産権の広報及び教育による文化の拡散

(2) 知的財産権保護強化に関する意見

2019年11月に国務院と中国共産党中央委員会は「知的財産権保護強化に関する意見」を発表し、各政府部処及び地方政府に知的財産保護システムの改善を促した。

同意見を通じて2020年までに、知的財産権侵害が容易に行われ、多発的に発生する現状を抑制し、権利者の侵害救済時に証明が難しく期間が長くかかり賠償額が低い問題を改善する。また、2025年までに中国の知的財産権保護に関する社会満足度を高め、保護体系をさらに改善して知的財産制度が革新活動を支える好循環的な構造を造成することを目指して

いる。

段階的な目標を達成するための政策方向は、大きく知的財産権侵害に対する処罰の強化、制度改善及びインフラの拡大に分けることができる。まず、知的財産権侵害に対するより厳重な処罰のため、知識財産基本法制定の必要性について研究し、特許法、商標法、著作権法等の関連法律の改正を通じ、懲罰的損害賠償制度を導入し、法定損害賠償上限額を上方調整した。また、刑事取締りの強化を行い、知的財産権侵害犯罪のレベルは下げ、量刑基準は高め、常時取締り活動を通じて厳格な保護を維持できるようにした。科学技術が発展しつつ新たに登場した領域における知的財産権保護のため、電子商取引プラットフォームの知的財産管理標準及び知的財産権保護規則を設定することを明示し、伝統知識、中医薬関連の知的財産権保護を強調した。

知的財産保護制度の改善とインフラ拡充に関する仲裁・調停機構を設置し、業界における協会の自発的な情報交流システムの構築を奨励した。これに加え、リアルタイムモニターリング、オンライン識別等、技術的手段を利用した保護を強化し、国家知的財産権ビッグデータセンターの構築を通じて知的財産サービスを強化する予定である。

表 I-7 <「知的財産権保護強化に関する意見」の主な内容>

区分	細部内容
制度的拘束強化による厳格な知的財産権保護政策方向の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害及び偽造行為に対する処罰レベルの強化 ・証拠標準の規範化 ・事件執行措置の強化 ・新しい業種及び分野に対する保護制度の完備
社会の共同管理監督を強化し、知的財産権保護業務枠組の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・執行管理監督の強化 ・社会全体の共同管理モデルの策定 ・技術的支援の強化
協力体制の最適化による知的財産権の迅速な保護推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利付与及び確定関連手続きの最適化 ・政府部処・地域協力の強化 ・簡単な事件や紛争の迅速な処理推進 ・知的財産権迅速保護機構の設立推進
海外疎通チャンネルを構築し、国内と同一な保護環境の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力の強化 ・国内外権利者の疎通チャンネル完備 ・海外権利保護サービスの強化 ・海外知的財産権保護環境等の情報提供チャンネルの構築
インフラ造成強化による知的財産権保護業務の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知的財産権ビッグデータセンター及び情報ネットワーク等のインフラプラットフォームの構築 ・人材組織の設立強化 ・知的財産権保護資金の投入等の支援拡大

2) 知的財産の主な法制度改善事項

(1) 商標法の改正

商標法の第3回目の改正以降、2019年4月に約5年ぶりに商標法の部分改正案が通過され、11月1日から施行された。本改正は損害賠償を強化し、行政処罰を新設する等、商標権保護を一層強化することを目的としている。悪意的な商標権侵害に対する懲罰的損害賠償制度は、既に商標法第3回目の改正により導入されており、本改正では既存の懲罰的損害賠償上限である損害額の3倍から最大5倍まで定めることができるよう大幅に強化した。法定

損害賠償額の上限を 3300 万元(約 5 億 1 千万ウォン)から 500 万元(約 8 億 6 千万ウォン)に上方調整した。また、悪意的な商標出願について過料を賦課する内容の規定を新設した。

表 I-8 <中国商標法改正の主な内容>

区分	改正前	改正後
懲罰的損害賠償	損害額の 1 倍～3 倍	損害額の 1 倍～5 倍
法定損害賠償	300 万元以下	500 万元以下
行政処罰	-	悪意的商標出願に過料賦課

(2) 反不正当競争法の改正

反不正当競争法は 3 年ぶりに一部改正された。2017 年 11 月に第 1 回目の改正を通じ、不正競争行為の範囲を拡大し、営業秘密侵害に対する過料を大幅強化している。2019 年 4 月に通過されて施行中の改正反不正当競争法は、営業秘密侵害類型を新設し、懲罰的損害賠償を導入して行政処罰を強化する等、不正競争行為と営業秘密侵害行為に対するより厳格な制裁規定を設けた。

営業秘密の定義を「技術情報及び経営情報」から「技術情報、経営情報等の商業情報」に拡大し、営業秘密侵害類型の中の不正取得類型として「電子的浸透」方法を追加した。営業秘密侵害の主体として経営者以外に、その他の自然人、法人、法人でない組織が営業秘密侵害行為をした場合にも営業秘密侵害と見做す規定を新設した。また、経営者の悪意的な営業秘密侵害行為に対し、事案が嚴重な場合は、算定された侵害額の 1 倍から最大 5 倍まで賠償を確定することができる懲罰的損害賠償制度を導入した。実際に損害を算定することが難しい場合、法院が権利者に 500 万元の賠償金の支給判決を下すことができるようにした。これに加え、営業秘密侵害に関する過料範囲を 10 万元から 100 万元、事案が嚴重な場合は 50 万元から 100 万元に上方調整することによって行政責任を一層強化した。

この他にも、営業秘密侵害の民事訴訟の過程の中で、証明責任転換規定を新設して非侵害者が営業秘密侵害を疏明すれば、営業秘密性がないということを証明する立証責任は、侵害者に転換されるようにした。

(3) 外商投資法の制定

2018 年から続いている米中貿易紛争が依然と解決されない中、米国は自国企業に対する中国の知的財産権侵害と強制技術移転を問題にし、法的改善を要求してきた。中国政府は米国の要求を一部受け入れる反面、外国人投資家の知的財産権保護を明文化にして中国の知的財産権侵害環境を改善し、外国人投資の拡大を目指して「外商投資法」を制定した。2019 年 3 月に制定され、2020 年 1 月 1 日から施行される外商投資法は、外国人投資家及び外国投資企業の知的財産権に対する中国政府の保護意思を示している。同法は、行政機関及び関連担当者が行政的手段を利用して技術移転を強制することを禁止し、業務遂行過程において取得した外国人投資家及び投資企業の営業秘密を保護することを義務付けると明示した。

4

欧州

1) 単一特許制度と統合特許法院

欧州全域で単一の効力が発生する単一特許制度に対する意見交換が 2019 年にも続いた。単

一特許制度は、既存の欧州特許制度と比較して翻訳費用と訴訟費用、手数料等の節減と法的安定性強化等の効果を享受できるものと期待される。しかし、単一特許制度は、統合特許法院(UPC)協定が発効された以降に施行が可能と規定されているため、施行が遅延している。UPC協定が発効するためには、ドイツ、英国、フランスの批准が必須的であるが、2017年にドイツでUPC協定に対する憲法訴訟審判が請求されたことにより、ドイツのUPC協定批准手続きが全面中断された。審判で合憲決定が言い渡されればドイツのUPC批准手続きが再開されるが、違憲決定が言い渡されるか、事件が欧州司法裁判所(CJEU)に渡されればUPCを始め単一特許制度も施行がますます遅延するため、ドイツ連邦憲法裁判所の決定を注目の必要がある。

2) ブレグジット(Brexit)による知的財産制度の変化

ブレグジット以降、英国の欧州特許制度の適用可否に対する意見がさまざまである。2018年に英国政府は、ブレグジット以降にも単一特許制度及びUPC制度に残留するという決定を発表し、また、「英国とEUの未来関係」白書を発刊して、今後英国国内の特許、デザイン、商標制度の運営に関する政府の決定を発表した。

本決定によると、欧州特許制度は、欧州連合(EU)とは別個に欧州特許条約(EPC)によるものであるため、ブレグジットの影響は受けない。商標とデザインに対しても、欧州知的財産庁(EUIPO)は英国国籍者又は英国に本社を置く企業の欧州連合商標に対する権利は、欧州連合商標規定第19条に基づいて権利者の国籍により決定されることを確認した。これを受けて英国は、欧州連合商標と欧州共同体デザイン全部を無償で英国商標とデザインとして登録することを表明した。

2019年1月に欧州ドメインネーム登録機構(EURid)は、ノーディールブレグジット(no deal brexit)⁴²に備えた対応計画を発表した。「.eu」最上位ドメインネームは、①欧州共同体内に登録された事務所、中央管理組織又は主な事業場を持つ事業者、②会員国の法律に基づき欧州共同体内に設立された機関、③欧州共同体内に居住する自然人、この3つの要件のうちの一つでも満たす場合のみ、登録を受けられることが原則である。EURidはノーディール状況で英国登録者がブレグジット以降の12ヵ月内に上記要件のうちの一つを満たせない場合、「.eu」ドメインネームに対する権利を喪失するということを明らかにした。

一方、新たに就任したボリス・ジョンソン英国総理がノーディールブレグジットを辞さないと言明した中、2019年9月に英国議会は、ノーディールブレグジットを阻止する法案を通過させた。この法案はEUとの交渉が成立しなければ、英国政府が2020年1月31日までブレグジットの延長を要請することが主な内容となっていることからブレグジットの延期が予想される。しかし、2020年1月9日に英国下院がブレグジットのための履行法を通過させたことによって、国民投票でブレグジットが決定されてから3年目にブレグジットが現実化となる見通しである。しかし、依然として上院と女王の承認手続きが残っているため、ブレグジットの施行時点を正確に予想し難いが、既存の知的財産制度では大きな変化はないものと見通している。

3) 技術革新と産業発展

EUは産業を強化し、持続可能な発展と雇用づくりを図るため、多様な産業政策と革新戦略を実施している。代表的に欧州執行委員会(EU Commission)は、2017年9月にデジタル化と

⁴² 何らかの条件や合意なしで英国が欧州連合を脱退することを意味する。

サイバー保安等を要旨に「新産業政策戦略(New Industrial Policy Strategy)」を発表した後、2019年5月に「EU産業政策戦略：2030ビジョン(EU industrial policy strategy: A vision for 2030)」を採択し、より長期的な観点からEU産業政策戦略を提示した。同戦略は革新を通じてグローバル競争力を高め、強い産業を通じて経済をさらに活性化させ、需要者の要求に応じた技術に備えることを目的とする。

この他にも、欧州全体を単一研究地域として構築し、研究財政を支援するための研究・革新プログラムである「Horizon Europe」を実施している。同プログラムは科学技術分野において欧州の研究優秀性を高め、世界的レベルの研究環境を造成することによって、欧州の競争力を確保することが目的である。最近欧州執行委員会は、欧州議会で同プログラムの実施のために約1,000億ユーロの予算編成案の承認を受けた。

4) 知的財産システムの改善

2019年6月に欧州特許庁(EPO)は、高品質特許サービスを提供するため、段階別計画を盛り込んだ「戦略計画2023(Strategic Plan 2023)」を発表した。同計画はすべての利害関係者に最上のサービスを提供するために達成すべき5つの目標と各々の分野及び課題別に今後4年間遂行すべき計画を含み、具体的には職員能力の強化、ITシステムの単純化及び現代化、効率的な高品質のサービス提供、影響力のある欧州特許システム及びネットワークの構築、長期的に持続可能性の確保等に関する細部的な実践計画を盛り込んでいる。

表 I-9 <EPO の 2023 戦略計画>

区分	細部内容
職員の能力強化	EPO 職員の業務集中度を強化し、高い知的レベルと一つに団結できる組織を作りあげるため、職員が有する専門性を最大限発揮できるよう推進
ITシステムの単純化・現代化	特許付与可否決定のすべての手続きが最初から最後まで一つの電子的ツールで行われるようにし、先行技術データベース拡充に多くの投資を予定
効率的な高品質のサービス提供	EPO のサービスレベルを高く維持しつつ、品質レベルに対する指標は、特許取得手続きの柔軟化等、顧客が体感し納得できるもので設定
影響力のある欧州特許システム及びネットワークの構築	EPO 会員国の特許庁及び世界協力機関との関係を強化し、強力活動に対する財政及び運営上の支援について検討を遂行
長期的持続可能性の確保	「展望台(Observatory)」という一般人及び個人等の利害関係者のための疎通と分析プラットフォームを構築し、炭素排出量の減縮、エネルギーと紙使用量の減少、プラスチック退出のための具体的な方策を策定する予定

一方、欧州知的財産庁(EUIPO)は2019年11月に、「戦略計画2025(Strategic Plan 2025)」を発表した。同計画は、利害関係者と欧州執行委員会等の意見収斂手続きを経てEUIPO運営委員会で最終承認されたものであり、2020年7月1日から履行される予定である。同計画により、①相互連結的に効率かつ安定的な域内市場知的財産システムの開発、②顧客中心的なサービスに集中、③EUIPOを革新的な仕事場に改善するために必要な手続きの開発等が推進され、究極的には、EUIPOは同計画を通じて欧州の企業及び市民のための知的財産価値向上を図るために努力する。

第3節 国内における知的財産現況

1 知的財産創出分野

素材・部品・設備は第四次産業革命時代において技術競争力の中核要素である、素材・部品・設備分野における自立力の保有が新技術分野の競争力確保に繋がる。しかし、韓国の素材・部品・設備の調達率は60%、半導体、ディスプレイ等の精密産業の調達率は50%未満であり、相当な部分を海外に依存している。特に、日本の依存度が高いものと示された。2018年の対日の全体輸入額は526億ドルのうち、素材・部品・設備の割合が約68%水準であり、対日全体貿易赤字の中で素材部品設備の赤字が大半を占めた。⁴³2019年7月に、日本が半導体、ディスプレイ等のコアとなる素材品目に対し輸出規制を発表し、韓国をホワイト国から排除する措置を取ったため、素材・部品・設備分野の自立能力強化が喫緊の国家課題となった。

このような背景において、産業通商資源部と科学技術情報通信部、特許庁等の関係部処は2019年8月に、「素材・部品・設備の研究開発投資戦略及び対策」を発表し、2020年から2022年までにコア品目に対し5兆ウォン以上を投資し、コア品目の技術確保を集中的に支援して迅速なR&Dの着手に向けてR&Dプロセスの改善に取り組んでいる。11月には後続対応戦略として、「知的財産基盤の技術自立及び産業競争力強化対策」を発表し、特許ビッグデータを活用した支援戦略を開示した。特許ビッグデータは、全世界のすべての企業、研究所等の技術情報であり、これらを分析して特許を回避する等のR&D成功率を高めることができる。特許庁等の関係部処は、コア品目に対する特許分析を通じ、国内外の代替技術情報を迅速に把握するとともに、企業に提供して供給先の多変化を通じた素材・部品・設備需給の安定性を高める計画である。また、人工知能(AI)技術基盤の国家特許ビッグデータセンターを構築し、中小企業等の特許ビッグデータ活用を拡散する見通しである。

第四次産業革命に対応するための技術確保戦略も一層強化された。特許庁は2018年に新特許分類体系を構築し、人口知能、モノのインターネット等の7分野に対し優先審査を行った。2019年には改編を通じ、7大技術分野に限定されていた新特許分類体系を16大技術分野⁴⁴に拡大し、追加で9大分野も優先審査を申請できる対象に含め、早期権利化を支援している。この他にも、第四産業革命に関する中核技術の標準特許先取り支援に向け、第25次国家知識財産委員会において、「標準特許の競争力強化策」を審議・確定した。標準特許専門企業の育成に向け、標準特許創出有望機関を対象にR&D、標準特許戦略、標準化活動を3年以上集中的に支援する協働事業を新規で推進し、標準特許投資ファンドを組成する計画である。また、新産業分野のコア標準特許の確保に向け、標準特許確保の有望技術を導出する戦略マップを構築してR&D企画に活用するようにし、3GPP、IEEE等の標準制定機構において意見交換中の第四次産業革命中核技術を選別して優遇することによって、これに対する支援を強化するために行った。

一方、中小企業の迅速な知的財産確保を支援するための事業も活発に行われた。特許庁は海外特許権を確保しようとする中小・ベンチャー企業を支援するため、2019年10月から「先行技術の情報提供事業」を行った。大企業の場合は、特許出願時に関連の先行技術を

⁴³ 特許庁報道資料、「素材部品設備の競争力強化対策」、2019.8.5.

⁴⁴ 第四次産業革命対応の16第技術分野：既存の①人口知能、②モノのインターネット、③三次元プリンティング、④自動走行車、⑤ビッグデータ、⑥クラウドコンピューティング、⑦知能型ロボット) +追加 (⑧スマートシティ、⑨仮想・拡張現実、⑩イノベーション新薬、⑪新再生エネルギー、⑫カスタマイズ型ヘルスケア、⑬ドローン、⑭次世代通信、⑮知能型半導体、⑯先端素材)

事前に調査・分析して海外出願戦略まで策定する機会が多い反面、中小・ベンチャー企業の場合は、先行技術調査を基盤にした海外出願戦略を準備することができないまま特許出願から行うケースが大半であることから、海外出願過程における権利確保が難しい場合が多い。特許庁は本事業を通じ、中小・ベンチャー企業に先行技術の情報を提供することによって企業が海外出願手続を進める前に海外特許獲得可能性を判断して適正な権利範囲を設定する等、海外出願戦略を効率的に策定できるよう支援している。

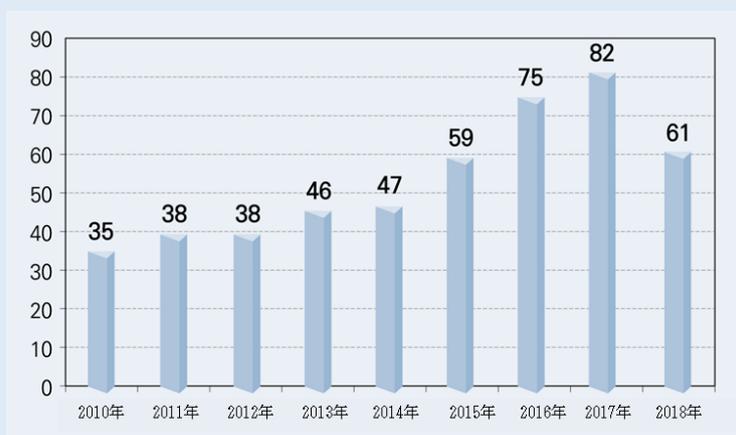
知的財産政策に関する市場・企業等の事例：創出分野

(1) ロボット関連特許出願の増加

人口構造の変化により介護サービス市場が脚光を浴び、ロボット技術の適用範囲が高齢者介護にまで拡大されている。また、食事の補助ロボット、ヘルスケアロボット等の介護ロボット分野における特許出願が徐々に増加している。特許庁の資料によると、2010年～2012年まで年平均37件であった特許出願は2013年～2015年には年平均50件余り、直近の3年間は年平均72件で継続して成長した。出願人類型別で調べて見ると、2010年から直近9年間の特許出願において、大学・研究所が38%で最も高い割合を占め、その次に中小・中堅企業(27%)、外国企業(17%)、個人(9%)、大企業(9%)の順で研究機関と中小企業の割合が相対的に高いものと示された。分野別には食事、移乗補助等の日常生活支援が40%で最も高く、健康管理(27%)、リハビリ支援(10%)がその後続いた。

政府は介護ロボットの拡散に向け、介護ロボットを4大有望サービスロボット分野の一つとして選定し、関連研究開発を支援して社会的弱者を対象にした介護ロボット普及事業を拡大する計画である。

図 I-2 <年度別介護ロボットに関する特許出願動向(2010年～2018年)>



(2) 自動走行自動車に関する特許競争力の強化

人口知能、モノのインターネットのような新技術発展により、自動走行自動車の商用化がますます現実化となり、国内企業のR&Dも活発に行われている。ドイツの知的財産分野における市場調査機関であるIPlyticsによると、グローバル自動走行の特許保有件数上位10企業の中に現代自動車が特許保有件数369件で6位を記録し、サムスン電子とLG電子がそれぞれ367件で共同7位を記録した。標準必須特許(SEP)は、中国Huawei(49件)が最も多く保有しているものと示された。韓国企業の中では、LG電子(27件)で2位、サムスン電子(11件)で4位を記録した。また、IPlyticsは自動走行技術標準化に最も大きな寄与をしたグローバル企業として、LG電子、サムスン電子、Huaweiを挙げることができ、自動走行技術標準において3社が

提案した標準が27%を占めていると説明した。

表 I-10 <グローバル自動走行特許保有件数の上位10企業⁴⁵>

(単位:%)

順位	企業名	特許件数
1	トヨタ	1,143件
2	フォード	1,096件
3	GM	684件
4	アルファベット	572件
5	インテル	521件
6	現代自動車	369件
7	サムスン電子	367件
8	LG電子	367件
9	ウーバー	283件
10	クアルカム	275件

※出所：IPlytics

一方、自動走行自動車中核技術の一つとして挙げられる車両用映像認識技術に関する特許出願も着実に持続しており、最近中小企業の特許出願が目立っている。車両用映像認識技術に関する特許出願は、2010年に79件であったのが、2013年に276件と急増し、直近の3年間(2016年～2018年)は200件台を維持している。直近の10年間(2010年～2019年6月)の出願人別の出願割合を調べて見ると、大企業が全体の534件(30%)で最も大きい割合を占め、中小企業が404件(22%)、大学が332件(18%)、研究機関が138件(8%)を記録した。この中で中小企業の出願件数は2010年以降から増加率を見せ、2018年には98件で前年対比約2倍も増加した。技術分野別には、物体検出認識及び追跡技術が41%で最も多く、画像劣化及びカメラ歪み補正前処理技術(16%)、アラウンドビュー及び駐車支援技術(12%)の順であった。

(3) 新南方政策国家に対する商標出願増加

2017年から韓国政府は、新南方政策を宣言し、アセアン諸国と商品貿易だけでなく、技術、交通、エネルギー等で協力分野を拡大している。これに合わせ、特許庁は韓-アセアン特許庁長会談を通じ、知的財産創出・活用・保護分野における協力を合意する共同宣言文を採択する等により、知的財産協力を一層強化している。このように両国の協力が強化されることによって交易量の増加を始め、商標出願も増加している。

アセアン、インド等新南方国の韓国に対する商標出願は2008年379件から2018年786件に約2倍以上増加した。その中で、シンガポールが全体の半分を占め、その次にタイ(17%)、マレーシア(15%)、インド(9%)、インドネシア(8%)、ベトナム(3%)の順であった。

韓国の新南方国に対する商標出願は、2008年1,666件から2018年9,009件に約5.4倍増加し、国別には、ベトナム(26.7%)が最も高く、タイ(16.3%)、マレーシア(14.1%)、シンガポール(13.8%)の順であった。

⁴⁵ 韓国経済、「グローバル自律走行特許トップ10に現代自動車・サムスン・LGが含まれる」、2019.10.23。(2020.2.4.最終アクセス)

2018年12月7日に、懲罰的損害賠償制度を主な内容とする改正「特許法」及び改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、不正競争防止法)」が、国会本会議を通過することにより、2019年7月から施行された。これまで特許侵害に対する損害賠償額が低く実益が少ないため、侵害を受けても訴訟を放棄する事例が多く、なすすべもなく営業秘密侵害を受けてもまともに補償を受けられないケースが多かった。法改正により特許及び営業秘密を故意に侵害した場合、損害額の最大3倍を賠償額として定めることができ、権利者の利益を保護し侵害行為をより効果的に抑制することができるようになった。

改正特許法と不正競争防止法は、特許権又は営業秘密を侵害した行為が故意的であることが認められる場合には、損害として認められる金額の最大3倍まで賠償額を定めることができるように規定した。また、改正不正競争防止法は営業秘密に関する刑事処罰行為を新たに追加し、侵害行為に対する刑量を上方⁴⁶調整し処罰レベルを強化した。

これに加え、産業技術侵害に対する救済及び制裁強化を要点する「産業技術の流出防止及び保護に関する法律(以下、「産業技術保護法」)改正案が2019年8月に通過され、産業通商資源部が2019年1月に発表した「産業技術の流出根絶対策」を主な内容として立法化された。

改正産業技術保護法は、不正競争防止法と同様に、産業技術の侵害行為が故意的な場合は最大3倍まで賠償額を定める懲罰的損害賠償制度を導入した。

一方、2019年3月から「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」改正案の施行により、特許庁特別司法警察(以下、「特司警」)の権限範囲が既存の商標、不正競争行為から特許、営業秘密、デザイン侵害等の知的財産権の全範囲にまで拡大された。これを通じ、特許、営業秘密、デザイン等の侵害行為に対する捜査時に押収捜索、逮捕等の強制調査権を持って直接捜査をすることができるようになった。発展速度が速い新技術分野の特許、営業秘密、流行みら周期が短いデザインの場合は、長期間かかる民事訴訟では効果的に救済を受けることが難しい場合が多い。特別司法警察隊を傘下に置いている特許庁が侵害犯罪を直接捜査・解決できるようになったことによって、侵害に対する救済がますます迅速かつ効果的に遂行できるものと期待される。

知的財産政策に関する市場・企業等の事例：保護分野

(1) 不正競争行為申告制度の活性化

特許庁は不正競争防止法に基づき、不正競争行為に対する調査及び是正勧告の権限により、模倣品の流通及び不正競争行為に関する申告を受付けるため、オンラインサイト「模倣品及び不正競争行為申告センター」を運営している。当該センターに申告が受けられると、調査開始から最終判断まで平均4ヵ月がかかり、別途の費用も発生せず、訴訟に比べ時間や費用側面において有利であるため、中小企業、個人等に非常に効果的な制度である。

2019年3月に特許庁は、2017年12月に中小企業の商品形態を模倣した業者に、関連製品の生産・販売を中止するように第一回目の是正勧告を行った以降、1年ぶりに不正競争行為申告

⁴⁶ (改正前)5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金 → (改正後)10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金。外国で使用される営業秘密の侵害に対する刑事処罰は、10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金から15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に上方調整

が100件を超えたと発表した。申告が受け付けられた100件のうち、他人の商品形態の模倣行為が47件で最も多く、技術奪取行為が34件、商品・営業主体混同行為が11件申告されたものと示された。商品形態の模倣行為申告は、食品類・靴・眼鏡・文具類等が89% (42件)で最も多い割合を占めた。

(2) 防弾少年団 (BTS) に関する模倣品取締りの実施

K-popが世界的な人気を集め、K-pop歌手関連の商品市場も急速度の成長とともに、模倣品の製造、販売等の商標権侵害行為は日増しに深刻となり、歌手を始め、関連業界に大きな被害を与えている。最近韓国だけでなく米国等の世界各地で人気のある防弾少年団 (BTS) も商標権侵害で悩まされている。2018年に国内で開催されたコンサート場周辺でBTSの商標権や肖像権を侵害する製品が多く販売された。また、国内有名オンラインショッピングモールでもBTS関連商品を検索して見ると、衣類、文具類等数十万件の模倣品が検索される。

そこで特許庁は、BTS所属企画会社のビックヒットエンタテインメントと共に、BTS関連の模倣品流通等の商標権侵害行為を根絶するために啓発と取締りを行うことにした。特許庁はオン・オフラインにBTS関連の模倣品を常習的に大量に供給や流通する業者に対し企画取締りを行い、10月頃にソウルで開催したBTSコンサート現場でビックヒットエンタテインメントと現場取締りを行った、9月にはビッグヒットエンターテインメントから情報を受けてBTS関連模倣品を流通した卸売業者4社を取締り、関連する者を刑事立件し模倣品を数千点押収した。

K-popを代表するアイドルグループ、BTS関連の知的財産権侵害行為に対する取締りを通じ、韓流文化コンテンツの持続的な成長を支え、知的財産権を保護することによって、関連コンテンツを活用した利益創出の安定的な好循環を図ることができると期待される。

(3) 違法コピー物利用量の小幅減少

韓国著作権保護院が発刊した「2019著作権保護年次報告書」によると、2018年違法コピー物利用量が約19億6千7百万件で前年対比5.6%減少し、その中で、オンライン利用量が全体の約90%を占めた。細部経路別には、Torrentが28.5%で最も高く、モバイルアプリ(24.6%)。ポータル(16.3%)、ウェブハード(14.4%)、P2P(10.4%)、ストリーミング専門サイト(5.9%)の順で集計された。ジャンル別の違法コピー物利用量は、音楽が約10億9千万件(61.7%)で最も多く、放送(23.1%)、映画(11.4%)、出版(2.7%)、ゲーム(1.1%)の順で示された。コンテンツ産業売上高の被害規模を推定した結果、約2兆4千9百億ウォンで前年対比2.8%減少した。

韓国著作権保護院は違法コピー物の取締りが強化され、著作権尊重教育と広報を通じた国民認識底辺の拡大により合法的なコンテンツ市場が大きく増え、それにより侵害率が減少したと分析した。特に、モバイルゲーム分野の合法的な市場規模が、前年対比1兆8千8百億ウォン(47.3%)も増加し、全般的な侵害率の減少に大きな影響を及ぼしたと説明した。

(4) 特許庁、ネイバー等10のオンライン企業と知的財産保護の業務協約を締結

最近、オンライン中心に流通構造が変化し、オンラインショッピング市場規模が拡大している。これによりオンラインショッピングモール内で模倣品流通規模も増加している。2018年基準に特許庁で受け付けた模倣品申告の中で約98%がオンライン関連の申告であった。オンライン関連の申告はますます増加する傾向である。このような現象を解決するために2019年9月19日に特許庁は、国内の主なオンライン事業者であるネイバー、カカオ、クーバン、稲妻市場、11番街、ウィメフ、イーベイ코리아、インターパーク、ティモン、ハローマーケット等10社と業務協約を締結した。

今回の協約を通じ、特許庁とオンライン事業者は、オンライン上の模倣品流通根絶のために努力し、情報を共有してオンライン模倣品流通根絶を図り、▲オンライン販売者等に対する教育及び啓発活動の共同展開、▲特許庁が捜査過程やオンライン模倣品流通モニタリング過程で確保した資料をオンライン事業者に提供して制裁措置、▲オンライン事業者は国民の健康と安定等公共の利益を侵害する模倣品流通行為が発生した場合、特許庁に情報を提供して取り締まれるように協力する等である。

3 知的財産活用分野

特許庁は2016年から公共機関の未活用特許の割合を下げ、特許の維持負担を軽減するために大学・公共(研)で保有する特許の診断を行い、特許管理戦略を提示する「公共機関保有特許の診断支援事業」を推進している。大学・公共(研)の特許活用率は34.9%で、企業の75.2%(2017年知的財産活動実態調査)に比べ著しく低いレベルである。そこで、特許庁は韓国特許戦略開発院の特許専門家と特許分析機関を専任チームとして構成し、本事業を通じて公共機関の戦略的特許管理を支援する。2016年にモデル事業をスタートし、2018年までに計40機関を支援して固有特許分類体系を構築、未活用特許の年次料の節減、有望特許の発掘及び技術事業化等の成果を収めた。特に、2016年～2017年の有望特許活用戦略により452件の特許が技術移転され、特許処分戦略を通じて774件の特許に対する権利維持を放棄し、約32億ウォンの特許維持料の節減効果があった。

2019年は15の大学・公共(研)の保有特許を対象に支援し、参加機関の多様な要求に応じてカスタマイズ型の戦略を提示するため、機関単位で統合支援する「機関パッケージ支援」と技術分野単位で分析する「技術分野カスタマイズ型支援」の二つの類型に分け診断を行った。

一方、最近国内外の景気鈍化により破産する企業が増加する中、破産企業が保有する特許、商標、デザイン等の知的財産権は、大半が安い価額で売却や死蔵されている状況である。破産企業の知的財産活用促進のために特許庁は、2017年から破産企業が保有した知的財産権を取引するモデル事業を推進しており、現在まで42件の知的財産権を計2億4千万ウォン余りで売却する成果を収めた。このようなモデル事業の成果を基盤に、2019年6月5日に特許庁とソウル回生法院は、破産企業のIP取引や活用のための業務協約を締結した。今回の協約を通じ、ソウル回生法院が破産企業のIP現況等の取引に必要な情報を特許庁に提供すると、特許庁は破産企業のIPに対する需要企業の発掘及び価値評価を遂行することによって、IPが効率的に取引できるように支援する。また、両機関は破産企業が保有するIP取引を促進するための方策を構築し、破産企業保有のIP活用のために制度及び認識を改善するために努力する等、協力を一層拡大する予定である。

知的財産金融活性化のための特許登録料の減免を主な内容とする「特許料等の徴収規則」一部改正令(案)が立法予告された。本改正案によると、特許庁と金融委員会が協働で策定した「知的財産(IP)金融活性化総合対策」により銀行に対する年次登録料50%の減免制度を導入する。これまで銀行が中小企業等を対象にIP金融を実施し、中小企業の特許権等の移転を受けて所有することになった場合には、年次登録料の減免を受けることができない。しかし、本改正案が通過すれば、銀行が中小企業を対象にIP金融を実施した後、中小企業、公共研究機関等の特許権等の移転を受けて所有することになった場合にも、中小企業等に対する年次登録料減免の比率は50%で、同一の適用を受けることになる。これを通じて銀行がIP金融の実施により発生した年次登録料納付の負担が軽減され、IP金融がますます活性化するものと期待される。

知的財産政策に関する市場・企業等の事例：活用分野

(1) 特許共済事業の発足

特許庁は特許紛争等により発生する中小・中堅企業の知的財産費用負担を緩和するため、2019年から「特許共済事業」を発足した。本事業の委託機関に選定された技術保証基金と特許庁は、共同で「特許共済事業推進団」を発足して知的財産基盤の中小・中堅企業支援のための業務協約を締結した。特許共済事業は、加入者である中小・中堅企業が毎月掛け金を納付し、海外出願又は国内外の審判や訴訟等で知的財産費用が発生すると、共済からこれをローンで支払った後、事後分割して償還する方式で運営される。中小・中堅企業であれば加入が可能で、市中銀行の積立と似た、加入時につき30万ウォンから1,000万ウォンまで希望する商品を選定して最大5億ウォンまで積立できる。施行初期の掛け金の利子率は市中銀行の定期預金・積立金より高い2%の利子を支給する予定であり、貸出金利は銀行の平均金利より低い2%台の金利を適用する。特許・商標・デザインの海外出願や審判・訴訟等を目的に貸出する場合、積立掛け金の5倍まで利用が可能である。この他にも加入企業が特許庁支援事業や技術保証基金の保証を利用する際には支援限度の優遇、保証料率の値下げ、法律諮問サービス、加点付与等の各種優遇が提供される予定である。

(2) IP金融1兆ウォン突破

2019年に韓国IP金融市場規模が1兆ウォンを突破した。IP金融規模は、ここ数年間で増加の勢いを維持したが、2018年7,632億ウォンに続き、2019年1兆3,504億ウォンに前年対比5,872億ウォン(77%)が増加する成長率を記録した。その中で、特にIP担保貸出の場合、前年対比4.9倍増加の計4,331億ウォンに達し、知財権を基盤に保証書を発給するIP保証額は7,240億ウォンに達した。優秀知財権を保有した企業又は知財権に直接投資するIP投資額が1,933億ウォンに集計された。

IP金融の量的成長だけでなく、優秀投資事例も多数導出される等の質的成長も示された。アイディベンチャース(IDV)等は、A機関が保有した通信標準特許へ2017年末に投資し、1年9ヵ月目で投資金の3倍を回収したことがあり。ベンチャー企業であるシェルパススペースは、植物用カスタマイズ型の光源技術に対する特許で投資を誘致し、2020年に米国CES(Consumer Electronics Show)でイノベーション賞を受賞する成果を収めた。

表 I-11 <韓国IP金融規模の現況>

(単位：億ウォン)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	合計
IP担保	841	202	866	884	4,331	7,124
IP保証	2,826	4,934	4,930	4,872	7,240	24,802
IP投資	448	638	1,075	1,876	1,933	5,970
合計	4,115	5,774	6,871	7,632	13,504	37,896

※出所：保証機関(信保・技保)、国債・市中銀行(7カ所)、投資機関対象集計(特許庁、韓国発明振興会)

4 知的財産基盤分野

開発途上国を対象にした韓国型知的財産システムの普及が一層拡大されている。特許庁は2019年3月31日にサウジ知的財産庁とサウジリヤドリッツカールトンホテルで庁長会談を

行った。この会談を通じ、両国はサウジ知的財産エコシステム造成事業の成功的な推進のため、韓国知的財産専門家の派遣、サウジ特許審査官の訪韓訓練プログラムの運営等、約320万ドル(約36億ウォン)規模の第1回目の協力事業に対する約定を締結した。特許庁は2014年からアラブ首長国連邦(UAE)と特許審査代行、特許行政情報化システムの輸出等を通じて約1,400万ドル(約150億ウォン)規模の知的財産行政サービスを輸出している。サウジとの今回の協力事業範囲と規模は、既存の輸出事例を遥かに超える規模で進行するものと期待される。第1回目の協力事業以降には、国家知的財産戦略の策定、特許行政情報システムの開発、サウジ個人や中小企業向け知的財産権相談等の3つの分野における協力事業が追加で取組まれる予定である。

一方、韓国特許庁を始め世界5大特許庁(IP5)は、2019年6月13日に仁川松島で開催された「第12次IP5庁長会合」において、第四次産業革命時代に対応するためのグローバル特許システムの改善を要旨とする共同宣言文を採択した。IP5特許庁は、新技術分野において持続的な知的財産出願の増加による協力の必要性を確認し、共同宣言文採択を通じて特許審査協力及びグローバルドシエ(Global Dossier)の改善、IP5ウェブサイトの改善、統計資料の交換、特許分類の改正等について協力した。さらに、グローバル技術変化に積極的に対応し、高品質審査のための協業を発展させて協力構造を改善していくことに合意した。

これに加え、本庁長会合では人工知能(AI)等の革新技術に対応するための専担タスクフォース(TF)発足に合意した。IP5特許庁の特許制度専門家及びIT制度専門家等で構成されたTFは、2年間において活動を行い、AI発明に対する特許審査基準の調和方策、特許審査等に新技術を活用するプロジェクト等を含む、「IP5協力ロードマップ」を策定する計画である。また、プログラム管理グループ(PMG)運営改善案が承認され、PMGの役割を実務グループに対する監督や産業界に関する助言等により確立し、IP5構造の改善、連席会議運営のガイドライン等に関する内容を規定した。

国内的にも行政サービス及び制度改善に向けて多様な政策が推進された。特許庁は2019年5月23日に人工知能(AI)等の最新知能情報技術を適用した「次世代スマート特許ネット⁴⁷構築の5ヵ年計画」を発表した。これは、2019年から5年にかけて推進する情報化総合計画であり、特許行政の品質と効率性、国民に対するサービスの利便性を革新的に高めるため、特許ネットをAI基板の知能型システムに世代交代するものである。これまで特許審査時に検索しなければならない国内外の先行技術文献が急速に増加し、既存の特許ネットでは迅速な審査・審判サービスを提供することが負担であった。特許庁は2023年までに段階的に4世代特許ネットを開発する予定であり、AI技術の導入、電子出願サービスの改善、特許情報DBの普及拡大、システム性能の高度化を重点的に推進する計画である。1次年度の2019年には、98億ウォンを投入して4月からAI機械翻訳システムを構築し、電子出願サービスをユーザーフレンドリーに改善するとともに、コンピュータ性能を高める事業に着手した。

デザイン業界の現実を反映し、デザイン登録要件に対する規制を緩和する内容のデザイン制度の改善を行った。2019年1月から施行される改正デザイン審査基準は、業界において普遍的に使用する製品のイメージをそのまま出願に使用できるよう、部分デザイン表現方式の一部要件を緩和し、難しい物品名称の記載要件を分かり易く変えて出願人の理解を助けた。これに加え、これまでデザイン審査基準で取り扱えなかった物品別特殊性を鑑み、書体・食品等の一般物品と区別して取り扱うべき特殊性のあるデザインに対する細部的な審査基準を新たに設けた。まず、多様な文字体の出願が可能となった。英語のほかにラテン語

⁴⁷ 産業財産権の出願、審査、審判、登録、公報発刊等の特許行政業務全般を電算化した総合情報システム

系の言語を出願できる基準を整備し、技術発展により新たに登場する文字体を含めることができる審査基準を設けた。また、食品デザインの定義を明確にし、食品付属物に対する判断基準を設定する等、食品デザインの審査基準をより詳細に設定した。

知的財産政策に関する市場・企業等の事例：基盤分野

(1) 強い特許創出を支援する「現場疎通型」の審査拡大

審査官が出願人を直接会って審査結果について説明し、特許内容に対する補正案について相談を受ける現場疎通型審査(重点面談)の利用率が大幅に増加する趨勢を見せている。2015年367件、2016年778件、2017年1,557件が2018年は2,501件に急増した。現場疎通審査は、予備審査、補正案レビュー、再審査面談の3つに区分され、予備審査は特許本審査前に事前に審査結果を説明する制度、補正案レビューは審査官が通知した拒絶理由を基に補正案について相談をする制度、再審査面談はすでに拒絶査定の特許を再度審査する再審査請求前に補正案について相談する制度である。現場疎通型審査は出願人の立場では、審査官面談を通じて迅速な権利確保が可能で、審査官の立場では、出願人との積極的な疎通を通じて正確な審査ができることにメリットがある。

特許庁は現場疎通型の審査を拡大するために特許審査官の増員を持続的に推進している。2018年には特許審査官16人を増員し、2019年には4.5級の特許チーム長10人を含む計56人の審査官を確保した。審査人材増員により1件当たり審査投入時間が2017年11.9時間であったのが2019年には12.5件に増え、現場疎通型の審査を拡大できる基盤を構築した。

(2) 国選代理人制度の施行

特許庁は2019年7月から低所得層、障害者、青年創業家等の特許審判を無料で支援する特許審判国選代理人制度を施行した。これまで社会・経済的弱者は高費用がかかる知的財産紛争の対応ができず知的財産権保護に困っていた。⁴⁸社会・経済的弱者の知的財産保護に向け、特許庁は医療給与受給者、国家有功者、障害者、小・中学の在学学生、小企業、青年創業者等を対象に国選代理人の申込みを受け付けた。支援を希望する審判当事者が国選代理人の選任申込書と対象可否確認のための証拠書類を添付して特許審判院に申込みると、特許審判院は事前に構成したそれぞれの専門分野別国選代理人の人材プールの中から国選代理人を選任した後には申込人に通知する。また、国選代理人が選任された当事者が納付した審判手数料も審判終了後に払い戻される。

(3) 公益弁理士制度の活性化

公益弁理士による法律支援は、社会的弱者の特許、商標等に関連する紛争時に審判及び審決取消訴訟を無料で代理することによって、審判・訴訟費用の負担に困っている低所得層及び零細企業に実質的な支援を提供している。公益弁理士制度のために設立された公益弁理士特許相談センターは、12人の公益弁理士を通じて審判・審決取消訴訟の代理、書類作成の支援、知的財産権の相談、説明会等を支援している。公益弁理士制度を通じた支援は次第に活性化しており、公益弁理士を通じた審判及び審決取消訴訟の支援件数は、2015年53件から2018年136件に毎年増加した。また、2018年には出願・登録過程における明細書、補正書等の475件の書類作成を支援した。

表 I - 12 <公益弁理士制度の支援現況>

⁴⁸ 最近5年間の社会・経済的弱者の代理人のない審判事件数が年平均399件を記録。特許庁報道資料、「特許審判院、7月9日から国選代理人制度を施行」、2019.7.8。(2020.2.6.最終アクセス)

(単位：件)					
区分		2015年	2016年	2017年	2018年
審判		43	95	87	116
審決取消訴訟	特許法院	7	10	22	17
	大法院	3	4	11	3
計		53	109	120	136

※出所：特許庁

(4)2019年の小・中・高校生の著作権に関する意識調査

韓国著作権委員会は毎年、小・中・高校生の著作権認識及び意識レベルを診断するため、「訪問型の著作権教育」プログラムを申込んだ学生を対象に調査を実施している。2019年の調査は5月中旬から9月初めまでの4ヵ月の間に教育に参加した9,826人を対象にアンケート調査が行われた。調査の結果、2019年の全国における小・中・高校生の著作権指数は100点満点で81.9点と、前年対比0.3点増加した。著作権指数は2013年以降着実に増加し、2019年は81.9点で歴代最高点を記録した。小・中・高校生の著作権に対する正しい知識を認識しているかどうかを基に算出した著作権認識指数は80.3点で、前年対比0.4点下落し、正しい著作物利用行為に対する価値判断を問う著作権意識指数は83.6点で、昨年より1.1点上昇した。

表 I - 13 <年度別の著作権指数現況(2015年～2019年)>

(単位：億ウォン)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
著作権指数	78.6	81.0	81.0	81.6	81.9
著作権認識指数	79.7	80.8	80.7	80.7	80.3
著作権意識指数	77.5	79.5	81.3	82.5	83.6

※出所：韓国著作権委員会

5 新知的財産分野

知識財産基本法によると、「新知的財産」とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展により新しい分野において出現する知的財産を意味する(第3条)。最近韓国で議論されている新知的財産は遺伝資源と伝統知識が挙げられる。

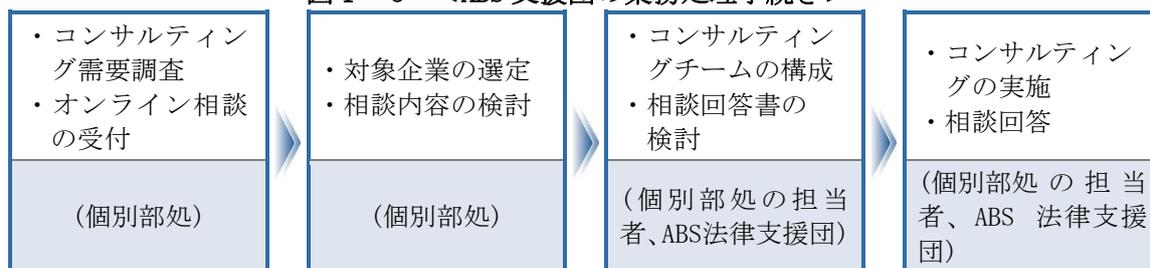
まず、遺伝資源と関連して、韓国で2017年8月17日から「遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(遺伝資源法)」が施行され、名古屋議定書が国内で発効されたことにより、生物遺伝資源を利用する企業に遺伝資源利益共有(ABS)関連の義務が付与され、明確に理解して対応しなければならない必要性が増大した。そこで、名古屋議定書の基本的な概念の理解から始め、遺伝資源輸出入過程の法律的争点等に対する企業のコンサルティングの需要が増加した。企業の需要を満足させるため、2019年4月に国立生物資源館の遺伝資源情報管理センター⁴⁹と環境部等の5つの関係部処⁵⁰は、名古屋議定書制度の解釈の誤謬を

⁴⁹ 遺伝資源等に対する接近・利用及び利益共有に関する業務を専門的に遂行するために遺伝資源法第17条に基づいて2018年3月に環境部国立生物資源館に設置された。

⁵⁰ 環境部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、海洋水産部

防止し、より効果的に対応するために「遺伝資源利益共有 (ABS) 法律支援団」を合同で発足した。ABS 法律支援団は弁理士、弁護士等法律専門家で構成され、オンライン相談とコンサルティング諮問の方式で運営される。相談やコンサルティングの範囲は、名古屋議定書の概要、海外法令及び規制要件の履行、国際紛争対応、特許等の知的財産権保護、利益共有交渉等である。これに加え、ABS 支援団は定期的に能力強化ワークショップを通じ、主な当事国の法律と規制要件、特許出所の公開等、最新動向と争点事項を共有して対応方策について意見交換を行う計画である。

図 I-3 <ABS 支援団の業務処理手続き>



※出所：国立生物支援館の遺伝資源情報管理センター

一方、伝統知識とは、遺伝資源の保全と持続可能な利用に適合した伝統的な生活様式を維持してきた個人又は地域社会の知識、技術や慣行等を意味する。⁵¹伝統知識の範囲には生物多様性に関する知識だけではなく、農業、科学、技術、生態学、医薬知識等が含まれる。⁵²この中で名古屋議定書発効以降に、韓国において最も大きな影響を受けた分野は漢医薬伝統知識といえる。それで、特許庁等の関係部処は、国内の漢医薬伝統知識の適切な保護のための対応策を模索している。

代表的に漢医薬伝統知識のデータベース (DB) 化事業を挙げることができる。特許庁は 2005 年から漢医薬分野の伝統知識を中心に DB を構築し、2007 年から「韓国伝統知識ポータル」を通じて検索サービスを提供している。DB サービスの提供は、国内外において韓国伝統知識の国際的保護のための基盤を構築し、伝統知識関連分野の研究に活用することにより、関連学問及び産業育成を促進し、審査官が伝統知識 DB を先行技術の資料として活用して伝統知識関連の出願に対する審査品質を向上することが目的である。2019 年 11 月基準で、韓国伝統知識ポータルで提供する DB は、論文 3 万 3,632 件、薬剤 5,500 件、処方 2 万 121 件、病症 1 万 2,500 件、郷土食品 3,236 件、生活 4,682 件、農業 3,082 件等が収録されている。この他にも、遺伝資源 6,839 件、特許分析 (論文) 3 万 8,632 件、特許分析 (薬剤、処方、病症) 3 万 8,121 件等の膨大な伝統知識情報を提供している。特許庁は 2019 年 11 月に、韓国伝統知識ポータルサービス満足度調査を行い、利用者の不便事項、追加希望コンテンツ等に関する多様な意見収斂を通じてサービスを改善していく計画である。⁵³

⁵¹ 遺伝資源法第 2 条

⁵² 世界知的所有権機関 (WIPO) ウェブサイト (<https://www.wipo.int/tk/en/tk/>, 2020. 2. 6. 最終アクセス)

⁵³ 漢医新聞、「漢医薬の知識宝庫、韓国伝統知識ポータル」2019. 11. 12. . (http://www.akomnews.com/bbs/board.php?bo_table=news&wr_id=37102, 2020, 2. 6. 最終アクセス)

知的財産政策に関する市場・企業等の事例：新知的財産分野

(1) 海洋生命資源調査を通じて生物種529種を確保

海洋水産部は名古屋議定書発効により海洋生命資源確保の重要性が増加するにつれ、全体海域を5つの海域⁵⁴に区分し、年度別に海洋生命資源調査を行った。調査を通じて確保した種情報は海洋水産部が運営する「海洋生命資源の統合情報システム」に掲載して統合管理し、海洋生命資源から確保した有用素材情報及び実物は、海洋バイオバンクを通じてバイオ企業、大学等に提供される。

2019年には南海東部海域の海洋生命資源の調査を通じ、海洋動植物、微小藻類等の計529種の海洋生命資源標本1,570点余りを確保した。2019年の調査で確保した529種の海洋生物資源のうちの27種(新規確保記録種14種、未記録種5種、新種候補8種)は、未確保海洋生物種⁵⁵であるため意味深い。特に、新種候補2種は追加分析を経て論文投稿等により新種として正式に掲載され、バイオディーゼル、健康補助食品、化粧品等多様な分野で活用できるようにする計画である。

これに加え、海洋生命資源統合情報システムの改善を通じ、使用者が教科課程、科目、出版社等の検索語で国内の小・中・高校の教科書と指導書に収録された3,546点の海洋生物情報を簡単に探せるようにした。また、海洋生物の特性と効能、活用方法等の海洋生命資源関連の伝統知識情報815件を追加で収集して計1,869件の伝統知識を提供した。

(2) 企業・研究所向けに名古屋議定書の実務教育を実施

国立生物資源館の遺伝資源情報管理センターは、2019年7月4日から一泊二日の日程で「第1次遺伝資源接近及び利益共有(ABS)の実務能力教育」を行った。同教育は生命(バイオ)分野企業及び研究所担当者向けに行った第一回目の名古屋議定書対応実務教育であり、遺伝資源法施行以後、関連企業及び研究所の名古屋議定書対応の問い合わせが増えたことから行われた教育である。

国立生物資源館、韓国知識財産研究院、特許法律事務所、韓国バイオ協会等、関連専門家が講師として参加し、名古屋議定書の手続き遵守において必須的なテーマである、名古屋議定書の理解、国内統合申告及び契約実務、主要国の動向、対応指針(ガイドライン)及び戦略等をテーマとした教育を実施した。

⁵⁴ 東海中部(2017)、東海南部(2018)、南海東部(2019)、南海西部(2020)、西海(2021)

⁵⁵ 2018年 国家海洋水産生物種目録種基準の国立海洋生物資源館、国立水産科学院、海洋水産生命資源寄託登録保存機関で実物標本の形態で保有していない生物種

第II章 国内における知的財産の政策概観

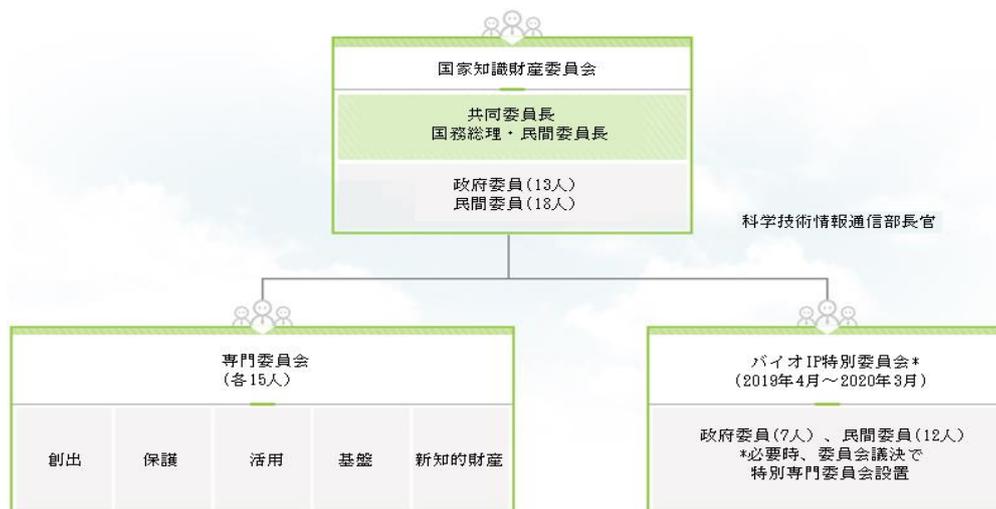
第1節 知的財産政策の推進体系

1 国家知識財産委員会

国家知識財産委員会(Presidential Council on Intellectual Property)は、科学・技術分野の特許、文化・芸術・コンテンツ分野の著作権等、多様な知的財産を創出して活用するための国家戦略を策定し、知的財産政策を調整する役割を遂行する。国家知識財産委員会の発足前に、それぞれの関連部処で知的財産政策を分散して策定・推進したことにより、政策の一貫性の欠如と非効率という限界にぶつかり、部処別に分散された知的財産政策を総括調整して有機的に連携する部処レベルでの組織設立の必要性が提起された。そこで、2011年5月に公布された「知識財産基本法」⁵⁶に基づいて7月28日に国家知識財産委員会を発足した。

知識財産基本法により国家知識財産委員会は、2019年を基準に、国務総理及び民間委員長(グ・ジャヨル)と政府委員13人、民間委員18人で構成され、科学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を遂行する。委員会傘下に創出・保護・活用・基盤・新知識分野別の5つの専門委員会を置き、委員会案件の事前検討及び知的財産政策 이슈を発掘している。また、一時的な組織として特別専門委員会が設置され、重要事案に対する専門的な検討役割を遂行する。一方、知的財産戦略企画団が事務局として委員会業務の支援を担当している。主な機能としては、国家知的財産基本計画及び施行計画の策定・変更に関する事項、基本計画及び施行計画推進状況に対する点検、評価に関する事項、知的財産関連の財源配分、知的財産の創出・保護・活用促進と基盤造成のための施策等、知的財産に関する主要政策の審議・調整・点検等がある。

図II-1 <国家知的財産委員会の構成>



国家知識財産委員会の委員部処の科学技術情報通信部、文化体育観光部、産業通商資源部等

⁵⁶ 知識財産基本法第6条(国家知識財産委員会の設置及び機能)①知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整し、その推進状況を点検・評価するために大統領所属として国家知識財産委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

の関係部処が、知的財産創出・活用・保護・基盤及び新知的財産に関する業務を遂行する。特許庁は特許、実用新案、商標、デザイン等の産業財産権に関する全般的な業務を担当し、文化・芸術、コンテンツ、著作権分野は文化体育観光部で担当する。科学技術情報通信部は科学技術政策の総括部処として、IP-R&D 戦略、研究産業の育成、公共研究機関の IP 経営戦略の高度化等を遂行する。遺伝資源、植物新品種等の新知的財産は科学技術情報通信部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部等がそれぞれ分担して管理する。この他にも、知的財産保護と関連し、法務部、外交部等の関係部処で機能によりそれぞれ業務を遂行している。

表Ⅱ-1 <部処別の主な知的財産関連業務>

IP創出	R&D、技術標準、権利化	科学技術情報部、産業通商資源部、文化体育観光部、特許庁等
IP活用	価値評価、金融、事業化、公正利用	産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、金融員会、公正取引委員会等
IP保護	技術侵害防止、ソウルウェア不法流通遮断	法務部、文化体育観光部、特許庁、法院等
IP基盤	人材養成、制度改善、国民認識向上	教育部、文化体育観光部、特許庁等
新知的財産	伝統知識、生物資源、新技術によるイシュー	科学技術情報部、農林畜産食品部、文化財庁等

2 知的財産関連法律

「知識財産基本法」は、知的財産と関連した上位規範として、知的財産の創出・保護・活用を促進し、基盤を造成するための政府政策策定・推進の根拠を提供する。産業財産権保護のために「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」を設置し、これらの法律は特許庁が所管する。著作権は「著作権法」を通じて保護し、所管部処は文化体育観光部である。営業秘密侵害及び知的財産権を侵害する不正競争行為を規律するために「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を施行しており、この他にも、植物新品種と遺伝資源等、新知的財産関連の法律として「食品新品種保護法」（所管部処：農林畜産食品部、海洋水産部）、「遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律」（所管部処：環境部）、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」等がある。

表Ⅱ-2 <知的財産関連法律及び所管部処>

法令	所管部処
知識財産基本法	国家知識財産委員会 (科学技術情報通信部)
特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法 半導体集積回路の配置設計に関する法律、発明振興法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、弁理士法、 発明教育の活性化及び支援に関する法律	特許庁
著作権法、文化産業振興基本法、コンテンツ産業振興法	文化体育観光部
科学技術基本法 生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律	科学技術情報通信部
対外貿易法、産業技術流出防止及び保護に関する法律、不正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律、技術の移転	産業通商資源部 中小ベンチャー企業部

及び事業化促進に関する法律、中小企業技術保護支援に関する法律、遺伝子変形生物体の国家間移動等に関する法律	
種子産業法、植物新品種保護法、農水産物品質管理法、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有移管する法律 農業生命資源の保存管理及び利用に関する法律 海洋水産生命資源の確保・管理及び利用に関する法律 病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律	農林畜産食品部 山林庁 海洋水産部 環境部
民事訴訟法、刑事訴訟法、法院組織法、弁護士法、司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律	法務部
関税法	関税庁

第2節 国家知識財産委員会の主な活動及び成果

1 国家知識財産委員会活動の内訳

1) 第4期委員会の審議・議決現況

2018年1月に政府は、知的財産関連の主要政策及び計画の審議・調整のために知的財産に関する学識と経験が豊富な19人の民間委員を含め、第4期国家知識財産委員会を発足して以降、2018年度に3回(第21次～第23次)の委員会開催に続き、2019年には2回(第24次、第25次)の委員会を開催した。

2019年3月23日に第24次国家知識財産委員会が開催された。同会議には2019年の国家知的財産施行計画及び2020年の財源配分方向(案)、2018年国家知的財産施行計画推進実績についての点検・評価(案)、バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)が審議・確定され、バイオ産業分野におけるIP争点及び改善方向(案)、2019年知的財産イシュー政策化の推進計画(案)、第四次産業革命時代の知的財産体系改善方策(案)が報告された。

12月13日に開催された第25次会議では、中国知的財産政策及び制度変化に対する対応方向(案)、好循環的R&Dエコシステム構築のための知的財産創出・活用革新方策(案)、標準特許競争力の強化方策(案)が審議・確定された。この他にも知的財産政策推進の成果点検及び今後の改善方策(案)が報告された。

表Ⅱ-3 <2019年度国家知識財産委員会の審議・議決案件>

区分	案件番号	上程案件
第24次 (2019. 03. 28.)	1号	2019年の国家知的財産施行計画及び 2020年の財源配分方向(案)
	2号	2018年の国家知的財産施行計画の推進実績点検・評価(案)
	3号	バイオ産業分野のIP争点及び改善方向(案) -生命工学に基づく医療・医療サービスを中心に-
	4号	バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)
	5号	2019年の知的財産イシュー政策化推進計画(案)
	6号	第四次産業革命時代の知的財産保護体系改善方策(案)
第25次 (2019. 12. 13.)	1号	中国知的財産政策及び制度変化に対する対応方向(案)
	2号	好循環的R&Dエコシステム構築のための知的財産創出・ 活用革新方策(案)
	3号	標準特許の競争力強化方策(案)
	4号	知的財産政策推進の成果点検及び改善方策(案)

また、第4期委員会は、2019年国家知的財産施行計画推進実績の評価体系を全般的に改編した。主な改編内容は、予算事業を中心に構成されている財源配分方向の策定との連携性強化に向け、評価単位を課題中心から事業中心に改編した。関係部処の関心度向上及び提出資料の内実化のために既存の評価3段階(最優秀、優秀、普通)において不足と、かなり不足の等級を追加で導入した。

写真Ⅱ-1 <2019年国家知識産委員会の開催>



2) 第2回知的財産の日の記念式

2019年9月4日に、国家知識財産委員会は「第2回知的財産の日の記念式」を開催した。このイベントは、2017年12月に「知識財産基本法」の改正⁵⁷により毎年9月4日を「知的財産の日」に指定した後、2回目に開催された記念式であり、知的財産振興有功者に対する政府褒賞を通じて士気を鼓舞し、知的財産に対する国民の理解と関心を高めるために開催された。

第2回記念式は、「大韓民国、知的財産で通じる」をテーマに、グ・ジャヨル国家知識財産委員会共同委員長、ユ・ヨンミン科学技術情報通信部長官、ジョン・ガップユン国会議員、ウォン・ヘヨン国会議員を始め、知的財産分野における主要人事と受賞者等400人余りが参加した中で行われた。一方、記念式では産業財産権、著作権、新知的財産権等、各々の知的財産権の類型を代表する優秀知的財産技術及び製品と記念日制定の背景となる直指心体要節⁵⁸に関する展示物が展示された。

写真Ⅱ-2 <第2回知的財産の日の記念式(2019年9月4日)>



3) 知的財産人賞の授与

⁵⁷ 「知識財産基本法」第29条の2(知的財産の日)①知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるため、毎年9月4日を知的財産の日と定める。

⁵⁸ 知的財産の日は、現存する最古金属活字本である直指心体要節のユネスコ世界記録遺産搭載日である9月4日を指定した。

「第2回知的財産の日の記念式」イベントでは、知的財産発展に寄与した機関及び個人に対し、国家知識財産委員会共同委員長の表彰等知的財産人賞を授賞した。知的財産政策及び事業において優秀な成果を収めた自治体と知的財産創出・保護・活用及び基盤造成に寄与し、国家知的財産発展に多大な影響を与え、国内外において認められる個人に対し、機関長(団体長)の推薦を受けた後に書面審査と公的審査を経て最終受賞者を確定した。

自治体の団体表彰は、国家知識財産委員会共同委員長の表彰(2018年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果の最優秀機関)、韓国研究財団理事長の表彰、韓国産業技術振興協議長の表彰等計3部門に対し授賞し、個人表彰は、国家知識財産共同委員長の表彰(知的財産全分野)2部門、科学技術情報通信部長官の表彰(創出・事業化)、文化体育観光部長官の表彰(文化・コンテンツ)、農林畜産食品部長官(新品種遺伝資源)、特許庁長の表彰(IP管理経営)等計12部門に対し授賞した。

写真Ⅱ-3 <2019年度知的財産人賞の受賞者記念写真>



表Ⅱ-4 <知的財産人賞受賞者名簿及び功績概要>

□ 地方自治団体：3点(2018年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果の最優秀・優秀機関)

区分	分野	受賞者	主な功績
国家知識財産委員会共同委員長の表彰		仁川広域市	世界から訪れるグローバルIP拠点都市仁川の実現を目指して、優秀知的財産創出に向けてR&D推進、コンテンツ・デザイン・ブランド及びソフトウェアのグローバル競争力向上、開放・融合型知的財産創出の環境造成及び知財権紛争解決制度の運営等 ※2018年度国家知的財産施行計画推進の実績点検・評価結果による最優秀機関
韓国研究財産理事長の表彰	知的財産分野全体(自治体)	釜山広域市	地域戦略事業カスタマイズ型R&Dを通じて知的財産創出(81件)、公共・民間の技術取引協力ネットワークを通じて技術移転(89件)、大学連合技術持株会社の設立・運営支援等技術中心企業の育成及び成長促進、アジア弁理士会(APAA)理事会の誘致によりグローバル知的財産先導 ※2018年度国家知的財産施行計画推進の実績点検・評価結果による優秀機関
韓国産業技術振興協会長の表彰		蔚山広域市	蔚山の産業特性に特化された知的財産創出のために地域の産学研との協業体制を構築

			し、主力産業の高度化に対する共同研究、部品素材中小企業の優秀 IP 創出支援、知的財産プラットフォーム環境造成等、知的財産創出及び創業促進先導 ※2018 年度国家知的財産施行計画推進の実績点検・評価結果による優秀機関
--	--	--	--

□ 地方自治団体：3 点（2018 年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果の最優秀・優秀機関）

区分	分野	受賞者	主な功績
国家知識財産委員会共同委員長の表彰	知的財産分野全体	ソン・スンウ中央大学教授	中小企業技術保護法の制定、著作権法及び不正競争防止法の改正等の法制度の改善、論文(63 編)、著書(14 編)、知的財産権経商学会長等学問の発展、知的財産専門委員、知的財産雇用創出フォーラム、創業支援団長、産学協力団長等の活動により知的財産発展に寄与
		チュ・ホンス大邱慶北科学技術院教授	マイクロロボット基盤研究の遂行及び国際優秀チャンネルに多数論文発表、2019 年スイス「ジュネーブ国際発明品展示会」においてマイクロロボット特許で、ジュネーブ州政府及び台湾発明協会から授賞、世界的マイクロロボットの研究及び事業化を進行中
科学技術情報通信部長官の表彰	創出・事業化	ホン・ヨン Chol 国家融合研究所責任研究員	2009 年からプラズマ技術を融合した環境・エネルギー、材料等の分野において産学研協力研究と研究開発活動を通じて開発した技術移転及び技術事業化(10 件)、関連論文(60 編余り)、知的財産権(70 編余り)創出に寄与
		パク・ジョウウ(株)ウエルテム代表理事	1989 年に空調機専門会社の設立、移動式エアコン等を開発して強小企業に成長、産業用工作機械のオイルクーラー冷却除湿機の開発等イノベーション知的財産確保、産業現場の環境改善、創立以後、毎年 4~5 人以上の新規採用により雇用創出に寄与
文化体育観光部長官の表彰	文化・コンテンツ	ジョン・ジングン江原大学助教授	知的財産法の研究・講義により後学育成、国家知的財産専門家として活動、デジタル技術・プラットフォーム産業等、第四次産業革命に関する研究の遂行とマスコミへの寄稿及び特別講義等により知的財産制度及び産業発展に寄与
		キム・ソクフン 韓国著作権保護院チーム長	オンライン著作権分野における侵害対応と著作権保護のための技術開発業務の遂行、特に、著作権侵害対応総合状況室を構築し、自動モニタリングシステムを高度化する等、著作権及びコンテンツ産業の保護と発展に寄与
農林畜産食品部長官の表彰	新品種遺伝資源	チョウ・チャンヨン	食糧農業機構食糧農業遺伝資源委員会の議長歴任(2015~2017)、食料農業遺伝資源の

		国立畜産科学院農業研究官	アクセスと利益共有のための国際政策化会員国の履行方を提示、食料農業生物多様性の世界現況報告書の作成等、食料農業遺伝資源分野における知的財産発展に寄与
		イ・スソン(株)バイオペリディング研究所長	白菜に大根を交雑して「大根白菜」という新品種の起源を確立(ビビ1号育成)。新品種の抗ガンと抗菌性が維持される春栽培のビビ5号と属間雑種では今まで不可能だった根利用の紫色ビビ10号を育成、新品種の進化を成し遂げた。
特許庁長の表彰	IP管理・経営	キム・キルヘ(株)テクピア代表	特許技術等知的財産移転仲介活動及び事業化コンサルティングを通じた研究成果活用の拡大、知的財産専門委員、韓国知識財産サービス協会活動を通じて知的財産分野の法制度及び政策改善に寄与
		キム・ビョンニョン 韓国特許戦略開発院前任研究員	「公共IP活用戦略の策定」により大学・公共(研)特許技術事業化の活性化、「標準特許の戦略的確保方案の策定」を通じて産学研の標準特許の創出能力強化等、国家知的財産競争力強化に寄与
韓国研究財団理事長の表彰	知的財産分野全体	キム・チョルヨン 淑明女子大学教授	世界知的所有権機関及び海外の国に対する知的財産管理システム開発・普及、著作権技術開発事業と著作権未来戦略協議体、国家デジタルコンテンツ識別体系の運営委員会活動等、知的財産と著作権技術振興に寄与
韓国産業技術振興協会長の表彰	知的財産分野全体	カン・キョンナム 韓国知的財産研究院副研究委員	名古屋議定書の発効に伴う効果、標準特許が国家経済に及ぼす影響等、主要イシュー関連の効果分析、知的財産関連実態調査、診断模型開発等調査・分析研究活動を通じて客観的根拠に基盤した知的財産政策の策定に寄与

4) 知的財産トークコンサートの開催

国家知識財産委員会は一般人が難しく考える知的財産政策とイシューを簡単で楽しく伝え、これまで重要であったにもかかわらず、一般国民との距離があった知的財産に対する理解と相互疎通の拡大のために、計3回にわたり「知的財産トークコンサート」のイベントを開催した。

知的財産トークコンサートのイベントは、毎回差別化のために進行場所に変化を与え、多様な階層の国民参加を誘導し、委員会公式フェイスブックチャンネルの他、協力可能な関連機関(文化体育観光部、特許庁等)との協業を通じて視聴者の範囲を拡大し、MCと専門家、セレブを含む5人以内のパネルが、知的財産関連の事例及び専門情報を分かりやすく説明し、観客者の意見を現場で聴取、回答する進行と、SNSライブ中継イベントを同時に行った。

表Ⅱ-5 <知的財産トークコンサートの概要>

回	進行日	進行場所	テーマ	進行及びパネル	参加者
1	2019. 5. 3.	ソウル COEX Hall A1、2	未来コンテンツと知的財産	・進行：ムン・ソリアナウンサー ・パネル：ニューストップのカ	800人 余り

		(360 SEOUL)		ン・ヤング記者、エニーペンのジョン・ジェウン代表、江原大のジョン・ジングン教授、放送人のグザルトルスノバ	
2	2019. 6. 19.	ソウルロボット高校の講堂	歴史の中に隠れている知的財産話	<ul style="list-style-type: none"> ・進行：ムン・ソリアナウンサー ・パネル：韓国発明文化教育研究所のワン・ヨンジュン所長、IP 戦略のリユウ・キョンドンコンサルタント、鮮文大学のパン・ギチョル教授、チェ・ハンナ歴史クリエーター 	320 人余り
3	2019. 11. 1.	崇実大学校ベンチャー中小企業センター 309 号	映画で調べる知的財産話	<ul style="list-style-type: none"> ・進行：ムン・ソリアナウンサー ・パネル：江原大学のチョン・ジングン教授、崇実大学のチェ・イクファン教授、韓国アニメーション協会のユ・ジョンジュ会長、コメディアンキム・ギョンシキ 	150 人余り

写真Ⅱ-4 <2019 年知的財産トークコンサート>



5) グローバル IP 協力体系の構築

国家知識財産委員会はグローバル環境変化の中で海外における韓国知的財産の保護強化と第四次産業革命に伴う新しい知的財産関連の動向把握及び人材交流拡大のための国際機構及び東南アジア国等との知的財産協力活動を展開した。

(1) WIPO

国家知識財産委員会は 9 月 19 日午前 WIPO と実務会議を開催し、PCT 制度利用時の隘路事項を共有し、韓国企業の PCT 出願及び登録を通じた海外進出活性化方策について意見の開陳を行った。

(2)カンボジア及びラオス

カンボジア及びラオスと9月19日の午後に知的財産戦略協議会を開き、韓国国家知識財産委員会設立の沿革と活動成果を紹介するとともに、知的財産体系強化のための方策について意見交換を行った。

(3)ASEAN、インドネシア及びベトナム

新南方政策によって次第にその重要性が高まっているASEAN、ベトナム等との知的財産関連政策協力を拡大し、韓国の知的財産保護活動の現況を点検、補完するために、10月8日から10月10日までインドネシアとベトナムを訪問した。

ASEANとは10月8日に知的財産協力会議を開催し、韓国知識財産委員会の活動と沿革、第2次国家知的財産基本計画等について説明し、ASEANの知的財産行動計画(ASEAN IPR Action Plan 2016-2025)制度と現況について把握した。また、インドネシアIPデスクを訪問して韓国の知的財産保護活動等を聴取し、10月10日にはベトナム科学技術部と科学技術及び知的財産分野における協力強化方策について意見交換を行い、ベトナム著作権事務所を訪問してベトナム内の韓国著作権侵害事例と対応現況について意見交換を行った。

(4)EU

国家知識財産委員会は11月7日にEU執行理事会(EU Commission, DG Trade)と、EU個人情報保護(GDPR)と標準必須特許、AI等第四次産業革命に伴う知的財産規範と制度について意見交換を行い、2020年に知的財産関連の相互関心イシューに対する政策懇談会の開催を推進することにした。

(5)UAE

韓国とUAE間の知的財産イシューを共有し協力体系を構築するため、12月18日に知的財産戦略協議会を開催した。特にUAEに韓流が拡散することによる韓国の知的財産保護方策及び今後の協力方策等について意見交換を行った。

6)知的財産代替的紛争調停制度の活性化に向けた教育ワークショップの開催

代替的紛争解決制度は、当事者間の対話及び合意に基づいて簡素な手続きにより紛争を解決する方式であり、専門性が高く訴訟に比べ費用が安くかかり迅速な解決が可能で時間と費用に限界があるベンチャーや小規模の創業企業における知的財産関連紛争時に有用に活用できる制度である。そこで、国家知識財産委員会は、知的財産分野における代替的紛争調停制度を運営する事務機構の能力強化を通じた制度の活性化のためにワークショップを開催した。

ワークショップは11月28日と29日の二日間で行われ、代替的紛争解決制度の概観、調停手続きと調停人の役割及び調停の心理学等の理論教育と調停実務の練習及び紛争調停制度の活性化方策についての意見交換等の参加教育を含め、運営機関間の協力ネットワークを構築するためのプログラムも行った。

写真Ⅱ-5 <知的財産における代替的紛争調停制度の活性化に向けたワークショップ>



7) 知的財産保護政策協議会の運営

国家知識財産委員会は部処別に分散された知財権執行体系を連携し、相互交流を促進して執行の効率性を高めるため、2014年から知的財産保護政策協議会を運営してきた。しかし、2015年第6回目の協議会以降からは開催できず、部処間の分節化現象が深刻化となっていた。

このような限界を克服するために、2019年には約40ヵ月の空白を破り、外交部、法務部、文化体育観光部、特許庁等の関連機関の部処担当者が多数参加した中で保護政策協議会を2回開催し、部処間の保護政策を共有して共同取締りと捜査共助等の協業拡大方策について意見交換を行い意味ある成果を収めた。

写真Ⅱ-6 <2019年の知的財産保護政策協議会>



2 国家知識財産委員会の主な案件

1) 2019年度の国家知的財産施行計画及び2020年度の財源配分方向(案)

(1) 策定背景

政府は知識財産基本法⁵⁹に基づいて毎年国家知識財産委員会の審議を通じ、知的財産施行計画及び財源配分の方向を決める。この決定により第2次国家知的財産基本計画(2017～2021)の政策目標を実現するための2019年度細部実行計画(案)及び2020年度知的財産財源配分の方向(案)を設定した。

(2) 主な内容

第一に、IP雇用づくりの創出のために専門人材育成教育を強化し、民間金融中心の価値評価機関の指定を拡大する。また、IP取引プラットフォームの拡充及び技術金融の信頼性の向上に取り組む。

第二に、第四次産業革命関連のIP確保のためにDB分析を通じてR&D戦略策定を支援し、デジタル環境のソフトウェア特許保護体系を設け、第四次産業革命分野別の審査組織を新設する。特に、標準特許確保の支援と新技術関連の審査人材及びインフラの確保等に投資を集中する計画である。

第三に、中小・ベンチャー企業能力強化及び公正秩序の確立のための戦略として、スタートアップ向けに特許バウチャー支援を拡大し、技術侵害を受けた中小企業の法的対応力を強化する一方、侵害行為に対する処罰を強化する。また、創業企業特化のIP支援プロジェクト及びアイデア保護コンサルティングの提供を拡大する。

第四に、デジタル環境における著作権エコシステムの造成を推進する。政府支援の放送事業に対する標準契約書を適用し、韓流コンテンツ合法流通の拡大のための官・民協力を強化する。また、AR/VRコンテンツへの投資を拡大し、著作物の活用デジタルプラットフォームを改善する。

第五に、グローバルIP対応能力を強化するために在外公館-海外支援センター間の常設協力チャンネルを強化し、生物・遺伝資源等の新知的財産国際規範対応に関する広報を拡大する。また、東南アジアへの進出に関する支援体系の強化及び交易地域のIP専門家派遣等に集中的に投資する。

第六に、IP尊重文化の拡散及び基盤造成のための知的財産教科の高校適用を拡大し、地域知識財産センターを通じたIP教育を強化して地域別のIP特化産業を育成する。また、知的財産体験型の教育と地域知識財産センターにおけるコンサルティング機能の強化に集中的に投資する。

2) 2018年度国家知的財産施行計画推進実績の点検・評価結果(案)

(1) 推進背景

国家知識財産委員会は知識財産基本法⁶⁰に基づき、基本計画と施行計画の推進状況を点

⁵⁹ 知識財産基本法第9条(国家知的財産施行計画の策定)①政府は関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画に伴う推進計画の提出を受け、毎年国家知的財産施行計画(以下、「施行計画」という。)を策定しなければならない。②政府は施行計画の策定や変更をする場合には、委員会の審議をへて確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、その限りでない。③施行計画の策定と変更に関する細部手続きは大統領令で定める。

⁶⁰ 知識財産基本法第10条(推進状況の点検及び評価)①委員会は基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。②委員会は基本計画と施行計画の円滑な推進のために必要な場合は、関係中

検・評価する。2019年度は、2018年度为国家知的財産施行計画及び人材育成総合計画の推進状況を点検・評価を行い、国家知的財産基本計画の戦略推進の実効性及び責任性を高めるために努力した。

(2) 主な内容

中央行政機関の152課題及び17の広域自治体推進実績を対象に評価を実施した。評価委員別評価結果の偏差の最小化及び実行性のある優秀課題の導出のため、絶対評価制及び重点課題⁶¹集中評価を導入した。計38人の専門委員と外部専門家で構成される政策評価団が1・2次の書面評価を通じて優秀課題候補を導出し、2回にわたる調整会議を経て(最)優秀課題を選定する4段階深層評価を実施した。

表Ⅱ-6 <評価対象(中央部処及び自治体)>

区分	機関名
関係中央行政機関 (15機関)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、法務部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域地方自治団体 (17団体)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南・北道、全羅南・北道、慶尚南・北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

評価を通じて中央部処において最優秀課題3件、優秀課題10件、普通課題139件を選定した。選定された課題は、海外における著作権合法流通総合支援、知財権侵害に対する保護措置のための国内外における共助強化等のグローバル協力体系の構築課題と、創意融合教育基盤の「知的財産一般」の高校教科導入の拡大、発明教育コンテンツ開発・普及の拡大、青少年発明展示会及び創意力大会の開催等のIP基盤構築等であった。

広域自治体の中では最優秀1件、優秀2件、普通14件の自治体を選定された。最優秀課題は仁川広域市の「世界から訪れるグローバルIP拠点都市」が選定され、優秀課題は「知的財産融合グローバル技術の革新都市(釜山広域市)」、「産業イノベーション成長のハブ、IP最強牽引(蔚山広域市)」が選定された。

関係部処及び自治体に評価結果と課題別の改善意見を通報すると、関係部処と自治体は改善意見を策定して提出し、これをまとめて点検・評価の不備点に対する改善方案を設定する。

中央行政機関の長や市・道知事に第1項に伴う点検・評価の結果を反映した改善意見を通報することができる。③第2項に基づき改善意見の通報を受けた関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を策定して委員会に提出しなければならない。④この他に、基本計画及び施行計画の推進状況を点検・評価をするために必要事項は大統領令で定める。

⁶¹ 知的財産関連予算及び政策的に重要な課題は全体課題の30%以内で部処が選定する。

表Ⅱ-7 <2019年国家知的財産施行計画評価結果の(最)優秀課題現況>

最優秀・優秀課題			機関
中央 部処	最優秀 (3)	海外著作権の合法流通総合支援	文化体育観光部
		知財権水際措置の拡大のための国内外における共助強化	関税庁
		小・中・高校生向けに発明・特許に関する素養教育の強化	特許庁
	優秀 (10)	大型 R&D 事業団に特許専担官の導入	科学技術情報部
		IP 取引活性化のための仲介活性化	保健福祉部
		公共機関における優秀IPの選別・活用支援及び企業におけるIP活用能力の強化	特許庁
		技術信用融資の質的改善及び技術基盤の投資拡大	金融委員会
		IP基盤の創業促進に向け、創業の段階別支援を強化	特許庁
		関係部処の協力により被害事件を迅速に解決	中小ベンチャー企業部
		デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築	文化体育観光部
		IP 教育先導大学支援事業の運営	特許庁
		審査能力強化のためのインフラ拡充	特許庁
		空海上海洋遺伝資源のIP新規体制に対応	海洋水産部
広域 自治 体	最優秀	世界から訪れるグローバルIP拠点都市	仁川広域市
	優秀 (2)	知的財産融合のグローバル技術革新都市	釜山広域市
		産業イノベーション成長のハブ、IP 最強牽引	蔚山広域市

3) バイオ産業分野における IP 争点及び改善方向(案)：生命工学基盤の医療・医療サービスを中心に

(1) 推進背景

世界全体におけるバイオ産業規模が急激に成長⁶²しており、バイオ産業競争力の強化及び革新的バイオ新技術の先取りを通じたグローバル競争優位の確保のため、知的財産の保護及び活用が必須的である。このように急成長するバイオ産業分野において、国内企業のグローバル競争力の確保のために積極的な知的財産の創出及び活用が急がれるが、生命倫理及び個人医療情報の保護が強調される韓国の現行制度下では、研究対象や研究成果物の保護・活用範囲が制限的である。特に、バイオ分野の一部発明においては、特許対象関連の3つの要件を満たすことが難しく、優秀な IP 確保が低調⁶³な状況である。

そこで、国家バイオ産業の活性化に向け、バイオ有望技術分野の知的財産イシューを発掘・分析し、バイオ分野の知的財産政策及び制度の方向性を模索する必要がある。

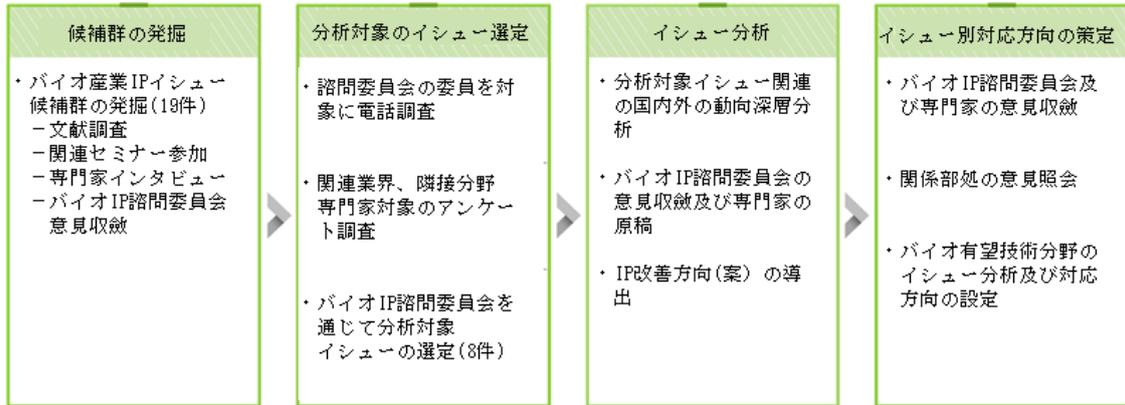
⁶² 2016年バイオ産業(医薬品/医療機器/医療・健康サービス)のグローバル市場規模は、8.55兆ドル(9,630兆ウォン)で、年5.9%の高速成長が予想される。(The Business Research Company)

⁶³ バイオ産業分野の研究開発投資費10億ウォン当たりの特許件数は1.9件で、米国に登録された優秀特許の割合は5.7%で6T分野の中で5位(特許庁、2016)

(2) 推進経過

バイオ産業分野の IP イシュー導出のために、バイオ技術・産業動向調査を行い、例示イシュー及び知的財産関連の争点を導出した。これを基に、バイオ関連の企業担当者、関連学会、IP 弁護士・弁理士等の専門家で構成されるバイオ IP 諮問委員会を構成して計 8 回の会議を開催し、政策動向調査等を実施して候補イシュー19 件を導出した。これに続き、バイオ・IP 専門家アンケート調査及び諮問委員会のイシュー選定会議を通じて 7 大 IP 争点を最終的に選定した。

図 II-2 <バイオ産業 IP イシューの発掘及び分析過程>



(3) 主な内容

バイオ産業分野における IP 創出・保護・活用を高めるための 7 つの主要争点⁶⁴を発掘し、次のような争点別の改善方向(案)を設定した。改善方向は、特許権の対象拡大と医療情報の活用を強化しつつ、医療行為等の治療目的に対しては特許権効力を制限し、公正な知財権行使のための指針を策定した。

第一に、ゲノム、幹細胞と関連して人間尊厳性の損傷のおそれにより、生命倫理法等により研究の許容範囲が非常に狭い。研究が行われても研究の成果物が自然物に該当及び有用性可否により、特許対象に該当するか否かが不明である点を補完するため、「生命倫理及び安全に関する法律」及び同法施行令の改正を通じて遺伝子治療に対する研究制限を緩和し、残余胚研究範囲の拡大の必要性を提示した。また、特許審査基準を改正してゲノム、幹細胞に関する特許の有用性判断基準を明確に規定し、公序良俗違反の有無に対する判断基準を具体化することを提案した。

第二に、医療行為の中で、人間を対象にする手術・診断・治療行為に対する発明は、産業上利用可能性のないものと解され、特許対象から除外され、特許としての保護を受けられない。これを補完するため、診断行為に対しては産業上利用可能性を肯定し、追って手術・治療行為に対しても拡大する方策を検討して特許審査基準を改正することを提示した。一方、医療行為関連の発明を特許対象に含める場合、特許法第 96 条⁶⁵の改正を通じて

⁶⁴ ①遺伝体・幹細胞、②医療行為、③カスタマイズ型精密医療、④医療用 AI、⑤バイオ産業リサーチツール、⑥個人医療情報、⑦バイオビッグデータ

⁶⁵ 第 96 条 (特許権の効力が及ばない範囲) ①特許権の効力は、次の各号の一に、該当する事項には、及ばない。 1. 研究又は試験のためにする特許発明の実施。 2. 韓国内を通過するに過ぎない船舶、航

医療人の医療行為に対しては免責規定を導入する必要性についても提起された。

第三に、カスタマイズ型の精密医療と関連して、患者ごとに医薬品の用法・用量等の治療方法を区別する発明に対し、特許認定有無が不透明であるという点を補完するため、患者ごとに用法・用量等を区別する発明に対して特許付与ができるよう、特許審査の対象に含めることを提案した。

第四に、AI ツールで患者を診断・治療する場合、医療行為としてみなされ、特許が拒絶されるものと誤認する事例が多く、AI を利用した診断・治療関連の発明が低調であるという限界があった。よって、AI による診断・治療行為の場合、産業上の利用可能性を肯定し、特許付与が可能であるということを確認する必要があると提示した。

第五に、バイオ産業リサーチツールと関連して、遺伝子ハサミ等のリサーチツールが研究・実験に使用される場合にも特許侵害に該当し、バイオ分野の研究を制限する場合があった。そこで、研究・試験のためのツールや手段として、特許発明の実施は特許侵害に該当されないことを明文化する必要があるとあり、そのために特許法第 96 条第 1 項の改正が提案された。

第六に、個人医療情報と関連し、現行法上の医療情報を患者個人が直接管理できるが、これを第三者に有償又は無償で提供できるかについては不明であり、医療情報流通に対する権利権(又は統制権)を認める法的根拠を設定する必要があると提起された。また、医療機関で患者個人に電子医療情報を搬出(1 段階)し、患者個人から第 3 の需要機関に電子医療情報を簡単に提供・統制(2 段階)できる技術基盤を強化する方策を提示した。

第七に、バイオ分野における優秀 IP 創出のため、バイオビッグデータの活用が不可欠であるが、個人情報保護法、医療法等はバイオビッグデータの活用を極度に制限しており、ビッグデータの共有及び活用において多くの制約が発生する。これに対し、ビッグデータの保護と共有・活用側面を統合的に鑑み、バイオビッグデータ特別法の制定を推進することを提案した。

表 II-8 <バイオ有望技術分野における知的財産の 7 大争点>

争点名	知的財産に関する意見交換の争点
遺伝体・幹細胞	・人間の尊厳性損傷の恐れにより、「生命倫理及び安全に関する法律」等における研究の許容範囲が極めて狭い ・研究が行われても、研究成果物が自然物に該当するか、有用性の有無によって特許の対象に該当するかが不明確
医療行為	・人間を対象とした手術・診断・治療行為に対する発明は産業上利用可能性がないものと解され、特許対象から除外

空機、車両又はこれらに使用する機械・器具・装置、その他の物。3. 特許出願をした時から国内にある物

②2 以上の医薬(人の疾病の診断・軽減・治療・措置又は要望のために使用する物をいう。以下同じ)が混合されて製造される医薬の発明又は 2 以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に関する特許権の効力は、「薬事法」による調剤行為及びその調剤による医薬には、及ばない。

カスタマイズ型の精密医療	・患者ごとに医薬品の用法・用量等の治療方法を区別する発明の場合、特許認定するかどうかは不明
医療用 AI	・AI ツールで患者を診断・治療する場合には、医療行為とみなされ、特許拒絶されるものと誤認するケースが多く、AI を利用した診断・治療関連発明が低調
バイオ産業リサーチツール	・遺伝子ハサミ等のリサーチツールが、研究・実験のツールや手段に使用する場合にも特許侵害に該当され、後続の研究を制限
個人利用情報	・現行法上、本人の医療情報を患者個人が閲覧請求することができるが、これについての活用等の手続き、保護措置等が不明で、本人の医療情報活用に制約
バイオビッグデータ	・バイオ分野における優秀 IP の創出のために、バイオビッグデータの活用が不可欠であるが、個人情報保護法及び医療法等は、個人を認識することができないように処理されても、健康に関する個人情報の利用を制限

4) バイオ産業 IP 特別専門委員会の構成・運営計画(案)

(1) 推進背景

バイオ産業に関する現行制度下において、生命倫理及び個人医療情報の保護等の特許対象要件(有用性、産業的利用可能性、公序良俗等)を満たすことが難しく、そのために優秀 IP の創出が低調⁶⁶である。そこで、政策用役課題(2018 年)を通じ、バイオ産業分野における IP 創出・保護・活用を高めるための 7 の主要争点を発掘して改善方策(案)を導出した。このように導出された改善(案)は敏感な事項と複数の関係部処の政策を含めた制度改善等を伴うため、特別専門委員会を構成して充実に意見収斂及び重点的な検討を行い、中・長期的な改善方策としての検討が必要である。

(2) 主な内容

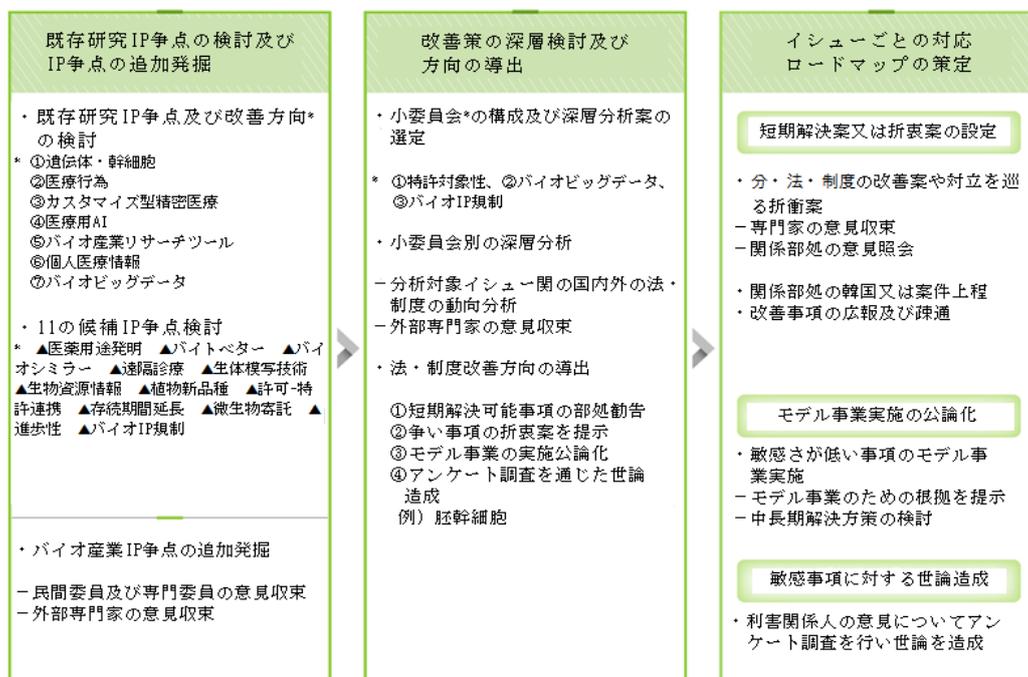
優秀 IP 創出・保護・活用を高めるため、争点ごとに制度の改善方向(案)に、専門家の意見収斂及び重点的な検討ができるバイオ産業 IP 特別専門委員会を構成・運営する。同委員会は、関連政府部処、個人情報・生命倫理専門家、知的財産専門家(弁護士・弁理士等)、バイオ専門家(医薬・薬学等)等 20 人以内で構成し、委員委嘱時から 2020 年 3 月 31 日まで一時的に運営し、月 1 回の開催を原則とするが、必要に応じて随時開催される予定である。

同委員会では、既に導出された IP 争点を再検討し、必要に応じて争点を追加で発掘して小委員会ごとに重点検討を通じ、専門家の意見収斂及び主要争点ごとの改善方策(案)等を提示する。短期的には関係部処の協議を経て IP 法令、審査基準等の改正又は改正(案)を設定し、中長期的にはモデル事業を推進する法制度改善策を設定する等、持続的に意見交換を行う計画である。一方、利害が衝突する可能性がある敏感な事項については、利害関係人の意見調査と収斂を実施し、IP 尊重世論を調査する予定である。

⁶⁶ バイオ産業分野における研究開発投資費 10 億ウォン当たりの特許件数は 1.9 件で、優秀特許割合は 5.7%(米国、PQI 基準)で 6T 分野の中で 5 位(特許庁、2016)

同委員会の運営結果によって関係部処と協議を行い、必要に応じて法令・審査基準等の改正や改正(案)を設定し、本会議への上程を検討する計画である。

図Ⅱ-3 <バイオ IP 特別専門委員会の運営計画(案)>



5) 2019 年知的財産イシュー政策化の推進計画(案)

(1) 推進背景

知的財産政策イシューの発掘—意見交換—諮問—政策化に繋がる全周期的政策活動支援体系の構築を通じ、国際知識財産委員会の政策諮問機能を強化するため、毎年知的財産イシューを発掘して関連部処に建議することによって政策化を推進する。

2019 年には 5 つの専門委員会が発掘した 10 件の 2019 年主要政策イシューに対し、関係部処の検討意見及び推進計画(案)を策定して報告した。策定されたイシューごとの推進方向を基に各部処ごとに政策化を推進し、2020 年 3 月に政策イシューの政策化推進実績を報告する計画である。

(2) 主な内容

まず、オープンソースソフトウェア著作権保護の活性化のため、国際標準の国内拡散、ライセンス表記のガイド及びライセンス確認検索ツールの普及、開発者向けのライセンス表記方法の教育等を実施し、オープンソースソフトウェアの効率的なライセンス識別を推進する。また、オープンソースソフトウェアライセンス情報交換の国際標準に対する認識向上及び広報、関連教育課程にライセンス表記内容の反映と拡大等を実施する。

南北韓知的財産権の交流協力のため、南北韓知的財産権利の相互認定のための知財権関連情報の共有及び当局間の共同協議機構を設置する。また、南北韓知的財産権制度の現況把握及び相互協力のための交流を活性化し、関連協議チャンネルの確保と会談の議題化準備等

を推進する。

文化コンテンツ金融支援の活性化方案として、マザーファンドの文化勘定を中心に「文化コンテンツ制作社の IP 組合」を新設し、文化コンテンツ製作社が IP を保有できるよう成長・発展を支援する。また、マザーファンド組成関連の政策研究を推進し、コンテンツ IP ファンドの予算確保及びファンド組成を推進する。

著作権補償金分配の透明性・公正性向上のため、補償金受領団体に対する審査を行って 1 団体を取消し、2 団体に対しては未分配補償金の分配努力拡大等の条件付きで指定し、補償金が著作権者に最大限に分配できるよう、未分配補償金に対する積立割合を設定(30%)して告示(2019年7月1日)した。

最後に、創造的 R&D 革新のための R&D ビッグデータの活用と知的財産化のため、政府 R&D 及び調査・分析用役過程において生産される DB を管理・活用するプラットフォームを構築する。具体的には国家研究データプラットフォーム構築事業を推進し、研究データの生産・保存・管理・活用のためのデータ管理計画(DMP)の導入を推進する。

表Ⅱ-9 <2019年知的財産の主要政策 이슈>

政策化の課題	履行部処
1. CPO 制度の活性化方向	
①高品質IP(問題解決型IP)創出のために、IP獲得プロセスと研究開発プロセスを融合 ②CPOを問題解決型の特許設計者として役割を定立及びIP-R&D遂行体系の単純化 ③研究事業取組において段階別の技術課題及び目標確認手続きを導入 ④特許の質的評価を推進し、CPO運営成果を測定	科学技術情報通信部 特許庁
2. 第四次産業革命時代の創意IP戦略(デザインと技術の融合を中心に)	
①新しい製品・サービスを保護することができるよう、デザイン保護範囲の拡大及び法制度を整備 ②個別事業単位別の戦略的な集中支援及び小規模・短期・一括的支援の拡大により、中小企業に対する支援効果を向上 ③デザイン融合IP創出のために、産学間、系列間の連携プロジェクトを支援し、高位レベルのデザイン専門人材育成戦略を開発	産業通商資源部 特許庁
3. オープンソースソフトウェア著作権の活性化方向	
①オープンソースソフトウェア内の著作権及びライセンス情報交換の国際標準を国内に拡散 ②ライセンス表記ガイドの伝播及びライセンス確認検索ツールの普及 ③開発者向け著作権及びライセンス表記方法の教育、学生向けソフトウェア著作権及びライセンス教育の実施	文化体育観光部
4. 南北韓知的財産権の交流協力と政策方向	
①南北韓知的財産権利の相互認定のために交流協力の活性化 ②民間交流の拡大及び南北間の知財権共同協議機構設立の検討	統一部 文化体育観光部 特許庁
5. 共同IP・技術のグローバル技術事業化の活性化方向	
①研究開発結果物の「実施能力」に対する基準の明確化、参加企業の優先実施例外条項について活用観点から改善し、厳格に適用 ②「技術移転事業化促進法」の専用実施例外条項を現場に適用する具体的・明示的ガイドラインを提供	科学技術情報通信部 産業通商資源部

③国家中核技術及び戦略技術(物資)の判断基準の明確化、手続きの簡素化 ④事前申告後の支援体系及び国家中核技術の指定に伴う補償体系を構築	
6. 文化コンテンツ金融支援の活性化方向	
①マザーファンド文化勘定を中心に、「文化コンテンツ制作IP組合」を新設	文化体育観光部
7. 著作権補償金分配の透明性の向上方向	
①著作権補償金管理の委任を受けた指定団体の徴収補償金及び利子を分配する義務を明確にし、公共機関が補償金を管理 ②未分配補償金公益目的の利用範囲を限定し、その残りはすべて権利者に分配 ③補償金の分配及び公益目的利用関連の管理・監督が必要	文化体育観光部
8. 特許出願及び特許検索システムと連携した特許取引プラットフォームの構築方向	
①特許検索システムに特許取引プラットフォーム機能を加え、取引及び権利変更の手続きまで処理 ②特許審査過程において、審査官が当該発明技術に対する意見を提示 ③特許分析評価システムと連動し、特許評価分析情報を提供	特許庁
9. ブロックチェーンのIP活用性と実体把握に基盤した政策的対応方向	
①ブロックチェーン技術を活用したIP創出 - 保護 - 活用領域の政策策定を検討	文化体育観光部 特許庁
10. 創造的R&D革新のため、R&D ビッグデータの活用と知的財産化の方向	
①国家R&D及び調査・分析用役過程において生産されるデータを収集・管理するプラットフォームを構築	科学技術情報通信部

6)第四次産業革命時代における知的財産保護体系の改善方策(案)

(1)推進背景

第四次産業革命時代のグローバル競争において韓国企業が競争優位を占めるためには、国内市場における強力な知財権保護が先行されなければならない。すでに、米国・日本・中国等の主要国は、産業競争力向上のための革新政策⁶⁷を策定するとともに、新技術保護強化のために関連特許の審査基準を整備している。これとともに、ICT技術の発展が製造と流通の中心をハードウェアからソフトウェアに変化させることにより、新しい知的財産権イシューが登場し、第四次産業革命に関する知的財産保護体系の改善のために保護法令及び審査基準改正が必要である。

(2)現況及び問題点

ハードウェア中心の現行知的財産保護体系は、ソフトウェア、3Dデータの伝送等、デジタル・ネットワーク環境を利用した侵害類型の対応に限界があった。代表的に、物件中心の特許保護体系により、特許技術を含むソフトウェアオンライン伝送の保護が不可能であり、特許製品の3D図面の流布に対応できない。デザイン体系もまた、物品中心で構成され、新技術を活用したデザインの保護が不可能であり、デザイン権物品の3D図面の取引対応が難しい。

また、製造業的特性の発明に関する既存の審査基準では、ビッグデータ・知能化が特徴である第四次産業革命イノベーション技術の保護に限界がある。その中でもバイオヘルスの

⁶⁷ 米：尖端製造パートナーシップ(AMP)、日：未来投資戦略2017、中：製造2025。

場合、医療行為等の不特許対象との境界が曖昧で明確な特許付与の基準がなく、イノベーション技術の特許保護可否が不明確であるという点が指摘されてきた。

これに加え、第四次産業革命は知能情報技術が既存の技術と融合・複合化し、新技術と新サービスを創出するため、既存の産業分野別の審査組織として限界があり、第四次産業革命技術が有する超連結・超知能の特性等、新しい技術特性に合う専任審査組織を補強することが必要である。

(3) 主な内容

第一に、デジタル・ネットワーク環境に合う知的財産保護法令の設定が必要である。特許保護範囲の現実化のため、特許技術が含まれたソフトウェアのオンライン伝送と特許製品3Dデータの提供の特許として保護すべきであり、デジタル環境において取引される新しい類型のデザイン保護方策及びデジタル手段による間接侵害が検討されなければならない。また、オンライン上の商標使用概念の明確化及びオープンマーケットでの商標権侵害予防のための間接侵害規定の改善が検討されなければならない。これに対しては、文化体育観光部等の関係部処と協議を通じて推進する計画である。

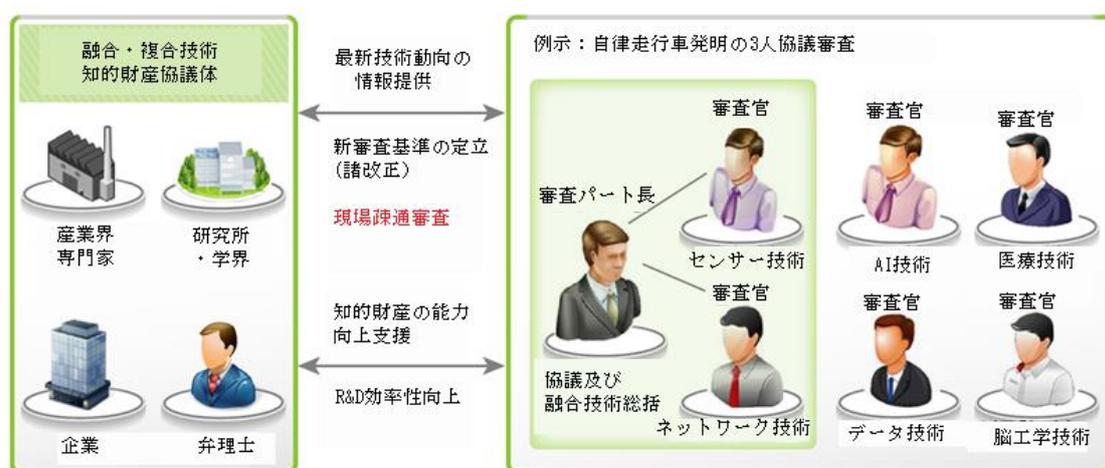
第二に、バイオヘルス・ソフトウェア等のイノベーション成長分野の技術保護のための審査基準を改正すべきである。患者カスタマイズ型の精密医療分野において有効成分及び対象疾患が同じでも、特定薬物により有効な対象患者群限定発明を特許で保護することが必要である。デジタル診断分野における医師の診断方法は特許を認定していないが、データ分析後、疾病との相関関係を判断する情報処理技術は特許で保護すべきである。また、知能型新薬開発においてソフトウェアの特性を有するバイオビッグデータを利用した仮想実験上の新薬開発技術に対する特許付与基準を明確に定立することが必要であり、AI、増強現実等のソフトウェア新技術に対する特許付与の基準もより明確化するべきである。

最後に、第四次産業革命における融合・複合技術分野の専任審査体系を補強しなければならない。融合・複合新技術に対する「専任審査組織」を補強し、「融合・複合審査基準」を確立して3人協議審査の導入等の審査制度をイノベーションする必要がある。

図Ⅱ-4 <新産業分野の審査基準改正方策(案)>



図Ⅱ-5 <融合・複合知的財産協議体活用の現場疎通公衆審査、3人協議審査の概要図>



7) 中国における知的財産政策及び制度変化に対する対応方向(案)

(1) 推進背景

米・中貿易紛争は中国の知的財産侵害により勃発したが、その本質は技術覇権競争を取り巻く米国の中国牽制により長期化するものと予想される。米・中貿易紛争が持続する中で、中国はIP保護基調を強化する一方、「中国製造2025」等を通じ、製造業・インターネット強国を推進している。「売掛投資法」の制定を通じて外国企業に対する強制技術移転の禁止を明文化する等、中国の制度変化の努力は自国内の産業活性化及びグローバル企業の脱中国化を防止するためのものとみえる。

しかし、このような中国の変化は、韓国に機会として作用することもあるが、適切に対応しなければ却って韓国の主要産業・技術が中国に侵食されるおそれがあるところ、国家レベルのIP政策対応戦略の構築が切実な状況である。

(2) 主な内容

① 中国のIP政策変化および示唆点

中国は科学技術、人材育成、知的財産を3大戦略として重点的に推進しており、2015年以降、IP大国からIP強国への転換を宣言し質的改善を推進している。このような戦略の一環として「国務院機構改革方案(2018年)」を通じ、国家知的産権局(CNIPA)を産業財産権

専任機関に改編し、著作権を担当していた国家版權局を國務院傘下において党の直属特別機関である中央宣伝部に移管する等、IP 関連機関の行政体系を改編した。

司法分野では知的財産権法院を設立し、オンライン紛争事件の専門法院であるインターネット法院を設立する等、IP 訴訟品質向上のために努力している。また、商標法、反不正競争法等の IP 法令の改正を通じ、懲罰的損害賠償制度を実施する等、侵害に対する処罰を強化した。著作権に関しては、韓国の文化コンテンツが共産党(中央宣伝部)を通じて規律されることにより、政治理念的なアクセスが続いており、そのために中国への進出が難しいところで、外交・通商等の多方面からの努力が必要である。

このような中国の IP 政策変化から推してみると、中国内の知財権侵害訴訟等を通じ、韓国企業の特許・商標等の侵害被害に対し、積極的に対応できるように支援を強化する必要があり、国内の IP 保護制度及び IP 侵害対応能力の強化が必要である。

②国内与件の分析及び示唆点

中国は韓国 IP 収支側面において最高の黒字国(2018 年 30.2 億ドル)であり、韓国企業関連の IP 紛争件数⁶⁸で最も多い割合を占めている。一方、国際的に自国の利益のために IP 侵害対応レベルを高めているのに対し、韓国は先進国対比 IP 侵害賠償レベルが低く⁶⁹改善が急がれる。また、主要戦略産業分野における中国の生産性は改善されている反面、韓国は弱体化しており、両国間の成長格差が縮小されているため、中国に対する競争優位を維持するために先端技術分野の IP 連携 R&D の拡大及び競争国対比優秀 IP・標準の先取りが必要である。

③中国に対する対応方向及び推進課題

□中国 IP 制度変化の活用

現行の部処ごとに分散されている知財権保護政策・執行体系を連携し、相互情報交流のために部処レベルで「知的財産保護政策協議会」を構成して運営する。

また、中国の IP 侵害に対する対応を支援するため、K-ブランドの無断先取り及びオンライン模倣品流通対応支援を強化し、⁷⁰中国の著作権司法手続き案内等の中国内における著作権紛争支援を強化する。⁷¹これとともに、政府レベルの協議チャンネル(韓中日文化産業フォーラム等)を活用し、ゲーム等の文化産業分野における制度改善のための持続的な協議と要請を行う等の外交的な努力を強化する。

さらに、遺伝資源等の名古屋議定書の履行対応能力を強化するため、名古屋議定書に関する

⁶⁸ 韓国企業が受けた IP 侵害被害の 63.4%が中国で発生。韓国企業による侵害紛争は米国(31.3%)の次に中国が 26.9%(韓国知識財産研究院、2018.12)

⁶⁹ 特許損害賠償額の中央値：米国 65.7 億ウォンに比べ韓国は 6 千万ウォンで 1/110 レベル(GDP 規模を考慮時は 1/9 レベル)

⁷⁰ 「企業ごとに専任支援」方式で海外オンライン模倣品の流通遮断を支援し、現地模倣品流通分析報告書の提供(2019.12)、IP-DESK 香港の開所(2019.3)及び拡大を推進(2020～)

⁷¹ 中国インターネット法院の活用支援のために利用手続きと利用方法等の案内資料を制作(2019.12)・広報、韓国著作権委員会北京事務所を通じた訴訟段階別支援方策を設定・推進(2020.3～)

動向・法令等の情報を提供し、⁷²国内企業・研究所の能力強化⁷³とともに、海外生物資源利用現況の調査及び国産化戦略を構築する。

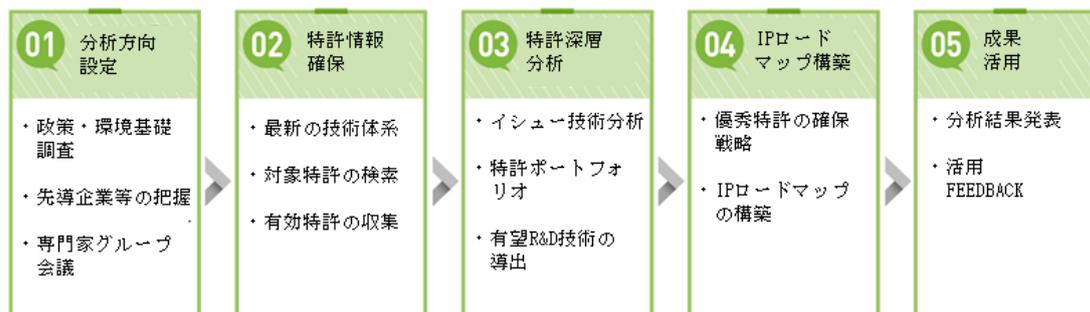
□中核技術の先取り及び IP-R&D の拡大

特許ビッグデータ分析に基盤した R&D 全周期の支援を通じ、第四次産業革命分野における未来コア IP の先取り及び部品・素材基盤 IP の確保を推進する。また、特許ビッグデータ基盤の産業分野ごとのイノベーション戦略を策定し、関係部処、企業、研究所等に提供する。

⁷² 中国、インド等の生物資源富国を中心に、法令、紛争事例等の調査及び詳細な利用手続き等のガイドラインを作成(2019年40カ国→2022年55カ国)

⁷³ 今後中国の条例公布時の迅速な手続き分析及び情報提供、中小企業を中心にカスタマイズされた現場コンサルティング(年40回)、実務者向けの教育プログラム(年2回)等

図 II-6 <イノベーション成長動力分野の全体像の構築・活用プロセス>

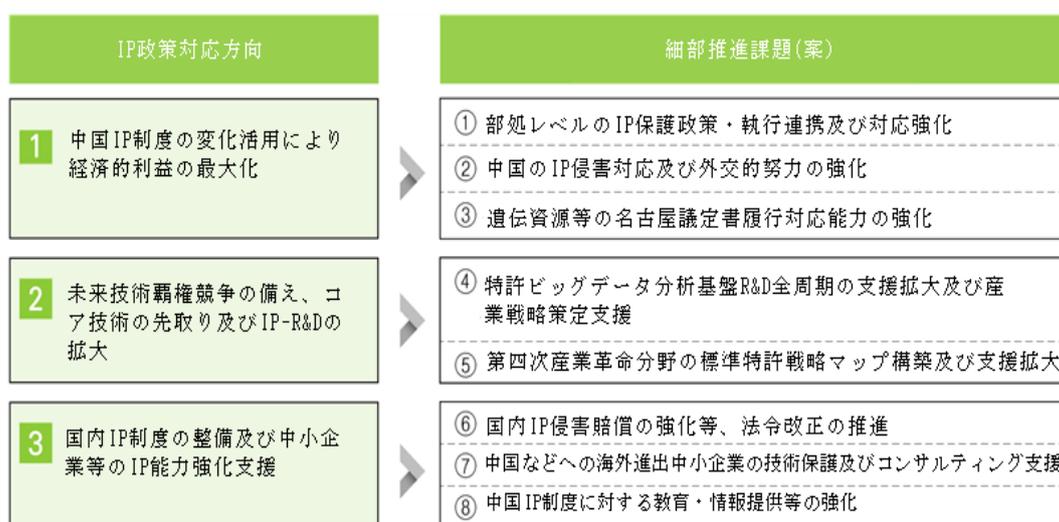


これに加え、新市場先取りのための標準特許の重要性が増大することにより、第四次産業革命における新技術分野 R&D の段階別標準特許確保戦略を支援する。標準化機構及び特許プールに散在されている標準特許情報を統合・構築し、産学研に統計と詳細情報を提供して、R&D 全周期にわたる R&D-特許-標準の三角連携を支援する。

□国内 IP 制度の整備及び中小企業等の IP 能力強化支援

国内 IP 侵害損害賠償の強化に向け、法令改正を通じて懲罰的損害賠償制度を拡大し、被害賠償金額を増大する。また、中国等への海外進出中小企業が技術流出を事前に防止できる教育及びコンサルティングを強化し、関係部処の協業を通じて多角的に支援を提供する。この他にも、中国知財権専門家を国内に招聘し、中小企業向けに IP 教育及び中国進出の現地企業向けの IP 教育等を通じて専門人材の育成及び対応能力を強化するとともに、⁷⁴中国等の海外へ進出する中小・中堅企業を対象に紛争段階ごとのカスタマイズ型の知財権保護戦略を提供する。

図 II-7 <中国に対する IP 政策対応方向に伴う細部推進課題(案)の経済成長率の展望値>



⁷⁴ 中国知財権制度に対する国内教育課程の新設及び教育実施(2020 下半年期)、中国の直近の変化を反映してガイドブックに反映及び案内(2020)

8)好循環的 R&D エコシステム構築のための知的財産の創出・活用イノベーション方策(案)

(1)推進背景

第四次産業革命時代におけるイノベーション成長のためには、規制改革と持続的な基盤技術の開発を通じた産業高付加価値化の努力が重要である。特に、第四次産業革命と 5G 等による産業技術の融合・複合化の加速により、IP が R&D 成果拡散及び事業化等が重点的な連結の輪として作用している。また、米中貿易紛争と日本の輸出規制等の不透明な対外貿易環境により、素材・部品等の重点産業の技術自立化が国家的課題として台頭し、素材・部品及び設備関連産業は対日依存度が高く、技術自立化のレベルが低いので重点基盤技術の確保が急がれる。

このような状況下で、素材・部分野等の効果的な R&D 成果向上のためには、IP-R&D を通じた R&D 戦略の効率化・高度化の努力が重要であり、既存の特許に対する事前調査及び技術分析等が先行されてこそ、R&D 以降の特許侵害の回避及び R&D 成果の成功的な事業化等が可能となる。

IP-R&D は R&D 成果を最大化する一方、知識基盤経済及びパラダイムの変化を促進し、大・中小抱擁成長の基盤構築にも資する必要がある。物的資本の代わりにアイデアを有するユニコーン企業の台頭と強い中小・中堅企業の育成等、産業エコシステムをイノベーションすることも重要である。

(2)現況及び問題点

これまで第 2 次知的財産基本計画及び 21 次知財委員会の案件として、「高品質の知的財産 (IP) 創出に向けた IP R&D 実行方策(案)」を上程した。案件の主要推進課題は、①R&D 全過程に IP 戦略連携、②大型 R&D 事業団の IP 専門性向上、③政府出資研究所の先導的 IP 経営強化等が提示された。R&D 技術企画管理費に IP 調査・分析費用を追加し、一部大型事業団で CPO を指定する等、IP-R&D 政策において一部の成果があったが、未だ R&D 関連の指針改正等を通じた IP-R&D 制度整備等の IP-R&D 推進体系の拡散には不十分な状態で再整備が必要である。

また、日本を含む主要先進国で、多数の IP を先取りしている素材・部品等の技術自立化のためには、IP-R&D がより重要な時期であるため、R&D 全周期を鑑みた IP-R&D 推進体系、専門性向上、支援体系の強化を行い、IP-R&D の内実化及び成果を図る必要がある。短期的な成果中心の R&D 支援を超え、企画及び実行、商業化等の全段階に渡る優秀 IP 創出及び活用の好循環支援体系を構築しなければならない。

さらに、IP-R&D が R&D、創業、技術事業化及び商用化等の全段階に渡り重点的なイノベーション成長及び能力向上のためのエンジンとして作用できるよう、好循環的な構造定着を早める必要がある。

(3)主な内容

①知的財産創出・活用推進体系の基盤強化

第一に、民間・政府の「特許基盤の R&D」拡散体系を構築する。産・学・研・官の IP-R&D 協力支援ネットワークの構築を通じ、IP-R&D 拡散、情報・方法論の共有等のための IP R&D 関連の共同成果の分析、優秀事例の共有、政策改善事項の発掘等を推進する。また、民間 IP

能力向上のための「特許戦略拡散支援センター」を運営し、中小企業等を対象に特許検索・分析及び知財権懸案についての基礎諮問を提供して教育、コンサルティング等を実施する。

第二に、IP-R&D 専門人材を育成してエコシステムを造成する。特許調査・分析の底辺拡大のための IP-R&D 人材育成に向け、大学・企業・公共部門等において対象別カスタマイズ型の教育を提供し、中小企業の特化された IP-R&D 専門教育プログラムを開発・普及する。また、国家知的財産政策議題を発掘して KIPnet 協議体と知的財産活用エコシステムの構築を目指し、IP-PLUG を連携して KIPnet 会員内の IP 技術取引及び IP-R&D アイデアの発掘を支援する。

②優秀知的財産連携事業化の能力強化

第一に、有望 IP 確保企業のための後続事業を支援する。まず、分散され小規模で推進されている技術移転の後続研究支援現況に対する体系的・総合的な調査と分析を推進し、優秀 IP 成果に対する高度化のための追加研究開発及び分野ごとの特性に合う事業化支援を強化する。また、優秀な政府 R&D IP 成果発掘方策を検討し、優秀 IP 成果の事業化可能性等、特許補完の必要性を検討して R&D 課題を追加支援できる事業体系を構築する。

第二に、中小・ベンチャー企業の事業化能力強化を支援する。大・中小共存協力プログラム支援の活性化を通じ、中小・中堅企業の IP-R&D 遂行能力の強化及び事業化、共存協力基金の活用等を推進する。また、中小ベンチャー企業のための IP R&D マニュアル及び実習プログラムを提供する。

③知的財産イノベーション能力の基盤構築

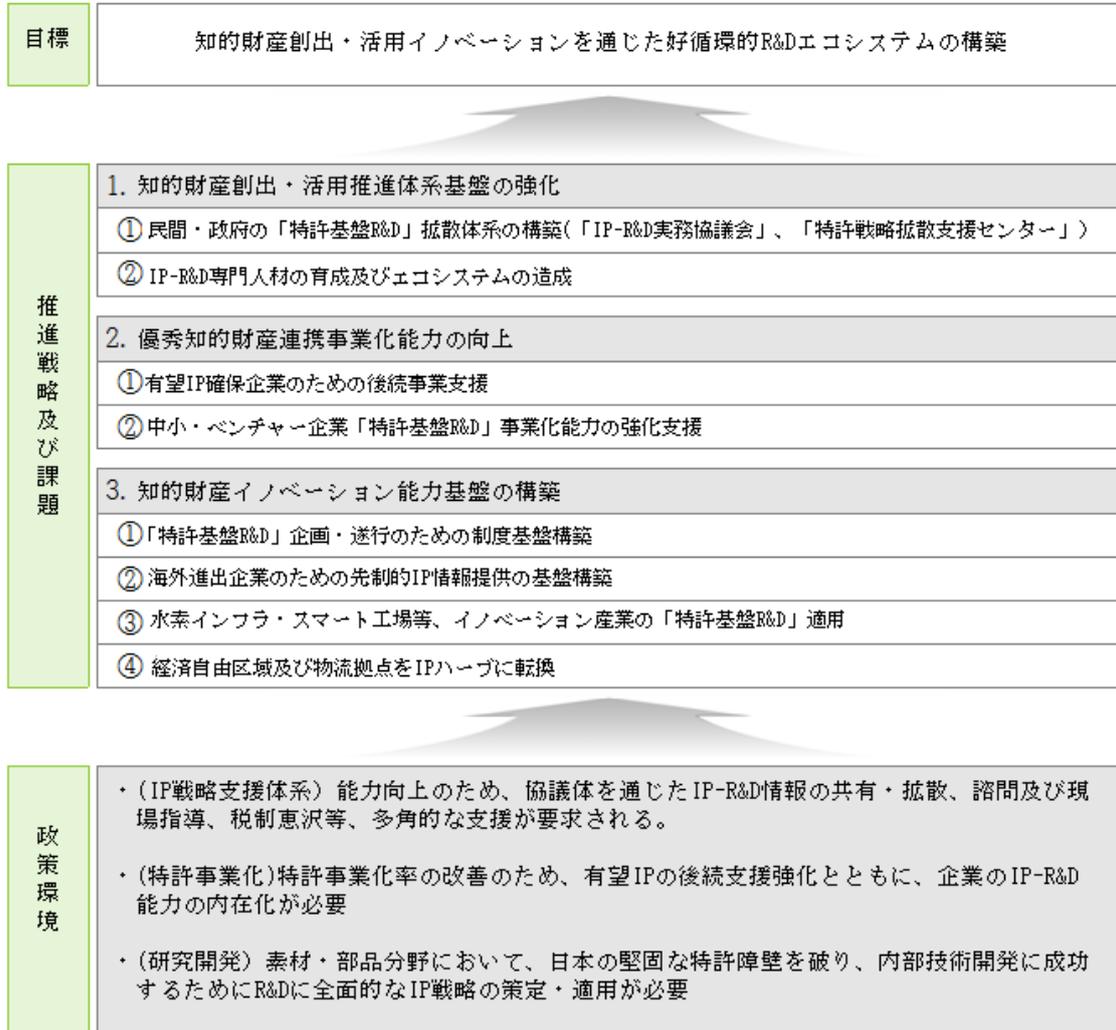
第一に、ビッグデータ中心の R&D 推進基盤を強化する。R&D 計画段階からビッグデータ中心の技術分析の結果活用及び IP 専門家意見集約の拡大を通じて IP 創出の与件を造成し、R&D 課題遂行段階で特許ビッグデータを活用した R&D 企画を促進する。また、大型 R&D 事業団の特許専担官(CPO)運営現況の把握及び導入拡散を通じて効果的な IP R&D 経営及びポートフォリオの構築を図り、優秀特許成果の後続事業化及び研究開発のための好循環的支援体系を構築する。

第二に、海外進出企業のための先制的 IP 情報提供の基盤を構築する。海外主要国の IP 政策、技術動向、紛争情報等を含む統合 DB を構築し、韓国特許戦略開発院等の特許分析及び R&D 分野の専門性を有する機関の海外インフラ拡張及び補完を推進する。また、知的財産動向ニュース及び重点分析報告書、知的財産保護総合ポータル機能を強化し、IP 政策情報の拡散の基盤を構築する。

第三に、水素インフラ・スマート工場等の革新産業の特許基盤 R&D を適用する。AI、5G 等 DNA (データ、ネットワーク、AI) 基盤スマート工場の高高度化及び重点 IP の確保のため、部処レベルでの R&D 予備妥当性を推進し、水素インフラ拡充等の老朽交通施設の改善時に産業デザイン等の IP 企画能力の融合を通じた付加価値化及びイノベーションを向上する。

第四に、経済自由区域及び物流拠点を IP ハーブに転換する。テクノパーク、主要経済自由区域拠点の大学ごとの研究センターを中心に、IP・技術コンサルティング支援を拡大し、地域ごとに特化された産業と輸出入等の品目の特性を鑑み、IP-R&D 人材能力を強化する。また、7 の経済自由区域と外国投資地域との連携を通じて IP-R&D 重点コンサルティング企業の誘致を推進する。

図 II-8 <推進戦略及び課題>



9) 標準特許競争力の強化方策(案)

(1) 推進背景

標準特許⁷⁵は製品に必ず使用され、安定的なロイヤリティ収益を創出するため、企業は優秀な特許技術開発に積極的に投資している。特に、IoT 基盤の第四次産業革命の到来により従来の ICT 標準技術及び特許が自動車・家電等の様々な産業分野に拡大して適用されており、各国の先導企業は標準特許の買入を積極的に推進している。⁷⁶

(2) 現況及び問題点

スマートフォン産業のように海外標準技術が集約された製品を大量に生産して輸出する産

⁷⁵ 標準化機構で制定された標準規格に含まれる技術と同じ内容を有する特許で、標準に従って製品を開発する際には、必ず使用しなければならない特許

⁷⁶ 5G 宣言特許数(2019.6) : HUAWEI3,796件、ノキア2,535件、クアルコム2,389件、LG2,360件の順

業構造は、知財権貿易収支⁷⁷赤字に大きな影響を与える。韓国企業は海外移動通信標準特許の先導企業3社に、毎年20億ドル以上のロイヤルティを支払う。また、IoT技術で通信標準特許がその他の産業分野に拡大適用されることにより、自動車・家電企業等が海外にロイヤルティを支払わなければならない企業が増加している。

一部の大企業等が韓国標準特許の大部分を創出⁷⁸しており、標準特許専門企業が不足している点も指摘されている。中小企業の標準特許専門企業の成長を支援するためには、1年単位の短期支援よりは長期間にわたる支援と投資が効果的であるにもかかわらず、専門企業の育成のためのカスタマイズされた支援戦略が不十分である。また、韓国企業の標準特許先出願の地位確保を支援するための制度がなく、特許記載要件の遵守に時間が所要され⁷⁹、出願日先取り競争において不利に作用している。

また、標準特許審査インフラの不備により、追加的なロイヤルティ損失の危険がある。韓国は標準文献DB、専門審査官等の高品質標準特許審査基盤の不備により、高品質標準特許審査が行われない場合、海外企業がロイヤルティの支払を要求する、標準特許の規模が大きくなる可能性がある。また、標準特許の透明性向上のためのシステム不在によりロイヤルティ費用が増加した。例として、企業が標準化機構に宣言(申告)した「宣言標準特許⁸⁰」の中の標準規格に符合する「実際標準特許」の割合は低いレベル⁸¹であるにもかかわらず、韓国企業は海外企業が有する「実際標準特許」の規模を正確に知ることが難しいため、「宣言標準特許」の件数基準でロイヤルティを負担している。この他にもライセンスの条件及び交渉に関する情報提供、カスタマイズ型紛争支援等、標準特許使用の国内企業に対するロイヤルティ交渉支援が不備なところが限界として作用している。

(3) 主な内容

① 標準特許創出支援の戦略高度化

□ 標準特許専門企業の育成及び投資の強化

潜在力のある有望機関を選別して標準特許専門企業を育成する。標準特許有望機関の資格要件を備えた中小企業、大学・公共研が申請できる別途の課題類型を新設し、有望研究機関の特化型課題に対しては、長期的な標準化期間内に密着支援ができるように3年以上を支援する。また、標準特許有望機関の成果の最大化に向けてR&D、標準化活動、標準特許戦略を一括支援する共同事業(共同公募一支援)を推進する。

⁷⁷ 知財権貿易収支(億ドル)：(2016) △16.6 → (2017) △16.9 → (2018) △7.2

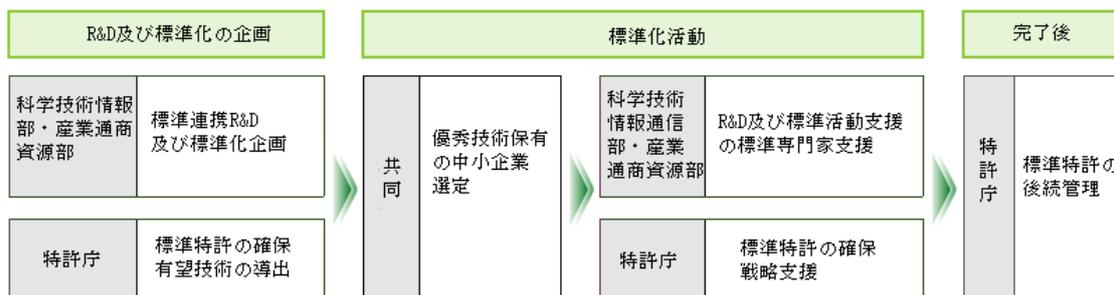
⁷⁸ LG・サムスン・ETRI・KTが韓国の通信標準特許の98%以上を占める(2019.6)。

⁷⁹ 米国特許庁は仮出願の際、形式制約のない明細書を受け付ける制度を運営している。

⁸⁰ 企業が標準特許であると宣言しても標準化機構は関連検証手続きを運営しない。

⁸¹ 移動通信(2G~4G)「宣言標準特許」の中で標準規格に符合する「実際標準特許」は40%未満であると推定(2017, TCLv. Ericsson 事件判決、米カリフォルニア裁判所)

図 II-9 <標準特許の有望機関に対する部処共同事業支援体系(案)>

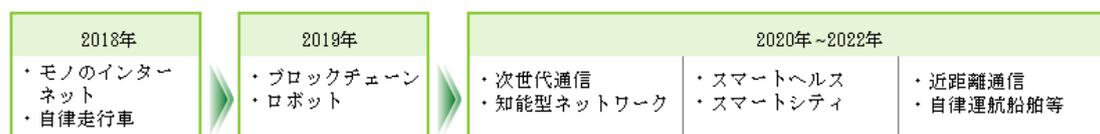


標準特許の有望中小企業及び保有特許に対する投資を強化する。標準技術に関する高品質特許明細書の作成及び海外出願費用等に投資する標準特許投資ファンド(IP 出願支援ファンド、海外 IP 収益化ファンドの活用)を組成し、民間証券会社、ID 会社等に標準化有望機関・特許に関する情報を提供して標準特許ポートフォリオに対する投資に連携する。さらに、民間市場でも標準活動企業に対する投資が活性化するように、IP 金融フォーラム等の投資家対象の標準特許投資事例の共有の場を設ける。

□新産業分野における重点標準特許の確保支援

標準技術関連の R&D 企画に活用するため、新産業分野中心に標準特許確保の有望技術を導出する標準特許戦略マップを構築する。⁸²

図 II-10 <標準特許戦略マップの構築計画(例示)>



市場支配力が優れた主要事実上の標準化機構を中心に、第四次産業革命の中核技術(次世代通信、IoT、自律走行等)の先取りのための支援を強化する。特に、標準特許の創出・活用が非常に活発な事実上の標準化機構(3GPP、IEEE)⁸³において、議論中の第四次産業革命中核技術を選別して優先的に支援し、3GPP、IEEE 以外の機構の特許政策、活性度、標準化技術等を注視して今後新たに浮上する事実上の標準化機構も持続的に探索する。

表 II-10 <3GPP、IEEE で議論される第四次産業革命関連技術の事例>

機構	第四次産業革命分野	主要標準化内容の事例
3GPP	5G 移動通信	・クラウド基地局の構造、開放型連動インターフェース ・5G音声サービスサポート及びコア網構造技術
	モノのインターネット	・狭帯域モノのインターネット(NB-IoT)標準
	自律走行車	・移動通信基盤車両のモノ通信(Cellular V2X)
IEEE	自律走行車	・車両用無線通信(WAVE通信)の標準化

⁸² (2018)IoT 等 2 分野→(19)ロボット等 2 分野→(22)10 分野までの累積構築

⁸³ 3GPP:移動通信(LTE、5G)標準制定機構、IEEE:電気電子(Wi-Fi 等)

	スマートヘルス	・個人健康機器の安全な有線・無線伝送のための技術
	ブロックチェーン	・モノのインターネットシステムでのブロックチェーン使用のためのフレームワーク

韓国企業の標準特許出願日先取り支援のために非定型の明細書を導入する。論文、研究ノート等の非定型(Free-type)文書を提出しても出願日として認める、形式要件に対する規制緩和に向けて特許法施行規則第21条の改正を推進する。

②標準特許紛争対応能力の向上

□標準特許権利の正確性及び透明性の向上

正確な権利を付与するための高品質標準特許審査システムを構築する。まず、標準技術専担の特許チームを指定・運営し、専門審査官の育成のために標準技術改正に対する持続的な教育(標準会議への参加を含む。)を実施する。また、標準化機構に宣言(申告)された「宣言標準特許」は標準文献検索を義務化にし、協議・共同審査を実施して審査品質を高める。

これとともに、標準特許必須性評価制度の導入に関する研究を推進する。産業界の需要、評価結果の法的性格及び効果、主要国の動向等を多角度で分析して評価制度の導入に関する韓国の立場を確立し、評価範囲、評価レベル、遂行主体等の多様な評価方法論に対する評価結果の信頼性・実行性の分析及び国際協力を推進する。

□標準特許の交渉及び紛争対応支援の強化

標準特許の不当行使行為⁸⁴防止、交渉方法、適正なロイヤリティレベル等、ライセンス交渉時に知るべき情報を含むガイドラインを作り、標準特許活用企業向けにオン・オフライン教育プログラムを提供する。

表Ⅱ-11 <標準特許ライセンスガイドラインの内容例示>

区分	主要内容(案)
権利行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・(FRAND) 工程、合理、非差別等、各FRAND原則の意味と事例(FRAND) ・(不当行使) 各国の反独占当局で定義する標準特許不当行使行為の案内 * (例) 知財権の不当な行使に対する審査指針(公正取引委員会の例規)
交渉方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(信義誠実な交渉に関する要素) 交渉期間、手続き、履歴等 ・(交渉当事者) 最終製品生産者vs部品供給者
合理的なロイヤリティレベル	<ul style="list-style-type: none"> ・(ロイヤリティ基準) 全体の市場価値vs最小販売可能実施単位 ・(ロイヤリティ算定因子) 同一・類似技術分野の他の標準特許ライセンスのロイヤリティ率、他の標準特許対比相対的価値、標準特許個数等
訴訟対応	<ul style="list-style-type: none"> ・(侵害可否分析) 必須性(標準文書・特許間の内容一致可否) 分析方法

⁸⁴ 標準特許の回避不可能な特性を利用して過度なロイヤリティを要求し、それに従わない使用者製品を全部禁止する特許ホールドアップ(hold-up; 抑留) 行為等

中小企業を対象に標準特許カスタマイズ型の特許紛争対応を支援する。既存の IP 紛争対応支援事業内に別途の課題類型を新設して、標準特許カスタマイズ型の紛争対応支援を推進し、紛争情報 DB と標準特許 DB を連動して紛争情報ポータルを通じて標準特許紛争情報、事例を別途で確認できるように改善する。

③標準特許インフラの強化

□産業界向け標準特許情報提供の拡大

特許プールが活性化された産業分野に対するカスタマイズ型のライセンス情報を提供する。特に、韓国中小企業が多く進出する事業分野において使用するほかに標準技術に関する特許プールの有無、ライセンス費用等の情報を提供する。

表 II-12 <中小企業の進出が活発な分野と関連する標準特許プールの現況>

産業分野	使用標準技術	特許プール
ブラックボックス、CCTV	ビデオコーデック	MPEG LA, HEVC Advanced等
無線共用器	無線LAN(WiFi)	Sisvel, Via Licensing等
音響機器(イヤホン、スピーカー等)	オーディオコーデック	Sisvel, Via Licensing等
セットトップボックス	デジタル放送、ビデオ、オーディオ	MPEG LA, Sisvel, Via Licensing等
DVD プレーヤー	DVD	DVD6C, 4C Entity等

韓国企業が活用しやすい形態で標準文献 DB の公開を推進する。既存の構築された標準文献 DB の中から業界共有が必要な標準文献 DB を発掘し、著作権及び再配布等の法的問題解決のために努力し、法的問題が解決された標準文献 DB の中から外部公開用のデータを標準特許ポータルに連動させて企業に提供する。

これとともに、標準化機構に宣言された標準特許に対する情報提供を強化する。標準特許ポータルを通じ、使用者が検索する特許が標準化機構に宣言された「宣言標準特許」であるか否かを表示して関連標準を案内し、標準特許 DB と特許情報システム (KIPRIS) 間の連動を通じて検索された「宣言標準特許」の状態(登録・拒絶・存続期間等)に関する情報を提供する。

□産・学・研・官の標準特許連携協力体系の構築

国際標準化に関心のある企業・機関中心の産・学・研・官の標準化及び標準特許協議会を構成・運営し、標準特許確保戦略の提供、専門人材育成等を推進する。代表的に、科学技術情報通信部(国立電波研究院)、産業通商資源部(国家技術標準院)、特許庁の協業を通じた標準化及び標準特許重点分野について意見交換を行い、新規協業プログラムの発掘を併行した。

図 II-11 <標準特許戦略協議会の体系(案)>



これとともに、標準能力が不足な一般機関と標準専門家間の連携協力を支援する。一般の産・学・研が、共同 R&D が可能な標準能力優秀機関(大企業含む)とコンソーシアムで標準特許創出支援に参加できるように許容し、情報通信技術協会等と連携して国際標準化に関心のある企業に標準専門家マッチング支援を行い相互協力できるように支援する。

10) 知的財産政策推進成果の点検と今後の改善方策(案)

(1) 推進概要

国家知識財産委員会の発足以降、2018 年まで計 101 件に達する案件が上程され、案件に対する成果点検と体系的な管理の必要性が増大している。これに対し最上位計画である国家知的財産基本計画と上程案件との連携性について検討し、これを通じて知的財産基本計画上の 5 大戦略・20 大重点課題ごとの成果点検と隘路事項に対する持続的な還流を要点とする案件管理体系を構築し、既存の案件を対象に点検を実施した後、その結果を第 25 次知識財産委員会に上程した。

2019 年の点検対象は、2017 年の上程案件の中から法定計画等を除外した 4 件の案件と 2018 年の国家知的財産施行計画推進実績点検・評価の結果(2019. 3. 28. 上程)で提示された改善意見について関係部処・自治体が提出した改善計画(案)であった。

(2) 主な内容

① 知的財産政策推進成果の点検

国家知識財産委員会の発足以降、審議・議決された 101 件の案件の中で、知的財産基本計画と関連のある案件は計 34 件と把握され、詳細な現況は次の通りである。

表Ⅱ-13 <第2次国家知的財産基本計画と知識財産委員会上程案件間の連携現況>

第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）								
「第四次産業革命を牽引するIP国家競争力の確保」								
5大戦略	20大主要課題							
		計	2013	2014	2015	2016	2017	2018
高品質 IP 創出及び事業化 の活性化	①IP戦略とR&Dの連携を通じた優秀IP創出の促進	7	2		2		1	2
	②新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化	4	2		1			1
	③公共研究機関の先導的IP経営の強化	0						
	④IP・技術取引及び事業化の促進	2		1	1			
	⑤民間中心IP金融の高度化	5	3	1	1			
中小企業のIP競争力向上及び保護強化	⑥中小企業のIP活動支援強化	4	1		1		1	1
	⑦中小企業のアイデア・技術保護の強化	3				1	1	1
	⑧職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系の構築	5	3			1		1
グローバル市場におけるIP活動支援強化	⑨海外進出のIP隘路解消支援	6	1	2	2		1	
	⑩IP国際共助の強化及びグローバルプレゼンスの向上	3	1	1			1	
	⑪生物・遺伝資源関連の新国際規範に対応	1					1	
デジタル環境下の著作権保護及び公正利用の活性化	⑫デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備	2		1	1			
	⑬デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化	2		1	1			
	⑭韓流コンテンツのグローバル進出支援	2		1				1
	⑮新技術トレンドに符合するコンテンツ創出エコシステムの造成	3		1	1			1
	IP エコシステ	⑯新技術・新産業の出現	1					

ムの基盤強化	によるIP保護体系の整備							
	⑰特許権の信頼性・安定性向上	8	2	2	2		1	1
	⑱IPサービス業の活性化支援	4	1	2	1			
	⑲IP人材基盤の拡充及び地域IP能力の強化	5	1	2	1			1
	⑳植物新品種の開発活性化及び保護強化	1			1			

※34 の案件の細部課題が 20 大重点課題と多数連携している場合は重複算定

※陰影表示は、第 2 次国家知的財産基本計画策定以降、2 年以上案件上程のない課題

□高品質 IP 創出及び事業化の活性化

基本計画上の 5 大戦略のうち、「高品質 IP 創出及び事業化の活性化」の分野では、特許－標準連携を通じた IP 創出、大型 R&D 事業の IP 管理等において、全般的に R&D 事業で IP 管理体系の改善が行われたと評価され、標準と特許・有望課題発掘のための戦略マップを構築する等、推進基盤も一層強化されたと示された。また、公共研対象の IP 経営戦略の導入・活用方策の策定と政府 R&D 特許設計支援等を通じて R&D の生産性が向上され、これとともに IP 技術取引と関連した税制優遇の拡大を推進し、技術事業化政策ファンドを運営する等、IP 技術取引の制度的基盤も強固化となった。IP 金融分野においても優秀特許保有スタートアップに対する IP 投資が強化され、市中銀行が独自に技術信用融資を実施する等の成果が観察された。

このような意味のある成果を確認するとともに、今後必要な改善方向も提示された。まず、IP-R&D 戦略支援を通じて創出された高品質の IP が、技術創業及び移転等の技術事業化に繋がるよう、カスタマイズ型ビジネスモデル(BM)の発掘及び技術マーケティングの連携を実施することが必要であり、大型 R&D 事業の企画時に IP-R&D の結果を活用して当該分野の基盤・コア特許の獲得可能性の可否を評価指標に反映し、実効性を確保する努力も必要であると調査された。また、IP 金融拡散に向け、技術力のある新生企業の担保がなくても融資を受けられるよう、銀行独自の技術信用評価の能力強化のための支援とインセンティブを提示することも必要である。

□中小企業の IP 競争力向上及び保護強化

中小企業の IP 競争力確保のためには、資本と人材が不足な中小ベンチャー企業とスタートアップがアイデアと技術で市場へ参入できるように支援し、延いては、コア基盤特許の確保を通じて競争力を強化できるように政策的な支援体系を構築しなければならない。

このような観点から特許庁等の関係部処は、公共研究院と中小企業の共同研究を拡大し、中小企業が保有する有望技術の権利化・事業化を支援し、中小企業の IP 能力を支援した。また、中小ベンチャー企業がコア特許を長期間保有できるよう、年次登録料を 4 年分から存続期間まで 50%を減免する制度を導入した。

特に、特許法を改正し、悪意的な特許権侵害行為に対し、損害額の最大 3 倍までに賠償責任を拡大する懲罰的損害賠償を導入し、不正競争防止法を改正してアイデア保護に対する制度的方策を設けたことは、大きな成果であると評価された。

今後解決すべき課題としては、第四次産業革命分野における IP-R&D 支援、IP バウチャー、特許共済制度等の関連事業を効率的に推進するための支援体系の整備が必要であり、具体的には、技術奪取慣行の根絶のための後続立法措置、代替的紛争解決制度(ADR)の活性化、職務発明補償の優秀企業に対する追加インセンティブの提供等が提示された。

□グローバル市場における IP 活動支援の強化

特許等海外における IP 確保とこれを基盤にした事業化を支援し、海外進出企業の隘路解消の要請に積極的に対応する等、現地的財産権侵害に対する支援もうまく行われたものと評価された。また、先進 5 ヶ国(韓国、米国、日本、中国、EU)特許庁間の協議体である IP5 を中心に、特許共同審査、海外生物支援の確保、開発途上国の IP 行政サービスの普及等、多方面からの国際協力を通じて国際基盤を強化し、韓国型 IP 行政を拡散した。この他にも、生物遺伝資源富国との協力体系を構築して、海外有用生物資源使用を公開する等、海外生物資源と関連した国際協力も推進した。

追加で補完すべき事項は、中小企業を対象に新製品開発から発売、海外進出、事後管理段階までの全周期に渡るカスタマイズ型の IP 支援を模索する必要があり、模倣品取締り戦略以外にも、様々な IP 紛争類型に対する対応体系を強化することが必要であると意見が導出された。これとともに、国際会議及び交渉参加に加え、グローバル IP イシューの発掘を牽引し主導的に対応できる専門人材の育成が必要であり、生物遺伝資源と関連して、IP 観点から資源富国との協力課題を通じて資源確保を持続的に推進することが必要であると示された。

□デジタル環境下の著作権保護及び公正利用の活性化

コンテンツの不法流通を遮断し、創作者の権利と著作物の利用活性化間の均衡と調和を図ることは、デジタル環境下では非常に重要である。このためにオンライン上の違法コピー物の是正措置、オンラインモニタリングの強化等、デジタル環境における著作権保護対応体系を改善し、デジタル著作権取引所の活性化、自由利用著作物の提供及び創業連携の企業活用活性化事例の発掘等の著作物の多様な政策的努力が行われたことが確認された。特に、韓流支援のためにコンテンツ輸出を多変化し、海外著作権合法流通の拡大を支援する一方、第四次産業革命に備えた対応も着実に進んでいると評価された。

追加的な改善方向としては、第一に、創作者保護制度の現場安着を通じ、堅固な保護執行体系の構築ができるように関係部処・機関間の協力方策の設定、第二に、量的に拡大された自由利用著作物の信頼度向上のための収集及び活用現況の点検と活性化戦略の模索、第三に、輸出地域の多変化現況の把握を通じた政策効果の点検及び拡大戦略の策定、最後に、中国市場への進出及び著作権保護に対する努力の多変化等が導出された。

□IP エコシステム基盤の強固化

特許庁は第四次産業革命時代に対応する先進 IP エコシステムを構築するため、融合・複合技術分野の 3 人協議審査、現場中心の専門教育を通じて審査専門性を強化し、審判官カスタマイズ型の職務教育等を実施して特許行政及び特許審判に対する品質を改善するとともに、信頼を確保するために努力した。また、IP サービス業の活性化のために海外展示会に参加し、海外進出協議体を構成して支援する一方、関連教育プログラムも運営して専門人材を育成した。これとともに小中高、大学生の教育とオンライン課程、体験型の教育、SNS 広報等の多角的な教育を実施して人材基盤を強化し、ソフトウェア著作権及び新技術 IP に対する認識を高め、植物新品種等の新技術に対する保護基盤も拡大された。

改善方向としては、第一に、主な教育対象である中小企業と共有できる優秀事例と実務専門家発掘の努力、第二に、IP サービス市場分析と産学研のネットワークの強化、第三に、技術環境の変化に対応するためのソフトウェア及びIP サービス専門人材の育成、第四に、海外輸出を鑑みた品種開発の戦略等が導出された。

②上程案件ごとの推進実績の点検

2017 年の上程案件である「有望新技術分野における重点 IP 確保戦略」、「国家特許審査能力の強化方策」、「中小企業イノベーション成長のための IP 保護強化方策」、「名古屋議定書の対応方策」について、国家知的財産基本計画上の 5 大戦略・20 大重点課題体系を活用して主要成果を点検し、今後の改善方策を導出した。これからも、このように毎年過去の案件に対する推進実績を点検して体系的な案件管理体系を構築する予定である。

□有望新技術分野における重点的な知的財産の確保戦略

知的財産創出が重点的に必要な有望新技術分野を発掘し、部処レベルでの協力を通じて IP 確保戦略を構築することは、知的財産基盤イノベーション成長の不可欠な要素といえる。このために、重点 IP 技術分野を中心に大学・研究機関に特許戦略コンサルティングをパッケージで集中的に支援し、特に、IP 取引と事業化を促進するための IP ファンド⁸⁵を組成して金融支援を拡大した。これとともに、文化事業現場(企業)の共通技術需要を発掘し、非営利機関の技術開発を通じて IP 確保及び事業化連携事業を推進した。また、国家未来知的財産統合センターを(特許戦略開発院)を指定・運営し、特許 DB 分析及び提供を通じた政府 R&D 戦略策定を支援した。

今後は部処レベルで持続可能な IP 確保戦略の策定のために、研究開発課題の企画・評価・遂行等の段階において知的財産専門人材が参加できるよう、各部処の評価指針等に反映する必要があるものと示された。このために、今後企業及び研究所の IP 責任者及び経歴が豊富な弁護士・弁理士等の多様な専門家を選抜し、大型 R&D 事業団に特許専担官(CPO: Chief Patent Officer)を派遣する方策を推進し、これとともに国家戦略産業等の重要度の高い産業分野に対する特許ビッグデータ分析を通じて産業別の競争力強化方策を策定し、大学・公共研究所対象に特許戦略(IP-R&D 戦略)支援を拡大する計画である。

□国家特許審査能力の強化方策

高い特許無効率は、中小企業の技術保護とベンチャー創業及び投資活性化に障害要因となるだけにこれを解決するための審査能力の強化とインフラ改善は非常に重要な課題である。この課題に対応し、特許庁は先端技術分野の特許審査人材を増員し、特に、民間企業等の多様な分野出身の新規審査官を採用して審査投入時間を主要国レベルに適正化した。また、人工知能基盤の「次世代スマート特許ネット」構築を開始し、ETRI 主導下で人工知能基盤の「特許先行技術文献の検索システム」開発のモデル事業を推進した。この他にも、融合・複合技術分野において特許出願に対し 3 人協議審査をモデル実施する等、多様な検討手続きを設定し、審査実務及びカスタマイズ型の新技術・外国語教育を通じて審査・審判官の専門能力向上を図った。

今後、審査人材確保を通じた「1 件当たりの審査投入時間」の適正化のために行政安全部等

⁸⁵ 2018 年ファンド造成額：新規予算 200 億ウォン、マザーファンド特許勘定回収金 200 億ウォン、民間資金 250 億ウォン等計 650 億ウォンの造成(案)

の関係部処と協議し、第四次産業革命の中核技術、生命工学分野等の技術変化が速く出願が急増する分野に高学歴の理工系人材(修士・博士レベル)を拡充する計画である。

□中小企業イノベーション成長のための知的財産保護強化方策

特許法改正を通じて懲罰的損害賠償制度を導入し、特許侵害訴訟において特許権者が具体的な侵害行為を提示すれば、被告が本人の具体的な行為態様を提示して否認するように侵害者に立証責任の義務を賦課した。また、入札・取引相談等の取引関係においてアイデア奪取行為及び営業の全体的な模倣行為も不正競争行為として規定し、調査・是正勧告制度を導入する内容の「不正競争防止法」の改正を完了した。また、デザイン特別司法警察隊の運営のために「司法警察管理の職務範囲に関する法律」も改正した。これとともに、IP-DESKの追加開所(香港)、「中国商標の無断先取り早期警報体系」の構築等を通じて海外におけるIP保護を強化し、社会的弱者を対象に特許費用の減免と法律救助支援を拡大した。

今後も海外進出企業を対象に管理システムの普及活性化のために KOTRA、IP-DESK 等の海外所在の企業支援機関と連携して持続的に保護支援活動を強化し、知財権訴訟保険事業の予算を「特許共済支援事業」に移管し、一元化して知財権紛争費用を支援する計画である。

□名古屋議定書発効に伴う政府対応方向

名古屋議定書が国内でも発効され、韓国遺伝資源の保護と海外遺伝資源の利用に対する国家レベルでの対応が非常に重要なイシューとして台頭している。そのため知的財産観点から情報分析と利用活性化を推進する。

一方、国内遺伝資源の発掘及び保護のために、固有遺伝資源の発掘及び所有権の立証・管理及びABS履行体系の持続的な整備を推進し、特に、朝鮮半島生物資源の所有権を立証するために国家生物種の確証標本情報を追加で確保してDB化を推進した。また、保健福祉部、農林畜産食品部、海洋水産部等の関連部処は、海外所在の代替新素材発掘を通じて資源価値発掘を持続的に推進した。

表Ⅱ-14 <生物資源のDB構築現況>

区分	推進内容
生物資源	生物多様性管理機関が保有する生物資源(約9.4万件)DBを構築して国家生物多様性情報共有体系(KBR)で情報提供
生命研究資源	国家生命研究資源統合情報システム(KOBIS)の高度化
農業生命資源	生命資源情報サービス(BRIS)を高度化し、BRISに資源46,227種の3,962千点を登録、関連特許情報515千件を登録
海洋水産生命資源	海洋水産生命資源統合システム(MBRIS)で海洋水産生命資源の統合管理・情報連携

今後、国家生物資源情報システム間の連携強化及びDBの拡大、システム機能の高度化等を継続して推進して資源のアクセシビリティを高め、標準化された情報を提供し、自生生物資源、国家生物種の確証標本等の持続的な確保及び国家的管理を通じ、生物主権を確立して代替新素材開発を推進する計画である。これとともに国家別にABS手続き情報を拡大して提供し、国内資源のアクセス・利益共有関連の法令を持続的に整備する予定である

1)5の専門委員会の活動

(1)専門委員会の運営概要

国家知識財産委員会に上程される案件の事前検討と分野ごとの主要懸案等について意見交換をするために、各界の民間専門家75人で構成された知的財産の創出・保護・活用・基盤・新知的財産等の5の専門委員会を構成して運営している。特に、専門委員会ごとに懸案政策 이슈の発掘・研究を行い、その結果について委員会を通じて関係部処に政策課題として提案し、その推進計画及び実績を点検する。

2019年には創出・活用専門委員会各々7回、保護・基盤専門委員会各々6回、新知的財産専門委員会5回の計31回が開催され、計10件の国家知識財産委員会の上程案件を事前検討し、計10件の知的財産政策 이슈の発掘・研究を行った。

(2)専門委員会別の活動

①知的財産創出専門委員会

高品質の知的財産は第四次産業革命時代において企業の競争力を確保し、国家のイノベーション成長を主導する重要な資産である。そこで、知的財産を基盤にIP-R&D戦略を通じた中核技術の知的財産の先取り、創業と中小・ベンチャー企業の成長を牽引する知的財産活動支援の強化等、知的財産創出分野の案件検討及び懸案について意見交換するために「知的財産創出の専門委員会」を運営している。

知的財産創出専門委員会は、2019年12月基準で計57回(2019年7回)を開催し、2019年度には「2018年度施行計画点検結果の課題・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)」、「中国知的財産の政策・制度変化に対する対応方向」、「標準特許競争力の強化方策」、「政府R&D特許成果管理改善の方策」、「好循環のR&Dエコシステム構築のための知的財産創出・活用イノベーション方策(案)」等の案件を検討した。また、「グローバル環境変化によるIP中心対応システム構築の方策」、「特許ボックス制度の設計及び改善方策」等の2つの政策 이슈を発掘・研究を行った。

表Ⅱ-15 <知的財産創出専門委員会の日程>

回数	日付	意見交換の案件
第51次	2019. 2. 12	・2020政策 이슈課題提案(16件)の検討及び今後の計画
第52次	2019. 4. 4	・創出専門委員会の政策 이슈2件の課題選定及び小委員会の構成 -①未来技術/産業に対する重点IPグローバル対応システムの構築 -②知的財産創出向上のための税制改善方策
第53次	2019. 4. 30	・小委員会ごとの研究方向について意見交換
第54次	2019. 6. 17	・第25次 知識財産委員会上程案件の意見収集 - (1号) 2018年度施行計画点検結果の課題ごと・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)

第55次	2019. 9. 4.	<ul style="list-style-type: none"> ・第25次 知識財産委員会上程案件の事前検討 - (1号) 中国知的財産の政策・制度変化に対する対応方向 - (2号) 知的財産政策推進成果及び今後の改善方策 - (5号) 標準特許競争力の強化方策 - (6号) 政府R&D特許成果管理の改善の方策
第56次	2019. 9. 20.	<ul style="list-style-type: none"> ・各小委員会の政策イシュー課題の中間点検
第57次	2019. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・各小委員会の政策イシュー課題の最終点検 - ①グローバル環境変化によるIP中心システム構築方策 - ②特許ボックス制度設計及び改善方策

②知的財産保護専門委員会

強い知的財産保護体系の構築は、知的財産が本来の価値を評価してもらうことによって、知的財産エコシステム全般に強固な基盤となる。特に、中小・ベンチャー企業が保有する知的財産に対する保護は、健全な経済構造を確立することに必要不可欠な要素である。このために「保護専門委員会」は、知的財産保護に関する案件と懸案を積極的に検討して対応する一方、特に保護法制度全般に対する点検と政策イシューの提示を通じて知的財産尊重文化の拡散に寄与している。

保護専門委員会は2019年12月まで計57回(2019年6回)開催し、2019年度には第四次産業革命時代の知的財産保護体系の方策(案)、2018年度の施行計画点検結果の課題・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)、知的財産政策推進の成果点検及び今後の政策方向(案)等の案件を検討した。また、職務発明補償金の算定における新しい「使用者利益額算定法理の提示」、「公共機関のソフトウェアライセンス運営方策の点検及びガイド」等の2つの政策イシューを発掘して研究を行った。

表Ⅱ-16 <知的財産保護専門委員会の日程>

回数	日付	議論案件
第52次	2019. 1. 29.	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度保護専門委員会の年間運営計画の共有 ・2020年政策イシュー課題の選定(計6件の提案) ①職務発明補償金の算定において新たな「使用者利益額」算定法理の提示 ②公共機関のソフトウェアライセンス運営方策の点検及びガイド
第53次	2019. 2. 28.	<ul style="list-style-type: none"> ・第24次知財委員会本会議案件の事前検討 - 第四次産業革命時代の知的財産保護体系改善の方策(案)等4件 ・2020年政策イシュー推進小委員会の構成について意見交換
第54次	2019. 4. 9.	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年政策イシュー着手報告及び意見収集
第55次	書面	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年度の施行計画点検結果、課題ごと・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)の意見収集
第56次	2019. 7. 9.	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年政策イシューの中間報告及び意見収集 ・次期専門委員会の開催日程及び案件について協議
第57次	2019. 9. 4.	<ul style="list-style-type: none"> ・第25次知財委員会本会議の案件について事前検討 - 知的財産政策推進の成果検討及び今後の政策方向(案)等4件

③知的財産活用専門委員会

知的財産活用エコシステムの活性化を促進し、知的財産サービス市場の専門性を向上するため、「活用専門委員会」は知的財産の取引及び事業化促進、IP金融の高度化、IP経営強化等の懸案に対する意見交換及び関連政策の議題発掘・検討のための努力を傾けている。

活用専門委員会は2019年12月基準で計55回(2019年7回)開催し、2019年度には2019年度の国家知的財産施行計画及び2020年度財源配分方向、2018年国家知的財産施行計画の点検評価結果(案)、バイオ産業分野のIP争点及び改善方向(案)、バイオ産業IP特別専門委員会の構成と運営計画(案)、2018年度施行計画の点検結果、課題・自治体ごとの改善意見に対する推進計画(案)等、知識財産委員会本会議11件の案件に対して事前検討を行い、IP基盤創業の成功要因分析を通じたイノベーション創業先導モデルの策定方策、「職務上の著作物権利帰属及び承継手続きの整備」等2件の政策イシューを発掘して研究を行った。

表Ⅱ-17 <知的財産活用専門委員会の日程>

回数	日付	議論案件
第49次	2019. 2. 14.	・2020年度知的財産政策イシュー草案に対する状況点検 - 1課題を優先に検討、2課題を候補課題として選定
第50次	2019. 3. 11.	・第24次知識財産委員会の上程案件の事前検討 - (1号)2019年度国家知的財産施行計画及び2020年度財源配分方向 - (2号)2018年国家知的財産施行計画の点検評価結果(案) - (3号)バイオ産業分野のIP争点及び改善方向(案) - (4号)バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画(案) - (5号)2019年知的財産イシューの政策化推進計画(案) - (6号)第四次産業革命時代の知的財産保護体系の改善方策(案)
第51次	2019. 4. 18.	・2020年度知的財産政策イシュー2件*を選定。イシューごとに小委員会を構成 ①IP基盤創業の成功要因分析を通じたイノベーション創業先導モデルの策定方策 ②職務上の著作物権利帰属及び承継手続きを整備 ・2020年度活用専門委員会の政策イシューの着手報告及び意見収集
第52次	2019. 6. 17.	・第25次知識財産委員会の上程案件の第1回目の事前検討 - (1号)2018年度施行計画の点検結果、課題・自治体ごとの改善意見に対する推進計画(案)
第53次	2019. 9. 4.	・第25次知識財産委員会の上程案件の第2回目の事前検討 * (1号)中国知的財産の政策・制度変化に対する対応方向 (2号)知的財産政策推進結果の点検及び改善方策 (5号)標準特許競争力の強化方策 (6号)政府R&D特許成果管理の改善方策
第54次	2019. 9. 18.	・2020年度活用専門委員会政策イシューの中間点検及び意見収集 ・第25次知識財産委員会の上程案件*について深層検討及び関係部処との意見調整 * (5号)標準特許競争力の強化方策 - 特許庁 (6号)政府R&D特許成果管理の改善方策(3号) - 特許庁
第55次	2019. 10. 28.	・2020年度活用専門委員会政策イシューの最終点検及び意見収集

④知的財産基盤専門委員会

知的財産の創出・保護及び活用促進のための基盤造成に関する案件と懸案に対して意見交換する「知的財産基盤専門委員会」を運営している。

基盤専門委員会は2019年12月まで計48回開催し、2019年度には2020年の政府知的財産財源配分方向の策定、中国の知的財産政策及び制度の変化に対する対応方向に関する案件等を検討し、第四次産業革命時代に対応する実用新案制度の改善方策、初期中小ベンチャー企業支援のための知的財産特例上場制度の導入等、2件の政策イシューを発掘して研究を行った。

表Ⅱ-18 <知的財産基盤専門委員会の日程>

回数	日付	議論案件
第43次	2019. 2. 12.	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度専門委員会の運営計画案 ・2020年知的財産政策イシューの提案について発表(7件)及び選定(2件) ①第四次産業革命時代に対応する実用新案制度の改善方策 ②初期中小ベンチャー企業支援のための知的財産特例上場制度の導入
第44次	2019. 3. 11.	<ul style="list-style-type: none"> ・第24次知識財産委員会の上程案件*の事前検討 － (1号) 2019年度国家知的財産施行計画及び2020年度財源配分方向 － (2号) 2018年国家知的財産施行計画点検評価結果 (案) － (3号) バイオ産業分野のIP争点及び改善方向 (案) － (4号) バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画 (案) － (5号) 2019年知的財産イシュー政策化推進計画 (案) － (6号) 第四次産業革命時代の知的財産保護体系改善方策 (案)
第45次	2019. 5. 3.	・2020年知的財産政策イシューの着手報告の共有及び意見収集
第46次	2019. 5. 3.	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年知的財産政策イシューの進行現況の共有(2課題) ・「知的財産人材実態調査のための戦略研究」推進報告
第47次	2019. 9. 4.	・2020年度知的財産政策イシュー推進状況の中間点検
第48次	2019. 9. 9.	・第25次知識財産委員会の上程案件(5件)の事前検討

⑤新知的財産専門委員会

科学技術・社会与件等の変化より従来の知的財産権の保護対象として確立されてはいるが、経済的価値を有し、今後付加価値創出が期待される新しい知的財産である「新知的財産」分野の案件について検討及び懸案について意見交換を行うために「新知的財産専門委員会」を運営している。

新知的財産委員会は2019年12月基準で計52回(2019年5回)開催され、2019年度には「バイオ産業分野のIP争点及び改善方向(案)」、「バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)」、「2019年知的財産イシューの政策化推進計画(案)」、「第四次産業革命時代における知的財産保護体系の改善方策(案)」、「2018年度施行計画の点検結果、課題・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)」等の案件を検討した。また、「ビッグデータ保護及び利用促進のための法的課題」、「国内製薬会社の米国First Generic独占権の確保のための政策提案」等の2件の政策イシューを発掘して研究を行った。

表Ⅱ-19 <新知的財産専門委員会の日程>

次数	日付	議論案件
第48次	2019. 2. 13.	・2020年知的財産政策 이슈の選定 ①AIビッグデータ保護及び利用促進のための法的課題 ②国内製薬会社の米国 FDA ANDA Paragraph IV に挑戦
第49次	2019. 3. 11.	・第24次国家知識財産委員会上程案件の検討 - (3号) バイオ産業分野のIP争点及び改善方向(案) - (4号) バイオ産業IP特別専門委員会の構成・運営計画(案) - (5号) 2019年知的財産 이슈の政策化推進計画(案) - (6号) 第四次産業革命時代における知的財産保護体系の改善方策(案)
第50次	2019. 5. 2.	・2020年知的財産政策 이슈の研究方向
第51次	2019. 6. 17.	・第25次国家知識財産委員会上程案件の検討 - (1号) 2018年度施行計画点検結果、課題・自治体ごとの改善意見に対する改善計画(案)
第52次	2019. 9. 4.	・2020年知的財産政策 이슈研究の中間点検 ①ビッグデータ保護及び活用促進のための法的課題 ②国内製薬会社の米国First Generic独占権確保のための政策を提案

2) 2020 年知的財産政策 이슈の発掘

国家知識財産委員会は急速な知的財産の環境変化と政策的要求に先制的に対応し、委員の政策諮問機能を強化するために毎年実効性のある政策 이슈を発掘し、関係部処に政策化の推進を勧告している。2019 年には知的財産の創出・保護・活用・基盤及び新知的財産分野の 5 の専門委員会で計 10 件の政策 이슈を選定した。

(1) 推進目的

知的財産政策 이슈の発掘－意見交換－諮問－政策化に繋がる全周期的な政策活動の支援体系を構築し、現場で適用可能な実効性のある政策 이슈を発掘して関係部処に建議を行い政策化することにその目的がある。

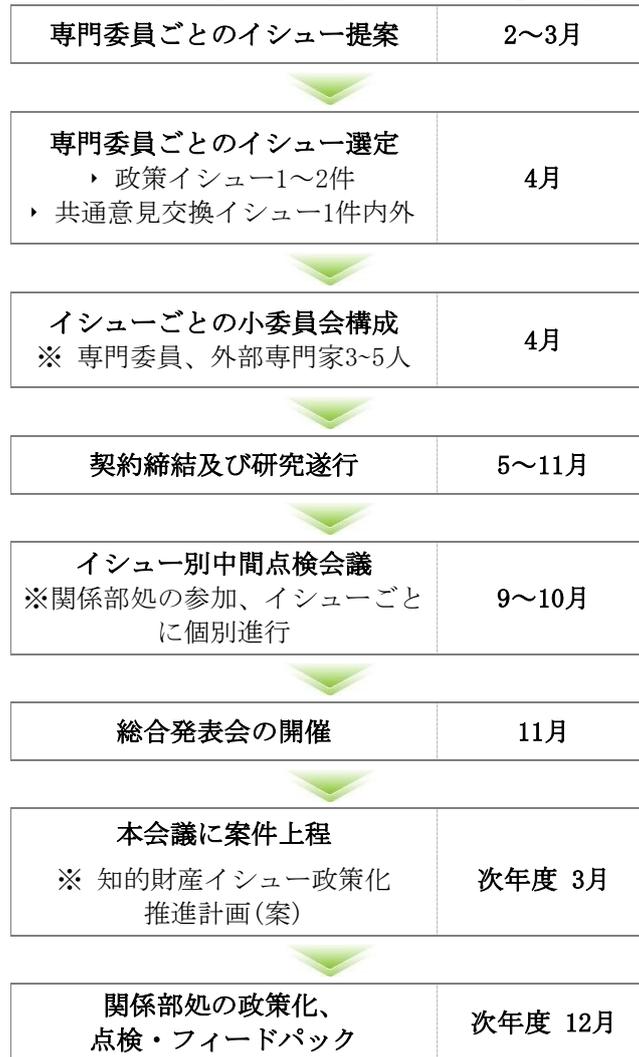
(2) 推進方向

知的財産政策 이슈発掘の基本方向は、民間委員が現場経験を基に主導的・自律的に 이슈を発掘して研究を推進し、発掘された政策課題を関係部処に提示すると、関係部処では導出された政策課題を検討してこれを推進するか、又は政策代案を提示するものである。

(3) 推進体系

知的財産政策 이슈の発掘は、次のような推進体系によって行われる。まず5の専門委員会で発掘した10件のイシューごとに小委員会を構成し、小委員会を中心に研究を行う。各専門委員会では所管のイシュー研究について共に検討しアドバイスする。研究過程において関係部処の担当者が直接参加・意見交換する5の専門委員会合同の「政策イシュー中間発表会」を通じて政策可能性を検討することができる。研究完了後、「知的財産主要政策イシュー発掘(案)」を樹立して本会の案件として上程する。関係部処には政策イシューに対する推進計画を提出しこれを国家知識財産委員会で議決し、推進実績を委員会に報告する。

図Ⅱ-12 <「2020年知的財産政策イシュー」の発掘現況>



(4) 推進現況及び経過

2019年2月から4月まで創出・保護・活用・基盤・新知的財産専門員会等の5の専門委員会ごとに2課題ずつ計10件の政策イシューを発掘し、それぞれの政策イシューごとに小委員会を構成して専門委員29人、外部専門家8人等計37人の専門家が研究に参加した。

これを通じて発掘された政策イシューに対し、それぞれの専門委員会が遂行主体となって

政策研究活動を推進した。5の専門委員会で計20回にわたり中間点検及び検討会議を開催し、10件のイシューごとの小委員会では22回の研究会議を開催した。

また、2019年11月7日には「知的財産政策イシューの総合発表会」を開催し、これまで研究してきた10件の政策イシューの研究結果を発表・共有した。この日の総合発表会には国家知識財産委員会本委員会の民間委員等計73人が参加して発表を見守り、質疑応答及び意見交換に参加した。

写真Ⅱ-7 <2020年知的財産政策イシューの総合発表会(2019.11.7.)>



10件の政策イシューの研究結果は関係部処と協議の上、部処ごとの政策化推進計画とともに案件化し、第26次国家知識財産委員会に上程・議決する計画である。

表Ⅱ-20 <2020年知的財産政策イシュー>

政策イシュー	関係部処
1. グローバル環境の変化に伴うIP中心対応システムの構築方策	産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、特許庁
2. 特許ボックス制度の設計及び改善方策	企画財政部、特許庁
3. 職務発明補償金算定における新しい「使用者利益額」算定法理の提示	特許庁
4. 公共機関のソフトウェアライセンス運営方案の点検及びガイド	文化体育観光部
5. IP基盤の創業成功要因の分析を通じたイノベーション創業先導モデルの策定方策	中小ベンチャー企業部、特許庁
6. 職務上の著作物法制度の改善方策	文化体育観光部
7. 第四次産業革命時代に対応する実用新案制度の改善方策	特許庁
8. 初期中小ベンチャー企業支援のための知的財産特例上場制度の導入	金融委員会、中小ベンチャー企業部、特許庁
9. ビッグデータ保護及び利用促進のための法的課題	科学技術情報通信部、文化体育観光部、特許庁
10. 国内製薬会社の米国 First Generic 独占権確保のための政策提案	保健福祉部、食品医薬品安全処、特許庁

(5)2020年知的財産政策化課題の主な内容

①グローバル環境の変化に伴うIP中心対応システムの構築方策

新技術・新産業の出現、グローバル貿易パラダイムの変化に伴うグローバルIP企業の成長

のための総合的な支援が必要であるが、グローバル有望 IP 技術の情報、現地 IP 技術の分析情報等、中小企業の海外進出のための総合的な情報提供が不十分であり、ガバナンスが不備であるという問題点が提起された。

これを受けて、「グローバル IP 対応協議体」を構築して主要市場及び国別の IP 基盤中核技術の動向、IP 主要動向等を分析し、「ワンストップ総合 DB システム」を構築して動向分析資料、関連判例、インフラ情報等を提供する方策を検討した。

また、現在韓国の海外市場 IP 政策を IP 登録支援及び保護政策から IP 創出・活用戦略等の積極的グローバル IP 支援戦略に転換し、KOREA IP-Desk にテクノマーケット専門家、弁理士等を追加で派遣する等、現地で要求する技術と市場を把握して海外進出の IP 中小企業が成長できる環境を提供しなければならないとした。

②特許ボックス制度の設計及び改善方策

現行の租税特例制限法では、企業の技術取引(移転、取得、貸与)所得に対する税額の減免により技術取引の活性化を促進しているが、特許等を適用した製品の販売所得に対しては税額減免制度がなく、研究開発技術の事業化を通じた経済的利益創出が不十分であるという問題が提起された。

優秀 IP 確保を通じた企業競争力強化方策として、特許ボックス制度⁸⁶を検討し、国内に導入できる方策を研究した。政府 R&D 事業のうち、技術・製品開発の目標が提示されている結果物や一時的な規制特例の適用を受けるサンドボックス事業、国家戦略産業等に特許ボックス制度を適用する方法、特許ボックス適用の所得金額に上限を設定して大企業の偏りを緩和する方法等を提案した。

③職務発明補償金の算定における新しい「使用者利益額」算定法理の提示

発明振興法は、発明活動を通じた知的財産創出を活性化するため、会社と従業員の協力の産物である職務発明から得た利益の一部を発明した従業員に補償するように規定している。職務発明補償金の規模は、会社の利益金額に発明の寄与度を反映して算定し、多数が寄与した職務発明の場合は、共同発明者の持分率も考慮するようにしているが、補償金算定に対する多くの問題点等が提起され、これに対する分析と新しい算定法理を講じた。

まず、現在の職務発明補償金の算定時に、韓国は企業の売上高に実施料率をかける方式で会社の利益金額を算定しているが、このときに適用される「実施料率」について重点的な検討が行われていなく、当事者の不信とこれによる判決に対する順応度低下等の副作用が見られる。

特に、韓国と日本の場合は実施料率を策定するときに、実施料率と関係のない要素を考慮することにより、信頼性が落ちる判例が多数見られる。また、利益金額における職務発明寄与度の算定においても寄与度を全く考慮していない事例、実施料において反映した事例、別途で算定した事例等、事案ごとに寄与度が異なるように適用されており、一貫した算定法理に対する検討と改善が必要である。

これを改善するために、ドイツの実施料率類推法と米国裁判所の事例等を参考に、実施料率

⁸⁶ 特許権等を利用して生産した製品の販売所得に対し、法人税を減免する制度であり、現在欧州 13 ヶ国、中国等で特許ボックス制度を施行している。

算定の客観性と予測可能性を高めることと、特許侵害に対する損害賠償額算定時の寄与度の算定法理、標準必須特許の寄与度算定方式等を参考に、職務発明補償金における寄与度算定基準を定立するために努力することを提案した。

④公共機関等のソフトウェアライセンス運営方策の点検及びガイド

現在公共機関等でソフトウェア購買契約時に供給社のライセンス政策の理解不足や適合したライセンス政策の検討を行わず、費用節減の目的で最低価額を優先して契約をしていることから、購入後にライセンス問題が発生している。また、限定された予算により紛争の直接的な原因に対する解決策もなしに、次期購買の保障、その他事業時に購買保障等の裏面合意をする場合が多い。今後の紛争原因を提供している状況であり、供給社のライセンス政策変更時に保有中のソフトウェアライセンスを正確に認知していない発注者の対応が不十分で、先制的な対応が困難な問題が発生している。

このような問題を解決するため、本研究を通じてライセンス紛争事例を比較・検討し、機関の特性に合わせて今後の運営に備えるライセンス購買方法の設定が必要であり、特に繰り返されるライセンス関連問題の根本的解決のために、現在保有する IT 資産に対する正確な実査、ライセンス購買/追加契約時の該当機関の政策策定、IT 資産管理 (SAM) の導入、ライセンスの体系的な管理等を提案した。

⑤IP 基盤創業の成功要因分析を通じたイノベーション創業先導モデルの策定方策

最近、IBM、インテル、クアルコム等のグローバル先導企業及び知的財産権を先取りする企業は、保有知的財産権を製品化して特許ロイヤリティ、特許販売等の新しいビジネスモデルを通じて膨大な収益を創出している。特にクアルコムの場合は 2016 年基準で営業利益のうちの特許収入が 78%を占めるほどであり、このような知的財産権を活用した企業間ビジネスモデル (BM) が活性化することにより、事業価値のある特許権確保が企業価値を決める際に大きな影響を及ぼしている。

しかし、韓国の場合は、創業企業数は増加しているが、海外主要国に比べ付加価値が低い生活型創業の割合が高く、未だ IP 基盤創業の数と増加速度が遅い。国内の技術基盤スタートアップ企業は独創的なアイデアで創業をしたといっても、類似サービスの乱入により事業が難航し、特許等の知的財産権の確保には、気を配っていないのが実情である。

このような問題点を克服し、IP 基盤創業が成功するためのイノベーション創業の先導モデルとして、以下のような 3 つのモデルを提示した。

第一に、公共(研)の IP と創業アイデアが結合した IP 基盤創業モデルとして、技術基盤サービスのアイデアを有する創業準備者を選定し、アイデアを基盤にビジネスモデルを策定した後、当該 BM に合う公共研究機関の特許をマッチングする方式である。

第二に、中小・中堅企業の IP 基盤社内ベンチャー設立支援モデルとして、国内外における IP を有する企業の IP 基盤社内ベンチャー企業は、親会社の IP を基盤に設立され、初期収益創出を通じた生存可能性を高め、収益モデルの多様化が可能である。

第三に、理工系の修士・博士論文の技術開発成果を活用した創業支援モデルである。修士・博士の卒業論文の中で事業性及び特許性の高い技術を TLO で発掘して IP を確保し、BM 策定等を通じて創業を支援するモデルを提示した。

⑥職務上著作物の法制度改善方策

特許分野の場合、発明振興法を通じて職務発明の権利帰属及び補償体系の構築が行われているが、これに比べ著作権分野は著作権法上で創作を行った勤労者でない使用者に著作者の地位を認め、勤労者に別途の補償請求権は認めない等、相対的に劣悪な状況である。そこで、海外法制度の分析及び著作物の特性等について総合的に鑑み、職務上著作物の法制度に対する検討が必要である。

職務上著作物の法制度の場合、法人が著作物の創作に深く介入し、多数の創作者が参加する場合が多く、個々人が当該著作物の創作に寄与した程度を評価することが難しい。また、発明と違い著作物は、その種類及び著作物の形態が非常に多様で一義的に規定することが難しく、著作物として認められる基準が不明確である特徴を考慮されるべきである。

従って、著作権は基本的に著作者個人に帰属させ、法人等が著作財産権の承継を受けられる手続きを保障し、著作人格権が個人に帰属されても産業上利用が阻害されず、権利濫用を防止できるよう「職務上著作物の著作財産権は特約がない限り、法人等に譲渡されたものと推定」し、姓名表示権・同一性維持権に対する制限規定を追加する案を提案した。また、長期的に個々の業界特性を反映した約定を締結するよう奨励・勧告し、具体的な条件に対しては標準契約等を提示するように提案した。

⑦第四次産業革命時代に対応する実用新案制度の改善方策

技術のライフサイクルが短くなっているソフトウェア関連技術に対しては、相対的に権利機関が短い実用新案的保護方法の必要性が台頭され、ソフトウェア関連技術は大半が方法請求項で記述されており、物件請求項のみ認める実用新案制度により保護を受けることが難しい。

そこで、実用新案法の解釈を異にして、請求項の実態的内容が方法や手続き的内容を含めたとしても物品性の不足を理由に拒絶しないようにし、実用新案の保護対象の拡大が必要であり、審査請求制度を廃止することによって、実用新案審査の簡素化推進及び優先審査に準ずる処理期間を保障して実用新案登録出願の活性化と進歩性を代替する新しい要件を設定する等、実用新案登録要件を緩和することが必要であると提案した。

⑧初期中小ベンチャー企業支援のための知的財産特例上場制度の導入

創業初期の中小ベンチャー企業は複雑な手続き、事業計画の作成に困る等の資金調達に困難があり、優れたアイデアを保有していても事業推進に苦勞し、既存の技術特例上場制度は、技術性の評価が多少主観的な基準で遂行され、特許権の価値が適正に反映されない限界がある。

これを改善するために、指定された評価機関から技術価値評価を受け、指定機関投資家(VC等)の上場同意を受けた企業は、指定諮問人選任の契約なしでコーネックス市場へ上場することができ、コーネックス市場に上場した優秀知財権保有企業が財務安定性及び技術力を確保すると、コスダック市場に技術特例上場に進出できるようにロードマップの提示が必要であると提案した。

⑨ビッグデータの保護及び利用促進のための法的課題

ビッグデータは定型データだけでなく、半定型・非定型データまで活用しており、データの結合・加工により新しい付加価値を創出している。データ時代における AI 基盤ビッグデータは、すべての第四次産業分野の重点的な要素であり、海外主要国では関連法改正等を推進することによりデータ取引市場が発展し、韓国もデータの活用と保護のためにデータ 3 法（個人情報保護法、情報通信法、信用情報法）の改正（2020 年 2 月 4 日）等の法制度の改善を推進している。

そこで、データの保護・活用関連の懸案を分析し、幾つかの政策を提案した。非定型データに対するコピー権侵害問題を解決するために著作権法を改正、データ活用促進のためのプラットフォームを高度化してデータの相互連携・互換のための標準策定、データ取引契約類型別取引ガイドラインの制定、ビッグデータの不正取得・使用・公開行為を不正競争行為として規律する等、データの権利者を保護し、ビッグデータの活用を促進できるように政策を提案した。

⑩国内における製薬企業の米国 First Generic 独占権確保のための政策提案

米国では特許挑戦に成功した First Generic（最初のジェネリック）について、180 日間の米国製薬市場の独占権を付与し、持続的にジェネリック医薬品使用の奨励と競争を促進している。First Generic の挑戦は、開発期間（3～5 年）、投資費用、成功可能性の面で、新薬開発に比べ効果的であるが、米国市場の特許挑戦に失敗する場合、独占販売用生産分量を廃棄しなければならないリスクが存在し、現在まで国内企業の挑戦事例がなかった。

国内製薬企業の米国ジェネリック市場への進出のために、米国 First Generic 挑戦に成功したテバ（イスラエル）、ランバクシー（インド）等の事例分析及び各国政府の支援策を把握し、「政府－製薬バイオ協会－製薬企業」間の戦略的な協力体系を構築して First Generic 独占挑戦失敗時の生産物量消費方策、成功時の営業マーケティングと薬価絶壁に対する対応方策を設定し、ジェネリック医薬品の許可申請時期、特許権無効の可能性等を判断できるデータベースを構築して、国内の製薬企業に提供する等の政策を提案した。

4 特別専門委員会の運営

1) バイオ産業 IP 特別専門委員会

(1) 推進背景及び運営経過

超高齢化社会に対する備えと健康に対する関心度の増加、第四次産業革命時代における多様な技術の融合・複合の影響により、バイオ産業分野は急速に成長している。AI、ビッグデータ等の先端技術を基盤にしたカスタマイズ型精密医療サービスを通じて、我々の生涯を根本的に変えることができる有望分野であるが、現在は生命倫理及び個人医療情報保護関連の規制等により、優秀な知財権の確保が難しい状況である。高い技術レベルと特許が競争力の基盤となるバイオ医療産業の特性を鑑みると、優秀な知的財産の創出と活用が行われるよう、制度改善に対する検討が必要である。

これを受けて国家知識財産委員会は、バイオ産業分野における知的財産の創出・保護及び活用に関する中長期的改善方策を重点的に検討するため、国家知識財産委員会傘下に「バイオ産業 IP 特別専門委員会」を構成（知識財産基本法施行令第 6 条）した。バイオ産業 IP 特別専門委員会は、国家知識財産委員会及び傘下の専門委員会委員（4 人）、バイオ産業分野の専門家、関係部処（科学技術情報通信部、行政安全部、保健福祉部、文化体育観光部、公正取

引委員会、特許庁)等で構成され、全体会議は2019年4月29日に第1次会議以降、12月12日まで計3回、小委員会別の会議は3つの小委員会(バイオIP保護、イノベーション、規制)別に各々3回開催した。

表Ⅱ-21 <バイオIP特別専門委員会の全体会議運営現況>

区分	日付	主な内容
1次	2019. 4. 29.	・特別専門委員会委員の委嘱状の授与 ・特別専門委員会の構成背景及び関連現況等、主題発表 ・特別専門委員会の運営方策等について意見交換
2次	2019. 11. 6.	・小委員会別の政策 이슈について意見交換の内容発表及び意見交換 ・外部専門家(医療政策研究所、韓国製薬バイオ協会等)の意見収集
3次	2019. 12. 12.	・政策 이슈の取組み現況の共有及び意見交換 ・関係部処と意見収集の日程について意見交換

(2) 今後の計画

第4次特別専門委員会の全体会議(2020年1月31日)を通じて特別専門委員会での意見交換の結果及び案件化の計画を最終点検した後、第26次国家知識財産委員会で「バイオ産業IP特別専門委員会の運営結果(案)」について報告し、関係部処は特別専門委員会の運営結果に伴う政策提案を検討して推進する。重要なイシューに対する意見交換等は、国家知識財産委員会専門委員会を中心に関連イシューについて持続的な検討及びモニタリングを実施する予定である。

5 国家知的財産ネットワーク(KIPnet)の強化

1) 国家知的財産ネットワークの運営

国家知的財産ネットワーク(Korea Intellectual Property Network、KIPnet)は、知的財産政策分野の関係機関、産業ごとの協会等が幅広く参加するチャンネルであり、部処の業務領域の境界を越え、相互協力を図るために2012年4月5日に発足した。現在まで計10回のコンファレンスが開催され、分科ごとの協議会・ワークショップ・フォーラム等の多様な活動を通じて参加機関間の活発な交流と協力を強化している。2019年末には計120機関(重複除外114機関)が参加している。

また、毎年コンファレンスを開始して中央部処・自治体・関係機関・協会・金融機関・IP取引機関、企業等の各界の多様な現場の意見を収集し、疎通する窓口の役割を果たしている。延いては現場の声が政策に反映されるよう、真正な国家知的財産ガバナンスの主軸となることがKIPnetの目指す役割である。

2) 3つの分科活動

「国家知的財産ネットワーク(KIPnet)は3つの分科を構成し、自由に分科に参加できるようにしている。分科ごとの幹事機関と知的財産戦略企画団内の担当官を指定して分科の活性化及び参加機関間の協力を積極支援している。

表Ⅱ-22 <2019年度(KIPnet)分科ごとの活動実績>

分科	IP-創出・活用	IP-保護	IP-著作権
幹事機関	韓国特許戦略開発院	韓国知的財産保護院	韓国著作権委員会
参加機関	63機関	36機関	21機関
分科活動	協議会5回	協議会4回	協議会7回

幹事機関は分科ごとの協議会等の分科運営を主管し、参加機関の意見を収集する役割を遂行した。また、国家知識財産委員会とともに幹事機関の懇談会を通じてKIPnet コンファレンスの主題選定及びコンファレンスの開催方向について意見交換をした。

(1) IP-創出・活用分科

2019年のIP創出・活用分科は、既存のIP-R&D分科、IP-金融分科、IP-人材・教育分科を統合して運営したが、IP-R&D分野では「特許ビッグデータの分析を通じたグローバルメガトレンド及び技術トレンドの理解」を主題に3回、IP-金融分野では「IP金融の最新 이슈」を主題に1回、IP-人材・教育分野では「IP-R&D教育の活性化方策及び関連政策の提言」を主題に1回等、計5回のセミナー/会議を行った。

特に、R&D分野で意見交換された「特許ビッグデータ分析を通じたグローバルメガトレンド及び技術トレンドの理解」部分についてはKIPnet コンファレンスで発表を行い、多数の利害関係者と相互間で意見を交流する場を設けた。

写真Ⅱ-8 <KIPnet IP-創出・活用分科の活動(2019年)>



(2) IP-保護分科

IP-保護分科は「保護と利用の調和を通じた合理的なIP価値再配分方策」をテーマに分科協議会を4回行った。参加機関の自由討論を通じて合理的なIP価値再配分のための基盤作業の一環として、IP実施料のDB構築関連現況の把握及び技術的・制度的保護手段について意見交換を行った。

協議会で意見交換された内容を基に、KIPnet コンファレンスで発表を行い、多数の利害関係者が相互間で意見を共有できる機会を提供し、IP保護及び健康なIPエコシステムの造成のための利害当事者間で意見交換の場を設けた。

写真Ⅱ-9 <KIPnet IP-保護分科の活動>



(3) IP-著作権分科

IP-著作権分科は「グローバル著作物利用環境における著作権の価値増進方策」を主題に、音楽、ウェブトゥーン、放送/映画、ゲーム分野の機関を中心にネットワークを構築して運営した。着手会議及び分野ごとの会議を6回行い、総合討論会を1回開催してグローバル著作物の価値増進方策についての争点を直接提起し、深度ある意見交換を行った。

主な内容は協業体系構築等の制度改善を通じた著作権保護の強化、流通システムの改善を通じた著作権管理の効率性向上及び国際協力体系の強化を通じて著作権グローバル基準の確立等である。

上記のような著作権分科の検討内容をKIPnetコンファレンスで発表を行い、多数の利害関係者が相互間の意見を共有できる機会を提供し、解消方策を共に模索する場を持った。

写真Ⅱ-10 <KIPnet IP-著作権分科の活動>



3) 2019 国家知的財産ネットワーク (KIPnet) コンファレンスの開催

今年で10回目として開催される今回のコンファレンスは、知的財産の日(9月4日)の記念イベントと共同で開催された。イベントの基調演説は韓美薬品のコン・セチャン代表理事が発表した「グローバル新薬開発の現在と未来」とイム・ジンモ音楽評論家が発表した「Kポップが導く知的財産の力」を主題に行われた。

コン・セチャン代表理事は製薬バイオ産業においては、新薬開発のために多くの費用(1兆3千億)と時間(13年以上)が所要されるが、新薬開発に成功すると10~20年間特許独占権を確保して収益を得られるため、R&Dに対する多くの投資を行っているとした。一つの新薬開発により最大の収益を創出するには、新物質に対する独占権で物質基盤特許、製法、剤形等の特許を細分化して知的財産価値を最大化する戦略を策定しなければならないと強調

した。

イム・ジンモ音楽評論家はグループ防弾少年団(BTS)が「熱心に(Work Hard)」、「共に(Work Together)」コンテンツでグローバル音楽市場において人気を集め、K ポップが韓国の誇りであり主要知的財産になったとし、文化産業に対する支援と投資の必要性について強調した。

また、KIPnet の 3 つの幹事機関で意見交換を行った内容を基に、主題発表及びパネルディスカッションが行われた。IP-創出・活用分科では韓国特許戦略開発院のキム・ジュファンチーム長が「特許ビッグデータの分析を通じたグローバルメガトレンド及び技術トレンドの理解」について発表し、IP-保護分科では特許法人アジュのイ・チャンフン弁理士が「保護と利用の調和を通じた合理的な IP 価値再配分方策」について発表、IP-著作権分科では慶熙サイバー大学のパク・キョンシン教授が「グローバル著作物利用環境における著作権価値増進方策」をそれぞれ発表した。

発表された内容を基に、アイピーターゲットのチュ・サンドン代表が座長を務め、「ビッグデータを活用して日本の貿易保護の方向が提示ができるのか、米国等 IP 先進国で実施料 DB を活用して合理的な被害補償やライセンスの結果を導き出した事例があるのか、韓国文化コンテンツ産業の特性を考慮した韓国型グローバルプラットフォーム構築についての意見交換はどの程度行われているのか」等、コンファレンスの主題である「グローバル技術環境の変化に伴う IP 価値の向上方策」のためのパネルディスカッションを行った。

表Ⅱ-23 <2019 年国家知的財産ネットワークコンファレンスの分科ごとの主題発表内容>

分科	小主題
IP-創出・活用	・特許ビッグデータ分析を通じたグローバルメガトレンド及び技術トレンドの理解
IP-保護	・保護と利用の調和を通じた合理的なIP価値再配分方策
IP-著作権	・グローバル著作物利用環境における著作権価値増進方策

写真Ⅱ-11 国家知的財産ネットワーク(KIPnet)コンファレンス(2019.9.4.)





6 政策現場の支援及び広報活動

1) 保護執行年次報告書

最近の米中貿易紛争、日本の輸出規制等の国家間の経済紛争と韓流の世界化等、知的財産に関する 이슈が目立つ状況下において、知的財産権 (IP) 保護に対する政策報告の策定及び改善課題の発掘のため、国内外において政府レベルで知財権保護政策及び執行成果を毎年総合的に評価する必要がある。これを受けて国家知識財産委員会は 2013 年から毎年韓国政府が推進した知的財産保護政策及び執行努力の成果を収録した保護政策執行年次報告書を発刊している。

特に、2018 年の報告書には中央行政機関のみならず、広域自治体の知的財産保護政策を紹介し、また、制定・改正された関連法令だけではなく国会に係留中の法案まで提供することにより、知的財産保護制度の改善のための政府レベルにおける努力を一層具体化した。

写真Ⅱ－12 <2018 知的財産保護政策執行年次報告書(韓国語・英文)>



同報告書は序論、知的財産現況、知的財産保護政策、知的財産保護政策の執行成果、海外主要国の知的財産保護政策、今後推進計画の 6 章で構成されている。第 2 章知的財産現況で

は、産業財産権の出願及び登録現況、著作権の登録及び侵害現況を始め、営業秘密・産業技術及び新知的財産と関連する主要統計資料を提供する。第3章知的財産保護政策では、韓国の知的財産政策及び法律体系と知的財産保護のための政府部処別の政策推進体系及び活動の内訳を盛り込んでいる。第4章知的財産保護政策執行成果では、知的財産権法律の改正事項と知的財産関連の取締り現況、知的財産紛争解決の統計及び事例等を紹介した。第5章では、米国、日本、中国等海外主要国の知的財産保護政策を紹介し、最後の第6章では、知的財産保護政策の執行と関連した今後の見通し及び推進方向について見通した。

本報告書は韓国語による報告書だけでなく、英文報告書も発刊され、海外主要機関に広報することによって、韓国の知的財産保護レベルを高めるために努力した。

2) 知的財産政策改善のための現場訪問

2019年にはIP現場の意見を収集するため、政府出資研究機関、中小・ベンチャー企業、大企業等を中心に現場を訪問して懇談会を行った。計7回の現場訪問においてブロックチェーン技術の動向把握及び医療情報の帰属主体について意見交換、政府出資研究機関の研究結果をIPで保護して活用するまでの管理体系及び隘路事項、国内における種子事業の知的財産権保護現況等について点検した。

写真Ⅱ-13 <2019年現場訪問>



表Ⅱ-24 <2019年現場訪問機関(企業)の現況>

日程		訪問機関	地域	機能
1月	2日	メディブロック(ブロックチェーン企業)	ソウル	創業企業
2月	20日	SKT T-um 展示館	ソウル	大企業
5月	21日	韓国電子通信研究院(ETRI)	大田	政府出資研究機関
	23日	弥勒寺址石塔、清州古印刷博物館	全北忠北	IP関係機関
10月	24日	韓国科学技術研究院(KIST)	ソウル	政府出資研究機関
	29日	韓国生産技術研究院(KITECH)	天安	政府出資研究

				機関
11月	13日	農業会社法人ザ・キバン(種子専門会社)	京畿	中小企業

3) 知的財産認識向上のための IP-OPERA の運営

高度化した新技術中心の第四次産業革命時代の到来により、知的財産の重要性が一層強調されている。これを受けて知的財産戦略企画団は、第四次産業革命の一線にいる科学技術情報通信部職員等を対象に、「強く柔軟な知的財産制度」を共有・拡散するための講演をおこなった。

IP-OPERA と名付けられた同講演は、2019年に計9回開催され、産業界・法曹界・学会等の各界の専門家を招聘し、米中貿易紛争、人工知能、IP金融、放送・音楽・公演著作権等、最近の 이슈について幅広く取り扱い、科学技術分野公務員の知的財産に関する認識向上に寄与した。

写真Ⅱ-14 <IP-OPERA の現場写真>



表Ⅱ-25 <2019年 IP-OPERA 回別開催の主題と講師>

回(月)	主題	講師(所属)
1回(2019.2)	米中貿易紛争と知的財産権の関係	キム・ソングン弁護士 (金&張法律事務所)
2回(2019.3)	放送フォーマット輸出事例と知財権	パク・ウォンウ作家
3回(2019.4)	世界になかったフィンテック、知的財産権で開く	キム・ナラ博士 (IBK経済研究所)
4回(2019.5)	5Gと特許ストーリー	エ・ボムス常務 (KT)
5回(2019.6)	AIが作り出すIP 이슈	ジョン・ジングン教授 (江原大学ロースクール)
6回(2019.8)	IP金融の未来	イ・ジョンウ理事(興国証券IP本部)
7回(2019.9)	放送現場における著作権 이슈と事例	ソル・ヨンウク部長 (CJ ENM)
8回 (2019.10)	音楽及び公演著作権の理解	キム・キョンスク教授 (祥明大学)
9回 (2019.11)	人工知能創作物の特許法上の保護	ユン・ヨンジン事務官 (特許庁)

第3節 各部処の主な活動及び成果

1 科学技術情報通信部

科学技術情報通信部は、科学技術政策と情報通信技術（ICT）に関する中央行政機関として、国家発展に必ず必要な新しい付加価値、雇用づくり、成長エンジンを創出する役割を遂行する。主な機能は、科学技術政策の策定・総括・調整・評価、科学技術の研究開発・協力・振興、科学技術人材の育成、原子力の研究・開発・生産・利用、国家情報化の企画・情報保護・情報文化、放送・通信の融合・振興及び電波監理、情報通信産業、郵便・郵便為替及び郵便振替に関する事務⁸⁷等がある。これとともに、知的財産と関連して国家 R&D イノベーションの加速化及び未来新産業コア基盤技術の確保のための政策を推進しており、別途の機構である知的財産戦略企画団を通じ、国家知識財産委員会の業務を支援している。2019 年には IP-R&D を通じた優秀 IP 創出、有望技術の商用化開発支援、新技術分野の R&D 標準特許拡大支援等において意味のある成果を導出した。

まず、研究産業の育成のために公共研究成果の中で、事業化有望技術の技術事業化に必要な追加 R&D を支援とともに、事業化資金支援のために技術事業化に関する関係機関の協力体系を強化し、公共研究成果の活用促進及び技術移転形態の技術事業化を通じた R&D の生産性を高めた。

また、情報通信放送の標準開発支援事業の一環として、ICT 分野の公式及び事実標準化国際機構において、主導権の確保のために国内の専門家が国際標準化機構に議長団として活発に進出できるように支援（2019 年、262 席確保）し、5G 等の韓国主導技術を国際標準に反映するために韓・中・日東北アジア 3 国間の協力を通じた国際標準の共助に力を入れた。

この他にも、公共研究機関の IP 経営戦略高度化に向け、カスタマイズ型 IP 経営戦略コンサルティング支援事業の推進を通じて IP 経営戦略策定を支援し、政府出資研究機関の供給技術及び企業需要技術を基盤に技術移転・事業化支援を行って特許活用率を高めた。

2 文化体育観光部

文化体育観光部は文化・芸術・映像・広告・出版・刊行物・体育・観光、国政に対する広報及び政府発表に関する事務を管掌する中央行政機関として、知的財産と関連する著作権保護、コンテンツ産業活性化等に関する業務を遂行する。

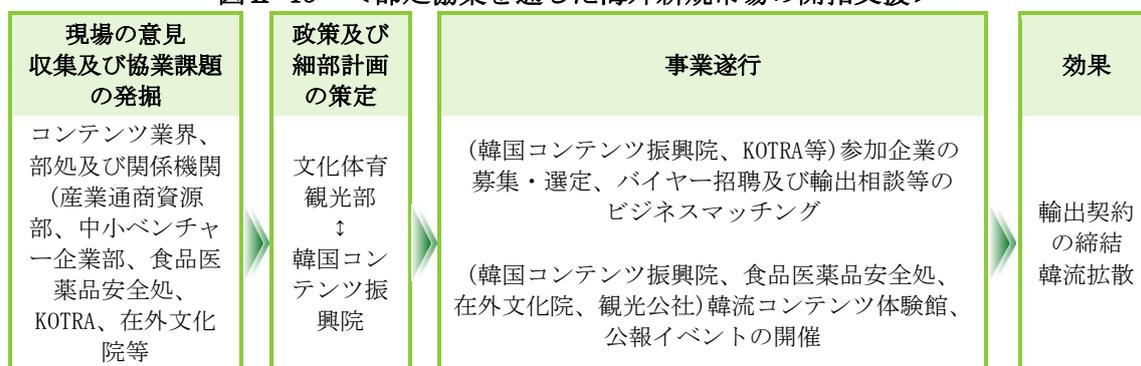
2019 年には文化芸術・コンテンツ創作市場の公正性・安定性の向上、文化コンテンツ産業の新市場創出及び企業活動支援のための多様な施策を推進した。第一に、韓流コンテンツの海外進出の拡散に向け、文化コンテンツの国際協力及び輸出基盤を造成した。世界 5 圏域で K-コンテンツエキスポを開催し、前年対比多くの企業が参加⁸⁸することによって、海外進出の機会を幅広く提供した。これとともに、韓流マーケティングを活用した友好的な輸出環境の造成を通じ、2019 年には韓流によるコンテンツ輸出額が 6,124 百万ドルとなり、目標対比 3.1%を超えた。また、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、保健福祉部、食品医薬品安全処等の部処との協業を通じ、国内企業の海外進出を支援して輸出の増大に寄与し、CJ、ポスコ等の国内外の民間企業等とのパートナーシップの構築により、現地文化の受入れ環

⁸⁷ 政府組織法第 29 条

⁸⁸ K-コンテンツエキスポ：（2018 年）2 圏域（東南アジア、中南米）91 社→（2019 年）5 圏域（中南米、東南アジア、中東、ユーラシア、北米）214 社

境の分析及び需要調査に基づく事業を推進した。

図 II-13 <部処協業を通じた海外新規市場の開拓支援>



第二に、デジタル著作権侵害対応体系の先進化に向け、著作権調停制度の運営及び利用を活性化し、ソフトウェア(SW)紛争解決の効率的な支援を行うため、ソフトウェア鑑定人団の能力強化プログラムを運営した。調停制度を通じて文字体プログラム等の商用プログラムの違法コピー、ソフトウェア開発契約に関する紛争等のソフトウェア著作権侵害紛争の迅速な解決を支援し、著作物分野別の調停部運営及びソウル中央地方法院等の法院連携の調停運営を通じて108件の調停申請件数を処理した。また、調停制度の利用活性化に向け、調停人の共同研修及び著作権・コンテンツ国際紛争に関する調停制度の広報講座(5月)、著作権・コンテンツ国際紛争セミナー(10月)等を開催した。これとともに、コンテンツ公正共存センターの運営を通じ、不公正取引の被害申告受付相談及び法律支援、訴訟費用の支援、標準契約書の普及拡散、公正取引拡散キャンペーン等を推進することによって、2019年の不公正取引行為の相談・申告受付処理106件、被害救済訴訟支援14件を記録した。

図 II-14 <コンテンツ公正共存センターの推進体系>



第三に、著作物の流通及び利用活性化に向け、著作物の利用ワンストップサービスを提供し、高品質の自由利用著作物を拡充するとともに、オープンソースソフトウェアライセンスコンサルティング及び専門教育を運営した。デジタル著作権取引所の運営により、著作権権利情報をオンライン上で確認できる基盤を設け、既存の信託管理団体中心に支援していた取引所システムを代理仲介業者にまで拡大して著作権取引の利便性を高めた。デジタル著作権取引所を通じ、2019年に提供した著作権権利情報は3,522万件で、前年対比518万件増

加した。著作権侵害紛争が頻繁なフォント等の需要が大きい自由著作物⁸⁹の収集・制作及び提供を拡大し、オープンソースソフトウェアを活用してソフトウェアの開発や IT システムを運営する企業・研究所・機関団体及び開発者を対象に広報活動を行い、オープンソースソフトウェアライセンスに対する認識を高めた。

第四に、有望コンテンツに対する投資活性化及び産業育成に向け、コンテンツの価値評価の適用拡大及び金融連携を実施し、文化産業完成保証の財源を拡充した。具体的にはコンテンツの価値評価対象を 2018 年の 5 個(ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル)から 7 個(ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル、音楽、イーラーニングコンテンツ)に拡大し、コンテンツ価値評価連携のファンド結成を通じて計 300 億ウォン規模の投資財源を確保した。また、国庫出資や金融機関の協約を通じて新規保証供給のための財源を確保し、保証管理機関の拡大(信用保証基金)によりコンテンツ企業の保証利用に対するアクセシビリティを高めた。

3 産業通商資源部

産業通商資源部は産業の発展、輸出増大、通商交渉及び協力拡大と安定的なエネルギーの供給を通じ、経済の成長エンジンと新しい雇用づくりを創出する実物経済の主務部処⁹⁰として、商業・貿易・工業、外国人投資及び資源・エネルギーに関する業務の他に、通商・通商交渉及び通商交渉に関する総括・調整、外国人投資、中堅企業、産業技術研究開発の政策及びエネルギー・地下資源に関する事務を管掌する。⁹¹知的財産に関しては、技術成果の活用促進、事業化連携の技術開発、政策ファンドの活用事業化支援、中小中堅企業の国際標準化能力及び R&D 標準連携の強化、不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化、不公正貿易行為に対する調査及び是正措置、産業専門人材能力の強化のために努力している。

2019 年に産業通商資源部は、技術成果の活用促進に向けた施策として、IP 価値評価の専門領域の特化及び信頼性向上のために部処レベルで技術評価機関品質管理委員会を構成し、評価報告書に対する外部品質管理の点検を強化した。また、「企業構造調整促進法」、指定技術評価機関の 26 機関を対象に技術評価能力強化の教育を実施し、技術評価機関の実務者向けに実務教育を行い実務者の能力強化及び関連現況情報を提供した。この他にも企業に移転された公共研究機関技術の後続商用化開発のための事業化資金 108.8 億ウォンを投入して計 34 課題を支援した。

これとともに、事業化有望技術の商用化開発支援を強化するため、政策ファンドの活用事業化支援制度を実施している。2019 年には 1,000 億ウォン規模の新規技術事業化ファンド (Governmental Industrial Fund for Technology and services, GIFT)2 号を組成し、素材・部品・設備分野の開放型イノベーション成長企業を対象に事業化資金確保を支援した。

一方、中小・中堅企業の国際標準化能力強化に向け、R&D-標準連携を通じた「船舶プロペラキャビテーションノイズ評価方法 (ISO 20233-3)」等の国際標準を発刊し、特許庁と協業し標準特許⁹²を創出した。また、中小・中堅企業 5 社に対する標準コンサルティングを通じてロボットソフトウェア、電気自動車充電所の急速充電器等の製品の品質改善を支援した。

⁸⁹ 満了著作物(4,000 件)、寄贈著作物(2,480 件)、CCL 著作物(19,570 件)等計 26,050 件(2019 年)

⁹⁰ 産業通商資源部ウェブサイト

⁹¹ 政府組織法第 37 条

⁹² 2019 年に印刷電子、自動車、バイオ等の 9 件の標準特許を支援

新知的財産に該当する生物遺伝資源に関する国際規範の対応と植物新品種に関する事務は農林畜産食品部、環境部、海洋水産部において、それぞれの役割に従って遂行している。

農林畜産食品部は、農産・畜産、食糧・農地・水利、食品産業振興、農村開発及び農産物の流通に関する事務を管掌する部処⁹³で、生物遺伝資源及び植物新品種及び山林品種保護等に関する政策を策定・推進する。2019年には獣医遺伝資源の体系的な収集活動を通じて計558件の資源を追加で保有することによって、目標量(300件)対比86%超を達成し、獣医遺伝資源の利用活性化のためにNTIS、KAHISと獣医遺伝資源銀行情報の連動を通じ、国民の遺伝資源情報の検索及び寄託の利便性を強化した。また、国際協力及び国際共同研究を通じて海外の獣医遺伝資源782件を確保することによって、目標量(450件)対比160.7%超を達成した。これとともに、植物新品種制度運営の効率化のために山林庁ではメダカラコウ、ナガシワ等18品目の特性調査要領を制定し、国立種子院では種子・山林・水産の品種保護制度の運営機関間の審査基準を「審査官合同会議」を通じて標準化した。民間育種家を対象にコンサルティングと教育、海外輸出支援と優秀品種賞を授賞して育種産業の底辺を拡大し、品種保護のために134件の不法流通を摘発(司法処理10件、行政処分134件)するとともに、品種識別検査技術を開発・運営して侵害・紛争に対し積極的に対処している。特に、国立種子院は2019年6月に慶尚北道金泉の革新都市に講義室、専門分野実習室、国際会議室、寄宿舎を備えた国際種子生命教育センター(国費238億ウォン)を完工した。種子・育苗従事者、農生命関連の高校・大学生、公務員を対象に毎年育種技術、種子加工、品質管理、種子輸出等の30課程の1,300人余りに対し教育を行う予定である。

環境部は自然環境、生活環境の保全、環境汚染防止、水資源の保全・利用及び開発に関する事務を管掌⁹⁴する中央行政機関であり、知的財産と関連しては、名古屋議定書の対応強化及び生物資源総合インベントリーの構築⁹⁵等の業務を遂行する。2019年には、国家生物資源インベントリーの構築事業を通じ、国家生物種目録1,801種(累計52,628種)を構築し、北朝鮮地域の生物種情報の確保のために北朝鮮地域の無脊椎動物1,903種が収録された国家生物種目録集「北朝鮮地域無脊椎動物(昆虫を除く)」を発刊した。また、名古屋議定書対応の国際協力強化のためにタンザニア野生生物研究所と共同研究の合意覚え書(MOA)を締結し、タンザニア及びカンボジアと共同で有用生物素材に対する有用性の探索を通じて特許4件を共同で出願した。さらに、名古屋議定書の認識向上のために部処共同で「ABC法律支援団」を発足して国内企業を対象に名古屋議定書に関する手続き、紛争、特許等に関するコンサルティングを提供した。

海洋水産部は、海洋政策、水産、漁村開発及び水産物の流通、海運、港湾、海洋環境、海洋調査、海洋水産資源開発、海洋科学技術研究・開発及び海洋安全審判に関する事務を管掌し、⁹⁶知的財産と関連しては、海洋水産生物資源の保存及び管理、海洋新品種保護等の政策を担当する。これまで海洋水産部は「国立海洋生物資源館の設立及び運営に関する法律」及び「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」に基づいて海洋生命資源の国家責任機関として海洋生物資源館を運営し、海洋生物資源の調査・収集・保存・利用等を体系的に

⁹³ 政府組織法第36条

⁹⁴ 政府組織法第39条

⁹⁵ 国家生物主権を確立とともに、生物資源の利用・管理基盤を構築するために朝鮮半島に生息する生物資源の目録を科学的に整理し、生物種の証拠資料である確証標本情報の確保を支援する事業

⁹⁶ 政府組織法第43条

遂行して資源主権の強化のために努力した。2019年にはBBNJ協定⁹⁷に備え、海洋遺伝資源の利益共有と関連した細部争点についてバイオ企業と研究機関等を対象にアンケート調査・面談を実施し、基礎統計資料を確保した。また、名古屋議定書、BBNJ、世界知的所有権機関等の国際会議において議論された国際IP政策環境の変化に対する共同対応に向けて韓国知識財産研究院と業務協約を締結し、韓日共同セミナーを開催した。

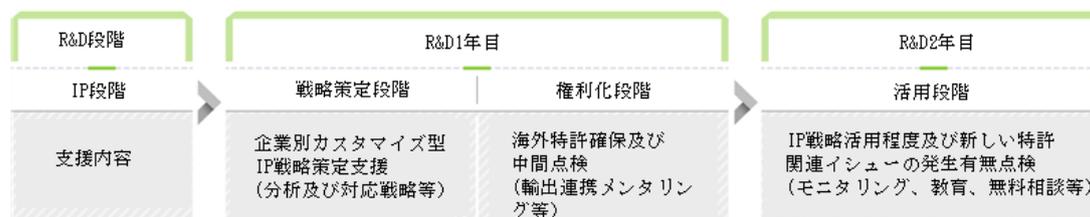
5 中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部は、2017年に中小企業庁から昇格した中央行政機関であり、中小企業政策の企画・総合、中小企業の保護・育成、創業・ベンチャー企業の支援、大・中小企業間の協力及び小商工人に対する保護・支援に関する事務を管掌する。中小企業R&D能力の向上、グローバル中小企業の育成プロジェクト支援事業、中小企業の技術革新開発等を通じて中小企業の知的財産能力強化を支援している。

2019年にはR&D能力が不十分な中小企業のR&D企画能力強化に向け、技術の優秀性及び事業化可能性等の高い308課題(メンタリング160件、戦略148件)を選定・支援し、R&D企画能力強化教育の中でIP関連教科目を正規教育に含めて約120人を対象にIP教育を行った。

また、既存のIP戦略支援を受けているWorld Class 300企業⁹⁸のうち、R&D年次ごとに発生するIP 이슈ー関連の知的財産戦略後続支援に対する需要を発掘し、中核技術の開発方向に対する具体化支援(3件)、技術侵害検証及び特許化支援(2件)、特許・技術侵害訴訟及び紛争戦略支援(1件)を提供した。この他にも、中小企業のグローバル市場進出に向け、R&D段階によるIP戦略の策定、権利化及びIP活用等の3段階支援を通じ、海外特許14件及び国内特許46件を出願する成果を収めた。

図 II-15 <R&D全周期におけるカスタマイズ型IP戦略策定支援の手続き>



6 公正取引委員会

公正取引委員会は独占及び不公正取引に関する事案を審議議決するために設立された国務総理所属の中央行政機関であり、合議制の準司法機関として競争政策を策定・運営し、公正取引関連事件を審決処理する役割を担当する。主な機能は、競争力市場環境の造成及び公正な競争秩序の確立、中小企業競争基盤の確保、消費者被害防止等がある。⁹⁹

2019年には中小企業の営業秘密保護強化に向け、請負取引における技術流用等不公正行為

⁹⁷ BBNJ(Biodiversity Beyond National Jurisdiction)：国家管轄権二元地域(空海等)の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための協定

⁹⁸ 中小ベンチャー企業部は世界的な企業を育成するために、成長潜在力の高い中小企業を支援する「World Class 300プロジェクト」を推進(2011年〜)し、中長期の未来戦略及び源泉技術開発を支援

⁹⁹ 公正取引委員会のウェブサイト

根絶のための書面実態調査の結果を活用し、電気電子業種を集中監視業種に選定して職権調査を実施した。これを通じ、特定企業の技術流用行為に対する是正命令とともに課金を賦課し、法人及び関連役員を検察に告発した。

また、請負法及び施行令の改正事項を反映して技術資料の第3者「流出」行為を明示的に禁止し、技術資料の成立要件としての秘密管理性の要件を緩和¹⁰⁰する等の内容で「技術資料の提供要求・流用行為の審査指針」を改正した。これとともに、標準請負契約書に大・中小企業間の秘密保持協約書の締結義務及び技術任置制度活用規程の導入を拡大した。具体的には自動車等13業種の標準請負契約書に秘密情報の定義、秘密保持義務、損害賠償等の内容を含む秘密保持契約書の内容を反映し、建築設計等の9業種標準請負契約書に技術資料任置機関及び任置費用の負担主体等について規定した。

7 特許庁

特許庁は産業財産権を適期に保護することによって、産業技術開発の促進を支援し、産業財産権行政の体系を構築して技術競争時代に対処することを目的に産業通商資源部所属として設立された。特許・実用新案・デザイン及び商標に関する事務と、これに対する審査・審判に関する事務を管掌し、産業発展と国家競争力向上のための発明振興施策の策定・施行、産業財産権関連の法令・制度の検討及び改正等が主な機能である。¹⁰¹

2019年には、「知的財産市場活性化によりイノベーション成長を主導」をビジョンに、強い知的財産の創出により産業革新を主導、知的財産の適正価値を受け、活用できる市場の造成、海外知的財産の先取りを通じたグローバル市場の開拓、知的財産基盤構築のための施策を推進した。

代表的には優秀IP創出促進のために特許ビッグデータを分析し、未来有望技術の発掘及び国家特許先取り戦略を提示した。これを通じ、73件のR&D有望課題¹⁰²及び産業革新のための政策提言を導出した。また、国際標準獲得を目標とする産・学・研に標準特許確保戦略を支援し、標準特許を134件(2012年～2019年6月)創出し、中小企業を対象に人工知能等第四次産業革命の重点分野を含め210件のR&D課題にIP獲得戦略、障壁特許対応戦略等のIP-R&D戦略策定を支援した。

知的財産活用の側面ではIP・技術取引及びIP金融支援を拡大した。企業の需要に基盤した第四次産業革命における有望技術分野にIP-PLUGを拡大し、需要者中心のIP取引プロセスを構築する一方、発明振興法の改正及び施行令の設定等を通じ、IP担保融資銀行の回収リスクを軽減するための基盤を造成した。

これとともに、海外における権利確保と侵害対応等の知財権保護のために香港にIP-DESKを新規に開所し、IP-DESK未設置地域において韓国投資企業支援センター等の現地関連事業と連携して海外進出企業向けに知財権説明会を開催した。一方、国内知的財産権保護を強化するために特許、営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を施行し、中小企業を対象に営業秘密保護コンサルティング101件を提供した。また、紛争調停の活性化のために不正競争行

¹⁰⁰ 技術資料として保護されるために必要な秘密保持・管理レベルが「相当な努力」から「合理的努力」に緩和されることにより、これを反映して保護される技術資料の範囲を拡大した。

¹⁰¹ 特許庁ウェブサイト

¹⁰² 水素産業18件、システム半導体22件、次世代電池13件、バイオ・ヘルス20件(バイオ、医薬品4件、医療機器4件、ヘルスケア12件)R&D有望課題の導出

為と経営上の営業秘密まで調停対象に拡大し、仲裁制度の導入を主な内容とする発明振興法の規制案を発議した。

この他にも、国際協力分野において韓国企業の進出が拡大される新興国・開発途上国を対象に、韓国 IP 行政サービスの普及を通じ、韓国及び韓国企業に対する友好的な環境を構築した。代表的にサウジ、UAE 等中東の国家を対象に国家 IP 戦略の策定、審査代行、特許情報システムの構築等の行政サービスを輸出し、世界知的所有権機構 (WIPO) と共同で開発途上国を対象に適正技術の競合大会、知財権教育等を支援した。

第3章 国家知的財産戦略

第1節 知的財産戦略体系

1 知識財産基本法

1) 意義

知識財産基本法は知的財産に関する上位規範であり、発明、商標、図書・音盤、ゲーム物、半導体設計、植物の品種等、複数の個々の法律に根拠を置く知的財産に関する政策が統一され、一貫した原則に基づいて推進されるよう、政府の知的財産に関する政策の基本原則と主な政策方向を法律で直接提示するとともに、政府レベルの国家知的財産基本計画を策定して関連政策を審議・調整するために国家知識財産委員会を設置する等、推進体系を構築することによって、韓国社会において知的財産の価値が最大限に発揮できるよう、社会的状況と制度的基盤を造成するために制定された。¹⁰³

これに知識財産基本法は、知的財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を造成するための政府の基本政策と推進体系を構築して、社会において知的財産の価値が最大限に発揮できるようにすることによって、国の経済・社会及び文化等の発展と国民の生活の質向上に貢献することを目的とする。¹⁰⁴

また、著作者、発明家、科学技術者及び芸術家等の知的財産創出者が創意的で安定的に活用できるようにすることによって優秀な知的財産の創出を促し、知的財産を効果的で安定的に保護でき、その活用の促進とともに、合理的で公正な利用を図る一方、知的財産が尊重される社会環境を造成して専門人材と関連産業を育成することによって、知的財産の創出・保護及び活用を促進するための基盤を構築する。また、知的財産に関する国内規範と国際規範との調和を図り、開発途上国の知的財産能力強化を支援することによって、国際社会の共同発展に貢献することを主な理念とする。¹⁰⁵

2) 法的性格

知識財産基本法は、第一に、知的財産に関する政策規範である。知識財産基本法第1条の目的の規定において、「この法律は、知的財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を造成するための政府の基本政策及び推進体系を設け、…(後略)」とし、政策規範であることを宣言している。

第二に、知識財産基本法は知的財産に関する行政法である。この法律では知的財産と知的財産権を区分する。知的財産権の設定及び保護は従来「知的財産権法(特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法等)と総称される法体系に任せている。この法律の指向は、知的財産に関する政策を策定し、これを推進するためのものであり、伝統的な意味の行政法体系に属している。

第三に、知識財産基本法は総括規範の「基本法」である。¹⁰⁶基本法は非常に多様な法的性格

¹⁰³ 知識財産基本法制定文を参照

¹⁰⁴ 知識財産基本法第1条

¹⁰⁵ 知識財産基本法第2条

¹⁰⁶ 「基本法」とは何を意味するのか。「基本法」の役割が何なのか等に関する具体的な概念の定義、役割

を持っている。¹⁰⁷この法律は知的財産に関する政策手段の総括規範としての法的な性格を持っている(知識財産基本法第5条)。該当分野に対する憲章としての理念的宣言だけでなく、憲章を実現するためのあらゆる政策手段、特にその基本法が該当する分野の政策に対する調整手段を包括しているからである。特に、この法律には知的財産に関する政策の総括のためのカバランス体制を具体的に規定しており、政府が政策を実現するために働きかけることができる行政手段を挙げている。

3) 構成及び内容

知識財産基本法は、大きく総則(第1章)、知的財産政策の策定及び体系(第2章)、知的財産の創出及び活用の促進(第3章)、知的財産の創出及び活用の促進のための基盤造成(第4章)及び補則等全体で5章及び40条文で構成される。

総則は知識財産基本法の目的(第1条)、基本理念(第2条)、定義(第3条)、国家等の責務(第4条)及び他の法律関係の関係(第5条)が規定されている。

一方、知的財産政策の策定及び体系(第2章)と関連して、国家知識財産委員会の設置及び機能(第6条)、国家知識財産委員会の構成及び運営(第7条)、国家知的財産基本計画の策定(第8条)、国家知的財産施行計画の策定(第9条)、推進状況の点検及び評価(第10条)、国家知識財産委員会の事務機構(第11条)、知的財産政策責任官の指定(第12条)、関連法令の制定・改正等の通報(第13条)、関係機関等に対する協力要請(第14条)及び年次報告書(第15条)と関連した内容で規定される。

続いて知的財産の創出及び活用促進(第3章)と関連する規定は、さらに知的財産の創出促進(第1節)、知的財産の保護強化(第2節)及び知的財産の活用促進(第3節)に区分して規定される。知的財産の創出促進は、知的財産の創出促進(第16条)、研究開発と知的財産創出の連携(第17条)、新知的財産の創出等の支援(第18条)及び知的財産創出者に対する補償(第19条)が規定される。一方、知的財産の保護強化に対しては、知的財産の権利化及び保護促進(第20条)、訴訟体系の整備等(第21条)、裁判以外の紛争解決手続きの活性化(第22条)、知的財産権侵害行為に対する対応(第23条)及び外国における知的財産保護(第24条)で構成される。また、知的財産の活用促進に関する規定としては、知的財産の活用促進(第25条)、知的財産サービス産業の育成(第26条)、知的財産の価値評価体系の確立等(第27条)及び知的財産の構成的な利用秩序の確立(第28条)で構成される。

また、知的財産の創出及び活用促進のための基盤造成(第4章)に関しては、知的財産にフレンドリーな社会環境の造成(第29条)、知的財産の日(第29条の2)、知的財産の国際標準化(第30条)、知的財産情報の収集・分析及び提供等(第31条)、経済的・社会的弱者に対する支援(第32条)、知的財産教育の強化(第33条)、知的財産専門人材の養成(第34条)、知的財産研究機関等の育成(第35条)、知的財産制度の国際化(第36条)、開発途上国に対する支援(第37条)及び南北間の知的財産交流協力(第38条)で構成される。

等は整理されていない。基本法に関し、オ・ジュングンの「基本法」の行政法学上の位置に関する法実証的考察、「現代公法学の課題」、清潭チェ・ソンファ教員の還暦記念論文集刊行委員会、2002、615面以下参照

¹⁰⁷ 基本法を体系化する方法は、基本法を見る観点によって非常に異なる。基本法を全体的に見て、その内容的な特性により区分する場合、①憲章としての基本法、②政策手段の総括規範としての基本法、③管理規範としての基本法、④総合法典としての基本法等に体系化されている。「基本法」の行政法学上の位置に関する法実証的考察、「現代公法学の課題」、清潭チェ・ソンファ教員の還暦記念論文集刊行委員会、2002、615面以下参照

補則(第5章)では、秘密漏洩の禁止(第39条)及び罰則の適用における公務員議題(第40条)を規定した。

2 国家知的財産基本計画及び施行計画

1) 国家知的財産基本計画

知識財産基本法第8条及び第9条に基づき、5年ごとに知的財産に関する中・長期政策目標及び基本方向を定める国家知的財産基本計画と、それにともなう各々の機関別・年度別の推進計画を定める国家知的財産施行計画を策定・施行している。

表Ⅲ-1 < 国家知的財産基本計画及び施行計画の策定根拠 >

知識財産基本法第8条 (国家知的財産基本計画の策定)	知識財産基本法第9条 (国家知的財産施行計画の策定)
①政府は、この法律の目的を効率的に達成するため、5年ごとに知的財産に関する中・長期政策目標及び基本方向を定める国家知的財産基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定しなければならない。	①政府は、関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画に基づく推進計画の提出を受け、毎年国家知的財産施行計画(以下、「施行計画」とする。)を策定しなければならない。

国家知的財産基本計画は、知識財産基本法第8条に基づき、5年ごとに義務的に策定する韓国の知的財産分野における最上位総合計画である。

「第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)」は、2011年11月に策定され、「知的財産強国、豊かな未来」をビジョンに、「知的財産創出保護活用の好循環体系の構築」を政策目標に提示された。

「第2次国家知的財産基本計画(2017-2021)」は2016年12月に策定され、第四次産業革命を牽引するIP国家競争力の確保をビジョンに5大戦略と20の重点課題を策定した。

表Ⅲ-2 < 第2次国家知的財産基本計画の政策方向及び成果目標 >

政策方向	成果目標
量から質中心のIP創出に転換	①政府R&D優秀IPの割合: (2015年)10.8% ⇨ (2021年)20% ②標準特許の占有率: (2015年)6.4%(5位) ⇨ (2021年)10%(4位) ③公共研究機関の特許活用率: (2015年)32.9% ⇨ (2021年)40%
民間中心のIP取引・金融・サービス産業の拡充	④IP投資・融資規模: (2015年)2,000億ウォン ⇨ (2021年)1兆ウォン ⑤IPサービス産業規模: (2015年)6,400億ウォン ⇨ (2021年)8,000億ウォン
IP及び営業秘密に対する保護強化	⑥国際IP保護順位: (2015年)27位 ⇨ (2021年)20位 ⑦著作権侵害率: (2015年)13.5% ⇨ (2021年)10%
IP価値尊重及び権利者に対する正当な補償の実現	⑧職務発明導入企業の割合: (2015年)55.6% ⇨ (2021年)70% ⑨ソフトウェア違法コピー率: (2015年)35% ⇨ (2021年)20%台

国内市場を超え、 IPの海外進出拡大	⑩海外特許出願：(2015年)14,626件 ⇨ (2021年)20,000件 ⑪コンテンツ輸出額：(2015年)58億ドル ⇨ (2021年)97億ドル
-----------------------	--

表Ⅲ-3 <第2次知的財産基本計画の5大戦略、20の重点課題>

5大戦略	20の重点課題
< 1 > 高品質・IP創出及び 事業化の活性化	①知的財産戦略とR&Dの連携を通じた優秀IP創出の促進
	②新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化
	③公共研究機関の先導的IP経営の強化
	④IP技術取引及び事業化の促進
	⑤民間中心のIP金融の高度化
< 2 > 中小企業のIP競争力向上 及び保護強化	⑥中小企業のIP活動支援の強化
	⑦中小企業のアイデア・技術の強化
	⑧職務発明の活性化及び合理的な補償体系の構築
< 3 > グローバル市場における IP活動支援の強化	⑨海外進出企業のIP隘路の解消支援
	⑩IP国際共助の強化及びグローバルプレゼンスの向上
	⑪生物・遺伝資源に関する新国際規範に対応
< 4 > デジタル環境下の著作権保護 及び公正利用の活性化	⑫デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備
	⑬デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	⑭韓流コンテンツのグローバル進出支援
	⑮新技術トレンドに符合するコンテンツ創出のエコシステムの造成
< 5 > IPエコシステム基盤の強固化	⑯新技術・新産業の出現に伴うIP保護体系の整備
	⑰特許権の信頼性・安定性向上
	⑱IPサービス業の活性化支援
	⑲IP人的基盤の拡充及び地域IP能力の向上
	⑳植物新品種の開発活性化及び保護強化

2) 国家知的財産施行計画

国家知的財産基本計画の方向に基づき、年度ごとに細部実行計画である施行計画が策定される。施行計画は関係中央行政機関及び広域地方自治団体が策定する所管分野の推進計画を総合して策定する。すなわち、「第1次国家知的財産基本計画(2012-2016)」に基づき、2012年度から2016年度までそれぞれ施行計画が策定された。また、「第2次国家知的財産基本計画(2017-2021)」に基づいて2017年度、2018年度、2019年度の施行計画が策定され、今後2020年度、2021年度の施行計画がそれぞれ策定される予定である。

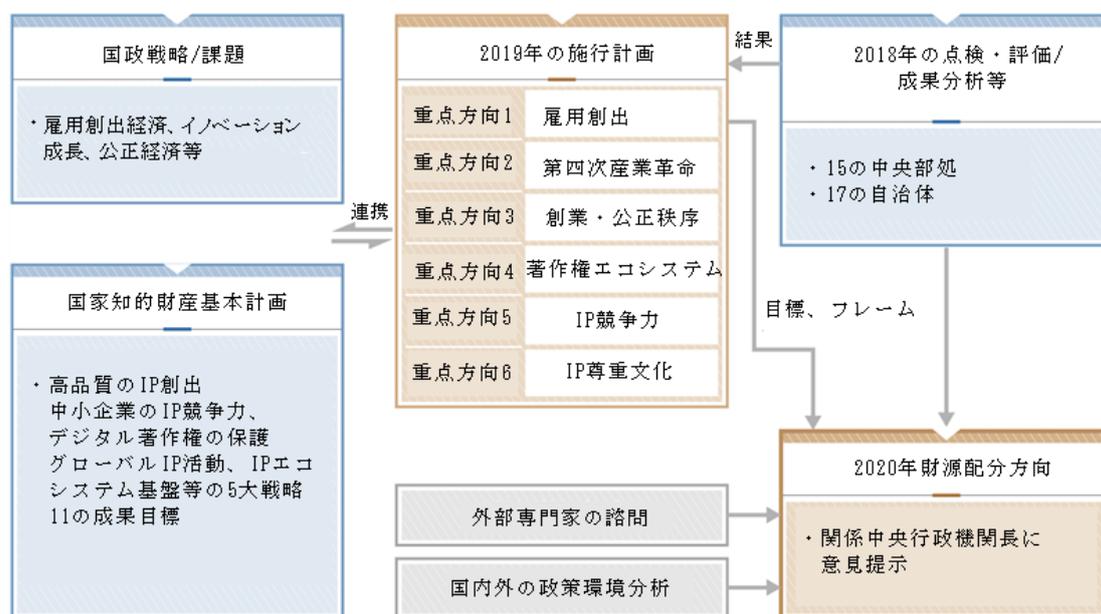
第2節 2019年国家知的財産施行計画

1 推進体系

1) 策定体系

国家知識財産委員会は、知識財産基本法第6条¹⁰⁸に基づき、「第2次国家知的財産基本計画」の政策目標を実現するため、年度ごとの細部実践計画である「2019年度国家知的財産施行計画」を策定した。施行計画策定の手続きに従い、2018年國家知識財産委員会は、関係部処及び自治体に2019年の施行計画の策定指針を送付し、関係機関が提出する計画(案)をまとめて施行計画(案)を設ける。施行計画(案)に対する関係機関の協議と国家知識財産委員会委員の意見を取り纏めた後、2019年3月28日に国家知識財産委員会の審議・議決を経て2019年の施行計画が最終的に確定された。

図III-1 <2019年国家知的財産施行計画の導出体系>



2019年の施行計画は、文在寅政府の国政課題である雇用経済、イノベーション成長等を支援するため、第2次国家知的財産基本計画を補完し、2018年に策定した6大重点方向はそのまま反映した。3ヵ年(2018年～2020年)の国家知的財産政策方向の有機的な連携を強化するため、前年度の実績・当該年度及び次年度の計画間の連続的な資料確保を通じて成果管理を強化した。また、施行計画の点検評価と財源配分、施行計画との連携を強化するため、部処の施行計画提出時に前年度の実績と施行計画、次年度の計画との連携資料を共に提出するようにし、資料間の連携を強化した。さらに、2018年施行計画の点検・評価の結果と財源配分専門家の意見等をまとめて2020年の知的財産財源配分方向に対する意見を提示した。

¹⁰⁸ 知識財産基本法第9条(国家知的財産施行計画の策定)①政府は、関係中央行政機関の長及び市・道知事から第8条の基本計画による推進計画の提出を受け、毎年国家知的財産施行計画(以下、「施行計画」という。)を策定しなければならない。

2) 主な特徴

2019年の施行計画は、2018年の施行計画の6大重点推進方向はそのまま反映し、国内外の環境変化に伴う新規政策需要を分析して既存の事業を拡大し、新規事業を追加した。雇用創出と関連して、第四次産業革命技術に関するIP 이슈に対応できるIP 高級人材の育成と就業連携のための専門学位課程の運営を強化し、IP 技術取引及び投資活性化のための施策を追加した。第四次産業革命に対応する強いIP 確保のための推進課題のうち、大型R&D事業団の特許専担官(CPO)制度の拡大と体系的なIP 成果管理を模索した。創業及び中小・ベンチャー企業の成長に向けたIP 能力強化の側面においては、特許共済事業を新規事業として含めた。

一方、著作権エコシステム基盤造成のための計画として、コンテンツ産業の資金支援を拡大し、著作権、紛争調停のための法律制定及び制度改善を強調した。この他にもIP 尊重文化の拡散及び基盤造成のための推進課題として、小・中・高校生向けに素養教育の体系化と国民向けの認識向上プログラムの拡大を実施することとした。

2 2019年度重点方向別の推進課題

1) IP 基盤の雇用創出に寄与

(1) 推進背景及び目的

第四次産業革命時代に対応するためにはIP 人材の確保が何よりも重要である。米国、欧州等の国は産業革命に備えIP 人材育成を推進中であるが、韓国はIP 高級実務人材の育成と創業・就業連携支援が不十分である。知的財産人材育成総合計画を通じて設けたIP 人材育成の基盤を基にグローバル対応能力を備えたIP 人材を育成するための戦略策定が必要である。特に、零細な国内IP サービス企業の場合、持続的な成長を牽引する専門人材育成と資金支援、関連法制度的な基盤が急がれる。

一方、急変する技術需要に対応するための外部技術導入が微々たるものであり、技術取引に対する租税支援の活用実績が低調であることから、外部の技術資源活用の活性化と技術取引租税支援に対する広報が必要であることが示された。また、民間中心のIP 金融活性化に向け、既存の技術金融システムにIP 価値評価の結果反映が必要である。

(2) 推進課題の主な内容

IP 創出・サービス・管理等の分野に専門化された人材育成に向け、まず標準特許とコンテンツ分野、融合・複合文化技術分野の専門人材の育成のための教育プログラムを実施する計画である。また、IP サービス人材の専門性を強化するために新技術分野及びコンテンツ著作権に関するオンライン(遠隔)教育課程を開設し、未就業青年向けに実務教育を行った後にIP サービス企業への採用を支援する。IP 管理が不十分な青年創業家向けにIP セミナーを運営する計画である。実務者だけでなく、大学生のIP 能力強化のために大学に著作権講座を開設し、自治体-地域大学-企業の協力を通じてIP 地域人材を育成する。この他にもデザイン、コンテンツ、製薬及び医療機器産業等の分野における専門IP 人材の育成のために、大学のカリキュラムの開設、修士レベルの学位課程の設置、実験室における創業支援等を推進する計画である。

IP サービス業の活性化を支援するため、民間機関の評価機関指定の拡大を通じ、民間主導

の IP サービス産業発展のためのインフラを構築し、IP サービス企業の海外進出を積極支援する。また、著作権講師等のサービス人材プールを構築して地域著作権センターを拡大運営し、職務・経歴ごとにカスタマイズされた教育プログラムを通じて特許審査官の能力を強化する。

これとともに、IP 取引及び金融活性化のため、技術移転に関する租税支援政策に対する広報活動を実施し、オフライン需要・供給者ネットワークの活性化及びオンライン取引プラットフォームの DB 拡充を推進する計画である。また、保健業界の海外進出のためにグローバル技術取引市場のマッチングを支援し、海外の主なバイヤー企業及び機関を招聘して国内企業・機関との交流機会を提供する。また、技術事業化に必要な追加 R&D を支援し、試験・分析、研究設備の開発等の分野へ支援を拡大して、IP 金融と知的財産活用戦略との相互連携を強化し、IP 基盤のグローバル企業を育成する。イノベーション技術の事業化を推進中である企業の市場参入を支援するために技術金融商品を新規で造成し、優秀特許技術を保有したスタートアップ等に対する IP 投資¹⁰⁹を強化する等、技術金融投資ファンド¹¹⁰を通じた投資を拡大して民間中心の IP 金融を高度化する計画である。

2) 第四次産業革命の対応及び新産業創出のための強い IP の確保

(1) 推進背景及び目的

第四次産業革命時代に登場した新技術関連の IP 確保のために主要国間での競争が熾烈な中、IP 戦略に基盤した政府 R&D を通じ、新技術分野の源泉・中核特許の先取りのための支援が必要である。また、新たに登場する分野の市場先取りのための標準特許の重要性が増大しているが、現在の R&D 遂行段階において推進中の標準特許の動向調査、標準化制定の支援、標準特許の支援等、段階別の支援方式との連携性が不十分な状況である。公共研究機関の IP 経営と関連して、R&D 投資金額に対比し活用価値¹¹¹が高い成果が不十分であることも限界として指摘されている。

これとともに、新技術分野における IP に対する保護体系の定立が必要である。既存の伝統的な特許制度や組織では、第四次産業革命関連の新技術の権利保護に限界があるため、審査体系に対する備えが必要であり、人工知能、3D プリンティング等、これまで議論されてきた技術分野以外にもデジタル著作物の流通増加等、未来著作権環境において発生可能な様々な著作権イシューに対応するために、著作権法・制度の改善方向に対する研究が遂行されなければならない。

(2) 推進課題の主な内容

新技術関連の優秀 IP 創出を促進するため、課題発掘、研究企画、研究遂行及び完了、事後管理の R&D 全周期に対する特許ビッグデータの分析支援を拡大する。この中でも増強現実 (AR)・仮想現実 (VR) 等、イノベーション成長動力分野¹¹²に対する青写真の構築及び活用支援

¹⁰⁹ 特許庁(マザーファンド)と成長金融(成長はしごファンド)が 2019 年から 4 年間 5,000 億ウォン規模の技術金融投資ファンドを協働で造成し、これを通じて IP 投資も推進する計画

¹¹⁰ (2017 年)4,869 億ウォン→(2018 年)7,448 億ウォン→(2019 年予想)9,000 億ウォン

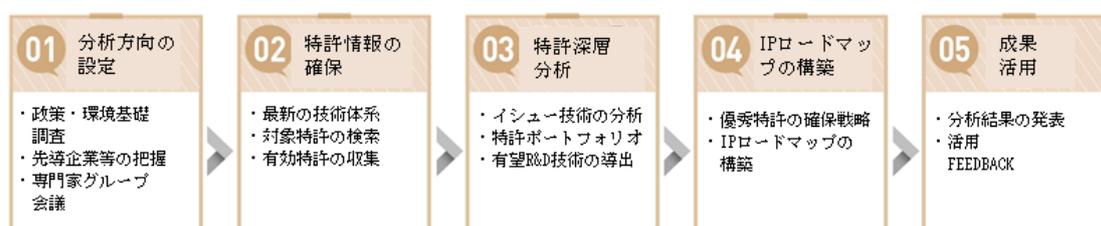
¹¹¹ 政府出資研究機関の特許の内部活用、他機関への移転、現物出資等の割合が約 35%、大学・その他公共研究機関の場合にも 20%台のレベル(2015 年知的財産実態調査)

¹¹² ①AR/VR、②カスタマイズ型ヘルスケア、③無人機、④ビッグデータ、⑤スマートシティ、⑥再生可能エネルギー、⑦AI、⑧自律走行車、⑨知能型ロボット、⑩知能型半導体、⑪次世代通信、⑫尖端素材、⑬イノベーション新薬

を強化し、政府 R&D 課題の遂行過程において優秀特許確保戦略を支援する政府 R&D 特許戦略支援事業¹¹³を拡大する。

また、R&D 全周期に渡る R&D 段階別標準特許の確保戦略を支援する。発掘段階から標準特許戦略マップを通じて有望技術を導出し、標準特許の確保型政府 R&D 課題発掘を支援する。遂行段階における産・学・研の研究開発及び標準化遂行過程の特許分析を通じ、標準特許確保戦略の策定を支援し、後続段階においては標準化完了段階までの管理を支援する。これとともに、標準特許エコシステムの活性化に向けて標準特許 DB 構築に力を入れ、標準特許専門誌の発刊を通じて標準特許に対する国民の情報アクセスを強化し、中小・中堅企業の国際標準化能力強化に向け、国際標準化活動基盤事業の参加時に中小・中堅企業を優遇する予定である。

図Ⅲ-2 <イノベーション成長動力全体像の構築・活用プロセス>



政府出資研究機関等の公共研究機関の IP 経営を強化するために「政府出資研究機関の IP 経営戦略コンサルティング支援事業」を通じ、機関別にカスタマイズ型 IP 経営戦略コンサルティングを支援し、技術事業化関連機関との協力ネットワークを構築して、政府出資研究機関の技術移転専担組織(TLO)の能力強化を支援する。また、特許出願及び未活用特許に対する体系的な管理のために、出願の事前審議、未活用特許対象に定期的資産実査を通じた保有特許管理を強化し、中小企業の需要を既に確保した大学・公共研究機関の R&D を通じ、技術移転の可能性の高い優秀特許を創出する企業オーダーメイド型 IP-R&D を拡大する。

一方、新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系を整備するため、未来の著作権環境に適合した著作権法・制度の改善方向を研究し、ビッグデータ産業の活性化のために著作権法の改正を推進する予定である。また、デジタル・ネットワーク環境におけるソフトウェア保護体系を設け、違法コピー率¹¹⁴減少のため、ソフトウェア技術の特許適格性、進歩性等の特許要件の判断基準を定立し、中央行政機関等の公共部門を対象に正規品ソフトウェアの使用現場点検を実施し、公共機関のソフトウェア管理担当者に対する循環教育を実施する。

これとともに、第四次産業革命時代の到来により人工知能等の新技術分野における特許出願の急増¹¹⁵に対応し、重要分野別の専門審査組織を特許庁内に新設し、審査人材及び翻訳サービス等のインフラ拡充を通じて審査品質を高める。また、特許紛争の迅速で円滑な解決のために迅速審判制度を持続的に管理し、専門審理委員の導入及び審判官職務教育を通じて審判品質を向上する。

¹¹³ 特許戦略支援課題件数：(2018年)78件→(2019年)84件

¹¹⁴ ソフトウェア違法コピー率：(米国)15%、(日本)16%、(韓国)32%(2017年BSA発表)

¹¹⁵ AI、IoT、自律走行、ヘルスケア分野等第四次産業革命関連の特許出願(件、年平均8%増加)(2012)8,830→(2013)9,441→(2014)10,315→(2015)10,939→(2016)11,882→(2017)12,753

3) 創業と中小・ベンチャー企業の成長のための IP 能力強化及び公正秩序の確立

(1) 推進背景及び目的

変動性が大きいスタートアップの場合、スタートアップに必要な時期に希望する IP サービスを受けられる需要者中心の支援体系の確立が必要である。すなわち、スタートアップの特許能力強化のため、個別企業の需要に合わせて支援の時期・規模・内容等を弾力的に運営することが効率的である。技術競争力を有する中小企業の場合にも R&D、特許、標準化能力を備えるための専門性と費用の確保に困っている。例を挙げると、個別企業に対する既存の IP-R&D 戦略支援は、成果は優秀だが予算の制約により必要な需要の中で極めて一部企業のみ恵沢を受けている。¹¹⁶

また、資金繰りが悪い中小企業は特許紛争と海外出願、国内外の審判・訴訟、価値評価等の IP 関連費用が大きな負担となり、IP 関連費用の支援が必要である。さらに、発明者の意欲を高めるために職務発明に対する制度の合理化が必要である。大半の優秀技術及び発明は企業体、研究所、大学により開発されているが、発明者に対する補償の不十分による紛争及び技術流出の事例が頻繁に発生している。

一方、対内外的に技術奪取及び流出現象が頻繁に¹¹⁷発生しており、正確な実態把握を基盤にした国家レベルの対策が必要である。特に、営業秘密保護の認識及び対応能力が不十分な中小企業の場合に政策支援が急がれ、技術流出等の被害事件に対し迅速に対応するために関係部処の協力と調停制度の活性化が必要である。

(2) 推進課題の主な内容

スタートアップ特許バウチャー事業に対する企業の需要が高いことを鑑み、中型バウチャー支援企業数を前年度の 20 社から 50 社に上方調整し、優秀スタートアップの参入障壁を解消するために中型バウチャー支援資格である「知的財産権 1 件の出願又は登録」の保有基準を削除する。また、IP 基盤創業促進のために IP 礎事業及び IP ナレ事業を活性化して創業の段階別支援を強化し、技術創業支援のための創業育成支援プログラムを運営する。既に創業したスタートアップに対する支援だけでなく、優秀技術を保有する実験室を対象に創業準備目的の R&D 資金を支援し、実験室の創業に特化した創業先導大学を育成する等の大学創業を活性化する。

図 III-3 <スタートアップ特許バウチャー制度の変更事項>



中小企業に対する IP-R&D 支援拡大のためには、第四次産業の重点分野に IP-R&D 支援を持続的に拡大し、共通新技術及び隘路技術に対する「企業群共通中核技術の IP-R&D¹¹⁸」を新規で推進する予定である。グローバル強小企業及び輸出有望中小企業の IP 保護とグローバル

¹¹⁶ これまで(2009~2018)支援した企業数(1,680社)は R&D 投資中小企業(4万社余り)の 4.1%に過ぎない。

¹¹⁷ 技術流出現況(大検察庁)：(2014年)412件→(2015年)467件→(2016年)528件→(2017年)403件

¹¹⁸ 海外先導企業の特許等の体系的分析により、分野別中小企業に有望共通中核技術の技術把握・習得及び製品開発戦略を支援

市場進出支援のため、全周期に渡りカスタマイズ型 IP 戦略の策定を支援し、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部、特許庁等の部処の協業を通じて共同事業を拡大した。また、IP-R&D と R&D 資金を共に支援するイノベーション型創業課題 (R&D+IP)、ワールドクラス 300R&D 課題の後続支援、中小企業の需要を確保した大学・公共研究機関の R&D を通じ、優秀特許を創出する企業オーダーメイド型 IP-R&D 支援課題等を推進する。また、特許共済事業を新たに推進し、海外出願、訴訟対応等の IP 関連費用を「先に融資した後で長期分割返済」の方式で支援するとともに、紛争対応のための専門家コンサルティングを提供する。

これとともに、職務発明制度の拡散のための支援を強化する。職務発明補償の死角地帯を解消して発明者のイノベーション意欲を高め、企業の内実のある制度運営支援のため、発明振興法施行令上の非公務員職務発明に対する補償根拠を設ける等の法改正を推進する。また、公共分野における職務発明制度の活性化のために、国の R&D を通じて創出された特許の所有権を研究機関が取得する際に発明振興法に基づいて研究者から職務発明を承継させる。

一方、中小企業のアイデア及び技術保護強化のために秘密保持協約の義務化及び違反時の罰則を導入し、取引前の交渉段階でも活用可能な技術取引標準契約書を作り・普及する。また、営業秘密流出予防のための管理体系の構築及び紛争対応能力の強化支援し、アイデア奪取行為の根絶のための是正命令と命令違反罪を導入する等、行政措置を強化する。技術侵害企業に立証責任を転換して被害企業の法的対応力を強化し、最大 10 倍以内の懲罰的損害賠償の導入を通じて中小企業の技術侵害行為に対する処罰を強化する。また、技術侵害判定のための諮問団の運営、技術有用行為に対する常時点検等を通じて不公正行為に対する監視・調査を強化する。

中小企業の技術流出が発生した場合、迅速な解決のために中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁等の関係部処の協力を通じて技術保護委員会を設置、特許庁内に技術判断専任機構である不正競争調査団を新設するための組織及び人材確保を推進する。特許捜査諮問官を拡充して捜査専門性を高め、大検察庁の技術流出犯罪支援センターを中心に国家情報院、韓国産業技術保護協会等の関係機関と協力を強化して IP 侵害事犯に対する取締りを強化する。これとともに、中小企業の技術紛争に対する調停・仲裁制度を活性化するため、被申請人の積極的な調停参加の誘導を通じた成立率を高め、調停進行中に発生する特許関連の行政審判の審議を通じた費用支援を拡大する。また、国民に対する広報、関係機関との連携強化等を通じて産業財産権紛争調停委員会を活性化する。

4) デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤造成

(1) 推進背景及び目的

最近、放送産業の不公正取引・契約、低い音源使用料等が持続的に問題として台頭しているが、これを改善するための標準契約書、音源使用のモニタリングシステムの構築等は、現場における定着への努力が必要な状況である。よって、放送映像コンテンツ産業の不公正流通及び収益分配慣行を是正して流通者・創作者間での共存構造の確立が必要である。また、デジタル技術が発展しスマート機器が大衆化となり、著作権侵害類型が多角化し、これに対応するために著作権関連機関間の協力と新技術の導入を通じた保護死角地帯を最小化することが必要である。

また、著作物の利用活性化に向け、デジタル著作権取引所の機能強化等、著作権情報を統合して使用者の利用が円滑になるよう、仲介・検索機能の改善が必要である。また、国内の仮想現実 (VR) 産業に対する関心及び需要が増加することにより、高品質の仮想現実制作技術

と事業化支援プログラムを実施し、コンテンツの価値評価及び金融支援の拡大と韓流コンテンツの進出国の多変化を通じた韓流コンテンツのグローバル進出支援等、コンテンツ産業育成のための政策的支援を強化することが重要である。

(2) 推進課題の主な内容

まず、デジタルコンテンツ著作権の保護体系の整備に向け、標準契約書の活用現況実態調査を実施し、公共機関及び政府支援事業の遂行時に標準契約書を義務づける等、標準契約書の活用を拡大するとともに、放送使用料の徴収及び分配体系を改善してコンテンツ公正共存センターの運営を通じて不正行為を改善する。また、多様化するデジタル著作権侵害行為に対応するため、違法コピー物の流通対応コントロールタワーとして著作権保護審議委員会を運営し、捜査共助体系の構築と違法コピー物の追跡管理システムを運営する等、オンライン不法流通に対する対応を多角化した。海外著作権侵害対応に向け、海外著作権センターの新設について検討し、現地所在の国内関連機関と民官協力保護体系を構築することで、著作権分野の国際協力を強化する。特に、ソウル著作権フォーラム等の代表的な国際著作権フォーラムの開催を通じて著作権分野の国際的プレゼンスを強化し、世界知財所有権機構(WIPO)等の国際機構の著作権保護・調停人材を招聘して協力方策について意見交換する。

これとともに、著作物利用の活性化に向けた施策として、デジタル著作権取引所を通じた著作物利用ワンストップサービスを提供し、自由利用著作物の拡充と公共著作物の開放支援センターの運営を通じ、自由利用著作物に対するアクセシビリティを高めた。また、新技術のトレンドに合うコンテンツの創出エコシステムの造成に向け、仮想現実コンテンツ等の融合・複合が可能な分野を発掘して新しいコンテンツの制作を支援する。一方、コンテンツ分野はプロジェクトの成功予測が難しく、物的担保が不足している現実を反映してコンテンツ価値評価の適用を拡大し、文化産業完成保証財源を拡充して保正支援 50%以上を創業企業に支援する目標を維持することによって、金融支援制度の恩恵を享受することが難しい零細企業及び企画開発段階のコンテンツを持続的に支援する。韓流コンテンツのグローバル進出支援に向け、コンテンツ輸出企業の成長段階別のカスタマイズ型情報提供と現地マーケティングを支援し、民・官協力を通じたネットワークの拡大により友好的な輸出環境を造成する。また、海外著作権合法流通を支援するために、韓流コンテンツ分野別に定期交流会を開催し、中国、東南アジア等における海外紛争の予防及び進出支援のための実務アカデミーと説明会を開催するとともに、海外韓流コミュニティの支援及び韓国企業の社会貢献活動連携のマーケティングを推進する等の韓流拡散促進のための支援を強化する。

5) グローバル IP 対応能力の強化

(1) 推進背景及び目的

韓国経済は海外依存度が高いため、海外進出中小・中堅企業のグローバル IP 競争力の強化と輸出企業の育成が重要である。しかし、中小企業は、独自で海外現地ネットワークの構築が難しく、海外販路を探している企業に対し、輸出及び海外における技術事業化コンサルティングの提供が必要である。また、海外において韓国の知財権侵害事例が増加しているが、韓国企業の現地知財権制度に対する理解不足と不十分な紛争対応力により、政府レベルの支援体系の構築が急がれる。また、海外市場内の模倣品によるブランドイメージの低下等の企業被害に対応するため、国内外の共助及び取締りインフラの構築が必要である。特許審査においても同一発明に対し毎年 10 万件余りの特許が韓国及び海外特許庁に交差出願されているものと示され、審査品質の向上及び重複業務の防止のために国家間の審査共助を強化することが重要である。また、グローバル IP イニシアチブを主導し、海外において韓国 IP

制度プレゼンスを強化するため、世界知的所有権機構(WIPO)への参加拡大を通じ、国際 IP イシューに先制的に対応するとともに、新興国・発展途上国を対象に韓国型特許行政サービスの海外普及を拡大する必要がある。これとともに、生物・遺伝資源等の新知的財産に関する国際規範に対する対応の必要性がますます増大している。名古屋議定書が国内において発効(2017年8月)され、遺伝資源法が本格的に施行(2018年8月)されたことにより、国内履行体系の構築を通じて産業界への対応支援が急を要する。また、保護品種種子の無断・増殖・生産・栽培又は収穫物の販売等により、品種保護権者と農業人との間で侵害紛争が持続的に増加¹¹⁹し、品種分野の侵害紛争対応戦略の構築が急がれているとともに、種子 R&D 推進を通じて種子輸出市場の拡大が必要である。

(2) 推進課題の主な内容

中国、新南方地域等への海外進出企業向けにカスタマイズ型 IP-R&D を支援し、IP 総合支援事業の広報を推進する。また、中小企業のグローバル IP 能力強化のため、企業向けに随時の IP 隘路相談を遂行し、地域特化・戦略産業群中心に輸出中小企業を選定・支援とともに、グローバル技術事業化協力センターを活用して海外への技術輸出・事業化を支援する。これとともに、現地対応体系の強化に向け、海外公館－海外支援センター間の常設協議チャンネルを通じて現地知財権侵害対応支援を拡大し、IP-DESK 別に特化事業を通じてカスタマイズ型支援を推進するとともに、IP-DESK 未設置地域を中心に圏域別に知財権教育を実施する。海外市場における模倣品及び商標ブローカーによる侵害に対応するため、主要国の税関職員を対象に韓流ブランドの知的財産権申告マニュアルを制作・本物偽物の真贋セミナーを開催し取締りを支援する。一方、IP 国際共助を強化してグローバルプレゼンスの向上に向け、特許共同審査(CSP)¹²⁰及び特許審査ハイウェイ(PPH)¹²¹を拡大し、2019年のIP5議長国として、IP 庁長・次長会議を通じて IP5 協力の実効性を高める。また、世界知的所有権機構(WIPO)への参加を拡大し、地域事務所の国内誘致のための広報及び協力を続け、新南方政策国を対象に知的財産先進化支援事業と ASEAN+1 協力強固化を通じ、韓国企業に友好的な保護環境を造成するとともに、サウジ、UAE 対象にコンサルティングを推進する等、知的財産行政サービスの輸出を拡大する。また、発展途上国に必要な適正技術を開発し、ブランドの権利獲得・普及を支援する等、IP-ODA 事業を体系化する。

生物・遺伝資源に関する新しい国際規範に対応するため、獣医遺伝資源を持続的に収集して管理機関¹²²の運営拡大を通じ、生物・遺伝資源の保存・管理体系を強化する。また、朝鮮半島の自生生物に対する調査・発掘を強化し、東南アジア国等7ヵ国と生物多様性の調査を通じて海外の生物資源を確保する。また、国内諮問委員会の構築及び海外ネットワークの拡大等を通じ、空海上の海洋遺伝資源 IP に関する新しい規範体制に対する対応力を高める。さらに、名古屋議定書の対応のため、ABS 制度及び手続の遵守申告等の事項を関連ウェブサイト、フォーラム等に持続的に広報を行い、中小企業を中心に企業カスタマイズ型コンサルティング、実務対応人材育成プログラムを運営する。新品種開発の活性化と保護強化のための施策として、山林植物の新品種開発費を民間育種 400 万ウォン(個人)、職務育種 100 万ウォン(機関)を支援し、民間育種家の新品種育成の活性化と品種保護出願を支援する一方、関心度及び利用頻度が高い山林資源植物を選定して特性調査要領を制定し、紛争解決のため

¹¹⁹ 全国紛争発生件数(172件)：(2003～2014) 20件 → (2015) 23 → (2016) 27 → (2017) 49 → (2018) 53

¹²⁰ Collaborative Search Program:韓国・米国・中国の3ヵ国に同一な発明が特許出願された場合、両国で先行技術情報を共有して他の出願よりも早く審査をする制度

¹²¹ Patent Prosecution Highway:施行国に共通に特許を出願した出願人が相手国で優先審査又は早期審査を受け、迅速かつ効率的に特許権を取得できる制度

¹²² 管理機関の運営(累積)：(2016年) 29 → (2017年) 31 → (2018年) 36 → (2019年計画) 38ヵ所

の品種確認マーカー開発の推進とともに、特性調査基準の制定・改正及び植物新品種保護法の下位規定の強化を通じて審査体系を改善する。また、山林種子に対する生産・輸入販売申告制度及び関税庁の電子通関システムを通じた常時流通管理を推進し、特別司法警察の運営を通じて侵害取締りを強化するとともに、ゴールドシードプロジェクト(GSP)の運営支援センターを中心に関連機関の協力を通じて対応を強化する。

6) IP 尊重文化の拡散及び基盤造成

(1) 推進背景及び目的

技術と産業が融合・複合し、雇用の様態が変化する第四次産業革命時代には、挑戦性と創造性を備えた人材像が求められ、未来 IP 人材育成を通じた対応が必要である。それだけではなく、一般国民の IP 素養教育と企業の問題解決能力を増大させることがより重要となった。

また、地域別の特性および比較優位による地域別の IP 能力を強化し、IP 基盤の高付加価値産業を育成して地域経済を活性化させることが重要であるが、自治体には分野別の IP 支援のための専門人材と専担支援組織が不足し、地域経済活性化のための支援人材と専担組織の拡充が必要である。

(2) 推進課題の主な内容

小・中・高校生向けに発明・特許に対する素養教育を強化するために制定した「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017年9月施行)により、発明教育センターを通じた地域発明教育を拡散し、多様な発明教育インフラを構築して体系的な発明教育を推進する。特に、知的財産一般教科を採択した学校数を拡大、発明教員専門性の向上とともに発明英才及び職業系の高校に高度化した発明・知的財産教育を提供して就業・創業に繋がるよう支援する。この他にも発明展示会等の大会を開催して全国の小・中・高校に1学校当たり1クラス以上又は校内サークル等を対象に著作権の体験教室を運営できるように支援する。また、IP 認識向上のために特許庁と自治体が協力して大・中小企業の IP 専門家が参加するセミナー・コンファレンス・ワークショップ等を通じ、大・中小企業間で協力ネットワークを構築し、地域知的財産センターを通じて地域の企業、予備創業者及び学生、地域住民等を対象に教育を実施した。これとともに、著作権尊重文化の拡散のために教員・産業従事者・公務員・一般人等の対象別のカスタマイズ型著作権遠隔教育課程を運営し、小学低学年の教育拡大と文化芸術・公共等の分野における教育強化のために訪問型著作権教育を推進する。

さらに、地域 IP 競争力の強化のための施策として、地域の中小企業育成支援、地域特化産業の育成及びブランド開発の支援、郷土・村企業の IP 能力強化の支援、IP プロボノの拡大、地域協力ネットワークの構築等を実施する。まず、第一に、地域における中小企業の育成を支援するため、地域知的財産センターの IP 経営支援団が企業現場を訪問し、IP 隘路事項を発掘して問題点を直ちに解消できるように努め、優秀技術基盤の創業企業を対象に総合 IP コンサルティングを提供し、地域特化産業分野の有望中小企業を対象に地域の大学・研究機関の共同技術開発を支援する。第二に、地域特化産業の育成とブランド開発の支援のために IP 観点からの主力特化産業¹²³を育成、地域内の歴史・文化・伝統資源の観光資源化、自治体所属公務員に対する職務発明補償金の支給、地域 IP 基盤構築のための教育及び交流を拡大する。第三に、郷土・村企業の IP 能力強化を支援するため、農漁村基盤企業を対象に IP コ

¹²³ 農業(世宗)、自動車部品と造船機資材(蔚山)、郷土資源健康食品化(全北)、シルク産業(慶南)、化粧品(済州)、バイオヘルス(忠北)、メディカルハーブ資源(江原)等

ンサルティングを実施し、伝統村の商品及びデザインの開発と観光を連携した地域特化コンテンツを発掘して制作を支援する。第四に、地域知識財産センターを基盤に小企業・小商人、社会的企業、予備創業者等を対象に IP 専門家による出願、紛争相談等のプロボノを支援する。第五に、地域知的財産委員会を通じ、地域 IP の発展及び制度改善を推進し、自治体－学校－企業－地域知識財産センター等が参加する懇談会等を開催して地域協力ネットワークを構築する。

表Ⅲ－4 <細部課題別の所管部処>

推進課題	所管部処
1 IP基盤の優秀職場創出に寄与	
1. IP専門人材の育成及び創業・就業との連携	
▶ 先導的「IP創出」人材の成長支援	文化体育観光部、特許庁
▶ 「IPサービス」人材の専門性強化支援	文化体育観光部、特許庁
▶ 現場中心「IP管理」人材の成長支援	文化体育観光部、保健福祉部、 中小ベンチャー企業部等
▶ 現場・融合型「IP人材育成基盤」の内実化	文化体育観光部、産業通商資源部、 特許庁等、
2. 民間IPサービス業及び市場主導のIP取引・金融の活性化	
2-1. IPサービス業の活性化支援	
▶ 民間主導IP サービス産業発展のためのインフラ構築	特許庁
▶ IPサービス企業の海外進出支援	特許庁
▶ IPサービス専門人材の育成	文化体育観光部、特許庁
2-2. IP・技術の取引及び事業化の促進	
2-2-① IP・技術取引活動のインセンティブ強化	
▶ 技術取引の税制優遇に対する広報の推進	産業通商資源部
▶ IP取引活性化のための仲介活性化	保健福祉部、特許庁
2-2-② IP・技術取引・移転及び事業化に対する後続支援の拡充	
▶ 事業化有望技術に対する追加R&D等の支援	科学技術情報通信部、 産業通商資源部、保健福祉部
▶ 公共機関優秀IPの選別・活用支援及び企業IP活用能力の強化	特許庁
▶ 政策ファンド活用事業化の支援	産業通商資源部
2-3. 民間中心IP金融の高度化	
2-3-① IP金融を通じた優秀IP企業支援の強化	
▶ 優秀特許保有のスタートアップ等に対するIP	特許庁

	投資の強化	
2-3-② 民間中心IP金融のためのインフラ構築		
	▶ IP価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上	産業通商資源部、保健福祉部、特許庁
	▶ 技術信用融資の質的改善及び技術基盤投資の拡大	金融委員会
	▶ IP金融人材の育成及び専門性向上	特許庁
② 第四次産業革命の対応及び新産業創出のための強いIPの確保		
3. IP-R&D 戦略を通じた中核技術のIP先取り		
3-1. IP戦略とR&Dの連携を通じた優秀IP創出の促進		
	▶ R&D全周期の特許ビッグデータ分析支援の拡大	特許庁
	▶ R&D事業団のIP成果管理強化	科学技術情報通信部
3-2. 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化		
3-2-①. R&D-特許-標準の連携推進		
	▶ 第四次産業革命における新技術分野のR&D段階別の標準特許確保戦略支援	特許庁
	▶ 標準特許エコシステムを活性化するためのインフラ構築	特許庁
	▶ 中小・中堅企業の国際標準化能力及び R&D標準連携の強化-	産業通商資源部
3-2-②. 国際標準特許確保のための対外活動の強化		
	▶ 国際標準対応体系の構築	特許庁
	▶ 国際標準化機構の主導権確保基盤の構築及び民間フォーラムの支援	科学技術情報通信部
	▶ 国際標準化活動の専門性向上及び認識向上	特許庁
3-3. 公共研究機関の先導的IP経営の強化		
	▶ 政府出資研究機関別の特性に合うIP経営戦略の高度化	科学技術情報通信部
	▶ 政府出資研究機関の技術移転専担組織(TLO)の能力強化	科学技術情報通信部
	▶ 特許出願及び未活用特許に対する体系的な管理	科学技術情報通信部、特許庁
4. 新技術・新産業に対応するIPインフラの構築		
4-1. 新技術・新産業の出現に伴うIP保護体系の整備		
4-1-① 新技術IPに対する保護体系の定立		

	▶ 未来の著作権環境に適合した著作権法制度の改善方向について研究	文化体育観光部
	▶ ビッグデータ産業活性化のための著作権法改正の推進	文化体育観光部
4-1-② デジタル・ネットワーク環境におけるソフトウェア知財権保護体系の改善		
	▶ オンライン上の特許技術が含まれるソフトウェア保護体系の構築及び審査の充実化	特許庁
	▶ 正規品ソフトウェアの使用管理及び違法ソフトウェアの根絶強化	文化体育観光部
	▶ オープンソースソフトウェア活用基盤の構築及び活性化の支援	文化体育観光部
4-1-③ ソフトウェア紛争解決のための専門人材の拡充及び取締りの強化		
	▶ 著作権調停制度の安定的な運営及び広報の強化	文化体育観光部
	▶ ソフトウェア紛争に関する専門鑑定機能の強化	文化体育観光部
4-2. 特許権の信頼性・安定性向上		
4-2-① 特許無効率低減のための高品質の審査実現		
	▶ 第四次産業革命に対応した審査組織及び方式の改編	特許庁
	▶ 高品質の審査のための審査人材の拡充	特許庁
	▶ 審査能力強化のためのインフラの拡充	特許庁
4-2-① IP紛争解決システムの先進化		
	▶ 特許紛争の迅速な解決のための特許訴訟・審判体系の改善	特許庁
	▶ 特許審判の品質向上	特許庁
③ 創業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP能力強化及び公正秩序の確立		
5. イノベーション創業及び中小・ベンチャー企業のIP活動支援の強化		
5-1. 中小・ベンチャー企業のIP活動支援の強化		
5-1-① IP基盤イノベーション創業の活性化		
	▶ スタートアップ特許バウチャー事業の施行	特許庁
	▶ IP基盤の創業促進のための創業段階別支援の強化	特許庁、自治体
	▶ 保健産業のIP基盤創業支援	保健福祉部
	▶ 大学創業の活性化	教育部、科学技術情報通信部
5-1-② 中小企業に対するIP-R&D支援の拡大		

▶ 第四次産業革命の重点分野及び技術分野別IP-R&D支援の強化	特許庁
▶ 企業対象R&Dの全周期IP戦略の策定支援	中小ベンチャー企業部
▶ 部処協業を通じたR&D及びIP-R&D共同事業の推進	中小ベンチャー企業部、特許庁
▶ 標準特許強小企業の育成	特許庁
5-1-③ 特許共済制度の導入	
▶ 中小・中堅企業対象の特許共済事業の推進	特許庁
5-2. 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系の構築	
▶ 職務発明制度の拡散のための支援強化及び認識改善	特許庁、自治体
▶ 公共分野における職務発明制度の活性化	特許庁
6. 中小・ベンチャー企業のIP保護のための公正経済基盤の構築	
6-1. 中小企業のアイデア・技術保護の強化	
6-1-① 営業秘密保護の強化及び不当な技術侵害の根絶	
▶ 中小企業における営業秘密保護の強化	中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁
▶ 技術侵害の被害立証負担の緩和及び侵害行為処罰の強化	中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁
▶ 不公正行為に対する監視・調査の強化	中小ベンチャー企業部、公正取引委員会
▶ 中小企業の技術保護及び契約能力の向上	中小ベンチャー企業部、公正取引委員会
6-1-② 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備	
▶ 関係部処の協力により被害事件の迅速な解決	中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁
▶ 捜査専門性及び関係機関の協力強化	法務部
▶ 中小企業技術紛争の調停・仲裁制度の活性化	中小ベンチャー企業部、
▶ 産業財産権紛争調停委員会の活性化	特許庁
4 デジタル環境に対応する著作権エコシステムの造成	
7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び安着	
7-1. デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備	
7-1-① 権利者に正当な対価を還元する環境の構築	
▶ 標準契約書の活用拡大	文化体育観光部

▶ 放送使用料の徴収・分配改善及び教科用図書に対する創作者収益拡大の推進	文化体育観光部
▶ コンテンツ産業内の不公正行為の改善	文化体育観光部
7-1-② デジタル著作権侵害対応体系の先進化	
▶ デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築	文化体育観光部
▶ オンライン違法流通に対する対応の多角化	文化体育観光部
7-1-③ 海外著作権の体系的な保護支援	
▶ 官民協力による海外著作権保護体系の構築	文化体育観光部
▶ 著作権分野における国際協力の強化	文化体育観光部
8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出多角化の拡大	
8-1. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化	
▶ 著作物利用ワンストップサービスの提供	文化体育観光部
▶ 高品質自由利用著作物の拡充及びアクセシビリティの向上	文化体育観光部
▶ 教育著作権の共有支援体系の造成	文化体育観光部
8-2. 新技術トレンドに符合するコンテンツの創出エコシステムの造成	
8-2-① 良質の次世代コンテンツ創出の支援	
▶ 新技術と融合した新しいコンテンツ制作の支援	文化体育観光部
8-2-② コンテンツ産業育成のための価値評価・金融支援の拡大	
▶ コンテンツ価値評価の適用拡大及び金融の連携	文化体育観光部
▶ 文化産業完成保証の財源拡充及び制度整備	文化体育観光部
8-3. 韓流コンテンツのグローバル進出の支援	
8-3-① 韓流コンテンツ進出国の多角化	
▶ 新規市場の開拓及び政府・民間協力の強化	文化体育観光部
8-3-② 海外における韓流コンテンツ拡散の促進	
▶ 海外著作権合法流通の総合支援	文化体育観光部
▶ 海外において韓流拡散促進のための支援強化	文化体育観光部
⑤ グローバルIP対応の能力強化	
9. 現地対応体系の強化及び国際共助の持続拡大	
9-1. 海外進出企業のIP隘路解消支援	
9-1-① グローバル市場進出のためのIP総合戦略支援	

	▶ グローバルヒット商品の創出のためのIP総合支援	特許庁
	▶ 中小企業のグローバルIP能力強化	産業通商資源部、特許庁 自治体、知財団体
9-1-② 現地対応体系の強化(IP-DESK等の機能拡大及び専門性の強化)		
	▶ 在外公館の現地知財権侵害対応支援の強化	外交部
	▶ IP-DESKを中心に海外知財権の紛争予防・対応の強化	特許庁
9-1-③ 海外商標ブローカー及び模倣品等に対する対応強化		
	▶ 商標・侵害・模倣品等に対する予防及び早期対応の強化	特許庁
	▶ 知財権水際措置拡大のための国内外の共助強化	関税庁
	▶ 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置	産業通商資源部
9-2. IP国際共助の強化及びグローバルプレゼンスの向上		
9-2-① グローバル審査協力の強化		
	▶ 審査品質向上のための主要国間の審査共助の強化	特許庁
	▶ 特許制度の国際的調和及び人的交流の活性化	特許庁
9-2-② IP国際機構の誘致及びグローバルIPイニシアティブの主導		
	▶ 世界知的所有権機構(WIPO)への参加拡大及び地域事務所の誘致	外交部、特許庁
	▶ IP関連の国際協力の拡大及びグローバルイシューの牽引	外交部、特許庁
9-2-③ 開発途上国にIP行政システムサービスの支援及びIP - ODAの拡大		
	▶ 韓国型特許行政サービスの海外普及拡大	特許庁
	▶ グローバルIP教育コンテンツの開発及び拡散	特許庁
	▶ 開発途上国に対する戦略的支援及びIP-ODA事業の体系化	特許庁
10. 生物・遺伝資源等の新知的財産国際規範対応の強化		
10-1. 生物・遺伝資源に関する新国際規範の対応		
	▶ 生物・遺伝資源の保存・管理体系の強化	農林畜産食品部
	▶ 朝鮮半島自生生物の発掘・管理	環境部
	▶ 海外生物資源の確保等のための国際協力強化	環境部、農林畜産食品部
	▶ 空海上の海洋遺伝資源IPの新規範体制の対応	海洋水産部

▶ 名古屋議定書の履行推進	環境部、農林畜産食品部
10-2. 新品種の開発活性化及び保護強化	
▶ 植物及び海洋水産新品種の開発支援強化	農林畜産食品部
▶ 品種保護制度の運営効率化と審査値系の改善	農林畜産食品部、海洋水産部
▶ 品種保護の侵害予防及び対応強化	農林畜産食品部、海洋水産部
⑥ IP尊重文化の造成	
11. 小・中・高校のIP教育拡大及び市民の認識向上努力強化	
11-1. 青少年対象のIP教育強化	
▶ 小・中・高校性対象に発明・特許素養教育の強化	特許庁、文化体育観光部
11-2. IPフレンドリーな環境造成	
▶ IP認識向上	特許庁、自治体
▶ 著作権尊重文化の拡散	文化体育観光部
▶ 知的財産の日の記念式開催	知財団体
12. 地域IP競争力の強化	
▶ 地域中小企業育成の支援	特許庁、自治体
▶ 地域特化産業の育成及びブランド開発の支援	自治体
▶ 郷土・村企業のIP能力強化支援	自治体
▶ IPプロボノの拡大	特許庁、自治体
▶ 地域協力ネットワークの構築	自治体

3 国家知的財産施行計画の課題体系改編

知識財産基本法に基づいて施行計画を策定し、推進状況を点検・評価してきたが、点検・評価－施行計画－財源配分方向間の連携が不十分であると指摘されてきた。これを受けて国家知識財産委員会は2019年10月に施行計画の点検・評価及び財源配分方向の実効性を高め、課題体系とIP財政事業体系の連携を強化するため、国家知的財産施行計画の課題体系を改編した。

この改編を通じ、2019年度の施行計画は既存の6大重点推進の方向と政策環境の変化及び新規政策の需要を反映して5大推進戦略を新たに策定し、その5大推進戦略に基づいて部処別の推進事業に基づいた21の重点課題を導出した。

表Ⅲ-5 <5大推進戦略(21の重点課題)と第2次基本計画重点課題の連携図>

5大戦略	21大重点課題(連動計画)	第2次基本計画20大重点課題
① 市場需要を 反映した IP戦略資産化	1. IP-R&Dを通じた優秀IP創出の促進	1. 知的財産戦略とR&Dの連携を通じた優秀IP創出の促進
	2. 事業化有望技術の商用化開発支援の強化	4. IP・技術の取引及び事業化の促進
	3. IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化	5. 民間中心のIP金融高度化 18. IPサービス業の活性化支援
	4. 新技術分野におけるR&D標準特許の連携強化	2. 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用強化
	5. 公共研究機関のIP経営戦略の高度化	3. 公共研究機関の先導的なIP経営の強化
② 中小・ベンチャー企業に対する 創業・成長及び 保護強化	6. IP基盤創業の活性化及びIPサービス費用の支援強化	6. 中小企業IP活動支援の強化
	7. 中小企業のIP競争力強化支援の拡大	
	8. 中小企業のIP・技術保護の強化	7. 中小企業のアイデア・技術保護の強化
③ 国内知的財産の グローバル進出 支援強化	09. 海外進出企業に対する知的財産活動支援の強化	9. 海外進出企業のIP隘路解消支援
	10. 韓流コンテンツの海外進出拡散強化	14. 韓流コンテンツのグローバル進出支援
	11. 国際協力を通じた知的財産権の保護	10. IP国際共助の強化及びグローバルプレゼンスの向上
	12. 生物遺伝資源の確保及び国際規範の対応	11. 生物・遺伝資源関連の新国際規範の対応
	13. 新品種事業化の促進及び品種保護体制運営の効率化	20. 植物新品種開発の活性化及び保護強化
④ デジタル環境 の創作に対する 公正共存エコシ ステムの造成	14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化	12. デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備 16. 新技術・新産業出現に伴うIP保護体系の整備
	15. 著作物の流通及び活用支援活性化	13. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	16. 有望コンテンツに対する投資活性化及び産業の育成	15. 新技術トレンドに符合するコンテンツ創出エコシステムの造成

	17. 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着	8. 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系の構築
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">5</div> 人と文化中心の知的財産基盤構築	18. 実務及び創業連携の知的財産専門人材の育成	19. IP人材基盤の拡充及び地域IP能力の向上
	19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散	
	20. 特許審査インフラの整備及び専門能力の向上	17. 特許権の信頼性・安定性の向上
	21. 地域IP競争力の強化	19. IP人材基盤の拡充及び地域IP能力の向上

第IV章 2019年度国家知的財産施行計画の主要成果

第1節 施行計画の点検・評価体系

1 概要

1) 根拠

国家知識財産委員会は「知識財産基本法」に基づいて国家知的財産基本計画を策定し、関係中央行政機関及び自治体から基本計画による推進計画の提出を受け、国家知的財産施行計画を樹立する。これにとどまらず、同法第10条で国家知識財産委員会が施行計画の推進状況を点検・評価し、改善意見を通報することができるように規定したことにより、国家知識財産委員会は毎年施行計画の点検・評価の結果を公開し、関係中央行政機関及び自治体が今後政策の策定及び執行に反映できるようにする。

「知識財産基本法」

第6条(国家知識財産委員会の設置及び機能) ②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

1. 第8条による国家知的財産基本計画及び第9条による国家知的財産施行計画の樹立・変更に関する事項
2. 第10条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項
3. 知的財産関連の財源の配分の方向及び効率的運用に関する事項

第9条(国家知的財産の施行計画の樹立) ②政府は、関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画による推進計画の提出を受けて、毎年国家知的財産施行計画(以下「施行計画」という。)を樹立しなければならない。

第10条(推進状況の点検及び評価) ①委員会は、基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。

②委員会は、基本計画と施行計画の円滑な推進のために、必要な場合には、関係中央行政機関の長や市・道知事に、第1項による点検・評価の結果を反映した改善意見を通知することができる。

③第2項により改善意見を通知された関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を樹立して委員会に提出しなければならない。委員会は該当機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

2) 基本方向

2019年度の国家知的財産施行計画の点検・評価は、関係中央行政機関及び広域自治体で提出した2019年推進実績を対象に全般的な推進成果を検討した。2019年には成果管理及び評価の実効性を強化し、2020年の施行計画を効果的に導出するために以下の基本方向により、点検・評価を実施した。

第一に、「第2次国家知的財産基本計画(2017～2021)」の実効性を高め、対内外IP政策の環境変化により、主要政策需要を反映できるように「施行計画の課題体系改編(案)」を通して21の主要課題を導出した。

第二に、2019年度国家知的財産施行計画及び人材育成計画に対する点検・評価を通して

「第2次国家知的財産基本計画（2017～2021）」の推進実績に対する中間点検を実施し、その結果を基に成果達成が不十分な事業に対しては、2020年度国家知的財産施行計画の策定の際に補完して反映するようにした。

第三に、評価の実効性の強化のために既存の「普通以上の等級」に不十分、非常に不十分の等級を導入し、5段階に細分化された評価等級¹²⁴を設定し、不十分な課題は疎明の機会を付与した。中央部処である場合、財源配分の方向と連携性の強化のために既存の「課題」から「事業」中心に評価単位を改編し、同事業には財政事業（予算）と非財政事業（法・制度）に分けて評価を実施し、広域自治体の場合は内部推進固有の細部課題と中央部処の委任細部課題に区分し、内部推進の固有の細部課題を中心に評価を行い、評価の負担を減少させ、評価の効率性強化に向けて自治体ごとに推進実績を提出する最大の細部課題数を15個以内に制限した。

特に評価委員別偏差の縮小のために点数区間を設定し、推進日程の遵守率等の一部評価指標を定量化した。

表IV-1 <2019年度施行計画の点検・評価等の改善内容>

	2018年度点検・評価等	2019年度点検・評価等
案件体系	施行計画 + 財源配分方向等 推進実績の点検・評価	施行計画 推進実績の点検・評価 + 財源配分方向等
評価単位	(中央部処) 細細部課題152課題 (自治体) 自治体の知的財産関連細部課題全体(中央部処委任業務含む) *自治体別細部課題数の相違: 最初5つ~最大72	(中央部処) ①財政予算事業(59) ②非財政: 法令・制度等(14) (自治体) 自治体の主な細部課題を中心に評価 *自治体固有細部課題全体と、中央部処委任細部課題等、計15の細部課題以内実績評価
評価等級	3段階(最優秀/優秀/普通)	不十分/非常に不十分の等級を導入 ※適用有無は、統合評価委員団が決定 *不十分/非常に不十分等級は疎明機会付与 (※5段階: 最優秀/優秀/普通/不十分/非常に不十分)
評価方法	主に定性評価 (評価委員の専門性に基盤し、2次書面評価時の点数化)	定性+定量評価 (評価委員別偏差の縮小のために点数区間設定及び一部の評価指標の定量化)
部処疎通	指針通報後の説明会	指針策定の前・後の説明会(10.16 / 11.27)
評価主体	点検・評価と財源配分方向諮問団別途構成・運営	点検・評価と財源配分方向統合運営 (54名の統合評価委員団の構成・運営)
評価結果連携強化	投資増額必要(最優秀・優秀)課題を財源配分方向に明示	最優秀・優秀・不十分・非常に不十分課題に係る予算投資の増大・縮小等の意見提示拡大

2

評価対象

評価の対象機関は、2019年度国家知的財産施行計画の事業を遂行する15の中央行政機関と17の広域地方自治体となり、各部処で推進した財政事業（予算）と非財政事業（制度等）を対象に点検・評価を遂行した。

¹²⁴ 最優秀、優秀、普通、不十分、非常に不十分（例示：期限内の資料未提出等）

表IV-2 <2019年度施行計画の点検・評価の対象機関>

区分	機関名
関係中央行政機関 (15)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、法務部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域地方自治体 (17)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南・北道、全羅南・北道、慶尚南・北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

表IV-3 <中央部処別財政・非財政事業の現状>

区分	財政事業（予算）	非財政事業（制度）	合計（計）
特許庁	17	2	19
文体部	10	2	12
中企部	7	-	7
科技情通部	5	1	6
産業部	3	4	7
福祉部	3	-	3
海水部	3	-	3
農食品部	4	-	4
環境部	4	-	4
教育部	1	1	2
外交部	1	1	2
関税庁	1	-	1
公正委	-	1	1
金融委	-	1	1
法務部	-	1	1
合計	59	14	73

財政事業の場合、予算書上の細部事業または内訳事業に対して評価をした後、その結果を2021年財源配分方向に反映しようとしており、予算の反映が難しい財政事業は、該当予算水準（内内訳・内内内訳）で評価しつつ改善意見を提示した。予算の支援はないが、知的財産の側面で重要な役割を担当する非財政事業の場合には「制度」分野と評価し、改善意見を提示した。

表IV-4 <2019年度施行計画の点検・評価対象事業の種類>

- （予算事業）政府 R&D 事業、一般財政事業
 - －政府 R&D 事業：応用・開発研究及び基礎研究のうち、源泉・融合研究事業
 - ※（除外事項）純粋基礎研究と国防 R&D、研究企画管理、研究開発サービス、施設・設備構築、公共研究機関及び国立大の人件費・運営費
 - －一般財政事業：IP エコシステムの造成及び制度的基盤構築等の IP 創出・活用・育成と直接関連した事業
- （非予算事業）知的財産関連の主要政策、法令の制・改定、制度改善事項等

表IV-5 <2019年度施行計画の評価対象の事業現状>

21 大主要課題	事業名 (細部事業基準)
(戦略) ① 市場需要を反映した IP 資産化	
1. IP-R&D を通じた優秀 IP 創出促進	1. 特許技術調査分析 (特許庁、細部) 2. 中小企業 R&D 能力の向上 (中企部、内訳) 3. グローバルフロンティア (科技情通部、細部)
2. 事業化有望技術の商用化開発の支援強化	4. 研究産業育成 (科技情通部、内内訳) 5. バイオヘルス技術のビジネスエコシステム (福祉部、内訳) 6. 技術成果活用促進 (産業部、内訳) 7. 事業化連携技術開発事業 (産業部、細部) 8. 中小企業需要基盤 R&D 活性化 (科技情通部、制度) 9. 政策ファンド活用事業化支援 (産業部、制度)
3. IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化	10. 特許技術の戦略的事業化支援 (特許庁、細部) 11. マザーファンドの組合出資 (特許庁、細部) 12. 技術信用貸出の質的改善及び技術基盤投資拡大 (金融委、制度) 13. 食品の技術取引・移転支援事業 (農食品部、内訳)
4. 新技術分野の R&D 標準特許連携強化	14. 標準特許の創出支援 (特許庁、細部) 15. 情報通信の放送標準開発支援事業 (科技情通部、内訳) 16. 中小・中堅企業の国際標準化の能力及び R&D 標準の連携強化
5. 公共研究機関の IP 経営戦略高度化	17. 国家科学技術研究会の研究運営費の支援事業 (科技情通部、内訳)
(戦略) ② 中小ベンチャー企業に対する創業成長及び保護強化	
6. IP 基盤創業活性化及び IP サービス費用支援強化	18. 知的財産基盤創業促進 (特許庁、細部) 19. スタートアップ特許バウチャー (特許庁、細部) 20. 中小企業の特許共済事業 (特許庁、細部)
7. 中小企業の IP 競争力強化支援拡大	21. IP-R&D 戦略支援 (特許庁、細部) 22. グローバル中小企業の育成プロジェクト支援事業 (中企部、細部) 23. 中小企業の技術イノベーション開発 (中企部、内訳) 24. 創業成長技術開発事業 (中企部、内内訳)
8. 中小企業の IP・技術保護強化	25. 国内の知的財産権保護活動の強化 (特許庁、内訳)

	<p>26. 中小企業情報化の能力強化（中企部、内訳）</p> <p>27. 技術イノベーション基盤造成（中企部、内訳）</p> <p>28. 中小企業の営業秘密保護強化（公取委、制度）</p> <p>29. 不正競争行為拡大及び処罰・行政措置強化（産業部、制度）</p> <p>30. 捜査技術人員の高度化及び関係機関の協力強化（法務部、制度）</p>
(戦略) [3] 韓国の知的財産のグローバル進出支援強化	
9. 海外進出企業に対する知的財産活動の支援強化	<p>31. 知的財産権の保護強化支援（関税庁、細部）</p> <p>32. 海外知的財産権の保護活動強化（特許庁、内訳）</p> <p>33. 知的財産の創出支援（特許庁、細部）</p> <p>34. マルチ経済外交推進及び経済協力強化（外交部、内訳）</p> <p>35. 不公正競争行為の拡大及び処罰・行政措置強化（産業部、制度）</p>
10. 韓流コンテンツの海外進出の拡大の強化	<p>36. 文化コンテンツの国際協力及び輸出基盤造成（文体部、内訳）</p> <p>37. WIPO 信託基金支援（文体部、細部）</p>
11. 国際協力を通じた知的財産権の保護	<p>38. 国際知的財産の共有（特許庁、内訳）</p> <p>39. 審査品質の向上のための主要国間の審査共助強化（特許庁、制度）</p> <p>40. 世界知的所有権機構（WIPO）の参加拡大及び地域事務所の誘致等（外交部、制度）</p>
12. 生物遺伝資源確保及び国際規範の対応	<p>41. 国家生物資源総合インベントリー構築（環境部、細部）</p> <p>42. 生物資源国際協力事業（環境部、細部）</p> <p>43. 生物・遺伝支援に関連した新国際規範対応の人材育成（環境部、細部）</p> <p>44. 名古屋議定書の対応に対する韓国内のユーザーの認識向上（環境部、細部）</p> <p>45. 農林畜産検疫検査技術開発事業（農食品部、内内訳）</p> <p>46. 海洋生物資源館の運営（海水部、内内訳）</p>
13. 新品種事業化促進及び品種保護制度の運営効率化	<p>47. 品種審査及び栽培試験（農食品部、内訳）</p> <p>48. 山林品種保護・菜種院管理（農食品部、内訳）</p> <p>49. 水産種子の産業育成（海水部、内訳）</p> <p>50. GoldenSeed プロジェクト（海水部、細部）</p>
(戦略) [4] デジタル環境の創作に対する公正共存のエコシステムの造成	
14. 創作者保護及びデジタル著作権の	51. 韓国著作権委員会の支援（文体部、内訳）

侵害対応体系の先進化	52. 文化産業政策開発及び評価（文体部、内内 内訳） 53. 著作権保護活動の活性化（文体部、内訳） 54. 未来著作権の環境に適合した法制度の改善 方向研究等（文体部、制度） 55. 標準契約書活用の拡大、放送使用料の徴収 分配改善及び教科用図書に対する創作者収益 拡大推進等（文体部、制度） 56. オンライン上での特許技術が含まれた SW 保護体系構築及び審査内実化（特許庁、制 度）
15. 著作物流通及び活用支援活性化	57. 著作権流通支援及び利用活性化（文体部、 内訳） 58. 教育著作権共有支援体制（教育部、制度）
16. 有望コンテンツに対する投資活性化 及び産業育成	59. 文化コンテンツの投資活性化（文体部、内 内訳） 60. 実感型コンテンツ産業育成（文体部、内 内訳） 61. コンテンツ産業エコシステムの造成（文体 部、内訳）
17. 職務発明制度の拡大を通じた正当 な補償文化の定着	62. 職務発明の活性化（特許庁、細部） 63. 発明奨励文化造成（特許庁、内訳）
（戦略） 5 人と文化中心の知的財産基盤構築	
18. 実務及び創業連携の知的財産の専 門人材の育成	64. 需要者中心の知的財産の専門人材の育成 （特許庁、細部） 65. 実験室特化型創業先導大学（教育部、細 部） 66. 実験室の創業支援（科技情通部、細部） 67. 産業専門人材能力強化（産業部、内内訳） 68. 創業成功パッケージ（中企部、細部） 69. 医療機器特性化大学院への支援（福祉部、 細部） 70. 製薬産業特性化大学院への支援（福祉部、 細部）
19. 発明・特許素養教育強化及び著作権 の尊重文化の拡散	71. 発明教育の活性化（特許庁、細部） 72. 著作権の文化基盤の造成（文体部、内訳）
20. 特許審査のインフラ整備及び専門 能力の向上	73. 特許審査の支援事業（特許庁、細部）
21. 地域 IP 競争力の強化	74～90. 地方自治体の自体事業

3

評価体系

中央部処及び自治体の事業に対する推進日程の達成度及び成果指標の達成、優秀性及び波及効果、前年度の改善意見に対する履行実績等の指標に沿って評価を行った。ただし、「推進日程の達成度及び成果指標の達成」評価指標において成果指標及び目標値の提示が難しい法令・制度等は推進日程の達成度を中心に評価し、それ以外の評価項目は同一に評

価を実施した。

表IV-6 <評価指標及び配点>

(中央部処、自治体) 評価指標	配点	(中央部処、人材育成) 評価指標	配点
推進日程達成度及び成果指標達成	10	成果指標の達成	10
優秀性及び波及効果	40	人材育成優秀性及び波及効果	40
(中央部処) 推進体系及び需要対応 (自治体) 市場需要対応	40	推進体系及び需要対応性	40
問題点及び改善方向	5	問題点及び改善方向	5
前年度改善意見に対する履行実績	5	前年度改善意見に対する履行実績	5
計	100	計	100

また、定められた割合により5つの評価等級を付与した。中央部処の場合、事業を基準に最優秀2%以内、優秀8%以内、普通・不十分・非常に不十分は90%以内に設定し、自治体は最優秀が1、優秀が2、普通・不十分・非常に不十分が14自治体となり、前年度同一の割合を維持した。

表IV-7 <評価割合>

等級	中央部処		等級	自治体	
	2018 (152)	2019 (73の事業)		2018	2019
最優秀	2% = 3	2% = 2	最優秀	1自治体	1自治体
優秀	6% = 10	8% = 6	優秀	2自治体	2自治体
普通	92% = 92	90% = 65	普通	14自治体	14自治体
不十分					
非常に不十分					

第2節 5大戦略、21大主要課題別の主な推進成果

1 市場需要を反映した強い IP 戦略の資産化（戦略1）

1) IP-R&D を通じた優秀 IP 創出の促進（主要課題1）

(1) 特許技術調査分析（特許庁）

特許庁は、課題発掘段階でイノベーション成長エンジン分野¹²⁵の青写真 DB 構築及び活用を通じて政府 R&D 戦略策定を支援し、政府イノベーション成長投資及び R&D 企画段階に特許動向調査を優先支援し、政府イノベーション成長投資及び R&D 企画段階に特許動向調査を優先支援し、研究現場で特許戦略を直接支援し、研究企画の効率性を引き上げた。また、政府の R&D 課題の遂行過程において優秀特許確保戦略を支援する政府 R&D 特許戦略支援事業を拡大した。

これを通じてマクロ的観点で、主要産業分野に対する R&D 有望課題と政策的に示唆する点を導出し、産業通商資源部の「産業ビジョン 2030」の樹立支援のために 17 の産業 153 の細部品目に対する技術成長の周期及び特許観点の競争力を分析し、4 大産業分野に対する特許ビッグデータの分析を通じて 73 の R&D 有望課題¹²⁶及び産業イノベーションのための政策提言を導出した。

(2) 中小企業 R&D 能力の向上（中企部）

中小ベンチャー企業部は、技術の優秀性及び事業化の可能性等が高い 308 の課題（メンタリング 160、戦略 148）を選定し、中小企業が開発しようとする新技術の開発と事業化戦略の策定等の R&D 企画を支援し、中小企業の役職員及び団体を対象に R&D 全段階（企画→開発→事業化）に対するオン・オフライン教育及び 1:1 カスタマイズ型のコーチングを提供した。

表IV-8 <R&D 全て段階 IP 教育内容>

区分		教育内容
オンライン教育		・ R&D 企画に対する企業の認識向上及び基本教育
オフライン	正規教育	・ (IP 製品イノベーション標準方法論) 特許制度案内、ベンチマーク OPIS ・ (事前特許検索及び回避設計) 特許情報必要性及び検索要領、特許請求の範囲把握及び回避設計戦略
	訪問型教育	・ R&D 事業計画書作成、ビッグデータ基盤の事業発掘、トリーズ活用特許出願及びアイデア、プロジェクトリスクの管理等
	協約説明会	・ ビッグデータを活用した IP 及び主要技術の確保方策の事例と実習
	IP 能力強化	・ (知的財産の理解) 特許、デザイン、商標、著作権登録及び権利 ・ (先行技術) 先行技術調査方法及び報告書作成のコツ ・ (特許出願) 特許出願の際に必要な書類及び作成方法、特許明細書の作成方法及び事例等

¹²⁵ ①AV/VR、②カスタマイズ型ヘルスケア、③無人機、④ビッグデータ、⑤スマートシティ、⑥再生可能エネルギー、⑦人工知能、⑧自律走行車、⑨知能型ロボット、⑩知能型半導体、⑪次世代通信、⑫先端素材、⑬イノベーション新薬

¹²⁶ 水素産業 18、システム半導体 22、次世代電池 13、バイオ・ヘルス 20（バイオ医薬品 4、医療機器 4、ヘルスケア 12）の R&D 有望課題導出

(3) グローバルフロンティア（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は、大型 R&D カスタマイズ型 IP コンサルティングを通じてグローバルフロンティア事業の研究段階及び特性を考慮した資産実査、BM 策定、技術マーケティングを支援した。研究団別支援対象技術の特性を反映した BM モデルを診断及び策定するようにして、直接事業化（創業等）戦略策定を通じた技術別 BM1 件以上、事業計画 1 件以上の策定を支援した

一方、5 つの研究団を対象に中間段階の成果物の技術マーケティング支援を通じて研究成果活用を促進したが、これを通じて 12 件以上の技術移転成果が導出された。

表IV-9 <技術移転コンサルティング研究団及び支援実績現状>

連番	コンサルティング研究団	遂行機関名	技術移転	
			件数	金額
1	医薬バイオ	シウオン国際特許法律事務所	2 件	10 億
2	実感交流	ジュンソン特許法律事務所	5 件	3 億以上
3	マルチスケール	(株)ネオリサーチ	5 件以上	5 億以上
4	波動エネルギー	特許法人和友	—	—

2) 事業化有望技術の商用化開発支援の強化（主要課題 2）

(1) 研究事業の育成（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は企業とマッチング（創業を含む）された事業化有望技術に対する追加の R&D 支援等を通じて技術移転または直接事業化を促進している。2019 年には公共研究成果の技術事業化に必要な技術需要基盤の製品製作及び性能改良等、事業化に必要な追加の R&D を支援したことで 17 件の優秀公共研究成果の技術移転（15 億 9,000 万ウォン）を達成し、公共研究成果の活用促進及び技術移転形態の技術事業化を通じた R&D の生産を向上させた。

(2) バイオヘルス技術のビジネスエコシステム造成支援（保健福祉部）

保健福祉部は、保健産業分野の優秀な研究成果の発掘を通じた知的財産創出と事業化促進及び市場参入等を支援するためにさまざまなコンサルティング事業を実施した。

第一に、保健産業の技術発掘コーディネイティング支援及び保健産業の事業化の全周期コンサルティング（特許連携コンサルティング）を支援した。医療機関、大学等を対象に研究成果が優秀な機関を選定し、民間専門機関（特許法人等）との 1:1 コンソーシアムを構成し、25 の支援課題を選定及び支援した。同事業を通じて計 188 の有望技術を発掘し、27 技術の海外出願 (PCT) を支援した。また、保健医療技術の知財権確保及び実用化との連携のために 16 課題を対象に特許連携及び技術事業化コンサルティング等を提供し、IP ポートフォリオ戦略策定等の成果を導出した。

第二に、保健事業の事業化の全周期コンサルティング支援（事業化コンサルティング）を通じて特許出願後、製品化及び臨床・許認可等の事業化企画段階の技術を発掘・選定し、需要カスタマイズ型コンサルティング（13 課題）を支援した。

第三に、保健産業の優秀技術発掘及び技術価値評価の支援を通じて保健産業企業で保有した技術の価値評価を提供し、事業化戦略及びリスクを提示した。2019年の技術価値評価の遂行件数は45件（2018年度35件）で目標値を達成した。

第四に、保健医療従事者を対象に知的財産基盤の段階別における実務教育を実施し、保健医療分野に特化された知的財産の実務能力を強化し、保健医療産業の知的財産セミナーの運営を通じて保健医療分野の技術成果の知的財産権確保、保護・対応方策等に関する教育を実施した。

(3) 技術成果活用促進（産業通商資源部）

①R&D再発見プロジェクト

事業化有望公共技術の移転を受けた中小・中堅企業を対象に商用化技術開発及び試作品の製作等を支援する事業であり、2019年には計34の課題（29の商用化開発支援、5つの基礎研究再発見支援）を対象に108億8,000万ウォンを支援した。2019年からは、特許・ノウハウ等の移転対象の技術に対する企業の理解度向上のために移転技術の開発者が必須で参加するようにし、移転技術開発者の企業現場指導及び諮問等、支援活動の強化のために事業計画書に公共研究機関の細部企業支援計画等の項目を追加した。

図IV-1 <R&D再発見プロジェクト推進体系>



②IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上

技術評価技法の開発・普及、技術評価機関の指定及び品質管理、専門人材の能力強化等の技術評価のインフラ造成のための技術評価の費用を支援した。部処レベルの技術評価機関品質管理委員会（2019年5月14日）を構成及び運営し、技術保証基金等の技術促進法指定の技術評価機関（26機関）を対象に技術評価の能力強化教育を推進した。¹²⁷

③中小企業のグローバル IP 能力強化

海外技術事業化センター（GCC）及び欧州企業協力ネットワーク（EEN）を活用した技術輸出及び事業化戦略支援を通じて中小企業の技術能力及び IP 能力強化に寄与した。2019年

¹²⁷ 教育参加者：100名（2018年）→121名（2019年）

海外技術輸出入契約締結率¹²⁸は 90 件で目標（74.2 件）を上回った。

（4）事業化連携の技術開発事業（産業通商資源部）

事業化連携技術開発事業は、企業が保有する優秀 R&D 技術に対し、技術事業化に必要な追加 R&D、実証、現地化を統合支援する事業であり、政府出資金は BM 企画・R&D・試験認証等を支援し、ベンチャーキャピタル（VC）のような民間投資誘致金は量産・販売等を間接支援し、事業化の全過程を支援している。2019 年、産業通商資源部は、13 の部処レベルの連携型、22 の民間投資連携型、54 の新規支援課題¹²⁹を選定し、新規支援課題対象のワークショップ開催を通じて成果活用の調査プロセス等の詳細な手続きを案内した。同事業への支援を通じて創出された特許登録成果に対する実績現状を把握した結果、2019 年に登録された特許は計 79 件を記録した。

（5）中小企業需要基盤の R&D 活性化（科学技術情報通信部）

科学技術情報通信部は、中小企業の技術需要に対応し、企業支援及び企業商用化連携のための政府出資研究機関と中小企業の需要カスタマイズ型の共同研究を遂行し、政府出資研究機関と中小企業間の優秀な需要基盤の共同 R&D 成果を発掘してその拡散に取り組んだ。特に、需要基盤の R&D 課題共同研究活性化の向上に向けて政府出資研究機関別における需要基盤 R&D 課題の共同研究の現状及び実績等を点検し（年 2 回、半期別）、政府出資研究機関 - 中小企業協力優秀事例集を発刊し、需要企業の発掘のために政府出資研究機関と中小・中堅企業支援事業の圏域別説明会（4 つの圏域、計 6 回）を開催した。その結果、需要基盤 R&D のうち、共同研究の割合が 2018 年と比べ、実績を超過達成（2019 年共同研究の割合 70%）したことで、政府出資研究機関との共同研究を通じた中小企業の R&D 能力強化の向上に寄与した。それと同時に、政府出資研究機関と企業間の一方的な需要者 - 供給者の関係を脱皮し、中小企業の技術需要に対し、中小企業が直接参加し、中小企業の技術競争力の強化と企業成長の寄与に繋がった。

（6）政策ファンドの活用事業化支援（産業通商資源部）

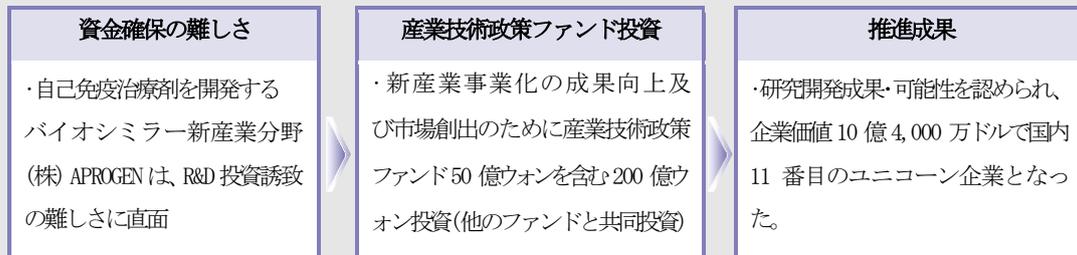
産業通商資源部は、現在運営中の技術事業化ファンドの投資財源を活用し、政府 R&D 成功企業、技術評価の優秀企業等を対象に事業化資金を支援する制度を運営中である。2019 年に 1,000 億ウォン規模の新規技術事業化ファンド（Governmental Industrial Fund for Technology and services, GIFT）2 号を組成し、GIFT2 次出資事業の主目的の投資対象を素材・部品・設備分野の開放型イノベーション成長企業で設定し、主目的の投資条件を含める企業は選定の際に優遇した。これを通じて対外依存性の高い素材・部品設備分野の技術自立化及び自主性の確保に寄与し、民間の投資リスクを分担し、イノベーション企業の育成と新産業のけん引の役割を果たした。

¹²⁸ 「海外技術輸出入契約締結率」の指標は、海外技術事業化の進出を希望する企業の実質的な支援及び成果導出（契約締結）のための指標であり、目標値は、国内中小企業が保有した事業化有望技術の輸出拡大を表示、最近 3 ヶ年度の実績値の平均 105% で設定した。

¹²⁹ 2018 年に選定され、2019 年まで継続支援した課題は、計 58 件である。

政策ファンド活用事業化の支援優秀事例

○国内ユニコーン企業の(株)APROGENに50億ウォンを投資し、企業価値10億4,000万ドルのユニコーン企業となった。



※出所：ファイナンシャルニュース報道資料（2019年12月10日）

3) IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化（主要課題3）

(1) 特許技術の戦略的事業化支援(特許庁)

特許庁は、大学・公共研究機関及び中小企業における特許技術の活用のために大学・公共研究機関の特許管理体系を構築し、優秀IP発掘・特許分析・製品単位のパッケージング等を通じて、民間企業に移転・事業化が叶うよう支援し、中小企業を対象に製品イノベーションのコンサルティング及びIP取引情報等、IP活用に必要な情報を統合的に提供している。

2019年には市場・技術動向を反映してIP活用のネットワークを構築し、技術需要発掘・移転・事業化等、他の部処のプログラムとの連携を強化し、大学・公共研究機関が自ら、商用化の検証を遂行できるように既存の一度限りの特許ポートフォリオ構築支援事業の一部を投資-回収-再投資方式で持続可能な特許ギャップファンド¹³⁰に切り替えた。また、企業のニーズを中心に出願を行う需要基盤の発明インタビューの強化を通じて、仮出願の活性化及び仮出願と連携した出願前の技術マーケティングを拡大し、IP担保貸出の参加銀行及び評価支援の拡大等により、知的財産の金融規模が2018年の4,537億ウォンから2019年7,618億ウォンに大幅増加した。また、IP担保貸出の銀行の回収リスクを軽減するために、不良により銀行が保有した特許を購入する回収支援事業の運営に向けた根拠法令¹³¹の構築及び政府予算（2020年37億5,000万ウォン）を確保し、民間市場の育成に向けた2つの民間機関をIP価値評価機関¹³²に新規指定した。

同事業を通じた知的財産の取引件数は513件を達成し、IP活用の支援課題を通じた技術移転件数は計174件で2019年度の成果指標（目標値173.2件）を超過達成した。

¹³⁰ 6つの機関に計18億ウォンを支援し、技術移転39件及び83億の技術料の収入創出

¹³¹ 発明振興法の改正（2019年4月）、施行令の構築（2019年10月）、事業運営指針の制定（2019年12月）

¹³² 民間IP価値評価機関：（2018年）7つ → （2019年）9つ

表IV-10 <特許ギャップファンド支援の代表事例>

支援機関	事 例
慶北大学	機関内の再投資関連規定の内部整備及び研究者の意見収斂を通じて、ギャップファンド投入予算（2億ウォン）対比回収実績（3億2,000万ウォン）162%達成
延世大学	優秀特許の積極的な発掘による特定技術対象の技術マーケティング資料（SMK）作成及びマーケティングを通じて、大型の技術移転成果（14億ウォン）創出

(2) マザー組合の出資（特許庁）

創業初期の企業であるほど、事業に必要な資金を、より円滑に供給を受けるために IP 保証・担保貸出のみならず、IP 投資を通じた支援を希望する傾向がある。これに特許庁は、優秀特許技術を保有した中小・ベンチャー企業を対象にマザーファンドを通じた資金を投資し、イノベーション成長及び雇用創出を促進した。

マザーファンドの特許勘定を通じて IP 専門投資ファンド規模(約 2,200 億ウォン)を拡大し、成長梯子ファンドでも IP 基盤の投資を拡大するために共同ファンド¹³³の造成及び IP 基盤スタートアップ育成ファンド造成を推進した。そのみならず、IP 基盤スタートアップの企業育成のためのファンドを新規造成し、海外 IP 確保と IP 保護コンサルティングに投資金の一定額を使用する IP 創出・保護ファンド(450 億ウォン規模)を造成した。

その結果、マザー組合の特許勘定の投資企業のうち、75 社が KOSDAQ・KONEX 上場及び M&A に成功し、技術保有企業の初期投資及び特許庁の支援事業の連携¹³⁴を通じて、製品生産及び海外進出に寄与した。

(3) 技術信用貸出の質的改善及び技術基盤投資の拡大（金融委員会）

財務中心の与信慣行から脱し、技術力とアイデアを土台に、資金を支援する技術金融が短期間に大きく成長したことにより、質的改善を通じた内実強化を図り、技術金融を、一層活性化する必要がある。これに金融委員会は、技術金融の信頼性向上のための品質管理基準を設け、技術金融投資ファンドの持続的な造成を通じて技術金融投資を拡大しようとした。2019 年 6 月、関連機関の意見収斂後、技術金融品質管理のガイドラインの草案を設け、技術金融投資ファンドの追加造成のための運用社を選定した。2015 年以降、成長梯子ファンドを中心に、計 1 万 5,501 億ウォンが造成され、投資額 1 万 897 億ウォン（2019 年末基準）を達成した。また、IP 取引及びライセンス等、IP 直接投資と収益化に向けた特許管理金融会社（NPE、Non-Practicing Entities）型 IP ファンド投資を拡大した。2019 年末、技術金融投資実績は 1 万 897 億ウォンと、目標（9,000 億ウォン）を超過達成した。

4) 新技術分野における R&D 標準特許の連携強化（主要課題 4）

(1) 標準特許の創出支援（特許庁）

¹³³ 特許庁（マザーファンド）と成長金融（成長梯子ファンド）が 2019 年から 4 年間 5,000 億ウォン規模の技術金融投資ファンドを共同でし、これを通じて IP 投資も行われた。

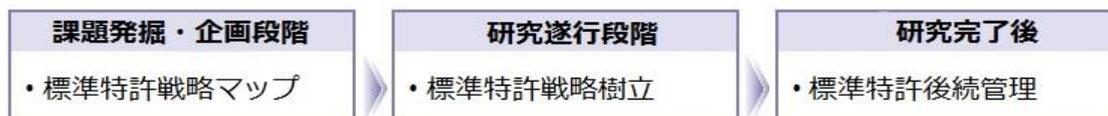
¹³⁴ 初期テック企業の Sherpa Space 社の投資及び活用戦略事業連携で、2020CES に招かれ、イノベーション賞の受賞及び展示予定

第四次産業革命の到来により標準技術の依存度が高い ICT 標準特許が自動車、家電等のさまざまな産業分野に拡大されたことを受け、費用及び専門人材が足りない中小企業・スタートアップの標準特許の創出を支援しつつ、海外市場の確保を促進する必要がある。特許庁は課題発掘・企画、研究遂行段階等において標準特許確保の戦略を支援し、研究生産性及び技術貿易収支改善に寄与すべく努力している。課題発掘段階で標準特許確保の有望技術を導出し、標準特許の創出まで繋がる R&D 課題の発掘・企画を支援し、研究遂行段階では標準文書、特許等を分析し、特許出願・補正・戦略等の作成方向、競争者寄稿の対応案等の標準特許の戦略樹立を提示する。研究完了後にも創出された特許が標準案の変動に合わせ、再設計できるよう、標準化完了時点まで特許補正等の後続戦略を提供する。

表IV-11 <標準特許創出支援の推進体系及び主体別の役割>

区分	役割
特許庁	・事業計画の策定、事業総括推進及び管理、評価
主管機関 (特許戦略開発院)	・(管理)課題協力機関の選定・管理及び運営支援 ・(協力)事業関係機関と協力、標準特許協議体の支援等
標準特許戦略専門家	・標準特許創出支援事業の個別課題管理 ・R&D 及び標準化の方向提示、標準特許戦略の導出
協力機関 (専門弁理士)	・標準技術と関連する特許検索及び分析 ・標準化を目指す技術の権利化支援、標準特許教育の実施
関係機関	・標準案の開発及び標準化活動を支援 ・標準化の動向情報を提供し、標準技術の分析結果に対し諮問
参加機関	・研究開発の遂行及び保有技術詳細内容の提供

図IV-2 <段階別標準特許確保戦略支援>



標準特許確保戦略の支援のみならず、主要標準化機構別に散在された標準特許情報を DB で統合・構築した現況統計及び詳細情報、国内外の情報を収集・分析した専門誌を提供し、R&D 人材及び特許専門家を標準特許専門家として育成するために教育需要者の水準別カスタマイズ型教育(515 名参加)を提供した。

同事業を通じて 2012 年から 2019 年 6 月まで、主要標準化機構¹³⁵に宣言(申告)された標準特許 134 件が創出され、約 6,000 億ウォンに達する経済的効果を創出したと推算される。

表IV-12 <標準特許の成果(2012 年～2019 年 6 月)>

区分	国際標準化機構 (ISO、IEC、ITU)	地域標準化機構 (ETSI、ATSC)	事実標準化機構 (IEEE、IETF)	合計
標準特許数	81	51	2	134

¹³⁵ 主要標準化機構 (ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI、ATSC)、特許プール (MPEG LA、Sisvel) 等

(2) 情報通信放送標準の開発支援事業（科学技術情報通信部）

ICT 標準を基盤に産業分野においてイノベーションを促進し、国内企業がグローバル市場を先取りする等、韓国が第四次産業革命を主導できるよう標準開発、標準化活動及び国際標準化機構への対応を支援することが必要である。これにより、科学技術情報通信部は、国際標準化機構の主導権確保と標準 - 特許の連携強化のために情報通信放送標準開発支援事業を運営する。

ICT 分野の公式国際標準化機構及び事実標準化機構で国内専門家が議長団として活発に進出できるよう韓国情報通信技術協会（TTA）を通じて ICT 国際標準化専門家を選定し、国際標準化機構の議長団に進出するよう支援することで 2019 年計 262 席¹³⁶を確保した。併せて、日中韓 IT 標準協力会議（CJK）を通じて 5G を含める無線電力伝送、情報保護、知能型ネットワーク等の主要懸案に対する国際標準共同採択戦略を樹立する等、国際協力方策を議論した。

(3) 中小・中堅企業の国際標準化能力及び R&D 標準の連携強化

産業通商資源部は、中小・中堅企業等の開発技術の標準化を通じて、事業化等の研究開発の実効性を引上げグローバル競争力の強化及び標準特許の創出基盤を設け、R&D 企画段階から標準連携課題を発掘し、標準技術向上事業を通じ、R&D 結果の標準開発を支援する等、R&D - 標準連携強化に努めている。また、中小・中堅企業を対象に標準コンサルティングと教育等の標準特許創出を支援する。

2019 年には標準 PD 及び標準コーディネーター活動を通じてスマートシティ、原子力等の分野 R&D-標準連携課題 51 件を発掘し、「船舶プロペラキャビテーションノイズ評価方法（ISO2233-3）」等の国際標準を発刊した。加えて、特許庁との協業を通じて国際標準化（標準技術力向上事業）及び特許出願（標準特許創出事業）を支援し、印刷電子、自動車、バイオ等 9 件の標準特許を支援した。

図IV-3 <標準PD及び標準コーディネーター事業の推進体系>



¹³⁶ 公式国際標準化機構(ITU、ISO、IEC等):107人(208席)、事実国際標準化機構(IEEE、IETF、3GPP):33人(54席)

5) 公共研究機関の IP 経営戦略高度化（主要課題 5）

(1) 国家科学技術研究会の研究運営費支援事業（科学技術情報通信部）

政府出資研究機関の IP 経営戦略を高度化し、実務者の能力を高め、保有特許資産に対する管理を強化すべく、科学技術情報通信部は、政府出資研究機関別の特性に合う IP 経営戦略コンサルティング及び技術移転専担組織（TLO）の能力強化、未活用特許管理等を支援する。

2019 年、IP 経営戦略コンサルティング支援事業を通じて 16 の政府出資機関別の 7 つの類型に対し、カスタマイズ型コンサルティングを行った。また、韓国産業技術振興協会、イノビズ協会等の関係機関の協力を持続的に拡大し、TLO 間の実務者会議、疎通ワークショップ等の定期的な疎通・協力チャンネルを構築し、技術事業化関連の隘路事項を発掘し、情報交流を活性化した。一方、特許の体系的な管理のために発明インタビュー、研究審議小委員会の 1 次審議を通じて出願可否を決定し、補完及び再評価を推進する等、特許出願の事前審議体系を強化し、政府出資機関別の周期的な資産実査を実施し、特許庁の特許設計支援事業（6 つ）の連携、保有特許の診断事業（7 つ）の連携を通じて支援を強化した。

2 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化（戦略 2）

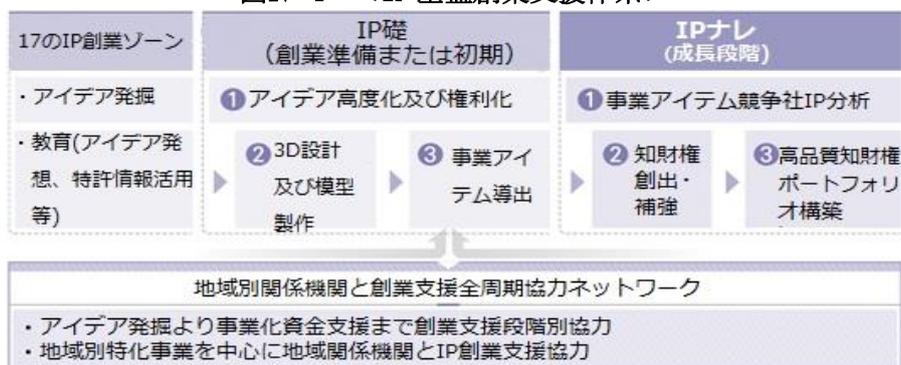
1) IP 基盤の創業活性化及び IP サービス費用の支援強化（主要課題 6）

(1) 知的財産基盤の創業促進（特許庁）

特許庁は創業に特化された IP 支援事業を通じて、創業企業の安定的な市場参入を促進し、新たな付加価値及び雇用を創出するために、予備創業者を対象にした「IP 礎プログラム」と創業企業特化型コンサルティングのための「IP ナレプログラム」を運営した。2019 年には予備創業者の「知的財産基盤創業」コンサルティング及び IP 礎プログラムを通じて知的財産基盤の予備創業者 870 名を育成し、創業 243 件を達成した。また、IP 創業ゾーンを世宗市に新規設置し、全国的な訪問型教育を 14 回¹³⁷実施した。

¹³⁷ 京畿（1 回）、江原（3 回）、大田（4 回）、蔚山（1 回）、慶北（2 回）、全南（2 回）、全北（2 回）

図IV-4 <IP 基盤創業支援体系>



表IV-13 <IP 礎プログラムの支援成果 (2017年～2019年)>

年 度	アイデア支援件数 (受患者数)	受患者の創業件数	外部創業支援連携件数
2017年	758件 (678名)	129件	179件
2018年	935件 (825名)	199件	221件
2019年	942件 (870名)	243件	275件

一方、IP ナレプログラムを通じて、創業企業が強い知的財産で、デスヴァレーを克服し、強小企業として成長できるよう IP 技術・経営融合複合コンサルティングを支援し、創業企業 460 社において計 569 件¹³⁸の知的財産権（前年比 10.1%増、2018 年 517 件）が創出され、知的財産基盤創業企業の IP ナレプログラムの受惠を受ける前と比べ、雇用人数 807 名増加（前年比 8.8%増、2018 年 742 名）した。

¹³⁸ 特許 403 件、デザイン 7 件、商標 29 件、海外出願 32 件、出願予定 98 件

2019年度IPナレ優秀事例

□ (株)シジョン_大田：特許分析を通じたR&D方向設定+技術高度化+その他の支援事業の連携

■ R&D方向設定と技術高度化を通じたIP確保：人工知能複合気象センサー技術



(2) スタートアップ特許バウチャー（特許庁）

スタートアップの持続的な成長のために IP 競争力が必須であるが、費用の負担により特許等の知的財産権無しで創業をするスタートアップ企業が多数を占める¹³⁹。加えて、高い海外 IP 確保費用はスタートアップに過度な負担となるため、IP サービス費用の支援が切実な状況である。これを受け、特許庁は創業 7 年未満のスタートアップを対象に、IP サービス費用を支援する需要者中心の IP 支援事業を通じて、IP 基盤スタートアップの成長及び創業エコシステムの活性化に寄与している。スタートアップの創業期間及び売上規模により、小型バウチャーまたは中型バウチャーで区分して発給すると、スタートアップは自由に必要なサービス及び機関を選択して利用し、バウチャーでサービスの手数料を支払う。

表IV-14 <スタートアップの特許バウチャー支援類型>

バウチャー金額 (自己負担)	小型バウチャー (500 万ウォン以内) (現金 30%)	中型バウチャー (2,000 万ウォン以内) (現金 30%)
支援対象	・ 第四次産業革命関連の挑戦的な課題を追求する技術/IP 基盤スタートアップ	
支援資格	創業 3 年未満、売上げ 10 億未満	創業 7 年未満、売上げ 100 億未満

¹³⁹ スタートアップの 41.4%が特許権、86.4%がデザイン権無しで創業（韓国スタートアップエコシステム白書、2016 年）

IP サービス項目 (自己負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内/海外 IP(特許、実用新案、商標、デザイン)の権利化、特許調査/分析、特許技術価値評価、技術移転(ライセンス)の仲介等 *(利用不可)一般法律・会計サービス、バウチャー発給前の利用サービス、IP 出願・登録・手数料等
---------------------	---

2019 年は特許バウチャーの使用期間を最大限に保障するために前年比支援対象企業を前倒しで選定し、有望スタートアップ 105 社を対象に特許バウチャー113 件を発給しました。特許バウチャーを通じて、105 件の海外特許出願サービスが活用された。

表IV-15 <スタートアップ特許バウチャーの支援成果(2019 年)>

区分	計画		支援資格					バウチャー発給数				
	企業数	バウチャー数	1次	2次	連携	3次	小計	1次	2次	連携	3次	小計
中型	51 件	51 件	30 件	10 件	4 件	7 件	51 件	31 件	11 件	4 件	7 件	53 件
小型	50 件	50 件	29 件	17 件	2 件	6 件	54 件	34 件	18 件	2 件	6 件	60 件
合計	101 件	101 件	59 件	27 件	6 件	13 件	105 件	65 件	29 件	6 件	13 件	113 件

(3) 特許共済事業 (特許庁)

中小企業団体総連合会等の中小企業団体が、国会・政府に特許紛争時、中小企業保護及び知的財産の競争力向上のための特許共済導入の必要性を持続的に建議したことにより、特許庁は特許共済事業を行い、中小企業の海外特許出願及び国内外特許紛争等、知的財産費用負担を分散・緩和し、経営安定基盤を提供した。特許共済事業は、積立形態の掛け金商品¹⁴⁰と積み立てられた掛け金を基盤とした貸出商品¹⁴¹として運用され、貸出商品の場合、海外出願及び審判・訴訟費用、経営安定資金に対する貸与を提供する。

2019 年 1 月、特許庁は中小企業の保証支援機関である技術保証基金 (以下、「技保」) を委託機関と選定し、特許共済の専門性及び効率性を強化し、特許共済の商品設計のために技保と業務を締結し、特許共済事業推進団を発足した。また、発明振興法及び同法施行令に基づく細部運営規定を設けるための「特許共済運営に関する指針」¹⁴²を制定し、発明振興法施行令改正を通じて特許共済の業務委託と事業勘定設置の法的根拠を設けた。その後 2019 年 5 月に、特許共済事業関連の重要決定事項の議決機構として民間の知的財産及び金融専門家が参加する特許共済運営委員会を設置・運営し、8 月には「特許共済事業運営に関する指針」を改正し、特許共済商品を再設計することによって、金利を引下げ、加入限度金額を上げる等、さらに多い加入者を誘致するための戦略を樹立した。

特許共済事業は商品発売 (2019 年 8 月 29 日) 以降、12 月末までに 1,409 社が加入する成果を上げ、知的財産権訴訟保険¹⁴³に比べて、支援初年度実績の約 46 倍に達する中小・中堅企業の特許紛争に対する安全網を提供する効果があることが期待される。貸出可能な金額でも知的財産権の訴訟保険は 1 社当たりの保険料が 1,600 万ウォンであることに比べ、特

¹⁴⁰ 入会時に毎月納付する掛け金を選択し、毎月の積立形態で掛け金を積立て、積み立てられた元利金は、共済掲載の解除の際に一括払い

¹⁴¹ ①海外出願、国内外の審判・訴訟等の発生時に積立掛け金の最大 5 倍以内で、所要費用の貸出を受ける知的財産の貸与、②資金必要時の積立掛け金の 90%以内で貸出を受ける経営安定資金の貸与

¹⁴² 特許庁告示第 2019 - 1 号 (2019 年 1 月 28 日制定)

¹⁴³ 2010 年、中小企業の知的財産権の訴訟費用を支援するために施行された保健制度として、施行初年 31 社の企業が加入

許共済の加入企業の貸出可能な最大金額は1億5,000万ウォン¹⁴⁴で約9倍に達する。

図IV-5 <知的財産権訴訟保険対比特許共済事業の支援効果>



2) 中小企業 IP 競争力の強化支援拡大 (主要課題 7)

(1) IP-R&D の戦略支援 (特許庁)

知的財産は付加価値創出の源泉であり、米中知財権紛争等の IP 確保競争の激化により、IP 能力が企業の主要競争力になりつつあるが、その一方で韓国企業は知財権競争時代に特許確保も不十分¹⁴⁵であり、IP 人材・能力も足りず、グローバル企業の特許攻勢¹⁴⁶に無防備状態で露出されている。したがって、韓国の中小・中堅企業が強い知財権を通じてグローバル特許戦争で生き残り、第四次産業革命を先導できるよう、特許-R&D 連携戦略と製品・サービスの IP 総合戦略の支援が必要である。

これに特許庁は特許戦略専門家 (PM) と特許分析機関で専担チームを構成し、中小・中堅企業を対象に R&D 初期から全世界の特許を分析し、①海外企業の特許を回避・無効化し、②有用な特許技術情報を活用し、研究開発の期間・費用を短縮し、③主要特許を先取りできるように最適な R&D 方向を提示する事業を運営する。

¹⁴⁴ 算式：3,000万ウォン(2019年12月末まで1社当たり平均の掛け金総額)×5倍

(掛け金総額対知的財産融資の最大金額の割合) ÷ 1億5,000万ウォン

¹⁴⁵ 韓国中小企業のモノのインターネット特許の相当数が単純装置連結・モニタリング (IoT1.0) に留まっており、データ分析・処理・予測技術 (IoT 2.0-3.0) は、海外特許攻撃の恐れがある。(「知的財産政策」、2016年)

¹⁴⁶ 韓国中小・中堅企業対外国企業の特許紛争 (米国、件)：(2015年) 10 → (2016年) 31 → (2017年) 42

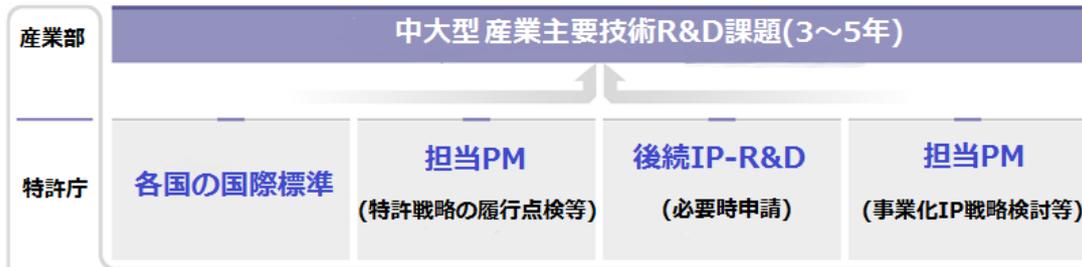
図IV-6 <IP-R&D 支援プロセス>



2019年に中小企業対象の知財権連携研究開発戦略支援事業として、210のR&D課題にIP獲得戦略、障壁特許対応戦略等、IP-R&D戦略策定を支援し、中小・中堅企業対象のグローバル技術イノベーションのIP戦略開発事業として43のR&D課題に対しIP-R&D戦略策定を支援した。また、中小企業群全体の特許競争力を上げる「企業群共通主要技術IP戦略支援事業」を新規で推進し、水素、バイオ、IoT等の11の共通イノベーション技術課題に対する特許戦略を策定した。

一方、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部のようなR&D部処と協力し、IP-R&D共同事業(2019年計54の課題)を拡大推進した。第一に、有望中小企業に産業通商資源部の産業主要技術R&Dと特許庁IP-R&Dをパッケージで支援し、特許戦略を後続管理した(8つの課題)。

図IV-7 <特許庁IP-R&Dと産業部の産業主要技術のR&D協業プロセス>



第二に、特許庁IP-R&Dで特許基盤R&D課題の技術性・市場性の検討及び課題計画策定後、産業通商資源部の中小・中堅共存イノベーションR&Dを支援した(2つの課題)。

図IV-8 <特許庁IP-R&Dと産業部の中小・中堅共存イノベーションR&D協業プロセス>
【R&D企画段階】 【R&D段階】

区分	支援内容	区分	支援内容
① R&D課題計画策定 (特許庁)	IP-R&Dを通じて、R&D課題の技術性・市場性具体化 (5-6ヵ月、特許庁)	② R&D資金支援 (産業通商資源部)	2年間10億ウォン

第三に、第四次産業分野の創業企業を共同選定し、中小ベンチャー企業部の創業成長技術開発のR&Dと特許庁のIP-R&Dをパッケージに支援し(42の課題)、製品企業の新サービスの創出をサポートするため、中小ベンチャー企業部の製品サービス技術開発のR&D資金とビジネス方法の特許確保のための「製品-サービス融合IP-R&D」をパッケージで支援した

(2つの課題)。

図IV-9<特許庁 IP-R&D と中小ベンチャー企業部創業成長技術開発の R&D 共同事業プロセス>



(2) ワールドクラス 300 プロジェクト (中小ベンチャー企業部)

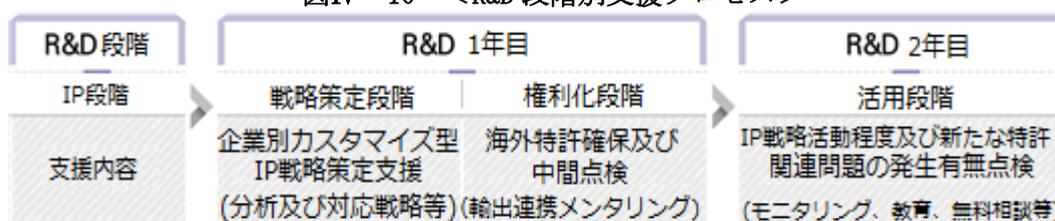
中小ベンチャー企業部は、「世界的な企業を育成するために 2011 年から、成長の潜在力が高い中小企業を支援する「ワールドクラス 300 プロジェクト」¹⁴⁷を推進し、中長期の未来戦略の策定及び源泉技術の開発を支援している。

2019 年には韓国産業技術振興院、韓国特許戦略開発院等の関係機関と協業体系を構築し、企業、特許戦略専門家等の実務体系を構成し、知的財産の政策を支援した。また、既存の IP 戦略支援企業のうち、R&D の年次別に発生する IP 問題に対する知的財産戦略の後続支援の需要を発掘し、需要企業別 R&D または経営環境に適合な支援方法を協議し、6 の課題に対し、特許データアップグレード、中国の模倣製品に対する訴訟準備過程等の IP 問題対応を支援した。これに合わせ、3 つの知的財産実務の IP 教育¹⁴⁸を実施した。

(3) 中小企業の技術イノベーション開発 (中小ベンチャー企業部)

中小企業のグローバル市場進出のための IP 戦略の策定を支援すべく、R&D 段階により、IP 戦略樹立、権利化、IP 活用等、3 段階支援及び全周期の管理を提供している。

図IV-10 <R&D 段階別支援プロセス>



企業担当者の理解度を高めるために IP 課題の責任者及び実務者等の 182 名を対象に、釜山、大田、京畿地域で各 1 回の事前説明会 (2019 年 1 月) を開催し、IP 能力の診断参加

¹⁴⁷ グローバル成長に対する意志と潜在力を備えた中小・中堅企業を世界市場でイノベーション性と成長性を持つヒデウンチャンピオン企業として育成することで、成長エンジンを持続的に拡大し、質の高い雇用を創出するプロジェクト

¹⁴⁸ (2019 年 12 月) グローバル知的財産能力強化教育、(2019 年 4 月 30 日) 圏域別 IP 能力強化教育 (大邱)、(2019 年 5 月 14 日) 圏域別 IP 能力強化教育 (ソウル)

企業の76社を対象に、技術分野別の担当専門PDをマッチングする等のIP能力診断を実施した。これに合わせて、102社を対象に、IP戦略の策定を支援した。一方、2019年にIP-R&D連携支援対象を輸出課題から素材・部品・設備の課題まで拡大推進し、IP問題と密接な分野の企業で恩恵を享受できるように事業体系を改善した。

(4) 創業成長の技術開発事業（中小ベンチャー企業部）

中小ベンチャー企業部は、技術保護に弱い創業企業のアイデアと技術を保護し、成功的な事業化に繋がるよう、創業成長技術開発事業のイノベーション型の創業課題を通じて、R&D（中小企業技術情報振興院）とIP戦略コンサルティング（韓国特許戦略開発院）を同時に支援した。

表IV-16 <創業成長技術開発事業の支援概要>

区分	R&D	IP戦略（IP-R&D）コンサルティング	
		新技術・新産業IP戦略	R&D遂行戦略
支援限度	4億ウォン以内	8,000万ウォン以内	4,800万ウォン以内
支援期間	最大2年	5ヵ月	3ヵ月
政府出資割合	全事業費80%以内		
民間負担割合	総事業費の20%以上負担	総事業費の20%以上負担	

2019年は創業企業の技術イノベーション能力の向上に向けたR&D支援と技術保護及び事業化成功率向上のためのIP戦略等のパッケージ支援を通じて、創業企業の先制的R&D能力の確保及び技術保護戦略の構築により、優秀な技術創業企業の流入及び事業化を促進した。

3) 中小企業のIP・技術保護強化（主要課題8）

(1) 国内における知的財産権保護活動の強化（特許庁）

国内的に損害賠償額を現実化し、処罰を強化し、紛争解決手段の構築を通じて、知的財産の侵害を効果的に根絶することが必要である。それに加え、最近、中国、ASEAN地域等で韓国ブランドの無断盗用及び模倣品のオンライン流通が増加したことを受け、韓国企業の知的財産権の非侵害対応を韓国内の段階から支援することが重要となった。

表IV-17 <不正競争防止法上営業秘密保護関連規定>

区分	既存	改正
秘密管理性の要件	「合理的努力によって秘密として維持された」	「秘密として維持された」
刑事処罰の程度	海外	10年/1億ウォン以下
	国内	15年/15億ウォン以下
刑事処罰の対象行為	5年/5,000万ウォン以下	10年/5億ウォン以下
	1つの類型	5つの類型 (営業秘密返還・削除要求の不応等の4つの類型を追加)

これに特許庁は、特許法、不正競争防止法等の法律改正を通じて、故意的特許侵害及び営業秘密侵害に対する損害賠償額を実際の損害の3倍まで増額する3倍賠償の制度を施行し(2019年7月)、営業秘密侵害犯罪の刑事処罰の対象と処罰の程度を大幅に引き上げた。

また、中小企業を対象に営業秘密の保護事業を推進し、営業秘密保護コンサルティング、紛争法律の諮問、訪問教育、説明会等を実施した。

表IV-18 <中小企業対象営業秘密保護事業推進実績> (2019年)

区分		2019年実績
営業秘密保護コンサルティング (件)		101
紛争初期対応の法律諮問 (件)		30
営業秘密管理システムの普及		101
オン・オフライン相談 (回)		798
教育	訪問教育	60
	定期・深化教育	2
	説明会・セミナー	37
カンファレンス (回)		1

加えて、紛争調停制度及び体系改善のために紛争調停委員会事務局の人員を増やし (1名)、不正競争行為と経営上の営業秘密まで調停対象に含め、仲裁制度の導入のための発明振興法の改正を完了した。

一方、韓国企業の海外オンライン模倣品流通及び商標の先取り被害予防を支援するために商標先取りモニタリングの対象国を拡大し、常時モニタリングを通じて、無断で先取りしたと、疑われる事例を摘発して被害企業に通報し、また、計40社を対象に支援企業別専任人員を配置し、中国におけるオンライン模倣品販売掲示物に対するモニタリングを実施した。

(2) 中小企業の情報化能力強化 (中小ベンチャー企業部)

技術侵害行為から中小企業の行政救済及び法的権利を強化し、技術奪取を予防し、対応制度を設けるために中小ベンチャー企業部は2018年12月に中小企業技術侵害行為に対する行政調査制度を導入し、権利救済の拡大のための法・制度の整備を推進した。

受託・委託の取引において、①懲罰的損害賠償及び、②立証責任緩和の導入、③秘密維持協約の義務化等を導入する「共存協法力」改正¹⁴⁹を推進中であり、ただし、法改正前に大企業及び中小企業が活用できるよう2019年3月に「標準秘密保持協約書」を製作し、まず配布した。

表IV-19 <共存協法力の改正案の主要内容>

①懲罰的損害賠償の導入	・受託・委託取引の関係で、委託企業が受託企業の技術を流用する際に損害額の最大3倍以内の賠償責任を付与
②立証責任の緩和	・被害受託企業が技術流用行為関連事実を立証する際に、該当行為をしていないことを委託企業が負担するようにして受託企業の立証負担を緩和
③秘密保持協約の義務化	・受託企業が委託企業に技術資料を提供する際に提供目的、違反時の賠償等を含めた秘密保持協約締結を義務化

それに加え、2018年12月に中小企業技術の侵害行為に対する行政調査を導入し、専任組織

¹⁴⁹ 「共存協法力」改正案発議 (2018年11月) → 常任委係留中

を構成して申告・受付措置等の事後救済を支援し、2019年6月には行政調査の過程で技術侵害行為判断の諮問のために前・現職知財専門判事、技術審理官等で構成された「技術侵害諮問団」を新設して技術侵害調査進行過程と調査報告書に対する諮問を遂行した。

一方で、技術流出事前予防のためのセキュリティシステム構築支援を2018年64社から2019年55社に拡大し、PC・文書セキュリティソリューション、物理的セキュリティ等の技術流出防止システム構築費用の50%を支援した。

図IV-11 <セキュリティシステム構築支援推体系>



(3) 技術イノベーション基盤造成 (中小ベンチャー企業部)

中小ベンチャー企業部は、中小企業の主要技術の流出及び奪取を事前予防し、被害企業の救済のために相談諮問、認識改善の広報、技術紛争の調停・仲裁、法務支援団等の事業を遂行している。

2019年には秘密保持協約(NDA)締結の必要性に対するポスターを制作し、関係機関に配布し、教育映像等の様々なコンテンツを通じて広報し、中小企業の役職員及び中小企業の技術保護専門人材の育成のためのカスタマイズ型教育課程を73回開設し、5,033名を対象に教育を実施した。

表IV-20 <教育課程の開設回数及び参加人数(2018年～2019年)>

区分	回数(回)		参加人数(名)	
	2018	2019	2018	2019
知的財産戦略の最高位過程(AIP)	2	2	98	102
中小企業の実務能力強化(AMP)	6	6	398	358
大企業-公共機関	39	56	3,630	4,163
在学生(国立工高、大学)	—	6	—	297
創業者の専門教育	2	3	44	113
合計	49	73	4,170	5,033

一方、「共存調整委員会」の設置根拠及び機能、委員構成等を「共存協法力」に明示する改正案を発議(2019年10月)し、調停・仲裁・成立の際に中小ベンチャー企業部の行政調査上の是正勧告手続きを終了することができるよう、「中小企業技術保護法」の改正及び「中小企業技術の侵害行為調査及び是正勧告・公表・運営規定」の制定等の法的根拠を設けた。

(4) 技術流用行為の根絶(公正取引委員会)

公正取引委員会は、技術流用行為を根絶するための制度改善に向けて下請法及び施行令の改正事項を反映し、技術資料第3者「流出」行為を明示的に禁止¹⁵⁰し、技術資料の成立要件としての秘密管理性の要件を緩和¹⁵¹する等の内容で「技術資料の提供要求・流用行為審査指針」を改正した。

また、下請法の書面実態調査の結果を活用し、法律違反の疑いが高い電気電子分野を集中監視業種と選定し、直権調査を実施し、技術流用行為が摘発された企業を対象に是正命令と共に課徴金を賦課し、検察に告発した。技術流用等の下請法違反行為に対する法執行を強化し、2017年以降、下請法上の課徴金賦課金額が増加¹⁵²し、下請法違反に対する是正措置に対する告発件数の割合も全体的に増加¹⁵³した。

一方、自発的共存協力文化拡大のために公正取引協約の効果性を広報し、公正取引及び共存協力模範事例の発表会を開催する等、協約締結及び履行評価を奨励した結果、公正取引協約の締結企業が2018年の306社から2019年の324社まで増加した。

(5) 国家主要技術及び産業技術の保護強化(産業通商資源部)

産業通商資源部は技術奪取等、不正競争行為から中小企業を効果的に保護すべく「産業技術保護法」改正を通じて中小企業の立証責任の負担を緩和し、懲罰的損害賠償を強化した。

まず、国家主要技術及び産業技術流出に対する処罰を強化すべく国家主要技術の悪意的な海外流出に対し「3年以上の懲役と15億ウォン以下の罰金」を併科で処罰するようにし、(第36条①項新設)、産業技術国内流出に対しても既存法律の「7年以下の懲役または7億ウォン以下の罰金」から「10年以下の懲役または10億ウォン以下の罰金」と引き上げた。第二に、故意的に産業技術を侵害した場合、法院が侵害行為に対し最大3倍までの賠償額を決定(第22条の2新設)できるよう改正した。

第三に、合法的に提供を受けた資料の目的外使用を制限し、訴訟の対応力を強化した。訴訟等の合法的に提供を受けた技術資料の目的外使用を禁止行為の類型として新設し(第14条第8号新設)、秘密保持義務を付与(第34条第10号新設)し、違反の際に3年以下の懲役または3億ウォン以下の罰金を賦課するようにした。また、法院が侵害者に資料提出を命ずることができ、訴訟当事者または代理人の秘密保持命令制度を導入した(第22条の3~6新設)。

(6) 捜査技術人員の高度化及び関係機関の協力強化(法務部)

最近、オンライン市場が急成長し、オンライン市場における知的財産の侵害行為が頻発になることを受け、全国28の検察庁の知的財産権の専任検査室と文化体育観光部、特許庁、関税庁、韓国著作権委員会等の関係機関が協力し、オンライン知的財産権の侵害事犯に対

¹⁵⁰ (改正前) 原事業者は取得した技術資料を自己又は第3者のために流用してはならない→(改正後) 原事業者は取得した技術資料を不当に①自己又は第3者のために使用する行為、②第3者に提供する行為をしてはならない。

¹⁵¹ 技術資料として保護されるために必要な秘密保持・管理水準が「相当な努力」から「合理的努力」と緩和されたことにより、これを反映し、保護される技術資料の範囲を拡大

¹⁵² 課徴金賦課金額：2017年(96億1,500万ウォン)→2018年(110億ウォン)→2019年12月(262億1,300万ウォン)

¹⁵³ 是正措置対比告発件数：2017年(8.8%)→2018年(15.2%)→2019年(13.2%)

し持続的に取締りを実施した。それに加え、法務部は先端・巧妙化している知的財産権侵害事犯に効果的に対応すべく関係機関と懇談会、セミナー、ワークショップ等を通じて、情報交流及び共助捜査体系を構築し、法務研修院を通じて、捜査（取締り）人員の専門性強化のための教育体系を確立した。

2019年商標法、不正競争防止法、著作権法等の知的財産関連法律に基づいた知的財産侵害取締りは、計2万7,357件（3万9,510名）であり、そのうち、著作権法による取り締まりが、1万1,664件（1万5,831名）で最も多かった。

表IV-21 <2019年度知的財産侵害の取締り>

	総計		商標法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律		著作権法		（ゲーム産業、映画及びビデオ、音楽産業）振興法		デザイン法、特許法、実用新案法	
	件	名	件	名	件	名	件	名	件	名
取締	2万7,357	3万9,510	5,255	7,202	1万1,664	1万5,831	1万102	1万5,840	336	637
逮捕	162	214	14	17	3	7	145	190	0	0

知的財産専門検事コミュニティ（2019年6月28日）を開催し、全国庁の検事及び捜査官を対象に交流活動を遂行し、検察庁、特許審判院、大学等を対象に特許訴訟実務研究会（2019年9月18日）を開催した。また、捜査（取締り）人員の専門性強化に向けての特別司法警察捜査実務教育を39回実施した。

一方、法務部-世界知的所有権機関（WIPO）で共同セミナー（2019年9月27日）を開催し、知的財産権の侵害犯罪の捜査及び起訴、韓国での知的財産権の刑事執行等に対する議論を行った。

3 韓国における知的財産グローバル進出支援の強化（戦略3）

1) 海外進出企業に対する知的財産活動の支援強化（主要課題9）

(1) 知的財産権の保護強化支援（関税庁）

関税庁は海外市場において韓国企業の製品に対する模倣品の増加により国産ブランドイメージ下落及び売上減少等、企業被害の増加に積極対応すべく通関段階から知財権侵害物品に対する取締りを強化し、規定の整備を通じた効率的な保護基盤を造成するために努力した。

第一に、知的財産権侵害物品の搬入及び流通遮断の取締りを強化した。火災予防のための偽造電気用品の特別取締り（2018年12月～2019年1月）及び文化体育観光部と模倣キャラクター玩具類等に対する合同取締り（2019年7～8月）を実施し、警察庁と共助を通じて中国発バイアグラの偽物の密輸入組織を摘発（2019年10月）した。

第二に、知的財産権保護のための国内外における共助及び情報交流を実施した。日中韓関税庁長会議及び知的財産権の実務者会議の合意によるFake Zero Projectの一環として3カ国間の知的財産権侵害摘発情報を交換し、文化体育観光部、郵政本部等関係機関と情報交流を強化し、知財権侵害物品に対する合同取締りを実施した。

第三に、手続きの改善及び規定整備を通じた効率的な知的財産権保護基盤を造成した。

「知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」の改正¹⁵⁴を通じて税関知財権保護申告提出書類及び有効期間関連規制を緩和し申告率を引き上げる一方、保護申告の適正性に対する税関場審査対象を拡大し、検査選別の登録要請規定を新設した。

第四に、海外進出企業を対象に知的財産権保護支援を強化した。社団法人貿易関連知的財産権保護協会、特許庁と共同で韓国及び海外主要国の知的財産権申告方法等を案内する海外税関知的財産権申告説明会を開催し、海外税関の知的財産権申告登録マニュアルを発刊し中国等の20カ国の申告方法、税関知財権保護手続き等の情報を提供した。

表IV-22 <税関における知財権申告件数（2019年12月累計）>

商標権	著作権	地理的表示権	品種保護権	特許権	デザイン権	計
7,794件	2万7,289件	11件	0件	49件	72件	3万5,215件

(2) 海外知的財産権の保護活動強化（特許庁）

特許庁は海外に進出した中小・中堅企業を対象に海外現地での権利確保・侵害等を支援すべく大韓貿易投資振興公社（KOTRA）と協力し、海外知的財産センター（IP-DESK）を設置・運営中である。IP-DESKは知財権出願、侵害調査等の費用を一部支援しており、相談等の法律サービスを無償で提供する。

図IV-12 <IP-DESKの現状>



2019年3月、韓国企業の商標出願が多く、中国で生産された模倣品の流通網の役割を果たす香港にIP-DESKを新たに開所し、IP-DESK未設置地域である東南アジア（ホーチミン）、北米（LA）、中南米（メキシコ）等で圏域別におけるIP担当者のワークショップを開催し、IP-DESKが無い貿易館職員対象の知財権教育を実施した。2019年1年間（11月基準）8カ国に設置された15のIP-DESKを通じて知財権相談（8,111件）、出願支援（1,169件）、紛争対応（23件）、セミナー及び説明会（58件）、移動式IP-DESK運営（95件）等を提供した。

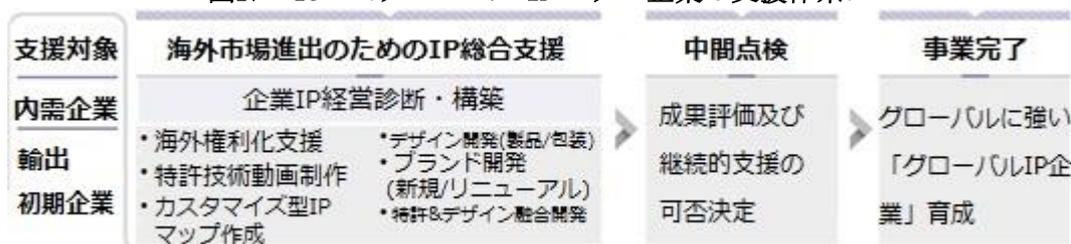
¹⁵⁴ 保護対象6つの権利の申告時に侵害可能な輸出入者の侵害資料の提出義務化 → 該当する場合のみ提出、②税関申告有効期間3年 → 10年に拡大

この他にも外国政府との協力を通じて、海外消費者に韓国企業と誤認を引き起こす韓流便乗企業に対する大々的な取締りを誘導し、タイの税関は ARCOVA に対する取締りを行い約 30 品目に対し、約 1 万 8,000 点の物品（約 8,000 万ウォン相当）を押収した。

(3) 知的財産の創出支援（特許庁）

特許庁は中小企業の知的財産創出促進を通じて、知的財産の能力を強化すべく地域知的財産センターを通じて、中小企業の IP 直ぐ支援サービス及びグローバル IP スター企業の育成事業を実施した。

図IV-13 <グローバル IP スター企業の支援体系>



2019 年全国 23 の地域知識財産センターの知的財産コンサルタントは中小企業の IP 隘路事項を常に発掘・受付し、相談・コンサルティング、IP 課題支援¹⁵⁵等を実施し、地域特化・戦略産業群を中心に輸出有望中小企業をグローバル IP スター企業¹⁵⁶として選定・支援し、需要基盤政策¹⁵⁷を講じた。

グローバル IP スター企業を発掘し、海外権利化等の IP 総合支援サービスを提供した結果、2018 年の場合、受惠企業の輸出額と輸出国の数がそれぞれ 8.2%、11.4%増加し、43 の未輸出企業のうち、23 社（60%）が新たに輸出を開始した。また、IP 総合支援を行ったグローバル IP スター企業は、一般製造中小企業に比べ、売上高・輸出額・雇用規模の面で高い成長の勢い¹⁵⁸を見せた。

表IV-23<2018年グローバルIPスター企業（新規選定）の支援前後における主要輸出成果>

区分	輸出額	輸出国の数	新規輸出の企業数
2017年	1兆2,976億ウォン	1,648カ国	43社未輸出
2018年	1兆4,039億ウォン (8.2%増加)	1,835カ国 (11.4%増加)	23社 (43社の60%)

一方、2016年「知的財産経営認証」制度の導入以降、認証企業数は持続的に増加し、2019年計537社（累積）を記録した。

¹⁵⁵ 中小企業 IP 直ぐ支援（件）（2018年）1,292 → （2019年）1,471

¹⁵⁶ グローバル IP スター企業数（社）：（2018年）510 → （2019年）570

¹⁵⁷ 海外出願支援制度の改善、デザイン・ブランドの融合新規課題の支援、補助金の不正受領等に対するオンライン上の内部申告システム構築等

¹⁵⁸ グローバル IP スター企業の3年（2015～2017年）平均（中小製造企業の平均増加率）：売上規模増加率9.7%（4.2%）、輸出規模増加率9.5%（-0.7%）、雇用規模増加率7.7%（-0.4%）

表IV-24 <知的財産の経営認証企業の現状>

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	合計(累積)
認証企業数	53社	150社	180社	154社	537社

(4) マルチ経済外交の推進及び経済協力の強化 (外交部)

外交部は海外知財権侵害対応のための在外公館の支援活性化に向けて、海外知財権保護支援事業を通じて現地に進出している韓国企業を対象に知財権説明会を開催した。また、知財権法令説明会、企業懇談会等を開催し、在外公館の役割を広報し、知財権紛争や侵害発生時に迅速に対応するため、駐在国政府機関に措置要求及び訴訟参観等の対応を支援している。

2019年、駐中国大使館（108回）、駐ジュネーブ代表部（86回）等の主要公館は高級紛争情報の収集のために現地政府機関及び官僚、WIPO等と面談を行い、駐ジュネーブ代表部（175件）、駐日本大使館（124件）等は国別知財権関連の政策動向及び事例モニタリングを実施した。

また、韓国製品の模倣企業に対する対応活動を支援し、代表的には駐中国大使館は、中国市場監督管理総局と韓国製品を模倣した中国企業に対する制裁を協議し、韓国製品を模倣した韓国法人の抹消の現状を伝え、駐カナダ大使館等はカナダ全域におけるMUMUSO売り場の運営実態を調査し、KOTRAと協業し、駐在国の法律違反の可否を検討した。

この他にも、侵害発生に対する相談を行い、書簡発送、差押え、訴訟等を支援した。

表IV-25 <主要公館の知財権侵害相談及び解決実績>

主要公館	実績件数	主要実績
駐中国（大使館）	84	<ul style="list-style-type: none"> ・CJ CGV 特許侵害訴訟の支援（勝訴） ・高麗紅参の団体表彰の登録支援 ・ジェントルモンスター商標訴訟の弁論傍聴及び北京知財権法院への書簡発送 ・SPC パリバケットの商標紛争相談及び訴訟支援
駐日本（大使館）	46	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿所在企業の技術流出被害の対応支援 ・食品企業を対象に食品を知財権で保護を受けられる方策を説明 ・日本駐在B企業代表に不使用取消審判について説明 ・兵庫県進出企業にデザイン登録と商標登録要件について案内
駐米国（大使館）	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン韓人発明家協会の支援相談 ・ファストジェネリック業界で米国進出時に知財権保護案の相談 ・イーベイ活用の零細販売業者の知財権侵害訴訟に対し、LA IP-Desk と連携し、対応支援 ・ボストン進出希望スタートアップを対象に米国内知財権現状の点検及び法律サービス支援
駐広州（総領事館）	16	<ul style="list-style-type: none"> ・広東省進出企業を対象に半不正正当法の内容及び対応案の案内

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 深センハイテク技術博覧会の参加企業を対象に知財権侵害予防案の案内 ・ 商標権及びデザイン権の被侵害を受けた韓国企業（株Spigen KOREA）の知財権保護のために深セン海関を訪問して差し押さえ措置
--	--	--

(5) 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置（産業通商資源部）

産業通商資源部は韓国企業の被害救済機会の拡大、貿易委員会の是正措置の実効性の引上げのための「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」の改正（2019年12月10日、一部改正）を推進した。改正法は知財権保護の拡大、暫定措置関連検疫保護等の以下の内容を含む。

第一に、その他の法で保護されている権利を不公正貿易行為の対象に追加することで、知的財産権関連不公正貿易に対する保護範囲を拡大した。

第二に、不公正貿易行為の調査申請期間について実際に知財権侵害被害期間を考慮し拡大¹⁵⁹することで、貿易救済の機会及び実質的な被害救済を拡大しようとした。

第三に、暫定措置の内容と効力期間、手続き等を具体化し、規定することで制度ユーザーの予測可能性を引き上げた。

最後に暫定措置の処分に対し、異議申立てが可能になるよう規定を新設し、担保を損害賠償に活用できるよう委任規定を新設した。暫定措置は最終判定の前に、輸出入等の営業活動を事実上、中止させる措置として相当な影響を与えられる事案であるため、施行前の意見開陳ができるよう異議申立て規定を新設し、合理的な制度運営になるよう、暫定措置施行後に最終嫌疑なし判定時の、被害を受けた被申請人が対応できる手続きを設け、権利救済の衡平性の向上を推進した。

2) 韓流コンテンツの海外進出の拡大強化（主要課題10）

(1) 文化コンテンツの国際協力及び輸出基盤造成（文化体育観光部）

文化体育観光部は新規市場の開拓及び政府・民間協力強化を通じてコンテンツ海外進出及び韓流拡大を持続的に図っている。中南米・東南アジア等の新興市場の進出のために産業通商資源部等の関係部処と協力し、韓流博覧会（タイ・ドバイ、2回）を開催し、分野別コンテンツ展示マーケットの参加を支援し、コンテンツ海外進出の官民協力ネットワークの運営及び政府間協力チャンネルの運営を通じて友好的な輸出環境の造成のために努めた。

加えて、4カ国（中国、フィリピン、タイ、タンザニア）を対象に文化コンテンツ享有インフラを設置し、韓流スターの才能寄付を通じた文化芸術教育を実施し、コンテンツ振興院の輸出マーケティングプラットフォーム（ウェルコン）と連携し、海外動向の情報を提供することで海外進出企業のマーケティングを支援した。

2019年「K-コンテンツエキスポ」は前年度の2つの圏域（東南アジア、中南米、91社参

¹⁵⁹（現行）不公正貿易行為があった日から1年以内に調査申請 →（改正）2年以内

加) から5つの圏域(中南米、東南アジア、中東、ユーラシア、北米、214社参加)まで拡大し、海外進出の機会を提供した。また、2019年の韓流によるコンテンツ輸出額は61億2,400万ドル(目標対比3.1%超過)となり、海外の韓流消費層の拡大のための韓流受容性の向上と韓流マーケティングを活用した友好的な輸出環境の造成を通じたコンテンツ輸出増加に寄与したことが分かった。

(2) WIPO 信託基金支援(文化体育観光部)

文化体育観光部は世界知的所有権機構(WIPO)に信託基金を出資し、著作権分野の発展を支援し、韓流進出国内の著作権保護認識の改善及び能力強化事業を実施した。同事業は著作権の認識向上事業、著作権の管理及び保護能力向上事業、著作権制度の先進化及び国際著作権の規範広報、著作権関連国際紛争解決の支援等で区分され、毎年7月1日から翌年の6月30日まで事業が施行される。

2019年にはアジア・太平洋地域、中東、南米、アフリカ等の主な韓流進出有望国を対象にセミナー、ワークショップ、集中管理団体の運営改善、著作権法の制定支援等の多様な事業を実施し、現地国民の認識向上及び著作権政策担当者の著作権保護能力を強化し、著作権制度を先進化し、現地の著作権環境を改善した。

また、世界各地に進出した韓国コンテンツの著作権保護を強化し、合法的な利用増加を図り、健康な韓流コンテンツ流通基盤を構築し、調停人の共同研修、アジア出版人のメンタリング事業、国際著作権保護人材のワークショップ等を通じて行政公務員、司法公務員(判事・検事)等の著作権関連国の官僚、関連団体の関係者が韓国を訪問し、韓国の著作権体系に対する認識を向上させた。

表IV-26 <WIPO 信託基金支援事業の日程及び主要内容>

日程	主要内容
韓国著作権関係機関の訪問研修(11月)	韓国著作権の現状及び法律体系、国際著作権の調停動向及び問題、信託管理団体の現状及び活動等の教育
著作権保護人材のワークショップ(3月)	著作権産業、保護、執行関連法規、政策、制度等の著作権執行部門教育の進行及び該当主題の国際的問題、協力案等の議論
著作権調停人材ワークショップ(共同研修)開催(5月)	著作権・コンテンツ部門国内における調停人材間の経験共有及び国際調停能力強化のための世界知的所有権機構との協力案等の議論
著作権小地域会議の開催(5月)	韓国・中国・ロシア・モンゴル4カ国の著作権関連制度等の議論
国家信託管理団体(CMO)設立支援	カンボジア、ミャンマー、モンゴル対象の信託管理団体の設立及び強化支援
途上国出版人の研修(メンタリング)事業施行(9月)	韓国出版社の途上国対象の経験共有及び教育提供
国際著作権・コンテンツ紛争相談所・広報説明会(5月、10月/釜山)	国際著作権・コンテンツ関連紛争相談所の運営、調停人等の実際相談の進行

3) 国際協力を通じた知的財産権の保護（主要課題 11）

(1) 国際知的財産の共有（特許庁）

特許庁は韓国企業の進出が拡大される新興国・途上国を対象に、韓国の IP 行政サービスを普及し、知財権能力強化を支援し、韓国・企業に対する友好的な環境を構築すべく、国政課題¹⁶⁰及び知識財産基本法¹⁶¹に基づき、中東国家、新南方国家等を中心に韓国の知的財産行政サービスの輸出を拡大している。

2019 年には韓国特許庁-サウジの知財権庁間の ActionPlan 策定（1 月）を基に 3 月に庁長会談、6 月に大統領臨席の下の MOU を通じて総額 600 万ドル規模の行政サービスの輸出契約を達成し、11 名の専門家を派遣した。UAE とは 2019 年に、2 回の庁長会談及び MOU 締結（2 月・6 月）を通じて審査代行の規模及び範囲を拡大し、情報システム開発、現地審査官の能力開発事業を行った。また、イランを対象にした KSP 事業を通じて知財権制度の先進化のためのコンサルティングを提供した。

また、ASEAN 諸国を対象に韓国の特許制度及びシステムの現地進出も活発に行われた 2019 年 11 月、韓国-ASEAN-庁長会談を初めて韓国で開催し、カンボジアに知財権コンサルティングを支援し、これを基にカンボジアと特許認定協力 MOU を締結し、韓国企業の国内特許が現地で審査なしに自動で効力が認められるようにした。

(2) 審査品質向上のための主要国間審査共助の強化（特許庁）

同一発明が複数の国に出願される件数が増加することを受け、審査品質の向上及び重複業務防止のための国家間審査共助の強化が、より重要になった。これに特許庁は主要国と特許共同審査（CSP）¹⁶²を持続的に拡大し、IP5 特許庁間で施行されている PCT 協力審査（CS&E）関連電算システム、協力方式等の実務的運営体系の改善を議論し、新興国と特許審査ハイウェイ（PPH）¹⁶³施行を拡大推進している。

2019 年にはユーラシア特許庁（2019 年 1 月 1 日）、ペルー（2019 年 1 月 6 日）、ベトナム（2019 年 6 月 1 日）、サウジアラビア（2019 年 7 月 1 日）等と PPH を拡大施行し、英国と CSP 手続きを合意し、手続きの詳細及び情報共有方式等に関する議論を持続した。また、IP5 各庁の PCTCS&E の運営現状及び統計資料を点検・共有し、定期事業として安着するために手数料の算定及び伝達システムに関して議論した。

(3) 世界知的所有権機構（WIPO）への参加拡大及び地域事務所の誘致（外交部）

外交部は IP5 強国として、韓-WIPO 協力強化のために WIPO 内の議論に積極参加し、韓国 WIPO 地域事務所の誘致を推進することで、知財権関連国際イニシアチブを主導しようと努力している。

¹⁶⁰ 国政課題 99（国益を増進する経済外交及び開発協力強化）

¹⁶¹ 知識財産基本法第 37 条（開発途上国に対する支援）政府は開発途上国の貧困退治、経済成長及び文化発展に寄与すべく、開発途上国の知的財産創出・活用を高めることに必要な支援を行える。

¹⁶² 二つの国に同一発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術の文献情報を共有し審査結果の正確性・一貫性を高める制度（2015 年 9 月から米国と施行）

¹⁶³ 第 1 国で特許が可能であるとの審査結果を受けた場合、第 2 国にその結果を提出し、優先審査の申請が可能となる制度（33 ヶ国、2019 年）

2019年にはジュネーブ代表部を中心にWIPO主要会議に27回参加し、外交部本部-在外公館-特許庁及び文化体育観光部等の関係機関間の協力体系を構築し、情報共有を強化した。また、WIPO地域事務所の誘致と関連し誘致国の選定方式に対する決定等、会員国間の意見対立状況が持続される状況で2019年は駐ジュネーブ韓国代表部WIPO内での地域グループ間、両者間協議及び共助活動に主力した。

加えて、2020年3月に予定されている次期WIPO事務総長の選挙はWIPO地域事務所の誘致、WIPO内の韓国人進出等の韓-WIPO協力において韓国の中核利益の達成に重大な影響を与えると判断し、選挙動向の把握及び戦略策定に主力した。特に、駐ジュネーブ(票)を始め、関連公館を通じて選挙動向を迅速に入手し、2019年12月から特許庁、文化体育観光部等の関係機関と対応戦略の策定のために協業した。

4) 生物遺伝資源の確保及び国際規範の対応（主要課題12）

(1) 国家生物資源総合インベントリーの構築（環境部）

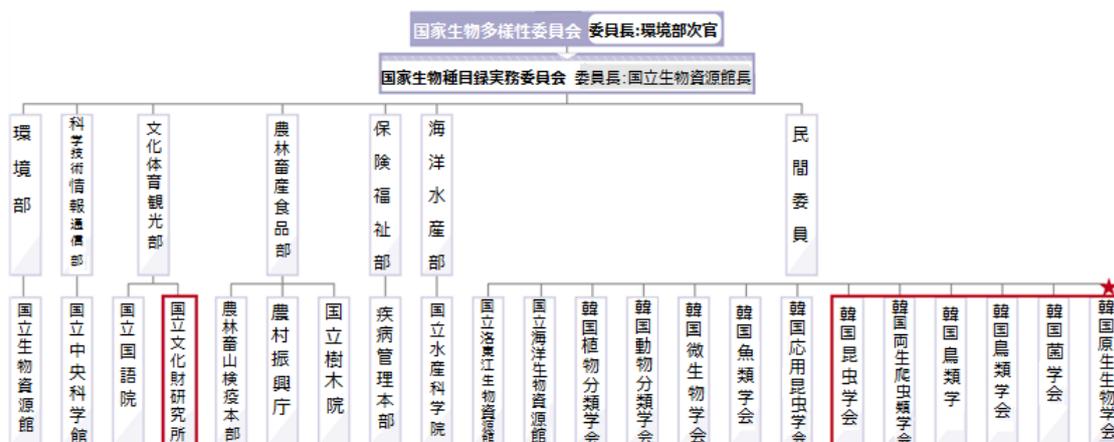
生物多様性協約の締結及び名古屋議定書の発効により各国は生物資源に対する権利を強化し、韓国も国家生物主権を確立し、生物資源の利用・管理基盤の構築のために朝鮮半島に生食する生物資源の目録を科学的に整理し、生物種の証拠資料である確証標本の情報を確保することが必要である。これに環境部は自生生物に対する調査及び発掘を持続的に推進し、国外専門家の活用及び人材育成等に努めている。

2019年には生物主権の確立及び生物資源の利用・管理基盤構築のための国家生物種目録1,801種（累計5万2,628種）を構築し、生物に関連する国内8つの学会と共同で国家生物種目録集を発刊した。国家生物種目録は6つの部処、11の団体に構成され、「国家生物種目録の実務委員会」を通じて各部処別及び学会の意見を収斂し、標準化できるよう実効性を強化した。また、2019年11月に北朝鮮の生物種情報が収録された文献情報を通じて「北朝鮮地域の無脊椎動物（昆虫を除く）」を発刊した。

加えて、ロシア科学アカデミー、中国科学院、リトアニアヴィルニウス大学等の海外専門家8名を活用し、朝鮮半島の自生蘚苔類、藪蚊科、土壌性節足動物等の未開拓分類群に対する戦略的調査を実施した。

これに加え、2019年12月12日に6つの部処、11の団体に構成された「国家生物種目録実務委員会」を開催し、国家生物多様性の保全政策の実効性を強化した。

図IV-14 <国家生物種目録実務委員会の組織図>



※★は、2019年に新規追加された機関・団体

(2) 生物資源の国際協力事業（環境部）

環境部は海外生物資源の持続可能な利用と国内バイオ産業界を支援するために海外生物資源の共同研究及び国際協力体系の構築を推進しており、東南アジア、アフリカ、太平洋地域の生物資源調査を通じて流用生物の素材を確保した。

2019年1月15日、韓国ーロシア生物資源協力のために「ロシアコマロフ植物研究所」と共同研究合意覚書（MOA）を締結し、2019年12月3日に韓国ータンザニア生物多様性協力のために「タンザニア野生動物研究所」と共同研究合意覚書（MOA）を締結し、シンポジウム開催及び図鑑寄付等の共同研究の結果共有を通じて友好的な協力関係を構築した。

加えて、有用生物資源の効能を検証し、タンザニア、カンボジア等の協力国と共同特許出願を通じて安定的な生物資源の確保に努めた。協力国と共同で有用生物素材（200種）の有用性探索の結果、抗菌、脱帽抑制、美白等の特許4件を出願し、生物資源の協力のためにカンボジアの農林部と次官会談を開催し、第1号の野生植物（*Dipterocarpus intricatus*）活用の利益共有に関する協約を締結した。

一方、第1回韓国ーメコン首脳会談（11月26日から29日、釜山）の成果事業として、「韓国ーメコン生物多様性センター」の設立事業を選定し、韓国ーメコン生物多様性センター設立のための韓国ーミャンマー生物資源協力の長官会談を開催した。

(3) 名古屋議定書対応に対する韓国内ユーザーの認識向上（環境部）

遺伝資源法の施行は国民の便益の保護に直結されるが、国民向けの認知及び産業界の対応能力は足りず、海外生物資源の依存度が高い国内バイオ産業界の対応のための認識向上が必要である。これに環境部は国内外遺伝資源のアプローチ・利用等に関する情報を取りまとめ、情報を集約の上、提供しつつ、バイオ産業界及び中小企業を対象にコンサルティング、実務対応等を提供している。

2019年3月、韓国国内における生物資源の利益共有ガイドラインを配布し、部処別国外搬出の承認情報の集約、申告処理現状の通知等の電子的行政管理システムを改善した。オン

ラインを通じたインドネシア等の主な当事国¹⁶⁴の ABS 規制手続き、関連政策等の海外最新情報を分析し提供した。

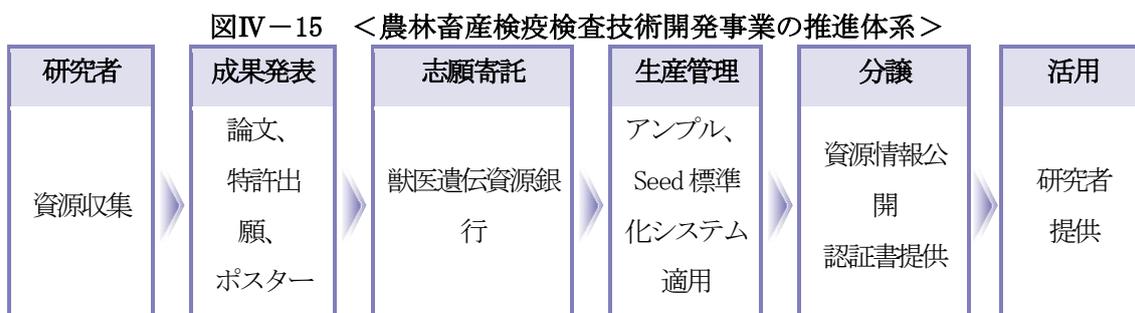
また、2019 年 4 月に対応支援のための関係部処合同法律支援団を発足し、部処共同業務協約を締結した。法律支援団は、海外法令及び規制要件の履行、国際紛争対応、特許等の知的財産権保護、利益共有交渉等の ABS 分野関連諮問を遂行した。これに加え、中小企業を中心に企業カスタマイズ型 ABS コンサルティング（47 回）を実施し、教材開発・普及及び実務対応人材育成プログラムを運営した。

この他にも、国外搬出制度等の遺伝資源管理の死角地帯の解消及び効率的管理のための制度改善案を講じた。

（4）農林畜産検疫検査の技術開発事業（農林畜産食品部）

農林畜産食品部は、獣医遺伝資源の体系的な収集・保存のために検疫本部遂行課題の研究成果として病原体及び非病原体の遺伝資源を持続的に寄託し、市・道防疫機関及び関連機関の国内分離及び保有家畜伝染病の病原体の寄託を推進した。また、遺伝資源情報及び評価マニュアルを作成し、国家研究開発事業の産物寄託に対する持続的な広報を通じて非病原体遺伝資源の収集を励ました。2019 年には 558 点の遺伝資源を追加で保有することで、目標量（300 点）対比 86%を超過達成した。

加えて、獣医遺伝資源の利用活性化のために管理システムの便利化を推進した。獣医遺伝資源活用のための管理システム（KVCC）¹⁶⁵を運営し、NTIS、KAHIS と獣医遺伝資源銀行情報の連動を通じた国民の遺伝資源情報検索及び寄託の利便性強化を通じて活用度を引き上げた。また、遺伝資源情報及び管理標準マニュアルの普及を通じて被分譲機関の品質管理標準化を促進した。



（5）海洋生物資源館の運営（海洋水産部）

海洋水産部は「国立海洋生物資源館の設立及び運営に関する法律」及び「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」による海洋生命資源の国家責任機関として、海洋生物資源の調査・収集・保存・利用、展示・教育等の体系的な遂行を通じた資源主権を強化する役割を遂行する。

¹⁶⁴ 2018 年 26 カ国→2019 年 49 カ国に拡大

¹⁶⁵ KVCC(Korean Veterinary Culture Collection)運営を通じて、国民の遺伝資源情報の検索及び寄託の利便性を提供し、資源需要に対応

2019年にはBBNJ第3次政府間会議に参加し空海上の海洋遺伝資源のアクセス規制の設定に伴うIP開発による行政的・経済的費用の負担を最小化するために積極的に対応した。国内的にはグローバルIP政策環境変化の統合的モニタリング及び適時対応のための学際的専門家ネットワーク体制を構築し、産・学・研専門家セミナーを行った。代表的に名古屋議定書、BBNJ、WIPO等国際会議で多岐にわたって議論が行われる国際IP政策環境変化に対する統合的なモニタリング、共同対応のために国立海洋生物資源館と韓国知識財産研究院間の業務協約を締結した。

これに加え、BBNJ協定及び関連国際協約等が国内の利害関係者に与える波及効果に対する認知度を向上させるために国内利害関係者の懇談会（2019年9月30日）を開催し、政策パネルの意見収斂及びBBNJの設問調査を通じて空海上活動及び技術水準を調査し、BBNJ規制導入時における強みと弱みを分析する等対応案を模索した。

5) 新品種事業化の促進及び品種保護制度運営の効率化（主要課題13）

(1) 品種審査及び栽培試験（農林畜産食品部）

農林畜産食品部は種子の事業化を促進し、品種保護に向けた出願人の利便性を向上させるために多様な事業を推進している。

第一に、民間育種家への支援及び品種保護を強化した。民間育種家協議会の運営を支援し、民間育種家の育成品種の広報を支援する等の育種の裾野拡大を促進し、海外品種出願強化のための海外品種展示圃場¹⁶⁶を運営するなどの広報を支援した。また、韓国の優秀品種賞大会を開催し、新品種育種意欲を掻き立て、国際植物新品種保護同盟（UPOV）等の国際機構と協力及び国際交流を強化した。加えて、新品種開発費（28品種/1億1,200万ウォン）、特殊検定費（28品種/1億1,200万ウォン）等を支援した。このような支援を通じて、全体出願品種に比べ、民間育種家の育成品種の実用化率（商業化率）も持続的に増加¹⁶⁷し、2019年には75.3%を記録した。

第二に、品種保護制度の運営機関間協力を強化し、品種保護制度を整備した。品種保護審査効率のために2回にわたっての関係機関の審査官合同会議を通じて、計21件の案件を協議し、新規作物の出願に備えた特性調査基準（TG）を制定・改定した。加えて、品種保護制度の基盤強化のために「審査官の合同審議会運用要領」、「種子試料の提出基準¹⁶⁸」、「品種保護出願品種の審査要領」、「品種名称出願・審査要領」等、4件を改正した。このように審査規定の改正を通じて、審査期間が短縮され、より迅速かつ効率的な品種保護が可能となった。

第三に、侵害事件の迅速捜査及びDNA検定技術の活用を通じて、品種保護権を強化した。特別司法警察の拡大¹⁶⁹による侵害紛争の受付の際に迅速な対応力を強化し、流通品種に対するDNA DBを構築し、これを出願品種の審査¹⁷⁰、品種保護登録品種の特性維持の義務確認

¹⁶⁶ 海外現地の品種展示圃場の年度別参加企業数（品種数）：（2011年）19社（171品種）→（2012年）18（184）→（2013年）17（200）→（2014年）18（164）→（2015年）27（237）→（2016年）32（364）→（2017年）41（395）→（2018年）44（554）→（2019年）43（540）

¹⁶⁷ 実用化率：（2012年）58.7%→（2017年）67.4→（2018年）69.4→（2019年）75.3

¹⁶⁸ 品種保護及び生産輸入販売申告の試験用、保管用の提出量の全般的減縮、提出基準を重さと立数の基準で並行し、選択権を与えることで便宜性が増大

¹⁶⁹ 特司警の増員推移：（2010年）2名（一つの課）→（2017年）10名（8名、4つ支援に拡大）

¹⁷⁰ （2012）422→（2013）375→（2014）271→（2015）215→（2016）328→（2017）283→（2018）410品種→（2019）248

¹⁷¹等に活用することで品種保護の効率性を引き上げた。

(2) 山林品種保護・菜種院管理（農食品部）

①海外生物資源確保等のための国際協力強化

農林畜産食品部は国際基準の特性調査要領の開発に対する情報収集及び動向を把握し、韓国の山林植物に対する特性調査要領作成及び出願品種の栽培試験等に活用した。加えて、特性調査要領の改正及び改正予定である作物に対する標準品種を含む等、UPOV 基準の特性調査要領の作成等の主要なイシューに対する韓国の意見を提示した。

一方、UPOV 等の国際会議¹⁷²の日程に沿って計画を策定した上、参加をし、分科別議論対象である作物別標準品種の試料事前準備及び審査基準手続きの改正に参加した。

②植物及び海洋水産の新品種開発支援強化

山林分野の品種保護制度は農業分野より、10 数年遅れた 2008 年から始まり、国民の認識が足りず、山林作物特性上の研究資料、育種人材等の育種基盤が弱い。これに農林畜産食品部は現場訪問コンサルティングと説明会開催、山林食物新品種の開発資源等を通じて新品種育種の裾野拡大及び出願活性化を促進する。

2019 年には山林品種の育種家及び団体、機関等と持続的な連絡を通じて、出願予定の品種に対する常時モニタリング（2019 年 1 月 4 日～4 月 4 日）を実施し、山林新品種の開発協議会（2019 年 1 月 4 日）、山林新品種の育成技術教育（2019 年 3 月 4 日）、山林新品種解説集の発刊（2019 年 3 月 4 日）、山林植物の品種保護説明会（2019 年 4 月 4 日）の開催を通じて、山林新品種育成及び品種保護出願のための情報を提供した。このような支援により、2019 年に出願された 48 品種のうち、32 品種が技術支援及び現場コンサルティング等の支援を受けて出願され、2018 年に比べ品種保護説明会の参加者数は 110 名となり、2018 年(89 名)に比べ 23%増加した。

③品種保護制度運営の効率化及び審査体系の改善

国内山林植物の新品種保護制度運営の効率化及び審査体系の改善のために農林畜産食品部は新規山林食物特性調査要領 18 種¹⁷³を制定し、新規制定された特性調査要領を審査過程に適用し、審査体系を改善した。

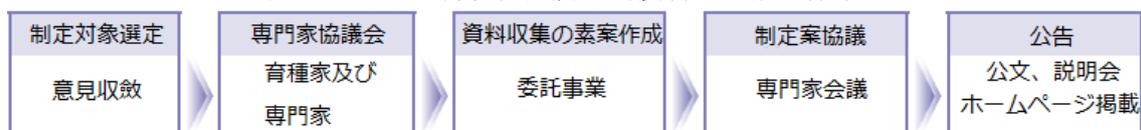
品種

¹⁷¹ (2013)唐辛子 153 品種、豆 121 品種→ (2014) 白菜 64→ (2015) 唐辛子 1、豆 2、大根 58、麦 48→ (2016) 大根 7、キュウリ 50、麦 18→ (2017) 大根 8、白菜 7→ (2018) (88 品種) スイカ 38、レタス 47、麦、大根 2、メロン 1→ (2019) スイカ 2、トウモロコシ 63

¹⁷² 果樹分科会議 (TWF)、管状種分化会議 (TWO)、東アジア品種保護フォーラム (EAPVP) 等

¹⁷³ 出願需要があるか、または出願が予想される山林植物 (オタカラコウ、ウラジロガシ等) を主に選定し、委託事業を通じて、特性調査要領を制定。

図IV-16 <新規特性調査要領制定の推進体系>



④品種保護の侵害予防及び対応強化

特別司法警察の36回にわたっての流通取締りを通じて、134件(5億5,900万ウォン相当)の不正流通を摘発(司法処理10件、行政処分124件)し、輸入種子の輸入適応性試験(39件)、輸入要件の確認(1,644件)及び実態調査を通じて、品種保護の侵害を予防し、流通取締り及び司法処理を強化した。

加えて、品種及び個体固有のDNA指紋作成のためのmicrosatellite表紙を開発し、内部開発及びすでに開発された多様なmicrosatellite DNA表紙を利用し、再現性があり、また、識別力が高い品種別固有DNA指紋情報を確保する等、山林生命資源の識別技術を開発した。

⑤生物・遺伝資源の保存・管理体系の強化

個体目、DNA、D種子等の30万5,900点の保存を通じて、体系的管理及び育種基盤を構築し、山林生命資源の管理機関を10カ所に拡大し、運営を強化した。加えて、檜種子等、計12件191点を分譲し、分譲資源に対する利用結果のモニタリングを実施した。また、自生種の山林資源3,960点を確保し、山林生命資源の遺伝体銀行16種1,568点を構築し、山林生命資源保存、特性評価結果のウェブ基盤DB構築(351万点)等を通じて、山林生命資源利用活性化を図った。

(3) 養殖水産物の戦略品目育成(海洋水産部)

2012年から品種保護対象の作物が全作物に拡大されたことにより、水産分野の品種保護制度の効率的な運営のための対応が必要となった。これに海洋水産部は品種保護基盤強化に向けて審査体系の改善及び専門性を高め、品種確認マーカーを開発し、水産種子の流通管理を実施した。

2019年には水産植物特性調査要領(TG)の最終案を講じ、既存品種特性調査(韓国産Porphyra yezoensis Ueda5品種)を実施した。また、海苔の品種確認マーカーを開発し、海苔の出願品種の遺伝子分析及び遺伝子DBを構築する一方で、海苔の出願品種に対する品種確認DNA分析(種子12件、葉体8件)を実施した。また、水産植物種子生産企業を対象に現場コンサルティング20件を提供し、水産植物の流通種子DNA分析(35件)を実施した。この他にも品種保護制度の施行による知的財産権広報を強化した。

(4) Golden Seedプロジェクト(海洋水産部)

海洋水産部はグローバル種子市場の先取りを通じた種子強国の実現及び民間種子産業基盤の構築のために国家戦略型の輸出・輸入代替種子開発事業を推進中である。グローバル市場開拓型の種子開発(輸出拡大)、品種保護の戦略種子開発(種子支給率の向上)、民間種子産業の基盤構築のために水産種子事業団の4つの戦略品目を支援している。

Golden Seedプロジェクト（GSP）事業は、農林畜産食品部、海洋水産部、農村振興庁、山林庁が推進する多部処事業であり、スタート段階から事業企画及び推進計画の策定等の主要政策事項を4つの部・庁が協力して対応し、GSP運営委員会¹⁷⁴は4つの部庁が参加しGSP事業中長期・年次別事業計画、予算配分等の主要事項を審議・調整する。

GSP事業を通じて、2019年の優良水産種子の開発により、種子輸出額585万ドルを記録し、種子支給率（海苔）10.41%を達成した。¹⁷⁵また、品種及び特許出願を通じて種子産業のインフラ構築のための基盤技術の確保及び優良種子の生産に寄与し、需要基盤の海外基地運営（6件）¹⁷⁶を通じた輸出実績の創出可能性を拡大し、生産技術の現地化を促進した。

4 デジタル環境の創作に対する公正共存エコシステムの造成（戦略4）

1) 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化（主要課題14）

(1) 韓国著作権委員会の支援（文化体育観光部）

文化体育観光部は韓国著作権委員会を通じて、著作権調停制度及び著作権鑑定制度を運営している。著作権調停制度を施行することで安定的なソフトウェア（SW）著作権紛争調停部の運営を通じたソフトウェア（SW）著作権紛争の公正な解決を支援し、鑑定人団の運営を通じて、ソフトウェア紛争解決を効率的に支援する。

2019年には調停制度を利用し、書体プログラム等の商用プログラムの違法複製、ソフトウェア開発の契約関連紛争等のソフトウェア著作権侵害紛争の迅速な解決を支援し、著作物分野別（合議7つの部及び単独6つの部）調停部及びソウル中央地方法院等の法院連携の調停を運営した。2019年ソフトウェア調停申請件数は計108件¹⁷⁷が受け付けられた。また、調停制度の利用活性化に向けてソウル西部地方法院と法院連携調停の了解覚書を締結し、著作権・コンテンツ国際紛争関連の調停人共同研修及び著作権・コンテンツ国際紛争関連調停制度の広報講座、著作権・コンテンツ国際紛争セミナーを開催し、紛争相談所を運営した。

一方、ソフトウェア著作物鑑定専門人団の能力を強化し、著作権鑑定制度の運営を効率化した。さまざまなソフトウェア分野、ソフトウェア著作物の侵害及び紛争類型別、効果的対応のためにソフトウェア鑑定人団の専門教育プログラム（2回、12月）を実施し、ソフトウェア鑑定の質的向上のための鑑定専門家会議を開催した。また、ソフトウェア鑑定目的物の獲得手続きの信頼性確保に向けたワーキンググループ（4回）の運営及びソフトウェア鑑定人ワークショップの開催等を通じて、IP保護サービスの人材能力を上げた。

¹⁷⁴ 農林畜産食品部農業生命政策官（委員長）、充て職委員6名（部・庁の政策担当課長、GSP運営支援センター長等）、委嘱職委員13名で構成。

¹⁷⁵ 種子輸出：（2017）138万ドル → （2018）360 → （2019）585
種子支給率（海苔）：（2018）5.14% → （2019）10.41

¹⁷⁶ イシビラメ（中国）、アラ（ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国（新規）、アワビ（メキシコ（新規））

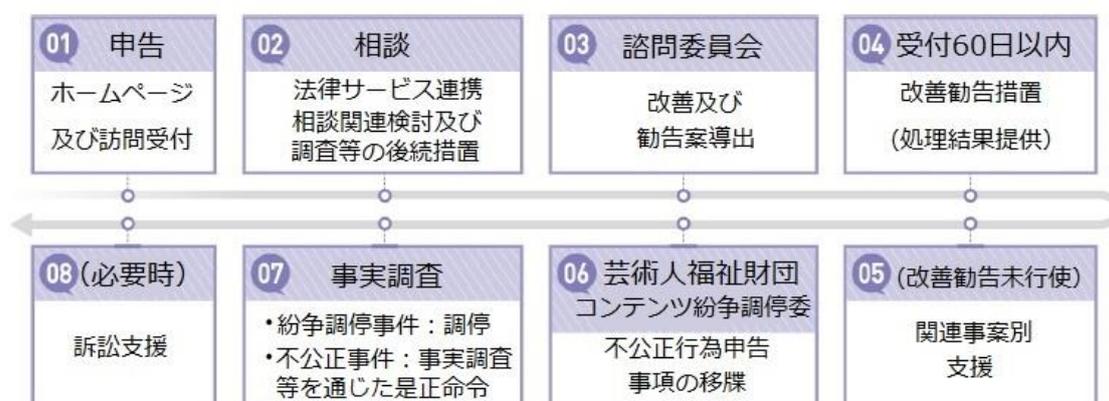
¹⁷⁷ ソフトウェア著作物に対する内部調停32件、法院連携調停76件

(2) 文化産業政策の開発及び評価（文化体育観光部）

文化体育観光部はコンテンツ産業内の不公正取引行為の改善のためのコンテンツ公正共存センターを運営し、不公正取引被害申告の受付相談及び法律支援、訴訟費用の支援、標準契約書の普及拡大、公正取引拡大のキャンペーン等を推進した。

2019年のコンテンツ公正共存センターに受け付けられた不公正取引行為¹⁷⁸の相談・申告の受付処理は106件、被害救済の訴訟支援は14件であり、センターはジャンル別の協団体と連携し、標準契約書の普及及び「文化産業不公正取引行為の実態及び制度改善セミナー（2019年11月7日）の開催等を通じて、公正文化の拡散に寄与した。

図IV-17 <コンテンツ公正共存センターの推進体系>



(3) 著作権保護活動の活性化（文化体育観光部）

文化体育観光部は違法複製物の利用率減少及び権利者と利用者間の均衡と共存の著作権エコシステムの基盤構築のために多様な著作権保護政策を推進している。ソフトウェア管理体系及び正品ソフトウェア利用教育プログラムを運営し、違法複製物の流通対応コントロールタワーとして24時間侵害対応総合状況室（韓国著作権保護院）を運営し、迅速に措置し、オンライン不正流通に対するさまざまな対応案を講じた。加えて、海外著作権センターの運営を通じて、海外進出コンテンツの業界を対象に著作権侵害予防及び情報提供等の事業を推進する。

2019年には公共機関ソフトウェア使用実態点検の対象として3,241の機関を選定し、内部点検を支援した。加えて、違法複製物の流通に対するモニタリング及び措置を強化し、違法ウェブトゥーンサイトに強力対応し、この他にオンラインサービス提供者に対する違法複製物の削除・転送中断の是正勧告を100%履行するようにした。また、海外著作権合法利用の環境のための基盤を造成すべく映像・音楽・ゲーム等のコンテンツの分野別に合法利用交流会を支援し、2019海外合法流通支援のための専門家招聘特講を開催し、標準契約書を配布した。この他にもソウル著作権フォーラム及び中国・東南アジア・日本の著作権懸案に対するフォーラム開催を通じて、グローバル著作権問題を先導し、現地の著作権制度の先進化を支援した。

¹⁷⁸ 不公正契約の強要、収益配分の遅延、情報不当利用等

(4) 未来の著作権環境に適合した法制度の改善方向研究等（文化体育観光部）

文化体育観光部は第四次産業トレンドの持続的な変化により、著作権法制度が適切かつ対応できるよう人工知能等の主要技術に関する著作権法制度の改善意見を収斂し、対応方向を模索した。

著作権の未来戦略協議体¹⁷⁹を運営し、各主題別関連産業の運営現状と隘路事項、専門家の意見収斂を通じて、政策現場の実質的な著作権の争点把握等の理解度を増大した。主題別1次会議を通じて、分野別技術動向等を把握し、2次会議を通じて、著作権関連争点の導出及び法制度改善法案を模索した。その後、分野別における主要研究者の最終議論会議及び総合討論会（2019年12月17日）を開催した。

これに加え、ビックデータ産業の活性化に向けた国内外の立法動向を把握し、著作権法の改善方向に対する利害関係者の意見を収斂する等、ビックデータの産業活性化のための著作権法改正を推進した。

表IV-27 <著作権の未来戦略協議体における問題別主要分析現状>

主要問題	内容
新たなネットワーク環境と著作権	①5世代移動通信に対する国内外の技術動向分析 ②仮想拡張現実に関連する著作権問題の分析 ③著作物流通方式の変化による法制度的な争点の分析
人工知能と著作権	①人工知能技術に対する国内外の技術動向分析 ②人工知能創作物の著作権規範体系の受容可能性の分析
ブロックチェーンと著作権	①ブロックチェーン技術に対する国内外技術の動向分析 ②ブロックチェーンと著作権保護技術モデル化の必要性分析 ③ブロックチェーン技術と著作権法制度の挑戦的課題分析

(5) 標準契約書の活用拡大、放送使用料の徴収分配改善及び教科用図書に対する創作者収益の拡大推進等（文化体育観光部）

コンテンツ産業内の不公正慣行を解消し、創作者に正当かつ合理的な補償体系を構築するために「放送外注取引及び外注制作の勤労環境」等に関する標準契約書¹⁸⁰の活用現況実態調査を実施した。加えて、政府支援事業に標準契約書の義務適用及び活用に対するインセンティブの付与により標準契約書の活用を拡大した。

一方、2019年から2021年まで放送使用料の徴収・分配改善のための信託管理団体（権利者団体）、放送社（利用者）と共同で正確な放送使用料（音楽使用内訳）を把握できる先進システム構築事業を実施した。

この他にも教科用図書の保証金基準告示改正の推進を通じて、2020年基準で2016年対比40%増の水準で補償金を引き上げた。

¹⁷⁹ 主要技術分野別の学科/産業界専門家（10名）と文化体育観光部/委員会/保護院関係者等の協議体構成及び運営（月1回、主題別計2回）

¹⁸⁰ 放送プログラムの制作・購買、政策スタッフ勤労・業務委託・下請負、放送作家執筆等、放送プログラム制作に関連する標準契約書6種を制定・施行（2013年～2017年）中。

(6) オンライン上での特許技術が含まれたソフトウェア保護体系の構築及び審査の内実化（特許庁）

第四次産業革命時代の到来により、デジタル・ネットワーク環境でソフトウェア技術の特許判断基準の明確化を通じた審査内実化が要求され、ソフトウェア、3Dプリンティングデータ等のデジタル手段による特許侵害行為に対する特許権者保護案の模索が必要である。これに特許庁は第四次産業革命時代のソフトウェア技術保護のための審査基準を改正しソフトウェア技術保護のための特許侵害規定を整えた。

人工知能（AI）等の新技術保護のためのソフトウェア関連発明の特許適格性、進歩性等の特許要件判断基準を定立し、細部技術に対する特許性判断事例を提示する審査基準の改正案を講じた。

加えて、間接侵害の適用対象を①特許製品の生産にだけ使用する電子的手段（非物件）、②主要部品（非専用性）及び③積極的に侵害を誘導する行為（誘導侵害）まで拡大し、ただし、無分別な乱用を防ぐために故意である場合にのみ適用する改正案を導出して発議した。

2) 著作物の流通及び活用支援活性化（主要課題 15）

(1) 著作権の流通支援及び利用活性化（文化体育観光部）

文化体育観光部は著作権権利情報の統合・提供等の便利な著作物の流通環境を構築し、自由利用著作物の拡大を通じて、共有・公共著作物の利用活性化を図っている。

デジタル著作権の取引所を通じて統合著作権の権利管理情報約 3,500 万件（累積）¹⁸¹を構築し、信託管理団体を中心に支援した取引所のシステムを代理仲介企業まで拡大し、公演権の拡大業種（カフェ、体力鍛錬場等）に対するオンライン上の契約支援を通じて、著作権の取引利便性を提供した。

また、民間で活用可能な形態の自由利用著作物¹⁸²の拡大と権利確認を推進し、公共著作物開放支援センターの運営を通じて、政策案内・教育・カスタマイズ型コンサルティング・全数調査・法律等のサービス提供を強化した。2019年の自由利用著作物の利用件数は7,934件となり、目標値（6,800件）を上回った。

加えて、大学生・青少年対象のオープンソフトウェアライセンスの認識-向上を推進し、国内の中小ソフトウェア開発企業対象の専門・相談・ガバナンス・深化コンサルティングを提供し、ソフトウェア企業開発者及び法曹等の対象ライセンス専門教育課程を運営した。2019年のオープンソースソフトウェアライセンス総合情報システム及び検査システムの利用件数は7,309件を記録した。

¹⁸¹ 音楽 594 万、語文 139 万、写真 69 万、ニュース 2,703 万、放送 9 万、映画・公共各 3 万、美術 2 万等

¹⁸² 満了著作物(4,000件)、寄付著作物(2,480件)、CCL著作物(1万9,570件)等、計2万6,050件(2019年)

(2) 教育著作権の共有支援体制（教育部）

教育部は著作権の共通問題及び隘路事項の解決に向けた「教育機関の著作権に関する懸案」支援と正しい著作権法・制度認識の切り替えを通じた「教育機関の著作権事故」予防、教育目的の著作物利用活性化に向けた「教育資料の共有環境」造成等を推進している。

第一に、教育機関の著作権懸案支援の一環として、2018 年下半期から教育機関の著作物利用のための著作権 Q&A サービスを実施し、法律諮問協議会の運営を通じて、著作権法律諮問を支援した。法廷紛争共同対応及び支援を通じて、「教育機関のフォント訴訟における被告の初訴訟¹⁸³」の成果を導出した。

図IV-18 <教育機関の著作権懸案支援のための段階別事業推進及び成果>



第二に、教育目的の著作権法・制度の認識を上げるために著作権集合研修を実施し、教員及び教育専門職対象の著作権研修プログラムを開発し、著作権集中研修を通じて教員の著作権講師を輩出した。2019年2月、9つの教育庁の4,700の小・中学校、校長団研修を実施し、教育機関の専担著作権専門家の育成研修過程を実務過程（基礎、2019年2回実施）、法制度過程（中級）、専門家過程（上級）に分離し、運営した。

第三に、教育資料の共有及び利用活性化等、学校教育のための法・制度改善を推進した。学校教育のための著作権問題報告書を年2回制作・配布し、教育機関の著作権懸案改善のための学校の試験問題公開、教育資料の共有等の案を研究した。この他にも教育機関の著作権懸案の共有と改善のための教育機関の著作権フォーラムを通じた教育機関、権利団体、法律専門家共同で著作権法制度の改善を模索した。

3) 有望コンテンツに対する投資活性化及び産業育成（主要課題 16）

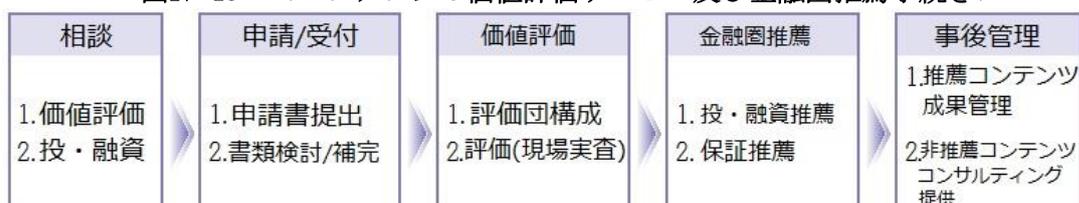
(1) 文化コンテンツの投資活性化（文化体育観光部）

¹⁸³ ソウル教育庁、損害賠償請求上訴審で被訴勝訴（著作権侵害不認定）

文化体育観光部は、コンテンツ産業に特化された信頼性のある価値評価を通じてコンテンツを担保にして金融圏の投資と融資の活性化を図り、無形資産が主流であるコンテンツ企業の民間金融圏の貸出時に保証担保の提供を通じて、コンテンツ企業の融資活性化を推進している。

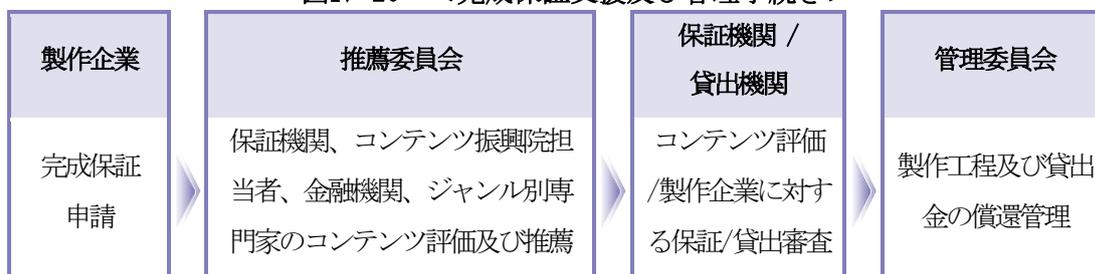
2019年にはコンテンツ価値評価の適用対象分野を既存の5分野（ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル）から7分野（音楽、eラーニングコンテンツの新規追加）に拡大し、約107件のコンテンツ価値評価サービスを提供し、コンテンツ価値評価連携ファンドの結成を通じて、計300億ウォン規模の投資財源を確保した。

図IV-19 <コンテンツの価値評価サービス及び金融圏推薦手続き>



一方、文化産業完成保証と関連し、国庫出資及び金融機関の協約を通じて、新規保証の供給のための財源を確保¹⁸⁴し、保証管理機関の拡大（信用保証基金）でコンテンツ企業の保証利用の接近性を上げた。加えて、零細・創業企業の支援のための創業企業支援の割合を52.3%と、前年と類似に50%以上の水準を維持した。

図IV-20 <完成保証支援及び管理手続き>



(2) 仮想現実コンテンツの育成（文化体育観光部）

文化体育観光部は文化、観光等のさまざまな分野において活用可能な仮想現実コンテンツの制作支援事業を通じて、先導的に仮想現実コンテンツ産業を育成しているところである。2019年には仮想現実コンテンツ公募を通じ、プロトタイプの開発支援19課題、仮想現実コンテンツ制作支援21課題等40課題を支援することによって、新技術トレンドに合う仮想現実コンテンツ創出のエコシステム造成を推進した。

(3) コンテンツ産業のエコシステム造成（文化体育観光部）

コンテンツ産業エコシステムの造成及び持続的な成長・拡大のために専門人材を育成し、制作支援を拡大した。特にContent Multiuse Labを運営し、ジャンルの多変化、または融合複合協業制作支援（13件）及び教育、コンサルティングを包括した事業化を支援し

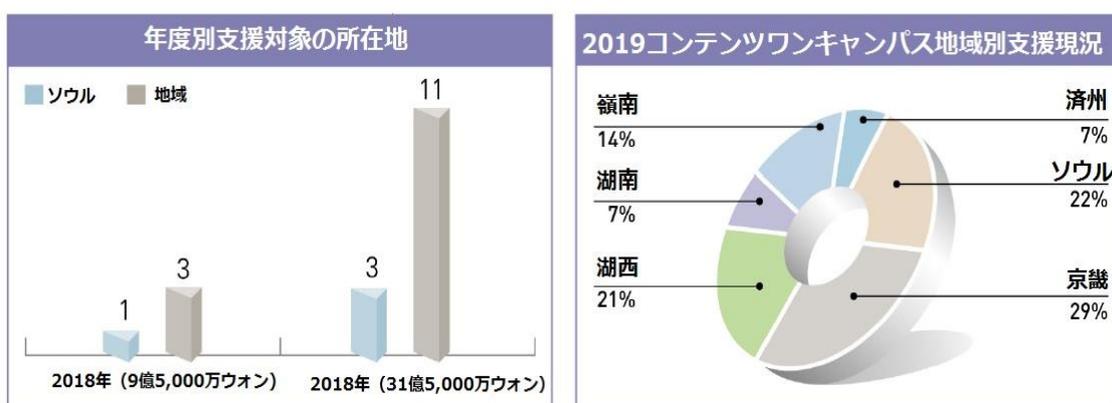
¹⁸⁴ 完成保証の出資予算：（2018年）100億ウォン→（2019年）200億ウォン→（2020年）200億ウォン

た。

また、コンテンツ分野の専門人材育成のための創意人材教育人員を 2018 年 200 名から 2019 年 400 名まで拡大し、文化芸術コンテンツクリエイター及び技術スタートアップ専門家参加プロジェクト教育及び協業を推進した。

加えて、産学教育のコンソーシアム支援、単位認定カリキュラム（教科目）運営、優秀プロジェクト開発を通じて、融合複合創意人材 3,750 名を育成することで、育成現場・融合型「IP 人材育成基盤」を強化し、コンテンツ教育の地域格差¹⁸⁵の解消に向けたワンキャンパス事業の地域拡大を通じて、大学人材のコンテンツ能力を強化した。

図IV-21<2018年に比べた2019年のコンテンツワンキャンパスにおける地域支援の現況>



4) 職務発明制度の拡大を通じた正当な補償文化の定着（主要課題 17）

(1) 職務発明の活性化（特許庁）

特許庁は、職務発明制度の導入及び補償実施を通じて、従業員の発明に対するモチベーションとユーザーの R&D 投資に対する持続的なモチベーションを掻き立て、企業と国家競争力を強化すべく、職務発明保障優秀企業の認証制を運営し、保障規定を設け、また、運営上の隘路解消支援のためのコンサルティング、認識上げのための制度説明会等を推進している。

2019 年には発明者補償強化及び職務発明活用促進のために「発明振興法」改正¹⁸⁶を推進し、非公務員の職務発明補償の根拠及び研究機関の放棄特許の死蔵防止等を規定しようとした。また、所得税法令の改正を通じて、職務発明補償金の非課税の優遇措置を拡大し、「2019 年度公企業・準政府機関の予算編成指針」改正を通じて、公共機関の総人件費から、他の人件費の引下げ無しに職務発明補償金を拡大できるようにすることで、公共機関が職務発明補償を拡大できる基盤を構築した。

¹⁸⁵ コンテンツ学科の 50.0%が首都圏に位置（コンテンツ教育機関及び人材需給の現状調査、2017、KOCCA）

¹⁸⁶ パク・ボムゲ議員（2019 年 12 月発議）、イ・オンジュ議員（2019 年 8 月発議→所管委上程（2019 年 10 月）

表IV-28 <職務発明補償金の非課税の優遇措置拡大の内訳>

項目	改正前	改正後	備考
非課税対象	教職員	教職員または大学と雇用関係がある学生	所得税法第12条第3号ラ目（改正2018年12月、施行2019年1月）
非課税範囲	300万ウォン	500万ウォン	所得税法施行令第17条の3（改正・施行2019年2月）

一方、職務発明補償の優秀企業認証制¹⁸⁷の申請件数は309件、認証制の選定件数は、184件となり、前年比小幅増加した。

表IV-29 <職務発明補償優秀企業の認証実績>

区分	計	2013年4月～12月	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
認証	申請	1,439	120	152	162	180	257	259	309
現状	認証	955	91	132	123	131	147	147	184

(2) 発明奨励文化の造成（特許庁）

特許庁は、公務員職務発明の創出と国有特許権の活用促進に向けて「公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定」第16条乃至第18条に基づき、公務員が職務上開発した発明（職務発明）を国が承継し、国有特許で登録し、発明者に正当な補償金を支給している。国が承継して登録される職務発明に対し、特許50万ウォン、実用新案30万ウォン、デザイン20万ウォンを発明者に支給し、国有特許又は特許出願中の職務発明を有償で処分する場合、その処分収入金により、発明者の補償及び関連機関の褒賞を実施する。

2019年には国家R&Dを通じて、創出された特許の所有権を研究機関が取得する際に「発明振興法」に基づき、研究者より職務発明を承継できるようにし、公務員の職務発明規定（大統領令）にもユーザーが4ヵ月内に承継に対する判断をし、研究者に通報するよう規定を提示し、発明者の保護を強化した。

一方、「国有特許の活用イノベーション案」を基に専用実施の活性化、主要機関のMOU等を通じて、2019年度公務員職務発明の実施件数の成果目標を超過達成した。¹⁸⁸

5 人と文化中心の知的財産基盤構築（戦略5）

1) 実務及び創業連携の知的財産専門人材の育成（主要課題18）

(1) 需要者中心の知的財産専門人材の育成（特許庁）

特許庁は、大学（院）における体系的なIP教育支援を通じたIP専門人材を育成するためにIP地域の人材育成事業を運営した。全国3自治体（大田、江原、釜山）の選定後、地域別に3大学（計9大学）で特許明細書の作成実習等の知的財産講座を開設し、計4,350名（316単位）が受講した。加えて、17のIP教育先導大学¹⁸⁹を選定し、大学当たり、年1

¹⁸⁷ 職務発明補償を模範的に運営する企業を補償優秀企業として認証し、多様なインセンティブを提供

¹⁸⁸ 公務員の職務発明の保有件数：（2015年）4,976 → （2019年）7,516

公務員の職務発明の活用率：（2015年）18.8% → （2019年）22.2%

¹⁸⁹ 金烏工大、国民大、慶熙大、安東大、牧園大、群山大、大真大、東亜大、ソウル科技大、延世大、嶺南大、済州大、成均館大、漢城大、慶城大、宗實大、漢陽大

億 8,000 万ウォン以内を支援し、知的財産の正規教科目(1,433)を開設し、4万3,735名が知的財産教育を受講した。産学協力型 IP 教育による就業者数は 2019 年 219 名で、前年(194 名)に比べて増加した。

< IP 教育プログラムの優秀事例 >

- ・(国民大)全国の発明サークルの学生を対象に「2019IDEA 特許ハッカソン」開催(2019 年 8 月)
 - －大学生発明家の発明アイデア特許出願及び権利化支援
 - －弁理士メンタリングを通じた具体的な出願過程の教育提供
 - －全国大学生発明サークル連合会の会員と弁理士との交流の場を設ける
- ・(ソウル科技大)ノウォン区庁と共同で「地域知的財産の特許キャンプ開催(2019 年 6 月)
 - －知的財産に関心のある住民は誰でも無料で参加可能
 - －先行技術調査教育、特許明細書の作成実習、特許出願及び特許情報検索、弁理士コンサルティング、試作品製作等の支援

一方、企業対象のカスタマイズ型知的財産教育を推進したが、創業保育センターの入居企業を対象に創業過程に必要なカスタマイズ型知的財産教育¹⁹⁰のテストを実施した。この他にも、国内の中小・中堅企業等を対象に協団体の協力型 IP 教育を実施し、国内外の出願戦略、紛争事例等の技術分野別¹⁹¹のカスタマイズ型教育を提供した。

図IV-22 < 需要者中心の知的財産専門人材の育成課題の推進体系 >



(2) 実験室特化型の創業先導大学 (教育部)

教育部は、大学院の実験室が保有した研究成果と源泉技術を基盤に良質の雇用を創出する高付加価値技術革新型の創業を活性化するために、科学技術情報通信部との協業を通じて実験室の創業に特化された創業先導大学を育成している。

¹⁹⁰ 6つの拠点センター別(釜山、大田、全北、慶南、済州)創業保育マネージャー、創業企業従事者等を対象に、計595名教育。

¹⁹¹ 無人機(ドローン)分野301名、先端素材(ナノ)分野306名教育

崇実大、延世大、全北大、ソウル科技大、漢陽大の5つの支援大学を対象に教育部-科学技術情報通信部の融合事業を通じて、創業インフラの構築及びR&D事業化等を支援し、実験室の人的費及び運営費、教育課程の開発・運営費、学生創業手当等の実験室の創業インフラ造成を支援している。

教育部は2019年3月、事業の質的水準を引き上げるために5つの事業遂行大学の1次年度(2018)推進成果及び2次年度(2019)推進計画の評価を実施し、実験室の創業に対して年次評価の結果を背景に問題点及び改善事項を導出した後、参加大学及び専門家が現場訪問を通じて、コンサルティングを提供した。その後、12月に大学別実験室の創業企業成功事例及び大学の創業支援政策に対する優秀事例を参加大学間で相互共有した。

29の実験室(5大学)を対象に大学院レベルの創業教育及び技術創業コンサルティング等を支援した結果、11の実験室(37.9%)が創業に成功し、33の特許出願、14名の雇用創出、3億5,500万ウォンの投資誘致を達成した。

図IV-23 <実験室特化型の創業先導大学育成課題の部処別推進体系>



(3) 実験室の創業支援 (科学技術情報部)

科学技術情報通信部は教育部と共同で大学院の実験室創業支援事業を運営し、特に優秀技術の保有実験室を対象に技術高度化のための後続R&D、事業化モデル(BM)の高度化、法人設立の準備資金等を支援している。

図IV-24 <部処間協業の「大学院の実験室創業支援」体系>



2019年3月、科学技術情報通信部は年次評価を通じて、事業遂行大学(5大学)29の実験室技術に対し、推進実績及び計画を点検し、校内全般的に創業特化プログラムを運営し、大学全体の創業能力強化及び実験室の創業雰囲気を作成した。

表IV-30 <大学別創業教育プログラムの推進現状>

崇実大	<ul style="list-style-type: none"> IPポートフォリオ戦略樹立を通じたIP再構成コンサルティングの進行 「実験室資産のIP設計を通じた創意的資産の高度化(2019年10月~12月)」
延世大	<ul style="list-style-type: none"> 技術創業専門家のメンタリング教育進行

	<ul style="list-style-type: none"> - BM 設計、知的財産権（特許）教育、IP 高度化コンサルティング等「2019 年中に 143 件、200 時間進行」
全北大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験室の技術知的財産権確保支援プログラムを運営 - 技術の知的財産権確保及び技術事業化
韓国産業技術大	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 創業ゾーン教育（2019 年 8 月、40 時間） - 京畿知的財産センターと協業し、IP 創業ゾーン教育を通じた基礎能力向上及びアイデアの具体化を通じた創業アイテム導出支援
漢陽大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つの実験室対象の IP 高度化及び特許トレンド調査等のためのコンサルティング進行 ・ Lab to Market Boot Camp 実験室創業能力強化プログラム - Lean Startup design、BMP 高度化、事業計画書の作成等の教育進行（2019 年 6 月～7 月）

また、女性特化型実験室創業イノベーション団の事業を運営しつつ、女性特化型イノベーション団に対し、能力及びインフラ、推進計画等の選定評価を通じて 1 つを選定し、実験室創業イノベーション団を通じて発掘した実験室の創業探索チームに対し、創業アイテムの斬新性、主要技術の優秀性等に対する選定評価を通じて計 70 の新規チームを選定した。

この他にも、基礎及び実践創業教育を通じて、Lean Startup 方法論の定立及び国内・外の潜在顧客の発掘等を推進し、創業探索チームの試作品製作、アイテム別カスタマイズ型メンタリング等を支援した。

(4) 産業専門人材能力の強化（産業部）

①技術経営専門人材の育成

現場中心の技術経営高級人材の育成を促進し、国家 R&D 事業化の能力を引き上げるために技術経営専門大学院の設立及び運営を支援している。それまで 7 つの技術経営専門大学院の運営を通じて、計 3,129 名の新入生を選抜し、627 名の技術経営修士・博士人材（2015～2018 年）を輩出した。

表IV-31 <技術経営専門大学院の概要>

区分	主要内容
教授構成	産業界 10 年以上の経験者を専任教員に含め、30%内外の産業界兼任教授構成
授業年限	専門大学院の設立基準に基づき、大学別で自律的に設計
教育対象	職業経験者を優先に選抜し、理系の卒業生又は中小・中堅企業の R&D 分野の優経験者を優遇
教科過程	現場中心型の実務教育科目に編成し、修士課程を中心に運営しつつも、必要時に博士課程の運営が可能

表IV-32 <技術経営専門大学院の年間成果>

成果指標	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	合計
学位型受講人員（名）	584	691	888	966	3,129
学位型排出人員（名）	124	120	190	193	627
教科過程の開発及び運営（件）	208	214	264	206	892

ファミリー企業の確保数（個）	141	190	160	201	692
ファミリー企業共同プロジェクト件数（個）	18	66	109	92	285
産学協力プロジェクト数（卒業論文代替）（件）	-	-	109	124	233

②実務学制型のデザイン融合型専門人材育成

デザイン融合専門大学院¹⁹²及び 코리아デザインメンバシップ¹⁹³運営支援を通じて、修士・博士級及び地域デザイン専攻の大学生（3、4年生）を対象に実務基盤のデザイン-工学融合型教育カリキュラムを開発し、産学協力プロジェクト等を運営した。2019年には7つの融合専門大学院別就・創業支援活動の一環として教科目、特別講義、創業サークル等を通じて、さまざまなプログラムを運営し、就業・創業者数31名、雇用創出の対象者32名を輩出した。

海外専門家・大学（院）生、同制度の受講学生が参加する国際融合デザインキャンプを通じて、グローバルデザインエンジニアリング融合プロジェクトを英語で行い、グローバルマインドと融合的デザイン教育を実施した。22カ国、14機関・企業、47学校の計103名が参加することで前年比12カ国、32学校、25名が増加した。

一方、企業主導の実務プロジェクト基盤のために受講学生を対象に商品化全周期体験教育を実施し、TWO-WAY TRAYを開発し、クラウドファンディングを通じて、商品を販売開始した。

(5) 創業成功パッケージ（中企部）

中小ベンチャー企業部は創業3年以下の青年創業企業を発掘し、創業の全段階¹⁹⁴をパッケージ方式で一括支援することでIP基盤の創業企業を育成する。

2019年には全国17の青年創業士官学校の創業支援過程で知的財産権創出及び権利化、特許活用方法、技術保護及び技術奪取予防等のIP実務教育（計26回、689名参加）を実施した。また、ジュネーブ国際発明展示会で計12社が参加するように支援し、金賞3件、銀賞8件、銅賞1件、特別賞3件を受賞することで青年創業企業の製品販路確保及び広報に寄与した。

図IV-25 <青年創業士官学校のIP教育及びコーチング推進体系>



¹⁹² ソウル科技大、蔚山科技院、韓瑞大、国民大、延世大、韓国産業技術大、弘益大等7大学

¹⁹³ 光州/慶北・大邱/釜山 RDC、大田 KIDP 中部センター等4センター

¹⁹⁴ (創業準備)教育及び事業計画の検証 → (創業実行) 製品開発及び創業事業化 → (卒業後の連携支援) 政策資金、輸出・マーケティング、R&D、投資誘致連携支援

(6) 医療機器特性化大学院への支援（福祉部）

保健福祉部は医療機器産業に特化された知的財産基盤の実務型高級融合専門人材の育成を通じて、持続的な発展のための基盤を作るために医療機器の特性化大学を運営している。医療機器特性化大学（東国大、延世大）を対象に R&D・企画、許認可、保険及びマーケティング等の医療機器産業の知的財産管理から全周期過程別の専門家教育課程を運営し、実務能力の培養及び企業カスタマイズ型の人材育成のための産学協力プロジェクト・インターンシップ・外部専門講師の招聘講義等を実施した。

<医療機器特性化大学の事業運営現状>

- ・ 第一次:東国大学(計3年8ヶ月、2013年5月～2016年12月)18億5,000万ウォン支援(終了)
- ・ 第二次:成均館大学(計3年8ヶ月、2014年5月～2017年12月)18億ウォン支援(終了)
- ・ 第三次:東国大学(計3+2年、2017年1月～2021年12月)15億ウォン支援(進行)
- ・ 第四次:延世大学(計3年、2018年1月～2020年12月)15億ウォン支援(進行)

医療機器産業の特性化大学院運営を通じて産業界人材、計149名(2019年下半期基準)を輩出し、全日制卒業生57名のうち、54名が就業し、就業率¹⁹⁵94.7%を達成した。

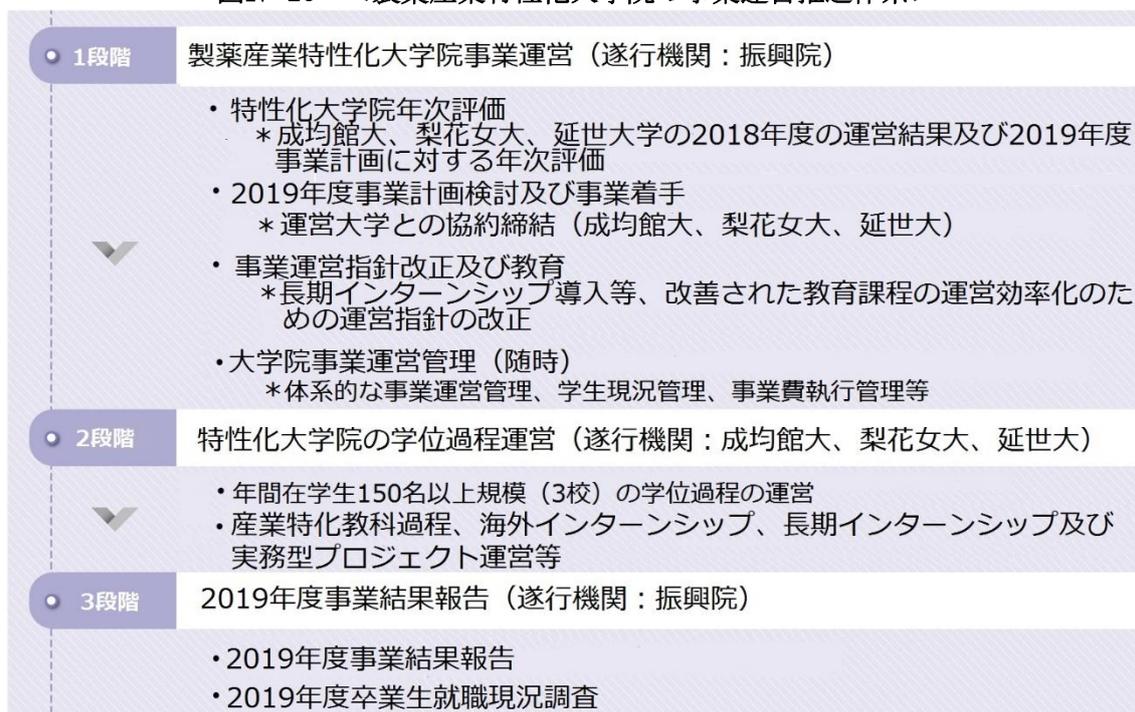
(7) 製薬産業特性化大学院への支援（福祉部）

保険福祉部は製薬産業分野で知的財産基盤のR&D管理、許認可及び保険登載、マーケティングでの中核役割を担当する修士級の専門人材及び企業でイノベーションリーダーとして成長できる中間管理者を育成するために、製薬産業特性化大学院の支援事業を運営中である。

運営の内実化及び国庫補助金執行の適正性検討のために教育及びオンオフラインの常時点検を実施し、生産、研究等に即時投入可能な現場型専門人材の育成のための教育カリキュラムの開発を推進し、現場経験が豊富な人材が実務人材を教育できる専門講師メンバーを運営できるよう支援した。

¹⁹⁵ 医療機器産業特性化大学院は専門化された教育課程、産学協力実務プロジェクト等による専門人材の輩出により卒業生の就業が高い方であり、2019年特性化大学院の入学競争率は3.15:1で、2019年の全体大学院の入学競争率1.69:1（政府運営の大学主要情報ウェブサイトの「大学アリミ基準」に比べ、入学需要も高い。

図IV-26 <製薬産業特性化大学院の事業運営推進体系>



成均館大、梨花女大、延世大等の製薬産業の特性化大学院に対する支援を通じて、薬学・医学・経営・法学等の多学制間の融合知識を持つ修士レベルの専門人材を育成し、全日制卒業生の就業率85%を達成した。

2) 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散（主要課題 19）

(1) 発明教育の活性化（特許庁）

特許庁は、「発明教育の活性化及び支援に関する法律」に基づき「発明教育の基本計画」を施行し、体系的な発明教育を通じて、創意的な人材育成に努めている。発明教育は、教育部・中小ベンチャー企業部等の中央部処、17の市・道教育庁、学校、企業等多様な機関と協業体系を構築し、事業を推進する。部処及び機関が共同で構築した発明教育協議体で懸案、政策、事業方向等に対し、議論・決定すれば、特許庁と教育庁はこれを発明教育の施行計画に反映し、事業を推進する。

図IV-27 <発明教育事業の推進体系総括表>



2019年、特許庁は、201の発明教育センターを拠点に小・中高校生56万4,085名（全体学生数の10.34%）を対象に創意発明教育を提供し、島嶼僻地、地域児童センター等の発明教育体験活動が難しい学生を対象に訪問型発明教育と発明キャンプをテスト実施した。また、持続的な発明文化の拡大協力により、教育庁の内部予算だけを活用した5つの発明教育センターを新規設置した。

表IV-33 <年度別発明教育センターの教育実績現状>

成果指標	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
教育生	学生	21万6,143名	33万8,492名	48万6,753名	55万6,670名	56万4,085名
	教師	9,780名	8,729名	5,162名	8,047名	6,650名
	学生の保護者	1万7,720名	1万5,875名	1万182名	1万3,909名	1万1,100名
	小計	24万3,643名	36万3,096名	50万2,097名	57万8,620名	58万1,835名

高校の選択教科として導入（2018年）された「知的財産一般」教科の導入のために知的財産一般先導学校を指定・運営（23校）し、教科採択の学校数は2018年26校から2019年46校に拡大した。

6つの発明・特許特性化高校を運営し、3,334名に発明教育を提供し、「企業連携の職務発明プログラム」の参加を通じて、企業に産業機能要員として就業した人員107名、技術移転2件に繋がり、学生の進路選択に寄与した。マイスター高・特性化高の学生の職務発明能力の向上教育であるIPマイスタープログラムには1,263件のアイデアが受け付けられ、高度化教育を通じて、50件の知的財産権創出と10件の技術移転の成果を現した。

表IV-34 <2019年IPマイスタープログラム技術の術移転現状>

学校名	アイデア名称	技術移転企業	契約内容
慶北機械工業高校	samssong	(株)NEOCOMIX	移転料 120 万ウォン
亀尾電子工業高校	BTS (Best Teen Student)	(株)IWONSOLUTION	移転料 200 万ウォン
馬山工業高校	メリット	(株)ENTRA	売上発生 3%
釜山機械工業高校	サンソルエリート	(株)ENTRA	売上発生 3%
三陟マイスター高校	SCM	(株)BILAND	売上発生 3%
ソウルデジテック高校	スリム	(株)FRESHETTO	移転料 90 万ウォン
善一Eビジネス高校	ミプダ	無限創業	協議中
安山国際ビジネス高校	International Nightingale	パステル	協議中
安山国際ビジネス高校	MLP	パステル	協議中
韓国食品マイスター高校	ノナドゥリ	(株)NEX	移転料 50 万ウォン

この他にも青少年発明大会及び発明フェスティバルを通じて、発明分科の拡大の場を設けた。大韓民国学生発明展、創意力チャンピオン大会、2019 青少年発明フェスティバルを開催し、青少年発明家プログラム（115 名修了）を運営する等、さまざまな発明体験プログラムを提供した。

(2) 著作権文化基盤の造成（文化体育観光部）

文化体育観光部は小・中・高校生を対象に著作権教育を強化し、さまざまな公共・社会部門別に著作権教育の需要に対応するオン・オフライン専門教育サービスを通じて、著作権の認識を引き上げ、中小企業競争力の強化及び公正な著作権文化造成のための圏域別著作権教育・コンサルティング等のサービスを提供している。

2019 年には著作権教育団 290 名（専門 70 名、入門 66 名、青年 154 名）、著作権産業現場のサービス支援団（142 名）を委嘱・運営し、著作権の青年講師の補修教育（3 回）、著作権入門・専門講師補修教育（1 回）等を通じて、著作権講師の人材プールを高度化した。著作権体験教室及び青少年を対象に訪問型著作権教育を運営し、産業従業者・公務員・大学生等の職務別カスタマイズ型特化オンラインアカデミー過程（34 の過程、1 万 699 名履修）を運営し、地域著作権サービスセンターの専任人材（26 名）を育成し、中小企業の安定的な創業活動を支援した。また、大学連携の創意人材著作権専門講座¹⁹⁶を運営した。

加えて、第四次産業革命時代における新技術関連著作権問題の登場により、産業従事者及び予備創業者を対象にインターネット、放送、ゲーム等の新技術分野の著作権教育課程（9 課程）を運営し、教員過程及び産業従事者過程の著作権遠隔教育コンテンツを開発した。

¹⁹⁶ 2019 年 1・2 学期合計 27 の講座（慶尚大 9 講座、祥明大 5 講座、淑明女大 2 講座、全南大 4 講座、弘益大 7 講座）運営

表IV-35 <2019年第四次産業革命関連新技術分野の著作権教育>

区分	過程名	修了者(名)
1	インターネット従事者のための著作権ノウハウ	32
2	放送従事者のための著作権ノウハウ	58
3	ゲーム従事者のための著作権ノウハウ	45
4	ソフトウェア従事者のための著作権ノウハウ	62
5	キャラクターデザイン従事者のための著作権ノウハウ	48
6	第四次産業従事者のための著作権ノウハウ(新規)	59
7	コンテンツ輸出産業従事者のための著作権ノウハウ米国編(新規)	13
8	青少年予備創業者のための著作権ノウハウ	19
9	シニア予備創業者のための著作権ノウハウ	20

中小企業を対象に著作権サービスを強化するために著作権産業現場サービスを通じた著作権教育(68回、同期比158.1%増加)及び相談(759回、同期比506%増加)を前年比拡大運営し、地域著作権センター4カ所を新規選定(計13カ所)し、著作権相談(1,498件)、著作権教育(83件)、事業化支援(89件)、ソフトウェアコンサルティング(366件)等を提供した。

一方、生活の中の著作権広報強化のために著作権認識向上の広報アニメーション映像(国文、英文計4編)及びエピソード映像(4編)とブランドウェブトゥン(8編)を制作し、著作権認識向上の広報映像を媒体送出し、オン・オフラインの定期キャンペーン(オンライン13回、オフライン5回)及び関係機関の協力共同キャンペーン(12回)を実施した。加えて、大学生の著作権サポーターズを選抜し、計120編の著作権広報コンテンツを制作した。

3) 特許審査のインフラ整備及び専門能力の向上 (主要課題 20)

(1) 特許審査の支援事業 (特許庁)

第四次産業革命の到来により、産業構造変化に能動的に対応すべく特許庁は、特許審査組織及び方式を改編し、特許審査人材の増員、人工知能(AI)技術を活用したシステムの高度化等を推進している。

2019年、特許庁は審査品質の改善及び審査処理期間の維持のために関係部処との積極的な協議を通じて、審査官を56名増員し、融合複合技術の審査専担組織を新設し、有望技術・企業発掘と審査品質の向上を推進した。

先行技術調査機関の登録制導入により、専門機関数が2017年の3機関から2019年の10機関に増加し、合理的評価・物量の割り当て方式の策定を通じて、調査品質向上と安定的な調査事業基盤を設けた。

特許先行技術専門調査機関の拡大¹⁹⁷を通じて、民間IPサービス業の育成及び民間先行技術調査員98名の雇用効果¹⁹⁸が発生し、審査前の先行技術情報を提供することにより、知的財産脆弱階層(個人・中小企業等)に出願品質の向上機会を提供し、適正範囲の特許権取得の機会を拡大した。

¹⁹⁷ 2017年3機関→2019年10機関

¹⁹⁸ 民間機関の先行技術調査員数(名): (2017)109 → (2019)207

4) 地域 IP 競争力の強化（主要課題 21）

(1) 高品質の IP 創出及び事業化の活性化（自治体）

ソウル市は、中小・ベンチャー・創業企業を対象に R&D、技術商用化等を支援し、ソウル型新成長企業を育成した。2019 年中小・ベンチャー・創業企業の R&D 需要に合わせた研究開発費支援システムを構築し「技術商用化支援事業」の場合、企業の好みに合わせて、自律的にクラウドファンディング型と公開評価型の中で選択し、支援選択が可能にした。

京畿道は知的財産創出・保護（侵害/対応）、活用（民間移転/事業化）及び維持管理全般を京畿道科学技術及び京畿知識財産センターで専担させることで、知的財産管理を一元化し、専担事務所を通じて、優秀な知的財産権の確保に向けた段階別専門管理を推進した。

済州市は、特許技術事業化への支援事業を通じて、登録維持中の特許権及び実用新案権保有企業 8 社を対象に試作品製作費用を支援した。

忠清北道は、有望特許の事業化促進特許マップへの支援事業を通じて、技術事業化が難しい地域中小企業の有望特許（技術）を対象に、特許創出戦略を策定し、カスタマイズ型特許マップの作成を支援した。2019 年には日本輸出規制により技術国産化のための技術開発を支援する等、2 社に特許マップを提供した。

(2) 中小企業の IP 競争力向上（自治体）

ソウル市は、ソウル市民とソウル所在の中小企業を対象に、知的財産権紛争の際に紛争解決のための相談・諮問及び審判・訴訟・侵害物品の取り締まりに所要される費用一部を支援した。また、技術保護支援団を運営し、ソウル所在の中小企業を対象に技術侵奪、侵害紛争等が発生する際に専門家コンサルティングと所要費用を支援する等、紛争解決案を提示した。2019 年には大学教授、弁護士、弁理士等の専門家 63 名で構成された技術保護支援団を通じて、相談及びコンサルティングを提供し、ソウル知識財産センター（衿川事務所含む）、ソウル企業支援センターで技術奪取・侵奪統合申告センターを運営し、計 209 件の相談・コンサルティングを行った。

慶尚南道は慶尚知識財産センターを通じて、研究開発特区内の中小企業を対象に中小企業の IP 隘路事項を常時発掘し、カスタマイズ型小特許マップ・デザインマップ、デザイン開発、ブランド開発、特許技術の広報映像制作等を支援し、慶南スター企業の R&D 支援事業を通じて、8 社を対象とした R&D 商用化課題に 11 億 8,500 万ウォンを支援した。

(3) グローバル市場の IP 活動支援拡大（自治体）

ソウル市は、ソウル市企業 106 社（167 件）を対象に海外権利化関連相談・諮問を提供し、海外権利化に所要される費用¹⁹⁹一部を支援した。また、2019 年グローバル IP スター企業 9 社を選定し、特許デザイン融合支援、非英語圏ブランドの開発、特許マップ、海外出願（特許、商標、デザイン）等の 52 件を支援した。

大田市は有望中小企業 Global-up 支援事業を通じて、優秀技術・特許保有中小・ベンチャ

¹⁹⁹ PCT 出願最大 300 万ウォン/件、PCT 国内段階及び個別国出願最大 700 万ウォン/件、デザイン最大 280 万ウォン/件、商標最大 250 万ウォン/件

一企業を対象に海外進出の支援のための KAIST-UT グローバル技術事業化オンライン教育、現地専門家の企業実査及び深化コンサルティング、グローバル市場分析報告書 (Quicklook Report)、KAIST-UT 専門家海外マーケティング等を提供した。2019 年政策資金 10 億ウォン支援を通じて、10 社の輸出約 64 億ウォンを達成し、雇用 82 名創出を通じて、雇用率が前年比(2018 年 34 名)2 倍以上増加した。

忠清北道は、資金問題等により、出願に苦勞している中小企業及び個人を対象に、国内外特許、実用新案、商標、デザインの権利化費用を支援し、優秀知的財産権の創出を図った。2019 年国内出願 70 件 (特許 50 件、実用新案 1 件、商標 16 件、デザイン 3 件)、海外出願 16 件 (特許 14 件、商標 1 件、デザイン 1 件) を支援した。

(4) 知的財産エコシステム基盤の強固化 (自治体)

大田市は優秀な知的財産インフラを基盤に知的財産ハブ都市としての対内外認知度の引き上げ及びグローバル IP 協力ネットワーク構築を推進した。第 1 回国際 IP カンファレンス (7 月 15 日~7 月 16 日) を開催し、大田弁理士協議会 - ドイツ知的財産権専門家 MOU 締結及び交流会、大田弁理士協議会 - 欧州韓人弁理士会 MOU 締結及び交流会等を通じて、グローバル協力ネットワークを構築した。

仁川市は、第四次産業革命の中核技術基盤センター構築事業を通じて、地域内の第四次産業革命 AI、IoT 等の中核技術確保のための基盤を構築した。これを通じて、2019 年に研究開発 (R&D) 支援事業 (2 社)、事業化支援事業 (2 社)、知的財産権創出支援事業 (21 社、24 件支援) を行い、人工知能分野及びモノのインターネット分野の専門人材育成過程及び CEO アカデミー運営を通じて、中核技術関連 IP 人材能力を強化した。これに加え、仁川知的財産第 1 号投資組合 (仁川市 3 億出資、10 億造成) を結成し、IP 強小企業発掘を推進し、韓・中 FTA テスト都市である仁川市と中国威海市間の知的財産分野業務協約を締結 (2019 年 11 月 12 日~15 日) し、中小企業支援事業分野の協業を推進した。

(5) 地域特化事業及びブランド育成支援 (自治体)

釜山市は釜山水産物の消費者信頼度向上及び製品の国内外競争力強化のために釜山名品水産物ブランドマーケティング支援事業を行った。同事業を通じて、名品水産物商標使用許可製品の品質管理を実施し、海外有名博覧会及び国内特産物販売行事への参加を支援し、釜山名品水産物企業の広報冊子及び広報物品の製作配布を実施した。2019 年釜山国際水産貿易エキスポ (BISFE) 名品水産物指定企業の参加により、相談契約 53 件 (49 億 6,100 万ウォン) を達成した。

江原道は、江原圏の根幹技術センターを通じて、自動車部品、医療機器関連産業分野の競争力強化のための総合技術支援 (R&D、新製品開発、不良・工程改善、試験分析等) を実施した。2019 年には根幹技術支援センター内のインフラを活用し、工程改善及び新製品開発に設備活用支援 234 件、試作品製作支援 13 件、技術諮問及び技術支援 97 件を提供した。

光州市は、光産業ヒドゥンチャンピオン育成支援事業を通じて、光産業分野の零細企業を対象に試作品製作、品質及び試験認証等を支援し、ワールドクラス 300 企業 1 社を輩出し、光州市名品強小企業 2 社を選定した。2020 年には光融合ヒドゥンチャンピオン育成支援事業に拡大し、既存の光産業 6 大分野において光融合分野 8 製品に対象分野を拡大する予定である。また、スマートモバイルアプリケーション開発支援事業を通じて、テストベ

ッド支援（4,214 件）、アプリ登録（50 個）等を支援することで、地域内のスマートコンテンツ分野の創業インフラを強化した。

世宗市は、農業ベンチャー企業の集積施設「世宗創業ヴィル」を造成し、スマートファーム分野 12 社、スマートシティ分野 3 社を誘致した。また、農業ベンチャー企業を対象にテストベッド施設空間を提供することで、有望農業技術分野のベンチャー育成を強化し、売上増大及び雇用創出を支援した。

済州市は、生物多様性基盤の済州特化バイオ産業育成戦略に基づき、郷土生物資源を活用する機能性バイオ素材（食品、化粧品等）の開発を支援した。同事業を通じて、8 件の機能性素材が発掘され、これを活用し、「麦酵母抽出物を利用した抗炎症造成物及びアトピー皮膚炎改善用造成物」等の 7 件の特許が出願された。

全羅南道は幹細胞由来のバイオ新薬 R&D 活性化のために退行性神経疾患幹細胞新薬開発（11 億ウォン）、人間遺伝子由来の認知症疾患動物（21 億ウォン）、幹細胞由来のバイオ活性素材製品化（7 億ウォン）を支援した。2019 年同事業を通じて、幹細胞株 4 件を確保し、認知症豚生産 1 件、エクソソームの分離及び精製技術開発 1 件等の成果を達成した。

第3節 今後の政策方向

1 市場ニーズに反映した強い IP 戦略の資産化

IP-R&D を通じた優秀 IP 創出促進に関連し、日本の輸出規制により R&D 能力が集中されている素材・部品・設備分野の場合、複数の政府部処において、支援が拡大されている。

したがって、部処別 R&D 支援が重複されないよう総括するコントロールタワーが必要であり、すでに策定された素材・部品・設備の IP-R&D 戦略に基づいた部処間の協業及び分業が行われなければならない。また、素材・部品・設備分野と同様に輸入依存度が高い技術分野を分析し、貿易紛争等でも製造業の環境が揺るがないよう R&D 支援を通じて、源泉・中核技術特許を確保しなければならない。

そして CPO 制度は、さまざまなチャンネルを活用した広報を通じて、需要者の該当制度に対する認知度を高めることが重要である。すでに IP 専担人材を確保している大学・研究所・企業よりは財政的な負担等により、専門人材を確保できなかった研究主体にとって、より必要な支援になり得るため、事業団規模等の制約条件を緩和し、制度に対する接近性を改善する必要がある。

事業化有望技術の商用化開発に対しては、長期的な観点での支援が必要である。一般的に、市場で新技術の事業化の成功確率は高くなく、長期間にかけての投資が必要とされるからである。政府レベルの有望技術の商用化開発への支援は、時間と財源の限界により、最終事業化段階に至るまでには十分ではない場合も多い。したがって、政府支援の終了後、最終事業化段階までの空白は IP 金融支援を通じた解決を模索してみることができて、事業化有望技術の商用化開発支援と IP 金融支援の連携案に対する悩みが必要である。また、新型感染症の流行や気候変化を考慮し、公共（研）が保有した有望技術のうち、商用化の難易度が高くない品目を発掘し、中小企業に移転し、技術商用化の企業の需要に合わせて、技術保有公共（研）で追加 R&D を支援することを検討する必要がある。

IP 及び技術取引は信頼できる IP 評価を基盤として活性化させることができる。しかし、個人または特定の専門家集団が IP 及び技術の価値を総合的に評価することは現実的に難しいため、技術の独創性・優秀性及び該当技術より期待できる経済的付加価値に対する市場性、権利の安定性等に関する評価は、それぞれ専門性を持った集団により行われることが望ましいと見られる。一方、現在の IP 金融は IP 評価結果を土台に投資を決定した初期投資者が大半のリスクを負担しなければならない構造である。IP 評価機関、段階別投資者等でリスクを分散させる案が講じられてからこそ IP 金融が活性化されることができる。

新技術分野における標準特許の強化のために国際標準化機構で主導権を確保することが必要である点を認識し、国際標準化機構の議長団人員を米国、日本等の国際標準の先導国水準に拡大し、新規専門家を発掘する計画を発表した。したがって、市場の波及効果が大きな標準化機構に対し、優先的に影響力を拡大化する必要があり、それに沿って分野別専門家を選定し、国際標準化活動支援案を具体化することが必要である。また、日中韓3カ国間の協力を通じた対応共助に対しても、より具体的な協力案及び対応計画を策定する必要がある。

最後に研究機関の IP 経営戦略の高度化に関連し、研究機関の未活用保有特許を体系的に診断し、IP 経営戦略及び特許管理戦略を提示することが望ましい政策方向と判断される。未活用特許の放棄を通じて削減した年次料を海外出願に活用した場合、インセンティブを

付与する等の誘引策を追加で考慮する必要がある。一方、TLO 能力強化に関連し、2019 年から施行される「青年 TLO 事業」は青年雇用対策の一環として推進されており、事業の方向性が雇用創出に偏ることで、TLO の能力強化には大きく役に立つことができないという恐れが存在する。したがって、TLO の能力を強化できる実質的な支援プログラムにより、位置づけられるように制度的補完が必要である。

2 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長および保護強化

IP 基盤創業活性化及び IP 費用支援強化に関連し、IP 基盤創業の活性化に向けては、高品質の IP が担保されなければならない。このような点で「特許バウチャー制度」は、企業が求めるサービスを自由に選択できる点で活用度が高く、中型バウチャー企業の支援数を上向き調整し、発給期間を調整すること等の措置は望ましいと言える。ただし、IP 礎事業と同様に正常なサービス価格より、過度に安い価格で出願サービスを利用できるようにする方式は、高品質の IP 確保にかえって妨げになり得るため、サービス提供方式に対する再検討が必要である。また、特許ビッグデータ基盤の創業活性化支援のためには市場性に対する十分な検討の後に特許ビッグデータを分析し、有望な創業アイテムを発掘することが、より効率的とみられる。また、特許ビッグデータを分析し、有望な創業アイテムを発掘することが、より効率的であると見られる。大学の優秀研究成果が迅速に事業化されるように実験室の特化型創業先導大学及び科技特化型創業先導大学等の大学創業活性化制度を拡大することが望ましいと考えられる。一方 特許共済事業の場合、中小企業中央会等の公的な信頼度のある団体や機関ではなければ運営が簡単ではない点を考慮し、事業主体の選定に慎重を期することが必要である。

中小企業の IP 競争力強化のための企業対象 R&D 全周期 IP 戦略策定の支援、部処協業を通じた R&D 及び IP-R&D 共同事業推進等はすでに受惠企業以外にも潜在力のある新規企業を発掘するための努力が必要となる。

中小企業の営業秘密保護強化措置として秘密保持協約の義務化及び違反時の罰則導入、標準下請負契約書に技術任置制度の新規反映、行政措置の強化等は市場の自律性を制限し、中小企業自らの保護責任の認識を弱体化させる恐れが存在する。したがって、ガイドライン製作及び普及、中小企業の保護認識の向上及び紛争対応の能力強化支援等、間接的な支援を拡大することが望ましい。不公正行為に対する政策の場合、民間企業の事業運営を過度に制約しないよう、正確な判断基準が設けられることが先行されなければならない。また、中小企業の技術侵害・奪取事件に対し、法務部・文体部・特許庁等の関係機関間の共助操作体系を構築し、紛争調停制度を内実化し、被害企業に迅速かつ専門性のある行政措置を提供しなければならない。

3 国内知的財産のグローバル進出支援の強化

海外進出企業の立場で、該当国における IP 確保は先決条件である。特に知的財産に対する認識が低い国では模倣品による被害が頻繁に発生し、この際に IP が無い場合は、対応する法的根拠を見つけることが難しい。現在のグローバル IP スター企業の育成事業（特許庁）、知的財産権保護強化支援（関税庁）等の海外進出のための IP 創出及び保護支援事業が活発に遂行されているが、海外 IP 実務に対する理解度及び認識向上のための支援は相対的に不十分である。したがって、すでに海外進出を準備中である国内中小企業を対象に海外 IP 制度の理解増進及び IP 戦略の策定のための支援案を講じる必要がある。

一方、一部企業の場合、海外 IP ポートフォリオに対する深度のある検討無しに断片的な出願を行い、実質的に権利を行使できない状況が発生し得る。これに優先権主張の根拠となる国内出願段階または国家進入段階からは出願明細書に該当国の実務を反映するように支援することが必要である。また、グローバル IP スター企業の育成事業等の既存事業を通じて、海外権利化支援のみならず、国内 IP 企画段階から海外市場を攻略した総合的なコンサルティングを提供することが効果的になると期待される。この他に海外知的財産法制度に対する情報を提供し、相談及びコンサルティングを遂行する国別プラットフォーム構築を通じて、需要者のカスタマイズ型事業が必要である。

韓流コンテンツの海外進出の拡散のために新南方・新北方地域等にコンテンツ市場を多変化することが必要であり、韓流コンテンツと連携された製品も同伴輸出するための案を模索する必要がある。また、海外での IP 侵害に対する現地 IP 専門家相談プログラム提供等の侵害対応支援を強化し、現地で韓流コンテンツが合法的に利用できるよう、民間協力体系を構築する必要がある。

4 デジタル環境の創作に対する公正共存エコシステムの造成

創作者保護及びデジタル著作権侵害の対応体系の先進化に関連し、創作者は知的財産権者であると同時に知的財産ユーザーであるため、創作者を保護するためには権利強化以外にも利用活性化のための政策の工夫が必要となる。教科用図書未分配補償金が相当な規模で積み立てられているため、これを活用し、創作者に便益を提供できる案を設けなければならない。

未来著作権環境に適合した著作権法・制度改善に関連し、主要技術分野別専門家の議論及び立法への反映は必ず、必要な事業であることは確かである。特に著作権問題を恐れて第四次産業革命時代の中核であるデータの活用が萎縮される主張が提起されているため、データの活用に関連した米国の公正利用事例を分析し、専門家の意見収斂を通じて、データを活用しても著作権侵害に該当しない事例を積極的に発掘することで、ビッグデータの自由な利用とそれに関連する最小限の基準を提示する必要がある。また、立法的な解決は相当な期間が所要されるため、これに先だち、社会的費用の消耗を最小化できる案に対する工夫が必要となる。

著作権調停及び鑑定制度の場合、ソフトウェアのみならず、一般著作物に対する調停、鑑定能力も向上されるよう、専門教育及びネットワーキングを強化することが必要であり、加えて、鑑定を通じて、紛争が終了される可能性もあるが、訴訟等の後続手続きで活用されるため、鑑定結果に対する一貫的で持続的な情報提供が必要となる。これのためには鑑定人員として外部専門家の活用のみならず、内部の専門人材の育成も必要となる。

一方、著作物の流通及び活用支援活性化に向けて民間で活用が可能な形態の自由利用著作物の拡充と権利確認を推進するためには公共著作物の開放支援センターの運営を細部課題として提示しているが、自由利用の著作物の拡充のためには、何より自由利用が可能な著作物に対する判断基準の確立が先行されなければならない。関連法令の意味が曖昧であるため、公共機関の恣意的解釈により解放を回避できる問題が発生し得るため、著作権法第24条の2及び関連指針の研究を通じて自由利用が可能な公共著作物の範囲を判断するための明確な基準の提示が必要となる。また、公共著作物の開放を独自の推進するよりは、行政安全部が構築した公共データの開放インフラと連携し、より拡張性のある事業推進案が設けられる必要がある。

有望コンテンツに対する投資活性化及び産業育成に関連し、コンテンツ価値評価の適用拡大を推進しているが、コンテンツ価値評価の能力を持つ専門家が足りない現実を考慮し、該当分野の人材育成等の課題も一緒に推進されなければならない。

5 人と文化中心の知的財産基盤構築

実務及び創業連携の知的財産専門人材育成課題の場合、創業連携側面での事業が多少足りない。したがって、予備創業者または初期創業者を対象とする知的財産教育を拡大することが必要であると見られる。また、IP サービス業界の専門人材の不足は、サービス業界の活性化を通じて、優秀人材の誘引及び維持を支援することで解決することが重要である。

発明・特許素養教育強化及び著作権尊重文化の拡大に関連し、特許庁と文化体育観光部が、それぞれ「発明教育の活性化」と「著作権文化基盤の造成」を推進中であるため、特許庁と文化体育観光部等の関係部処が協業を通じて、知的財産全般の認識向上及び文化拡大に向けた案を講じる必要がある。

特許審査インフラ整備及び専門能力の向上に向けた審査官人員を拡充する等、持続的に努力しているが、2018～2019年の審査官一人当たりの処理件数²⁰⁰に大きな変化は無く、審査官人員の拡充が、より大きな規模で行われることが必要であり、これに加え、高度の専門性を要する技術分野に関連した審査体系の改編等に対する工夫が必要となる。また、審判処理の件数増加と共に審決取消し率も上昇したことから、審判品質を上げるための制度的補完が必要である。

最後に、地域 IP 競争力強化の側面から、主力特化産業の育成のためにブランドマーケティングと IP 戦略を適切に活用することが必要であり、産業間の境界が曖昧となり融合発展される状況に合わせて、主力特化産業間の融合発展及び相互 IP 活用案を通じて、差別化戦略を模索し、グローバル競争力を強化することが必要となる。

²⁰⁰ 審査官一人当たりの処理件数：2018年192件→2019年195件（目標値198件と未達→2020年198件（目標値）

第V章 2019年度知的財産に関わる主要統計・指標

第1節 産業財産権分野

1 出願状況

1) 権利別の出願状況

2019年度の国内産業財産権における全体出願件数は51万967件であり、2018年に比べ6.4%増加した。このうち、特許出願件数は前年比4.3%増の21万8,975件、実用新案は前年比12.6%減の5,447件となった。また、デザイン出願件数は前年比2.1%増の6万5,039件、商標出願件数は前年比10.6%増の22万1,506件で最も高い増加率を記録した。

表V-1<産業財産権における権利別の出願状況>

(単位：件、%)

区分	2015	2016	2017	2018		2019(暫定)	
特許	213,694	208,830	204,775	209,992	(2.5)	218,975	(4.3)
実用新案	8,711	7,767	6,809	6,232	(△8.5)	5,447	(△12.6)
デザイン	67,954	65,659	63,453	63,680	(0.4)	65,039	(2.1)
商標	185,443	181,606	182,918	200,341	(9.5)	221,506	(10.6)
計	475,802	463,862	457,955	480,245	(4.9)	510,967	(6.4)

※出所：韓国特許庁のIPSS知識財産統計サービス、知識財産統計月報（2019年12月号）

※商標は2010年7月28日に商標法施行令を発効する前までは更新登録出願を含む。

※2015年からの国際出願（PCT、マドリッド、ハーグ）を含む。2014年まではPCTのみ含む。

2) 主要国における産業財産権の出願状況

世界知的所有権機関（WIPO）の統計を見ると、韓国は2018年に、世界における特許とデザイン出願件数が5位圏内を記録した。特許出願件数が20万9,992件であり（シェア6.3%）、中国（46.4%）、米国（18.0%）、日本（9.4%）に続き4位を記録した。

韓国の商法出願件数は、19万9,476件（1.8%）で8位を記録し、商標出願件数において上位にある5カ国は、中国（51.4%）、米国（4.5%）、日本（3.6%）、欧州（2.7%）、イラン（2.7%）である。デザイン出願件数は、6万3,793件（5.2%）で、中国（54.0%）、欧州（3.6%）に続き3位を記録し、それに続いて米国（3.6%）とドイツ（3.4%）がそれぞれ4位と5位となった。

表V-2<主要国における産業財産権の出願シェア（2018年時点）>

(単位：%)

区分	中国	米国	日本	韓国	欧州
特許	46.4	18.0	9.4	6.3	5.2
商標	51.4	4.5	3.6	1.8	2.7
デザイン	54.0	3.6	3.4	5.2	8.2

※出所：WIPO IP Facts and Figures 2019

※特許はEPO、商標およびデザインはEUIPO基準

※Application class counts

表V-3<主要国における特許および実用新案の出願状況>

(単位：件)

区分	2015		2016		2017		2018	
	特許	実用新案	特許	実用新案	特許	実用新案	特許	実用新案
中国	1,101,864	1,127,577	1,338,503	1,475,977	1,381,594	1,687,593	1,542,002	2,072,311
米国	589,410	-	605,571	-	606,956	-	597,141	-
日本	318,721	6,860	318,381	6,480	318,481	6,105	313,567	5,388
韓国	213,694	8,711	208,830	7,767	204,775	6,811	209,992	6,232
欧州	160,028	-	159,358	-	166,585	-	174,397	-
ドイツ	66,893	14,274	67,899	14,030	67,712	13,301	67,898	12,307

※出所：WIPO statistics database (2019.10)

表V-4<主要国における商標およびデザインの出願状況>

(単位：件)

区分	2015		2016		2017		2018	
	商標	デザイン	商標	デザイン	商標	デザイン	商標	デザイン
中国	2,876,048	569,059	3,691,365	650,344	5,748,175	628,658	-	708,799
米国	374,976	39,453	393,241	42,908	448,211	43,488	464,786	44,383
日本	144,862	30,054	163,007	29,908	188,928	31,364	183,657	30,243
韓国	183,005	68,236	181,889	65,656	180,422	63,425	199,476	63,793
欧米	127,896	25,750	138,544	28,656	144,559	29,703	152,938	29,958
ドイツ	72,807	7,354	73,414	7,372	76,705	6,560	75,236	6,438

※出所：WIPO statistics database (2019.10.)、中国商标品牌战略年度发展报告(2017)、知识产权统计简报(2019年第28期, 2019.1.3.)

※中国国家知识产权局(CNIPA)が公式発表した2018年の商標出願件数は、737万1,000件(出所：中国政府網ウェブサイト²⁰¹)²⁰¹ 中国政府網、「国家知识产权局公布2018年主要工作统计数据」、2019.1.13. (http://www.gov.cn/xinwen/2019-01/13/content_5357464.htm, 2020.3.12. 最終アクセス)

GDP1,000億ドル当たりの内国人による特許出願件数において、韓国は8,561件で、2位の中国、3位の日本と大きい格差で1位を記録した。GDP1,000億ドル当たりの内国人によるデザイン出願件数においても3,164件で1位を記録したが、GDP1,000億ドル当たりの内国人による商標出願件数は10,951件で中国(31,615件)に続き2位となった。

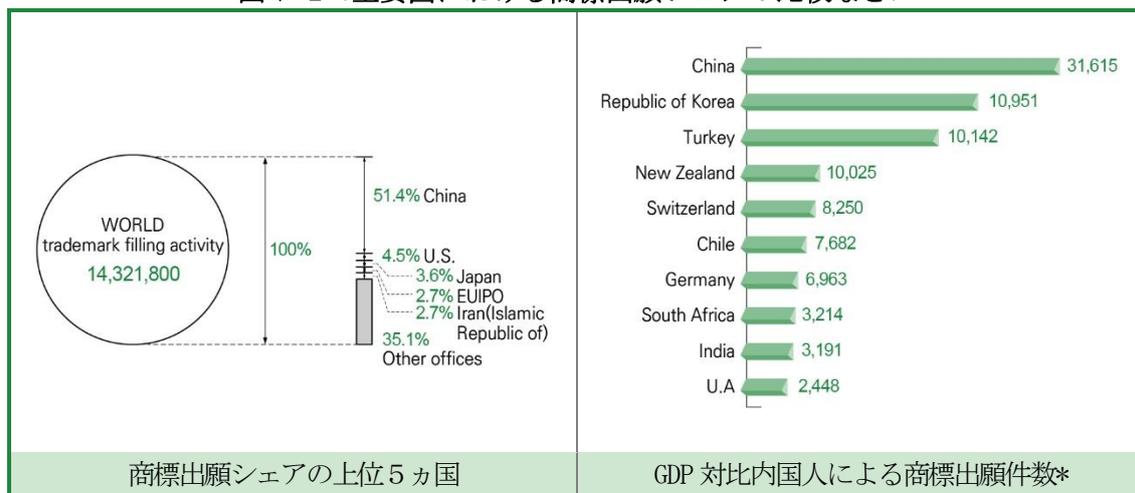
図V-1<主要国における特許出願シェアの比較など>



※出所：WIPO IP Facts and Figures 2019

* GDP1,000億ドル当たりの出願件数

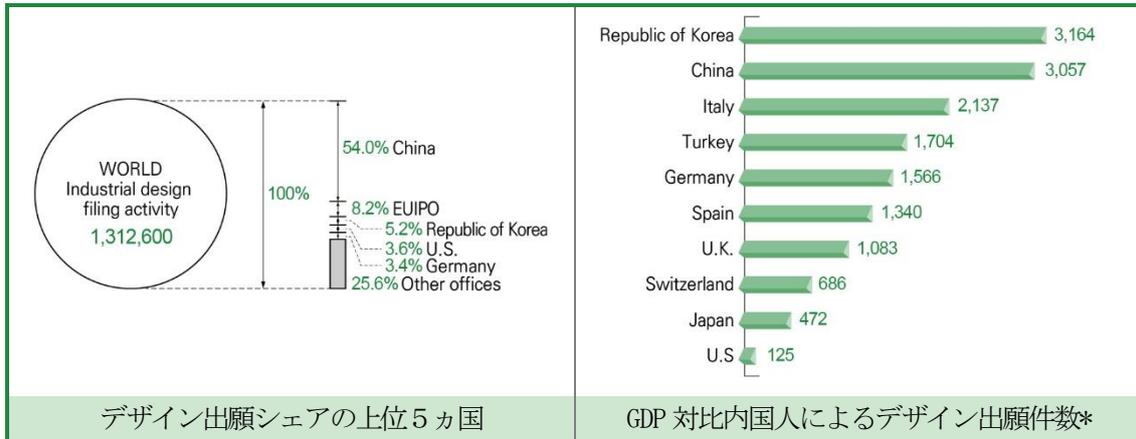
図V-2<主要国における商標出願シェアの比較など>



※出所：WIPO IP Facts and Figures 2019

* GDP1,000億ドル当たりの出願件数

図V-3<主要国におけるデザイン出願シェアの比較など>



※出所：WIPO IP Facts and Figures 2019

※GDP1,000億ドル当たりの出願件数

3) 韓国企業による海外国別の出願件数

2018年における韓国企業による海外国別の特許出願は、計69,147件²⁰²であった。前年対比約2.8%増加した。このうちIP5国に対する特許出願件数は60,186件で約87.0%の割合を占めた。海外の国のうち、米国に最も多く特許を出願しており、その次に中国、欧米、日本、インドの順である。2018年は、2017年に比べ、米国に対する特許出願件数が減少傾向であったのに対し、インドネシア、インド、ベトナムなど東南アジア諸国連合（ASEAN）およびインドに対する特許出願件数は増加した。

表V-5<韓国企業（韓国人）による海外国別の特許出願件数>

(単位：件、%)

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率	件数	増減率
米国	36,744	9.7	38,205	4.0	37,341	△2.3	35,565	△2.3	33,961	△4.5
中国	11,528	6.1	12,907	12.0	13,764	6.6	13,180	6.6	13,875	5.3
欧州 (EPO)	6,162	△2.8	6,410	4.0	6,824	6.5	6,455	6.5	7,280	12.8
日本	5,682	△7.4	5,222	△8.1	5,216	△0.1	4,735	△0.1	5,070	7.1
インド	860	5.0	1,664	93.5	1,533	△7.9	1,670	△7.9	2,321	39.0
ドイツ	1,384	0.8	1,423	2.8	1,204	△15.4	1,171	△15.4	1,313	12.1
ベトナム	336	24.9	527	56.8	576	9.3	697	9.3	922	32.3
オーストラリア	595	△12.6	657	10.4	468	△28.8	490	△28.8	582	18.8
インドネシア	236	△11.9	432	83.1	367	△15.0	386	△15.0	579	50.0
ロシア	472	10.3	551	16.7	394	△28.5	319	△28.5	362	13.5

※出所：WIPO statistics database (2019.10)

²⁰² WIPO が集計した国の総計

※2018年時点の上位10カ国

2018年の海外における商標出願件数は31,422件²⁰³であり、前年に比べて約29.3%増加した。国別には米国に対する出願件数が3,768件で最も多く、その次に日本、ベトナム、タイ、欧州の順であった。

前年に比べて上位10位の国に対する商標出願件数が全て増加し、特許と同様に商標出願でも特にインド(197.9%)、タイ(38.2%)、ベトナム(36.9%)、マレーシア(31.4%)、インドネシア(25.4%)など、ASEANおよびインドに対する出願件数が大幅に増加した。

表V-6<韓国企業(韓国人)による海外国別の商標出願件数>

(単位:件、%)

区分	2014		2015		2016		2017		2018	
	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率	件数	増加率
米国	2,030	5.2	2,965	46.1	2,918	△1.6	3,119	6.9	3,768	20.8
日本	1,668	10.5	2,109	26.4	2,064	△2.1	2,231	8.1	2,466	10.5
ベトナム	868	10.3	1,125	29.6	1,349	19.9	1,555	15.3	2,129	36.9
タイ	749	10.5	761	1.6	1,007	32.3	1,187	17.9	1,641	38.2
欧州	1,180	1.6	2,040	72.9	1,641	△19.6	1,457	△11.2	1,557	6.9
マレーシア	640	30.1	835	30.5	957	14.6	896	△6.4	1,177	31.4
香港	820	25.2	1,343	63.8	1,205	△10.3	1,050	△12.9	1,163	10.8
インドネシア	467	△27.1	555	18.8	788	42.0	885	12.3	1,110	25.4
シンガポール	680	1.9	741	9.0	697	△5.9	841	20.7	1,015	20.7
インド	465	25.3	851	83.0	272	△68.0	281	3.3	837	197.9

※出所: WIPO statistics database (2019.10)

※2018年時点の上位10カ国

4) PCT 国際出願動向

2019年の全世界のPCT国際出願は米国が52,005件で最も多い件数を記録した。中国は50,563件で2位を占め、その次に日本、ドイツが3位と4位を占めた。韓国は17,034件で前年比0.7%が上昇し、全体5位を占めた。

²⁰³ WIPOが集計した国の総計

表V-7<主要国におけるPCT国際出願状況>

(単位：件、%)

区分	2015	2016	2017	2018		2019	
米国	57,132	56,593	56,686	56,247	(△0.8)	52,005	(△7.5)
中国	29,837	43,092	48,906	53,348	(9.1)	50,563	(△5.2)
日本	44,053	45,210	48,205	49,710	(3.1)	47,888	(△3.7)
ドイツ	18,004	18,308	18,951	19,744	(4.2)	17,597	(△10.9)
韓国	14,564	15,555	15,751	16,919	(7.4)	17,034	(0.7)
フランス	8,420	8,210	8,014	7,919	(△1.2)	6,671	(△15.8)

※出所：WIPO statistics database (2019. 2)

※出願人の国籍基準、()は前年比の増減率

2019年において韓国を受理官庁としたPCT国際出願は計18,885件で、前年比11.1%増、指定官庁とした出願件数は計39,115件で、2.0%増であった。

表V-8<韓国のPCT国際出願状況>

(単位：件、%)

区分	受理官庁				指定官庁			
	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語	英語	日本語
2013	2,209	3	10,227	-	12,439	31,683	46	31,729
2014	2,243	5	10,890	-	13,138	33,357	48	33,405
2015	2,070	2	12,522	-	14,594	37,170	56	37,226
2016	1,832	3	13,760	-	15,595	37,093	65	37,158
2017	1,659	-	14,131	-	15,790	37,248	77	37,325
2018	1,904	1	15,086	-	16,991	38,239	101	38,340
2019 (暫定)	2,245	-	16,631	9	18,885	39,021	94	39,115

※出所：韓国特許庁、IPSS 知識財産統計サービス、知識財産統計月報 (2019年12月号)

2

登録状況

2019年度の韓国内における産業財産権の登録件数は前年比6.9%増の306,522件であった。権利別に登録件数を見ると、特許は前年比5.6%増の125,661件、デザインは前年比5.9%増の52,850件、商標は前年比9.2%増の125,594件であった。一方、実用新案は前年比11.0%減の2,417件で、産業財産権のうち唯一減少した。

表V-9<産業財産権における権利別の登録状況>

(単位：件、%)

区分	2015	2016	2017	2018		2019(暫定)	
特許	101,873	108,875	120,662	119,012	(△1.4)	125,661	(5.6)

実用新案	3,253	2,854	2,993	2,715	(△9.3)	2,417	(△11.0)
デザイン	54,551	55,602	49,293	49,905	(1.2)	52,850	(5.9)
商標	114,747	119,255	116,708	115,025	(△1.4)	125,594	(9.2)
計	274,424	286,586	289,656	286,657	(△1.0)	306,522	(6.9)

※出所：韓国特許庁、IPSS 知識財産統計サービス、知識財産統計月報（2019年12月号）

※（ ）は前年比の増減率

特許登録査定率は2018年時点で65.2%で、前年度の63.1%に比べて2.1ポイント増加した。

表V-10<韓国における特許登録査定率の推移>

(単位：%)

区分	2014	2015	2016	2017	2018
特許登録査定率	68.6	63.0	60.0	63.1	65.2

※出所：韓国特許庁、2018年知識財産統計年報

※登録査定率=登録査定件数÷(登録査定+拒絶査定+FA以降取下げ・放棄)

3 審査処理状況

2018年を基準に韓国における審査処理期間は、特許・実用新案10.3か月、デザイン4.9か月、商標5.5か月であった。特許・実用新案の審査処理期間は、徐々に減少傾向を見せており、2018年度も同様に前年に比べてやや減少したが、商標の審査処理期間は、前年と同一な水準、デザインの審査処理期間は前年に比べて増加した。

表V-11<韓国における審査処理期間の推移>

(単位：か月)

区分	2014	2015	2016	2017	2018
特許・実用新案	11.0	10.0	10.6	10.4	10.3
デザイン	6.5	4.4	4.7	4.9	4.9
商標	6.4	4.7	4.8	5.0	5.5

※出所：韓国特許庁、2018年知識財産統計年報

韓国における優先審査申請件数は、毎年増加傾向にあり、2019年には35,825件で前年比8.4%増加した。

表V-12<韓国における優先審査申請推移>

(単位：件、%)

区分	2015	2016	2017	2018	2019 (暫定)
優先審査申請件数	28,574	29,124	30,270(3.9)	33,047(9.2)	35,825(8.4)

※出所：韓国特許庁、2018年知識財産統計年報 知識財産統計月報（2019年12月号）

※ () は前年比の増減率

4

審判状況

2019年度の産業財産権の審判請求件数は9,008件であり、前年に比べてやや減少した。特許審判請求は3,947件、実用新案は167件、デザインは412件であり、商標の審判請求件数も4,482件となり前年に比べて減少した。

表V-13<直近5年間の審判請求状況>

(単位:件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019 (暫定)
特許	9,112	6,796	5,798	4,876	3,947
実用新案	252	306	241	207	167
デザイン	477	512	422	478	412
商標	4,145	4,346	4,216	4,590	4,482
計	13,986	11,960	10,677	10,151	9,008

※出所:韓国特許庁、2018年知識財産統計年報、知識財産統計月報(2019年12月号)

2019年度の産業財産権における審判処理件数は7,388件で、2018年に比べて減少した。権利別の審決件数がすべて前年に比べて減少しており、特許は5,269件、実用新案は194件、デザインは83件、商標は1,842件を記録した。

表V-14<直近3年間の審判処理状況>

(単位:件)

区分	審決			手続無効処分			審査前置登録		
	2017	2018	2019	2017	2018	2019	2017	2018	2019
特許	4,894	5,531	5,269	122	106	80	257	71	34
実用新案	209	249	194	4	2	-	-	-	-
デザイン	526	514	83	11	28	-	-	-	-
商標	4,225	4,252	1,842	60	179	20	-	-	-
計	9,854	10,546	7,388	197	315	100	257	71	34

※出所:韓国特許庁、2018年知識財産統計年報、知識財産統計月報(2019年12月号)

※2019年度は暫定値で、2019年の手続無効処分はその他の処分も含む

韓国の産業財産権分野における審判官数は、2018年の基準によると107人で前年比1人増加した。そのうち、特許・実用新案の審判官数は79人で1人増加し、商標・デザインの審判官数は28人で、2014年以降変わっていない。

審判処理期間は2018年の基準によると12.0か月で、そのうち、特許・実用新案における審判処理機関は前年に比べてやや減少したが、商標の処理期間は前年比1.5か月増加した。

表V-15<分野別の審判官数および審判処理期間>

(単位：人、ヶ月)

区分		2014	2015	2016	2017	2018
審判官 (人)	特許・実用	73	78	78	78	79
	商標・デザイン	28	28	28	28	28
	合計	101	106	106	106	107
審判処理 期間 (ヶ月)	特許・実用	9.4	7.2	10.0	11.9	15.6
	商標・デザイン	7.3	6.4	8.9	9.1	9.0
	合計	7.9	6.9	9.5	10.5	12.0

※出所：韓国特許庁、2018年知識財産統計年報

韓国における特許無効審判の認容率は、2015年から徐々に増加傾向を見せており、2018年には46.3%で2017年に比べて4.5%ポイント増加した。

表V-16<韓国における特許無効審判の認容率>

(単位：%)

区分	2014	2015	2016	2017	2018
特許無効審判の 認容率	53.2	29.5	35.1	41.8	46.3

※出所：韓国特許庁、2018年知識財産統計年報；KOSIS 国家統計ポータル

※特許無効審判の認容率=(全部認容+一部認容の審決件数)/審決件数 x100

5

政府 R&D の成果

2019年度の政府研究開発予算は前年比4.4%増の20兆5,328億ウォンであった。予算は前年比5.0%増の18兆7,992億ウォンであり、そのうち一般会計は前年比6.9%増の16兆3,686億ウォンであったのに対し、特別会計は前年比6.0%減の2兆4,307億ウォンで2016年から4年連続減少した。一方、基金は前年比2.2%減の1兆7,336億ウォンであった。

表V-17<政府の研究開発予算の年間推移>

(単位：億ウォン、%)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019
政府研究 開発予算	177,428	189,231	190,942	194,615	196,681	205,328 (4.4)
予算	158,602	168,983	172,905	176,136	178,956	187,992 (5.0)
- 一般会計	130,594	139,022	144,170	149,032	153,112	163,686 (6.9)
- 特別会計	28,008	29,961	28,735	27,104	25,845	24,307 (△6.0)
基金	18,826	20,248	18,037	18,478	17,725	17,336 (△2.2)

※出所：韓国科学技術企画評価院 (KISTEP)、2019年度政府研究開発予算の状況分析

※政府研究開発予算＝予算＋基金
 ※予算＝一般会計＋特別会計
 ※（ ）は増減率

国家研究開発事業における 2018 年度の執行状況の場合、執行額の総額は前年比 2.0%増の 19 兆 7,759 億ウインで、ここ 5 年間で年平均 2.9%の増加率を記録した。2018 年の細部課題数は 63,697 件で、ここ 5 年間で年平均 4.5%増加した。



※KISTEP、2018 年度国家研究開発事業の調査分析報告書

細部課題の支援類型別で研究開発段階の執行状況を見ると、自由公募型（ボトムアップ型）課題に対する基礎研究の割合が 49.2%で最も高く、トップダウン型（26.0%）、品目指定型（トップダウン型、19.7%）の順であった。

表 V-18< 細部課題の支援類型別における研究開発段階の執行規模（2018 年） >

（単位：億ウオン、%）

区分		基礎研究		応用研究		開発研究		計	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
ボトム アップ型	自由公募 型	23,476	49.2	4,951	10.4	19,310	40.5	47,736	34.9
	品目指定 型	6,119	19.7	7,684	24.7	17,243	55.5	31,045	22.7
トップダウン型			26.0	15,031	26.0	27,833	48.1	57,921	42.4

※出所：KISTEP、2018 年度国家研究開発事業の調査分析報告書

主要国の研究開発費を比較すると、米国が約 5,432 億ドルと最も多い研究開発費を投入し、その次に中国（2,605 億ドル）、日本（1,561 億ドル）、ドイツ（1,122 億ドル）の順であった。韓国は約 779 億ドルと 5 位となった。

一方、国内総生産（GDP）比の研究開発費では韓国が 4.81%で 1 位となった。

表V-19<主要国別研究開発費の比較>

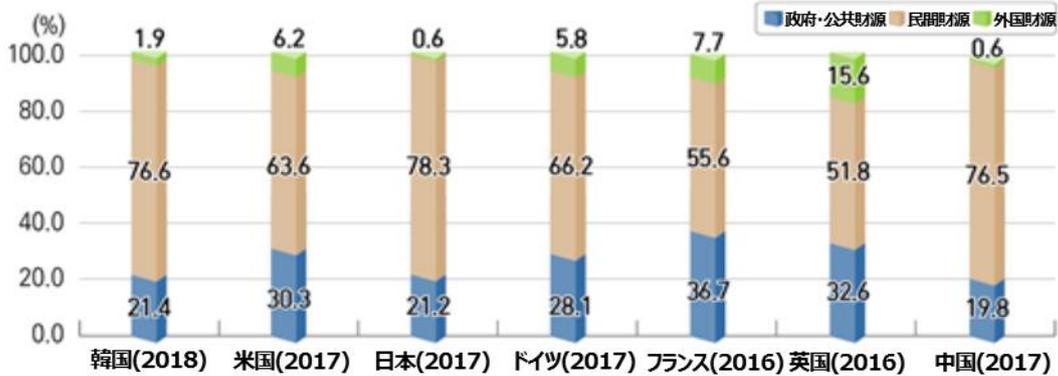
(単位：百万ドル、%)

区分	米国	中国	日本	ドイツ	韓国	フランス	英国	カナダ
研究開発費	543,249	260,494	156,128	112,186	77,896	56,523	43,889	26,592
GDP 比の割合	2.79	2.15	3.21	3.04	4.81	2.19	1.66	1.55

※出所：科学技術情報通信部、2018 年度研究開発活動調査報告書
 ※韓国およびカナダは 2018 年時点、その他の国は 2017 年時点 (OECD)

主要国の研究開発費の財源を比較すると、韓国の政府・公共税源の割合は 21.4%で中国 (19.8%)、日本 (21.1%) より高いが、フランス (36.7%)、英国 (32.6%)、米国 (30.3%) より低い割合である。

図V-5<主要国の財源別での研究開発費の割合>



※出所：科学技術情報通信部・KISTEP、2018 年度研究開発活動調査報告書

6 侵害及び紛争の状況

韓国知識財産保護院の調査によると、2018 年度における韓国企業の米国における特許訴訟件数は、大企業と中小・中堅企業とも前年に比べて増加した。そのうち、大企業が提訴したのは 12 件、提訴されたのは 154 件で前年に比べて両方増加した。

また、2018 年度に中小・中堅企業が提訴したのは 92 件で前年 (18 件) に比べて急増し、提訴されたのは 26 件で、前年並みの水準であった。

表V-20<直近5年間の韓国企業と企業形態別における米国の特許訴訟の状況>

(単位：件)

企業形態	訴訟類型	2013	2014	2015	2016	2017	2018
大企業	提訴する	4	12	4	2	2	12
	提訴される	277	256	245	111	138	154
小計		281	268	249	113	140	166
中小・中堅企	提訴する	4	8	4	6	18	92

業	提訴される	57	24	6	25	23	26
小計		61	32	10	31	42	118
合計		342	300	259	144	182	284

※出所：韓国特許庁・韓国知識財産保護院、2018年 IP TREND 年次報告書（2019.04）

特許庁は、模倣品の取締りを行い、2018年の刑事立件人数は361名、押収物は約54万点であった。2017年の特許庁の取締りによる是正勧告は1,632件であった。

表V-21<特許庁の模倣品に対する取締り件数>

(単位：人、件)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
刑事立件	302	376	430	378	351	362	361
是正勧告	2,325	2,333	1,806	1,816	1,732	1,632	-

※出所：韓国特許庁、知的財産白書

7

特許技術の活用状況

2019年の技術移転・事業化実態調査報告書によると、2018年の基準で韓国における公共研究所の研究開発費は前年に比べて増加したが、技術移転による収入減少により、技術移転の効率性²⁰⁴が前年度より小幅減少した1.59%であった。一方、大学の研究開発費および技術移転による収入が増加して、技術移転の効率性が前年に比べて増加した1.41%となった。

表V-22<大学・公共（研）の技術移転の効率性>

(単位：百万ウォン、%)

区分		2014	2015	2016	2017	2018
全体	研究開発費	10,397,545	11,852,496	12,601,794	12,190,651	12,559,296
	技術移転による収入	140,332	204,170	177,113	182,718	189,700
	技術移転の効率性	1.35	1.72	1.41	1.50	1.51
公共研究所	研究開発費	6,025,200	6,840,893	7,088,661	6,745,903	6,958,907
	技術移転による収入	89,797	142,378	108,822	112,683	110,909
	技術移転の効率性	1.49	2.08	1.54	1.67	1.59
大学	研究開発費	4,372,346	5,011,603	5,513,133	5,444,748	5,600,389
	技術移転による収入	50,535	61,792	68,291	70,035	78,791
	技術移転の効率性	1.16	1.23	1.24	1.29	1.41

²⁰⁴ 技術移転の効率性 = (調査対象年度) 技術移転による収入 / (調査対象年度) 研究開発費の支出

※出所：産業通商資源部・KIAT・韓国知識財産研究院、2019年技術移転・事業化実態調査報告書

2018年における大学および公共（研）の技術移転率は34.3%で、前年（37.9%）に比べて3.6ポイント減少した。特に、公共（研）の技術移転率は39.6%で大幅に減少したのに対し、大学の場合は前年比3.1ポイント増の30.5%であった。

表V-23<大学・公共（研）の技術移転率>

（単位：百万ウォン、%）

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
公共研究所	34.9	43.0	39.3	57.5	60.3	51.0	39.6
大学	19.5	20.3	25.4	25.8	25.0	27.4	30.5
全体	27.1	31.2	31.7	38.6	38.0	37.9	34.3

※出所：産業通商資源部・KIAT・韓国知識財産研究院、2019年技術移転・事業化実態調査報告書

機関類型別に見ると、2018年度の事例数と新規技術の確保および技術移転件数は大学が公共研究所より多いが、技術移転率は公共研究所が大学より高かった。研究機関の中では政府出資研究機関が新規技術の確保、技術移転件数で圧倒的な成果を出しており、大学別では国公立大学に比べて私立大学が技術移転の事例数、技術移転件数など、全指標で高い数値を示した。

表V-24<2018年度機関類型別の技術移転事例と技術移転件数及び技術移転率>

（単位：件、%）

区分	事例数	新規技術の確保 (件)	技術移転 (件)	技術移転率 (%)	
全体	273	32,046	11,002	34.3	
類型 1	公共研究所	129	13,459	5,331	39.6
	大学	144	18,587	5,671	30.5
類型 2	政府出資研究機関	23	6,813	3,415	50.1
	特定研究機関	10	2,768	534	19.3
	専門生産技術研究所	15	1,472	185	12.6
	国公立研究機関	37	987	930	94.2
	その他公共研究機関	44	1,419	267	18.8
	国公立大学	28	6,846	1,778	26.0
	私立大学	116	11,741	3,893	33.2

※出所：産業通商資源部・KIAT・韓国知識財産研究院、2019年技術移転・事業化実態調査報告書

一方、公共研究機関・大学・中小企業などが保有している特許技術を流出や奪取せず、正当な対価を受けて技術移転できるよう、技術信託管理機関が技術保有者から技術とその使用に関する権利の信託を受けて技術を移転する企業探しや移転契約の締結などを代行で管

理する技術信託制度が運営されている。これまでの技術信託管理機関は、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」²⁰⁵により、韓国産業技術振興院、研究開発特区振興財団、韓国保健産業振興院、韓国特許戦略開発院、農業技術実用化財団、技術補償基金の6の財団が指定された。

2017年の時点で5か所（技術保証基金は除く）の技術信託管理機関に信託されている技術は計112件であり、2016年に比べて4件増加した。機関別では、韓国保健産業振興院が109件で大半を占めており、韓国特許戦略開発院が3件であった。技術信託の件数は、2010年に719件を記録して以来、毎年減少する傾向を見せてきたが、2016年に反騰し、再び増加傾向を見せている。2019年から技術保証基金が技術信託管理機関として新規運営²⁰⁶されているため、今後技術信託の件数はさらに増加すると見込んでいる。

表V-25<年度別における技術信託と技術移転の件数>

(単位：件)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
技術信託	719	531	338	303	244	87	108	112
技術移転	10	13	32	13	35	9	3	5

※出所：国会予算政策処、2019年度予算案委員会別分析（産業通商資源中小ベンチャー企業委員会）

表V-26<技術信託管理機関別における技術信託および技術移転の件数>

(単位：件)

機関名	2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017	
	信託	移転														
韓国産業技術振興院	444	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究開発特区振興財団	275	8	370	13	135	14	107	4	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国保健産業振興院	-	-	40	-	66	3	74	1	80	5	87	5	105	1	109	5
韓国特許戦略開発院	-	-	121	-	137	15	100	8	132	28	-	2	3	2	3	-
農業技術実用化財団	-	-	-	-	-	-	22	-	32	2	-	2	-	-	-	-

²⁰⁵ 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第32条の2（技術信託管理業の許可等）①技術信託管理業を運営しようとする者は大統領令で定めることにより、産業通商資源部長官の許可を得なければならない。但し、「資本市場と金融投資法に関する法律」第12条により認可を受けた場合にはこの限りでない。

²⁰⁶ 技術保証基金は、2018年10月に技術信託管理機関に指定され、2019年から技術信託管理業を遂行しており、2019年11月時点で219件の技術を信託され、今後5年間段階的に3,000の技術の信託を受けて保護する計画である。

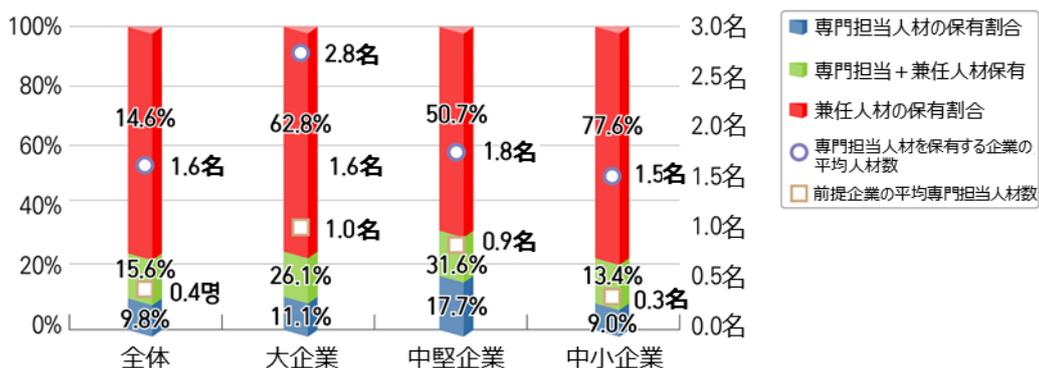
※出所： 国会予算政策処、2019 年度予算案委員会別分析（産業通商資源中小ベンチャー企業委員会）

8 知的財産インフラ

2018 年度の知的財産活動実態調査によると、2018 年に知的財産権における国内および海外出願・審査・維持のため企業が支出した平均費用は、1 億 9,800 ウォンで調査された。企業の類型別では、中堅企業が 5 億 3,087 万ウォンで最も高い金額を記録し、大企業は 4 億 6,087 万ウォン、中小企業は 1 億 3,376 万ウォンであった。

知的財産専門担当人材²⁰⁷を保有する企業の割合は、全体の 25.4%で、他部署の業務と知的財産業務を平行する兼任人材を保有する割合は全体の 90.2%である。そのうち、専門担当人材と兼任人材を両方保有する企業は全体の 15.6%であった。企業の類型別では、大企業の 37.2%、中堅企業の 49.3%、中小企業の 22.4%が 1 名以上の知的財産専門担当人材を保有している。専門担当人材の人数は大企業 2.8 人で最も多く、中堅企業 1.8 人、中小企業が 1.5 人であった。一方、専門担当人材と兼任人材を両方保有する割合は中堅企業が 31.6%で最も高い割合を占めている。

図 V-6<企業類型別知的財産担当人材の保有状況>



※出所： 特許庁、2018 年度知識財産活動実態調査

表 V-27<企業類型別知的財産能力の比較>

(単位：%、人)

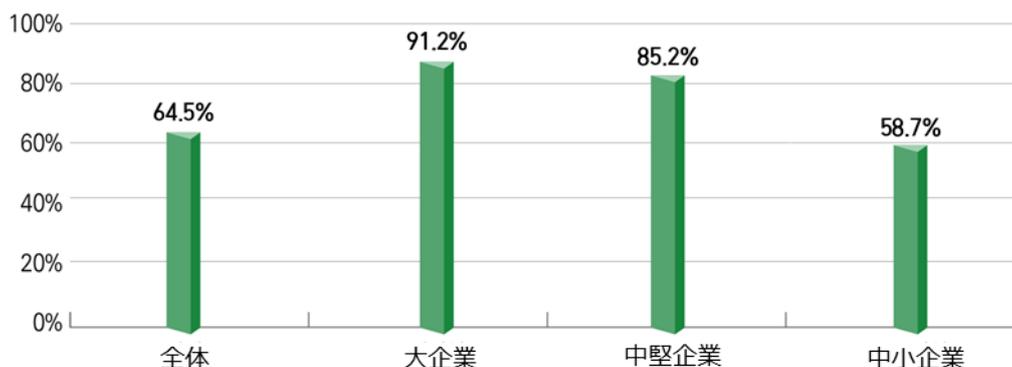
区分	知的財産権費用 (出願・審査・維持)	海外出願の 割合	海外登録の 割合	専門担当 人材の 保有率	専門担当 人材の 平均人数
大企業	4 億 6,087 万ウォン	11.7	6.6	37.2	2.8
中堅企業	5 億 3,087 万ウォン	45.2	32.8	49.3	1.8
中小企業	1 億 3,376 万ウォン	23.8	12.0	22.4	1.5

※出所：韓国特許庁、2018 年度知識財産活動実態調査（資料をもとに再構成）

²⁰⁷ 知的財産担当人材は、企業内での特許ポートフォリオの分析などの知的財産戦略の企画、国内外の産業財産権の出願および登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害に関する対応や訴訟業務、知的財産権販売またはライセンス交渉および技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、そのうちの知的財産専門人材は、これらの知的財産関連業務のみを専門的に行う人材を意味する。

職務発明の補償規定²⁰⁸を保有する全体企業の割合は、64.5%であった。企業の類型別では、大企業 91.2%、中堅企業 85.2%で、大半が自社規定を持っているか、関連機関が配布した規定を活用していると調査され、中小企業は 58.7%のみ職務発明の補償規定を保有しており、職務発明補償金の算定および補償の実施などに混乱していることが分かった。

図V-7<企業類型別職務発明補償規定の保有状況>



※出所：韓国特許庁、2018年度知識財産活動実態調査

第2節 著作権分野

1 著作権登録状況

2018年の著作権登録件数は、計44,919件で、前年(40,623件)に比べて10.6%増加した。そのうち、著作物は43,739件、著作隣接物1,110件、データベース70件が登録された。著作物の類型別に見ると、コンピュータプログラム著作物(16,210件)が最も高い割合を占めており、次いで美術(13,403件)、語文(4,481件)、編集(2,985件)、音楽(2,229件)、映像(2,098件)の順であった。

表V-28<著作権登録状況>

(単位：件)

種類	年度							
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
著作物	語文	3,742	3,658	5,867	4,192	4,616	4,155	4,481
	音楽	1,446	1,430	1,768	1,310	1,820	2,085	2,229
	演劇	24	58	35	127	48	126	55
	美術	7,092	7,938	8,195	10,519	11,344	11,325	13,403
	建築	57	131	61	52	91	74	66
	写真	507	447	373	335	508	1,114	1,123
	映像	505	626	2,266	1,859	1,089	1,159	2,098
	図形	528	545	407	472	450	484	466

²⁰⁸ 企業自ら作成し保有している規定または、特許庁などの関連機関が作成・配布した規定を活用する場合を含む。

	編集	1,823	1,981	3,734	2,703	3,045	3,566	2,985
	2 次的	645	572	725	714	799	492	623
	コンピュー タプログラ ム	14,101	13,690	12,411	14,477	14,502	15,180	16,210
	その他	0	0	0	0	0	0	0
著作 隣接物	実演	30	1	2	7	7	6	33
	レコード	565	323	1,160	552	954	700	1,077
データベース		101	62	77	176	127	157	70
合計		31,166	31,462	37,081	37,495	39,400	40,623	44,919

(単位：件)

※出所：韓国著作権委員会 (www. copyright. or. kr)

2 著作権の制作及び流通

著作権の制作および流通分野において信託管理団体が管理する著作物のうち、2018 年の新規件数は 7,110,148 件、全体件数は 76,226,135 件で、2017 年に比べて約 3,541 万件が増加した。特に語文著作（隣接）物の件数が多く増加し、公共著作（隣接）物の件数は、前年に比べて減少した。

表 V-29 <信託管理団体における管理著作（隣接）物の件数>

(単位：数)

著作(隣接)物 分野		2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
音楽	新規	340,722	1,122,646	1,350,960	1,756,882	-276,301	845,355
	全体	4,531,427	5,620,645	6,982,049	9,097,436	8,663,575	9,678,556
語文	新規	45,680	34,248	291,186	474,068	532,309	3,568,307
	全体	2,639,580	1,591,743	3,504,876	4,650,602	4,340,141	36,051,315
放送	新規	39	61	33	36	0	0
	全体	707	756	781	810	4	4
映画	新規	3,516	4,503	2,811	2,554	3,189	5,563
	全体	3,516	4,503	1,032	2,554	3,189	5,563
ニュー ース	新規	2,200,000	2,100,000	2,200,000	2,740,000	2,719,644	2,690,923
	全体	18,040,000	20,140,000	22,340,000	25,080,000	27,799,643	30,490,566
公共	新規	4,173	6,594	89	21	65	0
	全体	4,173	10,767	1,040	1,061	1,126	131
合計	新規	2,594,130	3,268,052	3,845,079	4,973,561	2,978,906	7,110,148
	全体	25,219,403	27,368,414	32,829,778	38,832,463	40,807,678	76,226,135

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019 年 8 巻 9 号）

2018 年における著作権使用料の徴収合計額は、2017 年度（2,806 億 6,939 万ウォン）に比べて約 12.0%増の約 3,143 億 6,572 万ウォンであった。分野別の使用料徴収額は、音楽

(77.4%)、放送(9.5%)、語文(8.7%)、ニュース(4.4%)の順であり、音楽分野が圧倒的に高い割合を占めた。

表V-30<著作権使用料の徴収総額>

(単位：千ウォン)

分野	信託団体名	年度					
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
音楽	韓国音楽著作権協会	118,843,618	124,400,355	141,692,097	146,734,156	176,366,349	202,808,291
	韓国音盤産業協会	4,172,954	6,177,478	7,324,013	8,002,649	8,074,209	8,655,825
	韓国音楽実演者連合会	9,308,115	13,826,552	17,148,738	21,547,039	27,183,281	29,264,220
	共にする音楽著作人協会	0	2,209	309,689	2,972,681	3,788,555	2,616,157
	小計	132,324,687	144,406,594	166,474,537	179,256,525	215,412,394	243,344,493
語文	韓国文芸学術著作権協会	1,808,831	1,907,367	1,688,529	1,766,657	1,777,039	1,991,963
	韓国複製伝送著作権協会	565,943	460,747	451,899	650,272	547,294	652,587
	韓国放送作家協会	15,518,055	15,056,546	21,309,195	17,259,027	20,700,991	24,621,147
	韓国シナリオ作家協会	4,543	4,696	4,663	3,896	4,034	N/A
	小計	17,897,372	17,429,356	23,454,286	19,679,852	23,029,358	27,265,697
映画	韓国映画配給協会	116,312	89,166	73,269	51,720	N/A	N/A
	韓国映画製作家協会	0	501,502	132,206	247,235	131,843	17,453
	小計	116,312	590,668	205,475	298,955	131,843	17,453
放送	韓国放送実演者協会	20,196,359	21,679,310	24,516,129	27,017,829	29,140,351	29,915,338
ニュース	韓国言論振興財団	6,874,977	8,032,463	9,963,740	11,052,311	12,946,455	13,816,458
公共	韓国文化情報院	2,460	4,870	3,400	5,202	8,985	6,279
合計		177,412,167	192,143,261	224,617,567	237,310,674	280,669,386	314,365,718

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

権利別に著作権使用料の徴収状況を見ると、2018年度時点で約3,143億6,572万ウォンが徴収され前年比べて12.0%増加し、そのうち伝送権が約1,145億3,597万ウォンで最も

高い割合を占めている。

表V-31<権利別の著作権使用料徴収額>

(単位：千ウォン)

権利 類型	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
複製権/配布権	42,379,424	43,573,022	48,272,813	52,725,255	59,143,874	73,527,806
公演権	36,831,760	39,044,829	40,425,180	43,546,979	44,171,842	46,393,286
放送権	45,540,463	43,420,488	55,372,421	49,135,654	69,279,631	69,152,192
伝送権	42,757,240	57,147,863	72,346,305	82,125,704	99,322,147	114,536,972
その他*	9,903,280	8,957,059	8,200,848	9,777,082	8,751,891	10,755,462
合計	177,412,167	192,143,261	224,617,567	237,310,674	280,669,385	314,365,718

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

*その他は、団体別その他権利項目の使用料徴収額を合算したものである。

3 著作権の侵害状況

韓国著作権保護院によると、2018年度における違法コピー品の市場規模は、2017年に比べて流通量と金額がともにやや減少した。違法コピー品の市場規模の金額は約3,770億ウォンで2017年に比べて0.6%減少した。調査によって把握された5分野（音楽、映画、放送、出版、ゲーム）の2018年度における違法コピー品の流通量は約19億7,000万件で、2017年に比べて5.6%減少した。違法コピー品の流通量は2015年まで減少して2016年に増加したが、2017年に再び減少傾向に転じた。

表V-32<年度別違法コピー品の市場規模>

年度	流通量(千件)	増減 (%)	金額 (百万ウォン)	増減 (%)
2014	2,261,004	-	362,869	-
2015	2,088,568	-7.6	367,174	1.2
2016	2,380,944	14.0	422,875	15.2
2017	2,083,111	-12.5	379,234	-10.3
2018	1,967,374	-5.6	377,008	-0.6
5年平均	2,156,200	-	381,832	-

※出所：韓国著作保護院、2019年著作権保護年次報告書

流通量を基準にコンテンツ別違法コピー品の市場規模を見ると、音楽コンテンツは2017年（13億曲）比3.2%減の約12億6,000万曲で、映画コンテンツは約2億1,000万本（7.3%減）、放送コンテンツは約4億2,000万本（12.1%減）、出版コンテンツは約6,100万冊（0.8%減）、ゲームコンテンツは約2,268万本（1.5%減）あった。

表V-33<コンテンツ別違法コピー品の流通量>

(単位：千個)

区分	2014	2015	2016	2017	2018
音楽	1,509,763	1,270,686	1,522,608	1,297,379	1,256,121
映画	234,349	245,908	257,580	229,281	212,543
放送	377,498	461,584	517,384	471,951	415,038
出版	112,586	81,443	57,555	61,473	60,993
ゲーム	26,807	28,946	25,818	23,026	22,679
合計	2,261,004	2,088,568	2,380,944	2,083,111	1,967,374

※出所：韓国著作権保護院、2019年著作権保護年次報告書

コンテンツ別の違法コピー品市場規模に対する割合を流通量を基準に見ると、音楽コンテンツが63.8%と最も高い割合を占めた。次いで放送コンテンツ(21.1%)、映画コンテンツ(10.8%)、出版コンテンツ(3.1%)、ゲームコンテンツ(1.2%)の順であった。

表V-34<コンテンツ別違法コピー品市場の割合(流通量)>

(単位：千個、%)

順位	コンテンツ	違法コピー品の流通量	割合
1	音楽	1,256,121	63.8
2	放送	415,038	21.1
3	映画	212,543	10.8
4	出版	60,993	3.1
5	ゲーム	22,679	1.2
オンライン・オフライン全体		1,967,374	100.0

※出所：韓国著作権保護院、2019年著作権保護年次報告書

金額基準でコンテンツ別の違法コピー品の市場規模²⁰⁹を見た結果、全体の市場規模は3,770億ウォンで2017年(3,792億ウォン)に比べて0.6%減少した。コンテンツ別には、放送コンテンツが210億ウォンで前年に比べて23.1%減少し、出版コンテンツは1,602億ウォン(13.6%増)、映画コンテンツは348億ウォン(12.5%減)、音楽コンテンツは1,382億ウォン(7.4%減)、ゲームコンテンツは229億ウォン(4.6%増)で、放送・映画・音楽コンテンツ分野における違法コピー品の市場規模は前年に比べて減少した一方、出版・ゲームコンテンツ分野における違法コピー品の市場規模は増加したと分析している。

²⁰⁹ 違法コピー品の流通量に違法コピー品の流通価格を適用して算出

表V-35<コンテンツ別違法コピー品の市場規模>

(単位：百万ウォン)

区分	2014	2015	2016	2017	2018
音楽	141,882	125,603	147,007	149,253	138,175
映画	51,223	51,998	48,793	39,783	34,803
放送	23,167	25,185	29,163	27,333	21,016
出版	114,496	141,795	172,625	141,020	160,153
ゲーム	32,102	22,593	25,287	21,845	22,860
合計	362,869	367,174	422,875	379,234	377,008

※出所：韓国著作権保護院、2019年著作権保護年次報告書

オンライン・オフライン流通経路別における違法コピー品の流通量を見ると、2018年の時点で計19億6,787万件が流通され、そのうち、オンラインでは17億6,347万件、オフラインでは2億391万件が流通された。オンラインでの流通割合は89.6%でオフラインでの流通割合の10.4%より約8.6倍高いことが分かった。

一方、金額基準で見ると、オフラインでの違法コピー品の市場規模は約3,518億ウォンで、オンラインの約14倍になっており、93.3%の割合を占めている。これは、オフラインでの違法コピー品の流通価格がオンラインの違法コピー品の流通価格より高く形成されていることに原因があると分析される。

表V-36<流通経路別違法コピー品市場の割合>

流通経路	流通量基準	金額基準
オンライン	176,347 万件 89.6%	252 億ウォン 6.7%
オフライン	20,391 万件 10.4%	3,518 億ウォン 93.3%

※出所：韓国著作権保護院、2019年著作権保護年次報告書

著作権特別司法警察のソフトウェア取締り現状を見ると、2018年333の機関を調査し、275の機関が摘発され、違法コピー率²¹⁰は74.71%で2017年度(73.98%)に比べて0.73%p増加した。

表V-37<著作権特別司法警察のソフトウェア取締り現状>

区分	年度						
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
取締り対象機関数	480	431	271	195	300	333	
摘発	機関数	374	350	190	169	256	275
	立件	370	338	190	169	256	275

²¹⁰ 違法コピー率 = (コピー数量 ÷ SW 設置数) × 100

SW 設置数	57,662	30,975	10,279	5,135	3,293	2,886
コピー数量	12,446	9,372	3,050	3,024	2,436	2,156
違法コピー率	21.58	30.26	29.67	58.89	73.98	74.71

※出所：文化体育観光部の著作権局著作権保護課

4 著作権産業

表V-38<著作権産業の名目売上高>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業 ²¹¹	131,227,654	136,902,240	156,786,960	153,003,499	166,773,307
相互依存著作権産業 ²¹²	135,399,688	123,576,617	136,531,669	117,744,112	110,633,397
部分著作 ²¹³	18,710,731	14,478,844	18,410,520	18,630,551	18,866,097
著作権支援産業 ²¹⁴	23,090,088	26,414,570	30,998,244	28,006,100	24,049,923
全体著作権産業	308,428,161	301,372,271	342,727,393	317,384,262	320,322,724

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-39<著作権産業の実質売上高>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業	129,678,270	133,550,101	149,407,681	150,833,688	163,706,148
相互依存著作権産業	145,686,055	134,824,424	153,908,073	134,766,871	112,538,645
部分著作権産業	17,558,913	13,380,637	16,969,530	18,015,767	18,407,372
著作権支援産業	22,519,032	25,874,280	32,047,040	28,795,247	23,954,454
全体著作権産業	315,442,270	307,629,442	352,332,324	332,411,572	318,606,619

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

²¹¹ 中核著作権産業とは、作品およびその他保護対象物の創作、生産、製造、公演、通信および展示または流通および販売に全的に従事する産業。

²¹² 相互依存著作権産業とは、その機能が全的に、あるいは主に著作物の創造・生産および使用を可能にする機能の生産、製造、販売に従事する産業。

²¹³ 部分著作権産業とは、部分的に著作物の創造、生産、製造、遂行、放送、通信と展示および流通販売に関わる産業。

²¹⁴ 著作権支援産業とは、内部の部分的な活動が著作権および関連物の放送、通信、販売および流通に貢献し、その活動が中核著作権産業に当たらない産業。

表V-40<著作権産業の名目付加価値>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業	52,987,648	61,061,319	68,538,548	68,629,445	88,416,174
相互依存著作権 産業	51,579,361	49,043,390	36,933,098	45,485,111	41,068,554
部分著作権産業	7,466,682	7,134,897	8,311,651	9,311,888	9,884,839
著作権支援産業	8,610,386	11,644,553	12,775,052	12,893,379	11,369,974
全体著作権産業	120,644,076	128,884,159	126,558,349	136,319,824	150,739,541

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-41<著作権産業の実質付加価値>

(単位：百万ウォン)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業	52,380,735	59,428,564	65,106,570	67,643,024	86,810,251
相互依存著作権 産業	55,691,741	53,639,058	41,032,334	52,092,811	41,677,957
部分著作権産業	6,990,463	6,619,873	7,691,641	9,045,297	9,599,216
著作権支援産業	8,184,936	11,098,756	13,504,642	13,084,019	11,233,250
全体著作権産業	123,247,876	130,786,251	127,335,187	141,865,151	149,320,674

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-42<著作権産業の全体雇用者数>

(単位：人)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業	814,278	836,500	892,014	893,863	1,060,288
相互依存著作権 産業	378,155	371,539	382,997	371,062	351,142
部分著作権産業	182,005	140,103	152,042	150,143	148,959
著作権支援産業	203,466	226,951	246,313	237,328	190,996
全体著作権産業	1,577,904	1,575,093	1,673,366	1,652,396	1,751,385

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-43<著作権産業の経済的寄与度²¹⁵ (GDP 割合) >

(単位：%)

区分		年度				
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
名目 GDP の割合 ²¹⁶	全体著作権産業	8.44	8.67	8.09	8.30	8.21
	中核著作権産業	3.71	4.11	4.38	4.18	4.82
実質 GDP の割合	全体著作権産業	8.93	9.17	8.68	9.40	8.48
	中核著作権産業	3.79	4.16	4.44	4.48	4.93
全体産業 (兆ウォン)	名目 GDP	1,429.4	1,486.0	1,564.1	1,641.7	1,835.7
	実質 GDP	1,380.8	1,426.9	1,466.7	1,509.7	1,760.8

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-44<著作権産業の経済的寄与度（雇用割合） >

(単位：%)

産業 (大分類)	年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
中核著作権産業	3.25	3.27	3.44	3.38	3.97
相互依存著作権産業	1.51	1.45	1.48	1.41	1.31
部分著作権産業	0.73	0.55	0.59	0.57	0.56
著作権支援産業	0.81	0.89	0.95	0.90	0.71
全体著作権産業	6.29	6.15	6.45	6.26	6.55
全体産業の就職者数(千名)	25,066	25,599	25,936	26,409	26,725

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-45<コンテンツ産業における輸出額の年度別状況>

(単位：千ドル)

区分	年度					
	2015年	2016年	2017年	2018年 上半期	2018年 下半期	2019年 上半期
出版	222,736	187,388	220,951	99,607	149,384	101,290
漫画	29,354	32,482	35,262	20,097	20,248	22,678
音楽	381,023	442,566	512,580	229,790	334,382	260,700
ゲーム	3,214,627	3,277,346	5,922,998	3,250,051	3,141,561	3,330,327
映画	29,374	43,894	40,726	27,424	14,183	28,027
アニメーション	126,570	135,622	144,870	49,670	123,407	61,817

²¹⁵ 著作権産業の経済的寄与度は、国内の著作権産業を売上高、付加価値、雇用などの側面からその規模を算出し、それを通じて国家経済における著作権産業の重要性と実態を定量的な観点から判断できる中核指標として活用される。

²¹⁶ 名目（実質）GDP 割合＝全体（中核）著作権産業の名目（実質）付加価値÷名目（実質）×100

放送	320,434	411,212	362,403	142,782	257,001	170,558
広告	94,508	109,804	93,230	35,157	63,766	37,514
キャラクター	551,456	612,842	663,853	297,717	435,624	381,171
知識情報	515,703	566,412	616,061	273,754	370,343	320,602
コンテンツソリューション	175,583	188,495	201,508	96,206	118,625	98,809
合計	5,661,368	6,008,063	8,814,441	4,522,255	5,028,524	4,813,493

※出所：文化体育観光部、2018 コンテンツ産業統計調査；韓国コンテンツ振興院、2019 年上半期コンテンツ産業動向分析報告書

※2017 年輸出額は韓国国内企業の海外売上高を含んでおり、以前年度との単純比較は不可能

5 その他の著作権

1) 共有著作物の DB 構築件数

表 V-46 <満了、自由利用、公共著作物>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
語文	0	11,697	4,761	0	0	197
音楽	0	2,355	4	108	14	607
美術	40,012	26,615	14,105	508	642	1,996
写真	40,236	261,479	54,964	20,680	55,925	47,564
プログラム	4	0	0	0	2	2
映像	0	9	3	511	748	1,113
その他	0	0	0	1,003	0	0
合計	80,252	302,155	73,837	22,810	57,331	51,479

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019 年 8 巻 9 号）

表 V-47 <寄贈著作物>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
語文	0	0	11	0	0	0
音楽	0	0	0	20	264	363
美術	22	12	3	52	608	549
映像	1	0	4	112	102	1
写真	69	35	0	696	900	1123
編集	0	0	0	0	0	2
2 次的著作物	0	20	0	0	0	2
コンピュータプログラム著作物	0	-	0	0	0	0
著作隣接物	0	0	0	0	0	1

合計	92	67	18	880	1,874	2,041
----	----	----	----	-----	-------	-------

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-48<公共著作物の種類別登録件数>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文著作物	312,196	2,295,600	3,359,154	5,454,340	7,824,069	10,002,969
音楽著作物	0	0	2,230	2,303	2,303	2,356
美術著作物	0	0	76,515	55,655	55,752	55,840
建築著作物	0	0	4,219	4,219	4,219	4,219
写真著作物	668,997	738,432	1,420,706	1,718,737	2,074,041	2,163,999
映像著作物	23,839	12,944	186,962	200,634	224,974	256,381
図形著作物	0	0	4,483	4,516	9,071	9,639
合計	1,005,032	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429	12,495,403

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-49<公共著作物の類型別登録件数²¹⁷>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
第1類型	65,501	385,950	1,862,607	3,601,755	5,469,476	6,100,066
第2類型	87,471	112,027	125,712	169,151	246,584	406,345
第3類型	5,277	5,653	19,510	25,620	304,491	437,346
第4類型	846,783	2,543,346	3,046,440	3,643,878	4,173,878	5,551,646
合計	1,005,032	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429	12,495,403

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-50<公共著作物の機関別登録件数>

(単位：件)

機関の分類	年度					
	～2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
国家機関	734,722	763,159	1,594,307	3,693,635	4,617,109	4,530,659
地方自治体	36,047	281,586	883,786	992,275	2,371,471	4,711,837
公共機関	228,921	1,993,903	2,552,559	2,742,751	3,148,867	3,193,368
その他の機関	5,342	8,328	23,617	11,743	56,982	59,539

²¹⁷ 公共分野管理の著作物類型は公共ヌリ（www.kog1.or.kr）類型基準に基づき、第1類型から第4類型に区分する。

合計	1,005,032	3,046,976	5,054,269	7,440,404	10,194,429	12,495,403
----	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

2) パブリックドメインのDB利用件数²¹⁸

表V-51<満了、自由利用、公共著作物の照会>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	1,005,727	1,322,159	1,535,085	1,875,073	912,827	814,093
音楽	278,319	269,367	193,983	155,637	153,747	849,081
美術	1,074,854	3,295,706	1,345,680	1,129,819	1,748,458	5,269,574
建築	10,946	35	1,945	0	0	0
写真	1,056,905	3,174,003	1,659,809	3,950,762	6,069,089	6,611,722
映像	9,597	165,936	181,957	208,832	147,438	435,846
コンピュータプログラム	0	1,142	843	6,106	19,852	99,580
その他	0	0	0	211,327	144,720	550,074
合計	3,436,348	8,228,348	4,919,302	7,537,556	9,196,131	14,629,970

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

表V-52<満了、自由利用、公共著作物の原本>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	357,596	138,142	196,522	232,845	71,644	407,926
音楽	112,526	16,811	4,099	5,894	2,302	6,732
美術	107,811	152,180	97,244	52,766	3,579	3,413
建築	707	0	0	0	0	0
写真	157,610	151,621	430,672	283,920	57,948	549,826
映像	3,424	47,624	69,723	58,780	13,068	11,753
コンピュータプログラム	0	0	0	0	213	709
その他	0	0	0	12,633	276	396
合計	739,674	506,378	798,260	646,838	149,030	980,755

※出所：2018年著作権統計、韓国著作権委員会

²¹⁸ 韓国著作権委員会が運営する「共有広場 (<http://gongu.copyright.or.kr>)」で共有著作物の照会、原文の確認、ダウンロードを利用した件数である。

表V-53<満了、自由利用、公共著作物のダウンロード>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	323,041	363,348	667,280	642,197	320,795	349,854
音楽	65,106	204,005	42,702	56,823	89,944	269,581
美術	509,649	1,371,284	556,967	257,178	557,657	777,103
建築	5,856	0	208	0	0	0
写真	369,282	435,539	661,537	1,765,797	2,800,524	2,802,883
映像	2,041	2,663	3,554	5,603	67,973	195,793
コンピュータプログラム	0	1,031	453	1,860	10,957	76,880
その他	0	0	0	64,959	331,244	426,898
合計	1,274,975	2,377,870	1,932,701	2,794,417	4,179,094	4,898,992

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-54<寄贈著作物の照会>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	0	3,464	8,672	6,698	10,569	7,008
音楽	332	1,916	13,305	8,882	42,083	338,864
美術	13,994	20,935	25,520	25,439	113,302	684,497
建築	5,011	102,894	23,122	78,659	177,700	636,982
写真	9,109	11,075	15,673	19,198	19,124	104,613
2次的著作物	0	0	0	0	0	0
コンピュータプログラム	0	0	0	0	0	26,097
合計	28,446	140,284	86,292	138,876	362,778	1,798,061

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-55<寄贈著作物の原本²¹⁹>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	0	0	0	0	0	0
音楽	162	0	0	0	0	0
美術	2,047	0	0	0	0	0

²¹⁹ 寄贈著作物の原本確認件数のうち、2014年までの件数は他機関の寄贈著作物の連携サービス件数であり、2015年以降は委員会が保有する寄贈著作物のみサービスし、他機関と連携した原文確認サービスはない。

写真	8,518	3	0	0	0	0
映像	894	499	0	0	0	0
2次的著作物	-	0	0	0	0	0
コンピュータ プログラム	0	0	0	0	0	0
合計	11,621	502	0	0	0	0

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

表V-56<寄贈著作物のダウンロード>

(単位：件)

著作物の種類	年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
語文	0	1,121	7,532	3,147	3,235	2,032
音楽	195	361	1,959	2,216	16,078	88,425
美術	6,384	5,320	2,818	4,204	17,002	74,856
写真	3,417	2,312	1,060	7,331	39,648	90,152
映像	6,977	2,433	3,026	6,738	8,801	42,062
2次的著作物	0	0	0	0	0	0
コンピュータ プログラム	0	0	0	0	0	22,454
合計	16,973	11,547	16,395	23,636	84,764	319,981

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）

3) 著作権紛争調停

表V-57<著作物の紛争調停処理状況>

(単位：件)

処理状況	年度						
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
成立	34	51	34	35	23	22	38
不成立	27	49	31	38	27	55	64
取下げ	26	50*	11	18	31	54	14
その他	1	0	0	0	2	0	0

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）；文化体育観光部著作権政策課
*斡旋が含まれている件数

表V-58<著作（隣接）物の種類別調停件数>

(単位：件)

著作物の種類	年度						
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
語文	23	19	12	28	66	49	15
音楽	4	1	6	9	7	10	6
演劇	1	0	0	0	0	0	0
美術	6	8	18	11	2	10	11
建築	0	0	0	0	0	0	0
写真	5	73	1	9	5	8	41
映像	5	0	3	1	0	6	4
図形	1	0	0	0	0	0	1
コンピュータ プログラム	33	21*	30	19	9	36	30
2次的著作物	0	0	0	1	0	0	0
編集	1	1	2	2	2	4	6
著作隣接物	22	8	11	0	0	0	0
データベース	0	0	0	0	1	0	2
合計	101	131*	83	80	92	123	116

※出所：韓国著作権委員会、著作権統計（2019年8巻9号）；文化体育観光部著作権政策課
*斡旋が含まれている件数

第3節 その他の知的財産分野

1

植物新品種

表V-59<品種名称の登録状況及び拒絶決定の件数>

区分	合計		2015年まで		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶
食糧作物	1,696	5	1,402	4	56	1	104	0	64	0	63	0	7	0
野菜類	18,007	28	14,187	22	829	6	924	0	880	0	932	0	255	0
果樹類	1,572	3	1,155	3	85	0	114	0	100	0	104	0	14	0
花卉類	20,951	2	19,150	1	443	1	364	0	550	0	412	0	32	0
特用作物	645		513		27		31		42		25		7	
飼料作物	487	3	422	2	10	1	16	0	23	0	15	0	1	0
椎茸類	389		339		12		12		12		14		0	
その他類	4		4		0		0		0		0		0	

※出所：国立種子院ウェブサイト <http://www.seed.go.kr>

表V-60<植物新品種保護の出願及び登録状況（全体）>

2018.12.31時点

区分	合計		2013年まで		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録
食糧作物	1,313	1,090	963	765	62	67	80	66	61	56	85	66	62	70
野菜類	2,351	1,488	1,374	763	157	159	196	148	204	128	218	146	202	144
果樹類	795	445	468	258	55	18	45	59	60	34	89	29	78	47
花卉類	5,397	4,050	3,679	2,689	336	222	406	292	318	317	297	259	361	271
特用作物	419	296	299	177	22	18	28	43	26	19	23	24	23	15
飼料作物	77	50	49	27	3	6	11	6	5	4	2	-	7	7
椎茸類	284	184	180	92	18	7	25	33	22	26	22	11	17	15
山林園景樹	50	24	25	11	6	3	1	1	3	3	5	3	10	3
水産植物	36	15	12	-	4	5	6	4	5	1	4	3	5	2
山林その他	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

合計	10,724	7,644	7,051	4,784	661	505	798	652	704	588	745	541	765	574
----	--------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※出所：国立種子院ウェブサイト

表V-61<機関別品種保護の出願及び登録状況>

2018.12.31時点

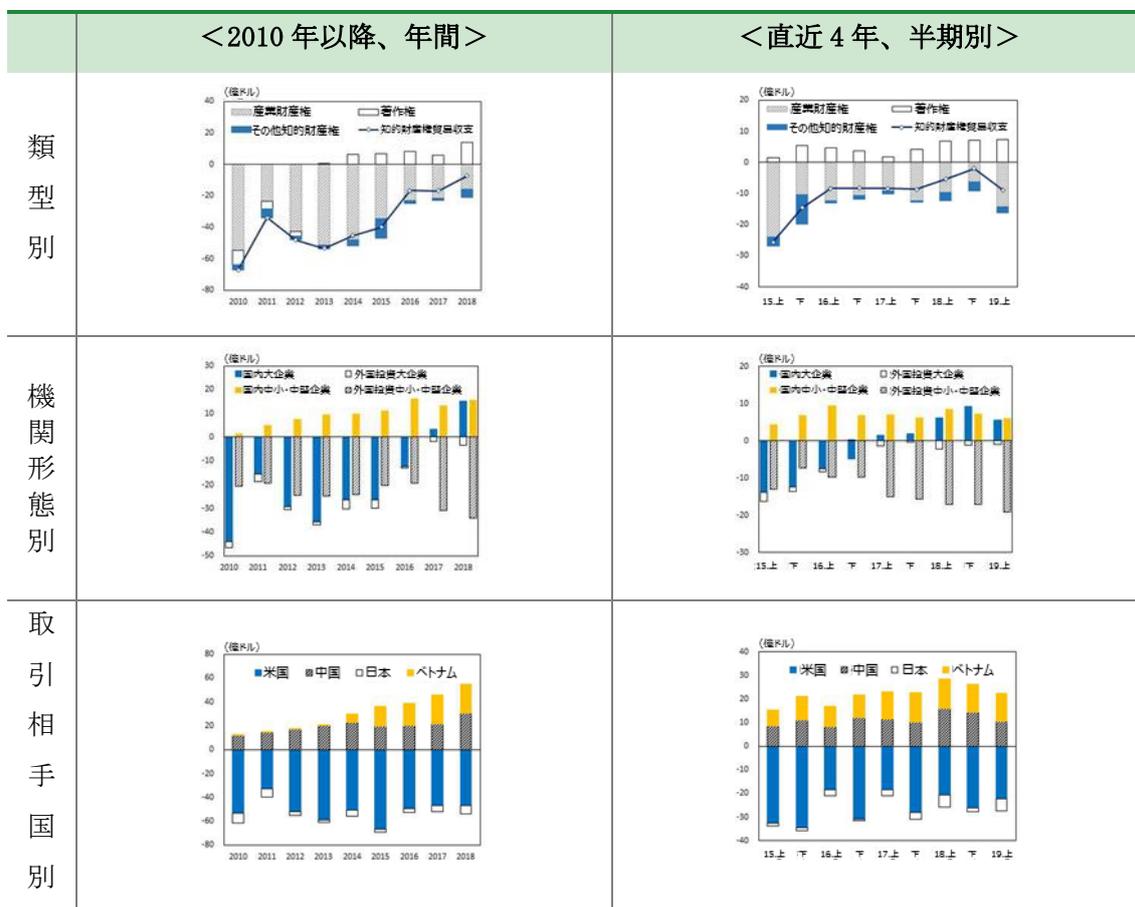
区分	合計	年度別の出願実績(件数)													
		2012年まで		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年			
		出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録		
国立種子院	小計	10,274	7,450	6,833	4,736	621	482	756	619	658	556	693	508	713	549
	食糧作物	1,313	1,090	963	765	62	67	80	66	61	56	85	66	62	70
	野菜類	2,339	1,479	1,368	763	155	158	195	145	203	127	216	143	202	143
	果樹類	690	403	413	243	45	13	38	52	51	29	79	25	64	41
	花卉類	5,283	4,008	3,635	2,679	322	218	390	286	311	310	277	250	348	265
	特用作物	370	275	268	171	20	15	25	41	16	16	21	18	20	14
	飼料作物	77	50	49	27	3	6	11	6	5	4	2	-	7	7
	椎茸類	202	145	137	88	14	5	17	23	11	14	13	6	10	9
山林品集管理センター	小計	414	179	206	48	36	18	36	29	41	31	48	30	47	23
	山果樹	105	42	55	15	10	5	7	7	9	5	10	4	14	6
	山林園景樹	50	24	25	11	6	3	1	1	3	3	5	3	10	3
	山菜	12	9	6	-	2	1	1	3	1	1	2	3	-	1
	野生花	114	42	44	10	14	4	16	6	7	7	20	9	13	6
	特用作物	49	21	31	6	-	3	3	2	10	3	2	6	3	1
	椎茸類	82	39	43	4	4	2	8	10	11	12	9	5	7	6
その他の作物	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水産物品種管理センター	小計	36	15	12	-	4	5	6	4	5	1	4	3	5	2
	水産植物	36	15	12	-	4	5	6	4	5	1	4	3	5	2
合計	10,724	7,644	7,051	4,784	661	505	798	652	704	588	745	541	765	574	

※出所：国立種子院ウェブサイト

1) 概観

韓国銀行は、2014年に「知的財産権における貿易収支の新規開発に向けたMOU」を締結して以来、2015年から毎年知的財産権における貿易収支を集計して発表している。2019年9月20日に韓国銀行が発表した報道資料によると、2019年上半期の韓国における知的財産権貿易収支は、類型別には特許及び実用新案権（13.4億ドル減）、機関形態別には外国人投資の中小・中堅企業（19.2億ドル減）、産業別には電気電子製品の製造業（5.5億ドル減）、取引相手国別には米国（23.3億ドル減）などを中心に8.8億ドルの赤字を記録した。

図V-8<知的財産権貿易収支の主な統計推移>



※出所：韓国銀行

2) 類型別

類型別でみると、産業財産権（14.3億ドル減）は赤字である一方、著作権（7.4億ドル）は黒字を記録した。産業財産権のうち、特許および実用新案権（13.4億ドル減）を中心に赤字を記録した。著作権のうち、研究開発およびソフトウェア著作権（8.2億ドル）は黒字を記録したのに対し、文化芸術著作権（0.9億ドル減）は赤字を記録した。

表 V-62 < 類型別の知的財産権貿易収支 >

(億ドル)

	2017	2018p	2017		2018p		2019p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.9	-7.2	-8.3	-8.6	-5.3	-1.9	-8.8
産業財産権	-21.5	-16.0	-9.2	-12.2	-9.7	-6.3	-14.3
特許及び実用新案権	-12.0	-16.5	-4.5	-7.5	-9.4	-7.1	-13.4
デザイン権	-1.5	-1.8	-0.7	-0.8	-1.0	-0.9	-0.8
商標及びフランチャイズ権	-7.9	2.3	-4.1	-3.9	0.7	1.6	-0.1
著作権	5.9	14.0	1.7	4.3	6.9	7.2	7.4
文化芸術著作権	-4.1	-3.5	-1.5	-2.6	-1.7	-1.7	-0.9
研究開発およびソフトウェア著作権	10.0	17.5	3.1	6.9	8.6	8.9	8.2
その他の知的財産権	-1.4	-5.3	-0.7	-0.6	-2.5	-2.8	-1.8
輸出	122.7	135.2	56.1	66.6	67.1	68.1	76.4
産業財産権	63.4	68.2	28.8	34.6	33.6	34.6	34.0
特許及び実用新案権	45.6	44.3	20.4	25.2	22.1	22.1	23.0
デザイン権	1.1	1.0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4
商標及びフランチャイズ権	16.7	22.9	7.9	8.7	11.0	11.9	10.6
著作権	58.4	66.0	26.7	31.7	33.0	33.1	41.7
文化芸術著作権	11.8	13.5	6.0	5.7	6.4	7.1	7.0
研究開発およびソフトウェア著作権	46.7	52.5	20.7	26.0	26.6	25.9	34.8
その他の知的財産権	0.9	1.0	0.6	0.3	0.5	0.4	0.7
輸入	139.6	142.4	64.4	75.1	72.4	70.0	85.2
産業財産権	84.9	84.1	38.1	46.8	43.3	40.9	48.3
特許及び実用新案権	57.6	60.7	24.9	32.8	31.5	29.2	36.4
デザイン権	2.7	2.8	1.2	1.4	1.4	1.4	1.2
商標及びフランチャイズ権	24.6	20.6	12.0	12.6	10.3	10.3	10.7
著作権	52.5	52.0	25.0	27.5	26.1	25.9	34.4
文化芸術著作権	15.8	17.0	7.5	8.4	8.1	8.9	7.8
研究開発及びソフトウェア著作権	36.7	35.0	17.5	19.1	18.0	17.0	26.6
その他の知的財産権	2.2	6.3	1.3	0.9	3.1	3.2	2.5

※出所：韓国銀行

3) 機関形態別

機関形態別の知的財産権貿易収支をみると、外国人投資の大企業（1.0億ドル減）および外国人投資の中小・中堅企業（19.2億ドル減）を中心に赤字を記録した。それに対し、韓国国内の大企業（5.5億ドル）および中小・中堅企業（6.0億ドル）は黒字を記録した。

表V-63<機関形態別の知的財産権貿易収支の推移>

(億ドル)

	2017	2018p	2017		2018p		2019p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.9	-7.2	-8.3	-8.6	-5.3	-1.9	-8.8
企業	-16.1	-6.9	-8.1	-8.0	-5.0	-1.8	-8.7
大企業	1.4	11.8	0.0	1.5	3.8	8.0	4.5
国内大企業	3.3	15.3	1.4	1.9	6.1	9.2	5.5
外国投資大企業	-1.8	-3.5	-1.4	-0.4	-2.3	-1.2	-1.0
中小・中堅企業	-17.6	-18.6	-8.1	-9.5	-8.8	-9.8	-13.3
国内中小・中堅企業	13.2	15.5	6.9	6.2	8.3	7.2	6.0
外国投資中小・中堅企業	-30.7	-34.1	-15.0	-15.7	-17.1	-17.0	-19.2
非営利法人及びその他	-0.8	-0.4	-0.2	-0.5	-0.3	-0.1	-0.1
輸出	122.7	135.2	56.1	66.6	67.1	68.1	76.4
企業	121.5	133.8	55.5	66.0	66.4	67.4	75.6
大企業	74.1	91.7	30.9	43.1	44.9	46.8	47.9
国内大企業	72.5	90.2	30.4	42.1	44.6	45.7	46.7
外国投資大企業	1.5	1.5	0.5	1.0	0.3	1.1	1.3
中小・中堅企業	47.4	42.1	24.5	22.9	21.5	20.6	27.7
国内中小・中堅企業	29.8	31.8	15.4	14.4	16.7	15.1	14.1
外国投資中小・中堅企業	17.7	10.3	9.2	8.5	4.8	5.5	13.6
非営利法人及びその他	1.2	1.3	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8
輸入	139.6	142.4	64.4	75.1	72.4	70.0	85.2
企業	137.6	140.7	63.6	74.0	71.5	69.2	84.3
国内大企業	72.6	79.9	31.0	41.7	41.1	38.8	43.4
国内大企業	69.3	75.0	29.0	40.2	38.5	36.5	41.1
外国投資大企業	3.4	5.0	1.9	1.4	2.6	2.3	2.3
国内中小・中堅企業	65.0	60.8	32.6	32.4	30.4	30.4	40.9
国内中小・中堅企業	16.6	16.3	8.4	8.1	8.5	7.9	8.1
外国投資中小・中堅企業	48.4	44.5	24.2	24.2	21.9	22.6	32.8

非営利法人及びその他	2.0	1.7	0.9	1.1	1.0	0.7	0.9
------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※出所：韓国銀行

4) 産業別

製造業（9.1億ドル減）は赤字を記録したのに対し、サービス業（0.7億ドル）は黒字を記録した。製造業のうち、電機電子製品（5.5億ドル減）、化学製品・医薬品（2.0億ドル減）、その他機械および設備（0.8億ドル減）が赤字、自動車・トレーラ（3.5億ドル）は黒字を記録した。サービス業のうち、卸売および小売業（2.2億ドル減）が赤字を記録し、出版・映像・放送通信・情報サービス業（4.3億ドル）は黒字を記録した。

表V-64<産業別の知的財産権貿易収支の推移（I）>

（億ドル）

	2017	2018p	2017		2018p		2019p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.9	-7.2	-8.3	-8.6	-5.3	-1.9	-8.8
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	-11.9	-12.1	-6.0	-5.8	-8.2	-3.9	-9.1
（化学製品・医薬品）	-3.1	-4.6	-1.9	-1.1	-2.5	-2.1	-2.0
（電機電子製品）	-8.1	-7.4	-3.0	-5.1	-3.9	-3.5	-5.5
（自動車・トレーラ）	7.7	9.2	2.5	5.2	2.6	6.6	3.5
（その他運送装備）	-2.0	-2.9	-1.0	-1.0	-1.5	-1.4	-0.8
電気、ガス、水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.4	-0.2	0.0	0.3	-0.1	-0.1	0.0
サービス業	-5.4	5.3	-2.3	-3.1	3.1	2.1	0.7
（卸売及び小売業）	-6.7	-3.0	-3.7	-3.0	-3.1	0.2	-2.2
（出版・映像・放送通信・情報）	4.6	11.8	3.4	1.2	8.5	3.2	4.3
その他	0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.2	0.0	-0.4

※出所：韓国銀行

表V-65<産業別の知的財産権貿易収支の推移（II）>

（億ドル）

	2017	2018p	2017		2018p		2019p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
輸出	122.7	135.2	56.1	66.6	67.1	68.1	76.4
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

製造業	62.6	67.6	27.4	35.2	33.0	34.6	35.5
(化学製品・医薬品)	1.3	0.7	0.7	0.5	0.2	0.5	0.9
(電気電子製品)	49.0	52.9	21.3	27.8	27.0	25.8	29.3
(自動車・トレーラ)	10.6	11.6	4.3	6.2	4.1	7.6	4.7
(その他運送装備)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電気、ガス、水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.8	0.3	0.2	0.6	0.2	0.1	0.2
サービス業	58.6	66.4	28.1	30.5	33.5	32.9	40.3
(卸売及び小売業)	2.3	6.0	1.2	1.1	1.1	4.9	1.9
(出版・映像・放送通信・情報)	51.0	54.7	24.6	26.3	30.0	24.7	35.0
その他	0.7	0.9	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5
輸入	139.6	142.4	64.4	75.1	72.4	70.0	85.2
農林漁業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	74.5	79.6	33.5	41.0	41.1	38.5	44.5
(化学製品・医薬品)	4.3	5.3	2.7	1.7	2.7	2.5	2.9
(電気電子製品)	57.1	60.3	24.2	32.9	31.0	29.3	34.8
(自動車・トレーラ)	2.8	2.4	1.8	1.0	1.5	1.0	1.3
(その他運送装備)	2.1	2.9	1.0	1.0	1.5	1.4	0.8
電気、ガス、水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	0.4	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
サービス業	64.0	61.1	30.5	33.5	30.4	30.7	39.6
(卸売及び小売業)	8.9	9.0	4.9	4.1	4.3	4.7	4.1
(出版・映像・放送通信・情報)	46.4	43.0	21.3	25.1	21.5	21.5	30.7
その他	0.6	1.2	0.3	0.3	0.6	0.5	0.9

※出所：韓国銀行

5) 取引相手国別

米国（22.3億ドル減）、日本（4.9億ドル減）、ドイツ（1.5億ドル減）などでは赤字を記録したのに対し、ベトナム（11.7億ドル）中国（10.5億ドル）などでは黒字を記録した。

表V-66<取引相手国別の知的財産権貿易収支の推移>

(億ドル)

	2017	2018p	2017		2018p		2019p
	年間	年間	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
収支	-16.9	-7.2	-8.3	-8.6	-5.3	-1.9	-8.8
米国	-46.6	-46.7	-18.4	-28.2	-20.6	-26.1	-22.3
中国	21.7	30.2	11.6	10.1	16.1	14.2	10.5
日本	-5.2	-7.0	-2.5	-2.7	-5.3	-1.7	-4.9
英国	4.5	0.7	2.3	2.2	-0.1	0.8	-2.5
ドイツ	-4.2	-4.1	-2.6	-1.6	-2.3	-1.8	-1.5
ベトナム	24.1	24.6	11.5	12.5	12.4	12.2	11.7
ブラジル	0.4	0.4	0.0	0.4	0.3	0.1	3.0
輸出	122.7	135.2	56.1	66.6	67.1	68.1	76.4
米国	20.6	22.0	8.1	12.5	11.7	10.3	11.8
中国	24.1	32.4	13.1	11.0	17.2	15.2	15.1
日本	4.1	4.4	2.2	1.9	2.1	2.2	2.4
英国	13.2	10.5	6.5	6.7	4.8	5.7	5.4
ドイツ	1.4	1.0	0.5	0.9	0.4	0.5	0.5
ベトナム	24.1	24.8	11.6	12.6	12.5	12.3	11.8
ブラジル	0.5	0.5	0.1	0.4	0.3	0.2	3.1
輸入	139.6	142.4	64.4	75.1	72.4	70.0	85.2
米国	67.2	68.7	26.5	40.7	32.3	36.4	34.2
中国	2.5	2.1	1.5	1.0	1.1	1.0	4.6
日本	9.2	11.3	4.6	4.6	7.4	3.9	7.3
英国	8.7	9.9	4.2	4.5	4.9	4.9	7.9
ドイツ	5.6	5.1	3.1	2.5	2.7	2.3	2.0
ベトナム	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
ブラジル	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1

※出所：韓国銀行

3

国際知的財産権保護指標

1) スイス国際経営開発院 (IMD)

スイス国際経営開発院 (International Institute for Management Development、IMD) は、毎年世界の 60 か国の国家競争力を評価し、「世界競争力年鑑」(World Competitiveness Year book) を発表している。評価体系は経済運用の成果、政府行政の効率、企業経営の効率、発展インフラなどの 4 部門と下位部門の 20 項目および 340 の指標で構成されている。

韓国における 2019 年の科学インフラの順位は 3 位で、2018 年 (7 位) より上がり、GDP 比総研究開発投資費の割合、国民 1 人当たりの研究開発投資、人口 1,000 名当たりの研究開

発人材、人口 1,000 名当たりの R&D の研究者数などの項目の順位が上がった。

一方、知的財産権の保護程度は 37 位で、前年（39 位）に比べて 2 段階上がった。

表 V-67<IMD の韓国における科学インフラ指標の状況>

区分		順位		順位の変化
		2018 年	2019 年	
科学インフラ		7	3	↑4
総研究開発投資	定量	5	5	-
GDP 比総研究開発投資の割合	定量	2	1	↑1
国民 1 人当たり研究開発投資	補助*	14	9	↑5
企業の研究開発費支出	定量	5	5	-
GDP 比企業研究開発費の割合	定量	2	2	-
総研究開発人材	定量	6	6	-
人口 1,000 名当たり研究開発人材	定量	8	5	↑3
企業の総研究開発人材	補助	6	6	-
人口 1,000 名当たり企業研究開発人材	補助	5	3	↑2
人口 1,000 名当たり R&D 研究者数	定量	3	2	↑1
出願人の国籍別特許出願件数	定量	4	4	-
人口 10 万名当たり出願人の国籍別特許出願件数	定量	3	3	-
出願人の国籍別特許登録件数	定量	4	4	-
人口 10 万名当たり出願人の国籍別権利有効の特許件数	定量	3	4	↓1
知的財産権の保護程度	アンケート	39	37	↑2

※出所：韓国科学技術企画評価院、2019IMD 世界競争力分析

*補助指標は実勢に部門別の順位評価には使われず、参考資料として活用

2) 世界経済フォーラム (WEF)

世界経済フォーラム (World Economic Forum、WEF) は毎年国別の競争力を評価し、世界競争力報告書 (Global Competitiveness Report) を発刊する。2019 年 10 月、「2019 世界競争力報告書 (Global Competitiveness Report 2019) を発表し、世界 141 か国を対象に環境、人的資源、市場、イノベーション生態系などの国家競争力を評価した指標別点数および順位をつけた。

2019 年の報告書によると世界 141 か国のうち、知的財産権の保護順位が最も高い国はフィンランド (6.5/7) であり、2 位はシンガポール (6.4/7)、3 位はスイス (6.3/7)、4 位はオランダ (6.1/7)、5 位は香港 (6.1/7) の順であった。韓国は 50 位 (4.6/7) で 2018 年 (47 位) に比べてやや下落した。

表V-68<WEFの韓国知的財産権保護指標>

評価指標	項目別順位	
	2018	2019
知的財産権の保護順位	47	50
国家競争力の総合順位 (順位/全体)	15/140	13/141

※出所：WEF, The Global Competitiveness Report 2019;The Global Competitiveness Report 2018

3) 世界イノベーション政策センター (GIPC)

世界イノベーション政策センター (Global Innovation Policy Center、GIPC) は、国際知的財産指数 (International IP Index) を通じて世界 50 か国の知的財産保護環境および執行レベルについて比較・分析した結果を発表している。「特許、著作権、商標権、営業秘密、IP 資産事業化、執行、制度の効率性、国際条約加盟および批准」など 8 カテゴリーを構成する計 45 指標に対して国別の知的財産環境を分析・評価する。

韓国における 2019 年の国際知的財産指数 (International IP Index) は、13 位で前年 (11 位) に比べて下落した。指標別にみると、8 の評価カテゴリーのうち韓国は「システムの効率性」、「特許、関連権利および制限」、「商標、関連権利および制限」は優秀である一方、「IP 資産事業化」、「営業秘密および関連権利」、「国際条約加盟および批准」は低いと評価された。

表V-69<GIPCの韓国国際知的財産指数>

評価カテゴリー	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		順位
	点数/指標数	指標数									
①特許、関連権利および制限	5.6	6*	5.25	6*	6.25	7*	7.5	8	7.5	8	2
②著作権、関連権利および制限	4.99	6	4.74	6	4.99	6	5.99	7	5.99	7	6
③商標、関連権利および制限	4.75	5	4.75	5	6.55	7	5.55	6	5.55	6	3
④営業秘密及び関連権利	2.1	3*	1.85	3*	2.6	4*	1.35	2	1.85	3	17
⑤IP 資産事業化							1.75	3	3.41	6	29
⑥執行	4.49	6	4.73	6	4.92	7	5.01	7	5.01	7	13
⑦システム効率性	-	-	-	-	-	-	3.0	3	3.75	4	2
⑧国際条約の加入および批准	2.0	4	2.0	4	3.0	4	3.0	4	3.0	4	16
総合点数	23.33	30	23.32	30	28.31	35	33.15	40	36.06	45	13

換算点数 (100点満点)	77.77	77.73	80.89	82.87	80.13
------------------	-------	-------	-------	-------	-------

※出所：韓国知識財産研究院、米国の世界イノベーション政策センター（GIPC）国際知的財産指数 2019：韓国の評価結果分析及び示唆点、深層分析報告書第 2019-3 号（2019. 3. 28）

※既存の①特許指標であった「医薬品に関する資料保護期間」は、2018 年以降、④の営業秘密指標に移動したため、韓国知識財産研究院でこれに合わせて 2015 年～2017 年の細部指標および結果を再構成したものである。

国家知識財産委員会 年次報告書 2019

発刊登録番号 12-B552783-000027-10

発行日 2020年3月

発行元：国家知識財産委員会 知識財産戦略企画団

世宗特別自治市ガラム路 194（オジン洞）世宗ファイナンスセンターⅡ608号

ウェブサイト <http://www.ipkorea.go.kr>

Tel. 044-202-4227